

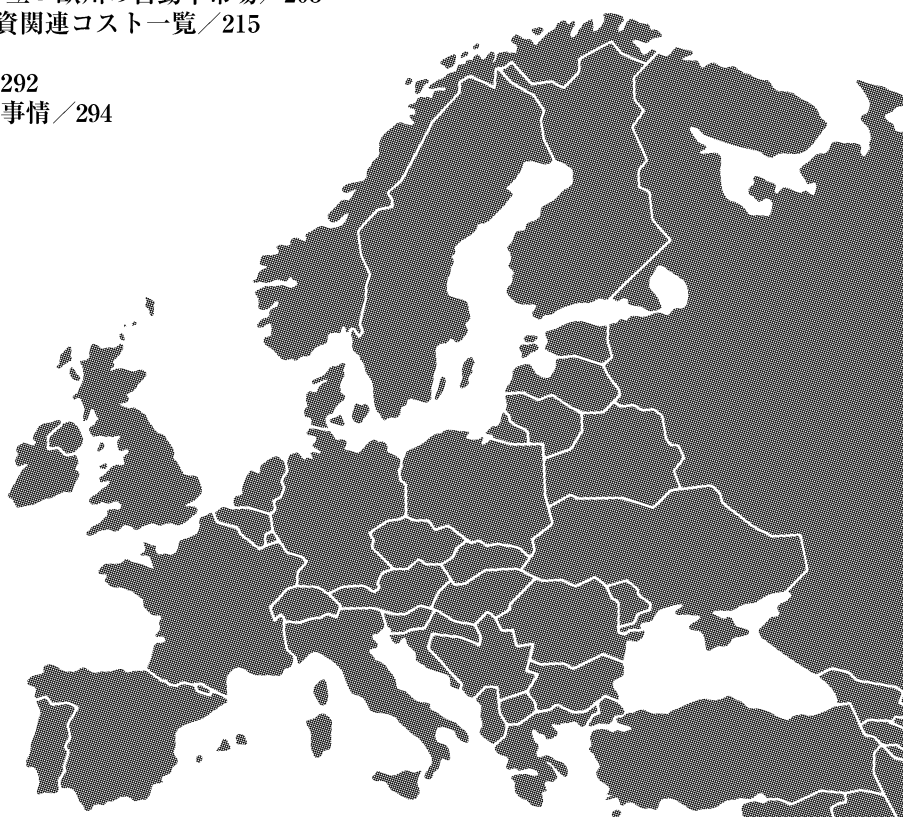
JETRO

ユーロトレンド

EURO TREND

NO.52 2002・5

- Report 1 ●EUにおける投資優遇税制の将来／2
Report 2 ●「有害」な優遇税制の行方（EU・OECD）／12
Report 3 ●日米欧間の租税関係／21
Report 4 ●有害な租税競争へのOECDの取り組み／33
Report 5 ●優遇税制は継続の見通し（オランダ）／37
Report 6 ●EU主要国の人件費コスト・シミュレーション／43
Report 7 ●金融緩和に転じた欧州中央銀行（ユーロ圏）／64
Report 8 ●EU消費財売買指令とドイツにおける国内法化の概要／76
Report 9 ●欧州拡大研究会報告（EU）／89
 －ラーケン宣言とEU拡大
 －拡大EUと中・東欧（CEEC）のEUへの経済統合化の進展
Report10 ●EU拡大と各国の取り組み（ハーモナイゼーション調査）
 （EU、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ブルガリア
 スロベニア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア）／103
Report11 ●コアビジネスの強化を図る製薬各社（欧州）／174
Report12 ●外注化で競争力を維持するエレクトロニクス産業（欧州）／179
Report13 ●ドイツにおける食品リサイクルの法的基盤／191
Report14 ●ドイツ小売業における食品廃棄物の発生抑制と再資源化／199
Report15 ●PSAの伸びが目立つ欧州の自動車市場／203
Report16 ●欧州・CISの投資関連コスト一覧／215
 クロノロジー●／274
統計資料●主要経済指標／292
中・東欧ミニ情報●ホテル事情／294



EUにおける投資優遇税制の将来

海外調査部欧州課

本レポートは、ジェトロ欧州課が主催した「欧州税制研究会」の座長である、早稲田大学法学部教授の須網隆夫氏に、EU加盟国、特に英国、ベルギー、ルクセンブルクの投資優遇措置の行方と日系企業への影響について現地調査を依頼し、執筆頂いたものである。

1. 問題の所在

欧州連合（EU）では、税制度を決定し、課税を行う権限は、なお原則として加盟国がこれを保持している。そのため少なからぬ加盟国は、自国内に外国企業（EU域内・域外を問わず）を誘致することを目的として、さまざまな投資優遇税制を整備している。

税制が、企業立地の場所決定に少なからぬ影響を与えることは言うまでもない。例えば、最近オランダからデンマークへの投資が急増していることが報告されているが、その理由として、1999年の税法改正の結果、デンマークにおける持株会社設立が有利となり、オランダに存在していた持株会社をデンマークに移動させた企業が少なくなかったことが指摘されることは、その好例であろう。

昨年の本誌49号に掲載された諸論稿は、EUレベルで、加盟国の投資優遇税制に対して

どのような対応がなされているかを明らかにしている。残る問題は、それでは、各加盟国はそのようなEUの対応に、どのように応じようとしているかである。

筆者は、2001年12月に、イギリス・ベルギー・ルクセンブルクの3カ国を訪問する機会を与えられ、各加盟国の税制当局・欧州委員会・法律事務所・会計事務所・投資誘致機関・日系企業などにおいて、担当者とインタビューを行い、合わせて各種の資料を収集した。本報告は、この調査の結果に基づくものである。具体的な加盟国レベルの対応を把握することにより、今後のEUに進出しようとする企業、また既に進出している企業の意思決定に役立てば幸いである。なお、聞き取り調査に基づく記述については、調査の性格上不正確な部分があり得ることを予めご容赦頂きたい。しかし、加盟国レベルに見られる全体的な傾向は、本稿の記述により、相当程度

.....

明確になったものと思う。また、2002年3月号には、筆者の講演録が掲載されているので、あわせてご参照頂きたい。但し、タイトルの「課税国税法」は、「加盟国税法」の誤記である。ここにお詫びして訂正させて頂きたい。

2. 投資優遇税制に対するEUによる規制

投資優遇税制に対するEUの規制を本報告の冒頭に確認しておく。優遇税制に対する規制は、大別して、以下の2つの方向から行われている。

第一は、いわゆる「税制パッケージ」である^(注1)。EUの蔵相理事会は、1997年12月に、税に係わる、加盟国間の有害な競争に対抗することを目的として、「税制パッケージ」の枠組みについて合意した。パッケージは、3つの要素から成り立っている。それらは(1)企業活動の場所決定に実質的な影響を与える優遇税制を対象とする「行動要綱(行動規範)(Code of Conduct)」、(2)貯蓄から生じる利子所得などに対する課税を扱う「利子課税指令」、(3)国境を越えて支払われる関連会社間の利子およびロイヤリティーへの源泉徴収税の廃止を目指す「ロイヤリティー指令」である。注意すべきことに、これら3つは一つのパッケージとして、一体のものとして扱われている。欧州理事会は、2002年末までに、これらの指令を実際に採択し、パッケージを実施するよう理事会に求めている。

最近の議論は、「利子課税指令」案に集中している傾向があるが、行動要綱に基づいて、域内の競争を歪める投資優遇税制を排除する

過程は、パッケージに関する合意の直後に開始されている。すなわち、要綱は、税制に関する有害な競争を排除することを目的とし、加盟国に有害な税制を新たに導入しないように約束させ、さらに既存の税制を再検討するよう求めている。そして行動要綱に基づき、要綱に照らして加盟国税制を検討するために、専門家によって構成される「検討部会(議長の名前をとって、「プリマロロ・グループ」と呼ばれる)」が設置された。検討部会は、理事会の下に設けられた作業グループであり、委員会もその活動を支援した。98年から翌年にかけて、検討部会は、加盟国が実施する、有害な優遇税制に該当する可能性のある約200の優遇税制について、有害な税制に該当するか否かを審査・検討した。同部会が、有害性の判断について考慮する基準は、(1)税に関する利益が、非居住者あるいは非居住者との取引にのみ適用されるか否か、(2)利益は国内市場から遮断されているか、(3)利益は現実の経済活動ないし実質的な経済的実体なしに認められるか、(4)多国籍企業グループ内での活動に関して利益を決定する基準が、国際的基準、特にOECDにおいて合意された原則から逸脱しているか否か、(5)租税措置が透明性を欠いているか否かであった。

そして検討部会は、検討の結果を、1999年11月に蔵相理事会に報告した。そこでは、加盟国の66の措置について、有害であるとの判断が示されている^(注2)。この判断は、委員会によっても支持されている。しかし、一部加盟国の反対により、有害な租税措置は公式に

(注1) 須網隆夫「EUの税制調和化について一税制分野での構造改革(第2章)」『欧州におけるグローバル経済化と構造改革の課題に関する調査研究』(国際貿易投資研究所・2001年)19-20頁; Commission, Towards tax co-ordination in the European Union, A package to tackle harmful tax competition, COM(97) 495 final (1 October 1997)

(注2) European Taxation, September 2000, at 426-39; Report of the Code of Conduct group on business taxation as submitted to the ECOFIN Council on 29 November 1999, para.11.

は特定されておらず^(注3)、2002年末までに合意することが予定されている。ところで行動要綱は、理事会によって決議として採択されているが、政治的な文書であり、法的拘束力を有するものではないことに注意を要する。その意味では、加盟国は、他の加盟国からの政治的批難を甘受すれば、要綱に従わずに、有害な税制を維持することも可能である。

第二は、「国家援助(State Aids)規制」(EC条約87条以下)である。国家援助規制とは、加盟国が、事業者に、個別的に与える補助金・税制上の優遇措置などの援助を規制するものであり、EU競争法の不可欠な一部を構成している^(注4)。加盟国が国内企業に援助を与えることは、他加盟国企業との関連において、国内企業の競争上の地位を改善し、EU域内の競争を歪めるものである。そのため、国家援助は、原則として禁止され、例外的に認容される場合も、多くの場合は、個々に委員会に届け出て、その認可を得る必要がある。詳細は、本誌49号の論稿に譲るが、これまで国家援助規制を加盟国税制に対して適用した例は、ほとんどなかったと思われる。すなわち、国家援助規制は、特定企業に与えられる補助金・その他の優遇措置には適用されてきたが、より一般的な税制は、適用の理論的可能性は肯定されてはいても、実際には、その対象外であったと思われる。その意味では、委員会の政策について方向転換が行われたと言って良からう。このことを示すのが、1998年に出された「直接税に対する国家援助禁止規定の適用に関する告示」であり^(注5)、行動要綱を前提に、租税優遇措置に対する委員会考え方を包括的に示している。このよう

な委員会の政策変更の背景には、1990年代に進んだEUをめぐる状況の変化がある。その一つは、域内市場の完成である。1990年代前半には、域内市場統合計画により、残存していた多くの非関税障壁が取り除かれた。そのため、それ以前は認識されなかった優遇税制の競争阻害効果がより強く認識されるようになったと思われる。加えて、経済通貨同盟への参加基準を達成するために、加盟国は財政赤字の減少を迫られ、税収を確保する必要性が強く認識されたことも影響している可能性もある。いずれにせよ、委員会は、優遇税制に対する国家援助規制の適用に積極的な態度を示し、2001年12月の時点では、加盟国の15の優遇措置に対して、調査が正式に開始されている。後述するように、今回の調査対象国の措置の中にも調査が開始されているものが少なくない。

国家援助規制については、行動要綱とは法的意味が異なることを理解する必要がある。両者の究極の目的は共通しているが、行動要綱が政治的な意味を持つに止まるのに対して、国家援助規制は明確な法的規制である。例えば、国家援助規制の場合には、加盟国の行為が違法と判断されると、違法な援助を受け取った企業は、国内法に従った利得を付して、受け取った援助を加盟国に返還しなければならない^(注6)。このことが投資した企業に大きな影響を及ぼすことは言うまでもなく、その意味で国家援助規制の適用は、行動要綱よりも深刻に受け止められざるを得ない。そして、「税制パッケージ」を所管する委員会の「税制・関税総局」は、国家援助を含む競争政策を所管する

(注3) 森真成「国家補助禁止規定と有害な租税競争(EU)」ユーロトレンド49号(2001年)11頁

(注4) 須網隆夫「国家援助規制(第2章第2節)」長部重康・田中友義編著『統合ヨーロッパの焦点』(ジェトロ・1998年)47頁以下。

(注5) 森・前掲(注3)11頁。

(注6) 須網・前掲(注4)62頁。

.....

「競争総局」と緊密に連携しており、調査の開始には、税制・関税総局の意向が反映していると見られる。委員会としては、適用可能な場合は、国家援助規制を適用しながら、それが無理な場合には政治的圧力に頼るという使い分けをしながら、目的を達成しようとしているのであろう。

それでは、各加盟国の行動要綱・国家援助規制に対する対応を、調査対象国三国について概観しよう。

3. 各加盟国の有害税制への対応

(1) 英国の場合

英国本土

英国の場合には、英国本土と海外領土とを区別して議論しなければならない。英国本土では、「産業振興地域 (Enterprise Zones)」・「北アイルランドの中小企業」・「映画産業」・「加速償却のための特別スキーム」などが、検討部会の検討対象に挙げられていた。しかし検討部会は、結論としてそれらには有害性を認めなかった。

例えば、「産業振興地域 (Enterprise Zones)」は、英国政府により10年の期限で指定される地域であり、その地域の産業活性化を目的に、商工業用建物に課される地方税の免除と商工業用建物に係わる支出を、初年度に100%減価償却が可能という恩典を進出企業に与えるものである。産業振興地域は、検討部会が、有害である可能性があるとして検討対象とした税制には含まれていた。しかし、検討部会の報告は、その有害性を認めなかった。そのため、現時点では、これを廃止ないし改正する動きは生じていない。

英国本土は、労使関係が柔軟であるなど、一般的な投資環境自体が優れているために、外国企業の誘致にそれほど苦勞していない。そのため、政府も投資優遇税制をそれほど重視していない印象がある。むしろ英国には、行動要綱によって、他の加盟国の優遇税制が

廃止される結果、英国の立場が相対的に有利になるとの意見もある。例えば、ベルギーのコーディネーションセンターが廃止されれば、英国本土に本社を置く企業は増加するであろうと認識されている。その意味では、行動要綱は、英国には利益をもたらすものである。

海外領土

英国の優遇税制は、本土よりもジブラルタルおよび海外領土に顕著である。海外領土は、独自の立法権を有し、租制主権を保持している。そのため、本土の税法をそのまま採用している場合もあるが、他方独自の税制を整備していることもある。そして、これらの地域では、投資勧誘のために税制の果たす役割は大きく、ジブラルタルを始め、ジャージー諸島は、OECDにより国際通商を損なう「タックス・ヘブン」であると認定されている。これらの地域の優遇税制は、多くの金融会社によって利用されており、在英国の日本企業の中にもこれを利用しているものがある。特にジブラルタルには、「ジブラルタル1992年会社」を始め、保険会社の利用を想定したさまざまな優遇税制があり、EUにおける重要なオフ・ショアの金融センターとなっている。

そして、これらの優遇税制には、検討部会により、有害であると判断されたものが少なくない。例えば、検討部会は、ジブラルタルについて「ジブラルタル1992年会社」・「限定的なオフショア会社ルール (Qualifying (offshore) Companies and Captive Insurance)」・「課税免除オフショア会社ルール (Exempt (offshore) Companies and Captive Insurance)」の有害性を認定し、その他ヴァージン諸島・マン島・ジャージー諸島などについても、多くの税制が有害であると認定している。さらに委員会は、2001年7月に、ジブラルタルの「限定的なオフショア会社ルール」と「課税免除オフショア会社ルール」に対して、国家援助

規制違反を理由とする正式な調査手続の開始を決定した^(注7)。前者は、2%から18%の弾力的な税率を適用するものであり、後者は、利益に対する課税を免除するものである。これらの調査に対して、英国政府は、少なくとも当面は、現行制度を維持する意向である。しかし、前述のように国家援助規制の適用に抵抗することは容易ではなく、他の加盟国の動向によっては、変更に応じるであろうと予測されている。但し、英国政府は、必ずしもその意思を海外領土に強制できない点に問題が残る。

以上のような事情により、行動要綱に対する英国の態度は、複雑なものとならざるを得ない。

(2) ベルギーの場合

ベルギーは伝統的に外国資本の誘致に積極的であり、多様な優遇税制が整備されている。ベルギーの一般的な投資環境は、隣国のオランダと大差がなく、企業は、進出先の決定にあたって、両国の税制を比較する傾向にある。このため、ベルギーは、自国の税制を構想する際に、常にオランダの税制、特に優遇税制を意識せざるを得ない状況にある。

検討部会の報告により有害と認定された税制は、「コーディネーション・センター」、「ディストリビューション・センター」、「サービス・センター」など5つの措置であった。特に、「コーディネーション・センター」は、最も有名で、広く利用されている制度であり、多国籍企業がグループ企業の統括を目的とする本社機能をベルギーに置いた場合に、さまざまな税制上の恩典を与える制度である。優遇措置の内容としては、第一に、法人税の減

免がある。課税所得は、センターの利益をもとに算出されるのではなく、センターの運営経費から一定の経費を控除したものに、さらに一定のパーセンテージを掛けたものを課税所得とする「コスト・プラス方式」が採用されている。このことは、センターは、グループ企業に提供したサービスの対価として受取った所得に対する課税を実質的に回避できることを意味する^(注8)。多国籍企業グループにとって、グループ企業の利益を圧縮できることによる減税効果とともに、センターに大きな資金を事実上無税で蓄積できるために、EU域内・域外を問わず、多くの多国籍企業がこの制度を利用して、ベルギーに統括会社を設け、雇用の創出にも大きく貢献してきたのである。しかるに委員会は、2001年7月に、センターが国家援助規制に違反することを理由に、違法状態を解消させるために適当な措置を取るようベルギー政府に提案し^(注9)、さらに同年11月に正式調査を開始した。

しかしベルギー政府は、このような状況下においても、制度を可能な限り維持しようとしている。すなわち政府は、現行制度の適用を2005年まで継続することを明確にしている。センターの認可が2005年以前に期間満了する場合には、公式には何も表明されていないが、政府はさらに10年間の期限で延長を認めるだろうと観測されている。この場合には、行動要綱と矛盾することになるが、政府は、優遇税制から、有害な特徴を除去することだけを約束したものであり、制度自体の廃止を約束したわけではないと理解している。むしろ2002年中に「税制パッケージ」について合意が得られなければ(委員会は、合意が得られると考えている)、行動要綱は凍

(注7) 森・前掲(注3)13頁。

(注8) 須網隆夫「日本企業のEU域内への投資と税務 ベルギーの投資優遇税制を中心に」明治学院大学法学部立法研究会編『日本をめぐる国際租税環境』(信山社・1997年)52頁以下。

(注9) 森・前掲(注3)13頁。

結される可能性があるとしている。このように行動要綱自体には同意しながらも、政府は、現行制度の廃止を考えてはいないのである。ベルギーを多国籍企業グループの本社所在地として良好な環境に整備していく方針は、1950年代以降一貫した政府の方針であり、これが変化するとは考えにくい。たしかに行動要綱との関係では、このような対応は法的には可能である。しかし、調査手続が開始されている国家援助規制との関係ではどうだろうか。同規制は強制力を持つので、行動要綱のように無視はできないはずである。しかしベルギー政府は、委員会の調査を争う姿勢を明確にしている。注意すべきことは、政府は、国家援助規制の適用を争う十分な理由があると考えていることである。その理由とは、コーディネーション・センターについては、1980年代以降、委員会がその適法性を2度に渡って承認していることである。このため、他の加盟国の優遇税制とは事情が異なり、委員会の主張には弱点があるとベルギー政府は考えている。そのような事情を考慮すれば、仮にセンターが違法と判断されたとしても、その効果は将来に対して禁止できるだけであり、企業が過去に受取った利益の返還を要求されるはずはないと政府は考えており、このことが、委員会に対して強硬な態度に出られる一因でもあろう。但し、政府は柔軟な対応も用意している。前述の昨年7月の委員会提案以降、新しい立法を策定するための作業グループが任命され、2002年には法案がまとまる予定であり、政府はこれを基に委員会と議論する用意がある。もし、委員会が新法案に納得すれば、それに沿った立法が2002年中になされるであろう。いずれにせよ新法も現在と同等の利益を企業に与えるものとなる。

コーディネーション・センター以外の他のセンターは、税負担についての予測可能性に

は資するが、それ自体により無税の資金を作り出すものではない。すなわち、「ディストリビューション・センター」には、通常の法人税が課され、センターと他の会社との間の移転価格は適正なものでなければならない。但し、センターの課税所得が営業費用の5%を下回らない限りは、グループ会社間の取引価格は適正と認められる。また、「サービス・センター」は、人件費以外の費用についてコスト・プラス方式を採用しているが、委員会は、コスト・プラス方式を採用する場合には、すべての費用を対象にしなければならないとの立場を取っている。政府は、その部分だけを修正する予定である。もっとも、後述のように一般的な「タックス・ルーリング」の制度を導入した場合には、サービス・センター、ディストリビューション・センターの必要性はなくなり、ルーリング制度によって置き換えられることになる。

(3) ルクセンブルクの場合

ルクセンブルクも、ベルギーと同様に、外国企業の誘致に熱心な国であり、行動要綱との関連で有害性が問題にされた措置の他にも、相当数の優遇税制が存在している。

前述の検討部会報告では、ルクセンブルクに関しては、「コーディネーション・センター」・「1929年持株会社」・「ルクセンブルク金融会社」・「再保険に関する変動準備金」・「金融支店」が有害な措置であると認定されている。そして委員会は、2001年7月に、「コーディネーション・センター」と「金融会社」の両者に対して、国家援助違反を理由に、正式に調査手続きの開始を決定した^(注10)。

ルクセンブルク政府の対応は、対象とされた制度によって異なる。まず、ルクセンブルク政府は、「コーディネーションセンター」

(注10) 森・前掲(注3)13頁。

と「ルクセンブルク金融会社」については、調査開始以前に既に廃止している。そのため、調査開始の正当性が疑問視されている。前者は、多国籍に活動するルクセンブルク居住会社に、事案ごとにルーリングを与える制度であり、センターの課税利益は、コスト・プラス方式によって算定される。後者は、やはり多国籍企業グループの一員である金融会社に、事案ごとに特別な扱いを認める制度である。金融会社は、通常の税金を利益に課されるが、貸出し債権額の0.25%が認められる最低の利益であり、これはさらに0.125%に減額される余地もある。また、他国で徴収された源泉税は、利益から控除できる。

これに対して、他の制度については、必ずしも廃止が決定しているわけではない。すなわち、「金融支店」は、ルクセンブルク外の支店による活動が主であるルクセンブルク会社が、本店と海外支店間における利益の配分について税務当局から確認を得る制度である。租税条約を締結しているスイスとの関係で問題が生じ、単純に廃止を決定できない。また「持株会社」は、他の会社の株式取得と取得した株式の管理を目的とする持株会社を優遇する制度であり、行政実務として、特定形態の持株会社には特別の規則が適用される。特に金融持株会社に対しては、自己の現金資金（キャッシュフロー）を柔軟に運用することが認められており、関連会社への資金供給が可能である。そして、持株会社の税負担は少なく、払込資本金の1%の「資本寄付税（capital contribution tax）」と0.2%の「申込み税（subscription duty）」の支払いだけが求められ、法人税を含むその他の税は課されていない。持株会社は、ルクセンブルクにおける優遇税制の代表的なものであり、銀行部門で1400を越える会社がこれを利用しており、もしこの制度を維持することができなくなれば、特に銀行部門に対する影響は計り知れない。持株会社制度について、現時点では

廃止するか修正するか、政府の方針は決定していない。しかし、そのような深刻な影響を考慮すると、これが簡単に廃止されるとは思えず、他加盟国のコーディネーション・センターが廃止されない限り、部分的な修正は考えられるにせよ、制度自体は存続する可能性が大きいだろう。政府は、持株会社は、EC条約の締結以前から存在している制度であり、国家援助規制との関係でも正当化できると考えている。また仮に違法とされても、ベルギーのコーディネーション・センターの場合と同様に、これまでの利得の返還を求められることはなかろう。

なお、検討部会における検討・審査の対象となりながら、最終的には有害とは認定されなかった諸制度があるが、それらの措置については、政府は、当面は維持する意向である。

4．投資優遇税制の将来

以上のような加盟国レベルでの状況を踏まえると、EU内の投資優遇税制の将来は、どのようなものになるのであろうか。

(1) 税に関する競争の継続

外国企業による投資は、加盟国各国の経済にとって、程度の差こそあれ、重要な位置を占めている。そして行動要綱は、企業の投資先の決定に影響を及ぼす有害な税制を排除することを求めているが、そのことは税に関する公正な競争まで全面的に排除することを意味していない。そのため各国は、他の加盟国との関係において、企業にとって自国の税環境をより魅力的なものとするように、引き続き税制についての競争を継続すると考えられる。

そして実際にも、各国は、現在も企業に対する税環境の整備に熱心である。例えば、英国では、2000年に英国版連結納税制度である「グループ・リリーフ」の適用対象企業が拡大され、外国企業にとって、より利用しやす

.....

いものとなった。また、地域レベルでも、各地域は、投資に対するインセンティブを競い合っている。日本からの対英直接投資は増加傾向にあるが、例えば、イングランド中部のヨークシャー・ハンバー地域には、現在、製造拠点と販社・流通拠点を合わせて、43社の日系企業が進出している。そして、同地域内には、「産業振興地域」などさまざまな援助地域が指定されており、EUでも最高レベルの財政面での支援が可能と紹介されている。同地域内に指定された産業振興地域は、1995年に指定されているので2005年まで利用可能である。さらに援助地域に指定された地域では、「地域別選別援助補助金」が利用可能であり、適格と認められたプロジェクトには、当初3年間の事業計画における投下資本と雇用創出数に基づいて算定される補助金が支払われる。ちなみに同補助金は、検討部会の検討対象とはなっていない。ヨークシャー・ハンバー地域は、産業インフラとしては、他地域と大きな差はなく、投資先として特色を出すことが容易ではなかった。そこで大きな役割を果たしたのが、これらの投資優遇税制であり、地域別選別援助による最高レベルの補助金が受けられる「Tier1」の地域では、資本支出額50万ポンドを超える適格投資プロジェクトに対して、さまざまな措置を利用することより^(注11)、投資額の概ね15ないし30%の補助金を得ることが可能と説明されているのである。

(2) 有害税制の将来

各国の優遇税制が、将来、全面的に廃止されるわけではないことは明らかである。それでは、検討部会により、有害と認定された優遇税制については、どうであろうか。それらの将来も、必ずしも明確ではない。

有害税制の改革は、主として政治的手段に

より進められるため、時間がかかる。しかし委員会は、行動要綱に法的拘束力がないことを前提にしながらも、EU内において有害税制の廃止が、部分的にせよ前進すれば、現在廃止に反対している加盟国も、その立場を維持し続けることは困難だろうと比較的楽観している。すなわち、域内で相当数の加盟国においてある程度の前進があると、他の加盟国もそれに追随するのは、EUではよく見られるプロセスであり、行動要綱は、政治的合意ではあるが、全ての加盟国が政治的にせよ約束したことの意義を過小評価すべきではないと考えているのである。行動要綱は、立法ではないが、その採択のためには多くの時間と労力が既に投下されており、その意味は小さくないというのである。OECDでも同様の議論が平行して進んでいることも、このような見方を補強する。有害税制のうち多くの措置が、国家援助の対象となることも考慮すべき要素であろう。

しかし他方では、多くの加盟国は有害税制の改革に消極的であり、行動要綱に基づく改革は、実際には進展しないだろうとの観測がある。前述したベルギー・ルクセンブルクの対応を見る限り、たしかに加盟国は、有害性の認定にも係わらず、自国経済にとって重要な優遇税制については、可能な限り維持しようとしており、そのために妥協の道を模索することになるであろう。繰り返しになるが、行動要綱は、優遇税制それ自体の廃止を目的としているわけではなく、競争に対する有害性を除去することを目的としている。その意味では、加盟国が、有害性を除去するために、制度を部分的に修正し、制度自体は存続させようとするのは、当然予測される対応と言う事ができよう。

(注11) 例えば、1雇用あたり約5000ポンドの補助金が支給される。

5. 企業に係わる税制の将来

もっとも、行動要綱が合意された結果、優遇税制の利用が、従来と比べて不自由になったことは間違いない。このため加盟国は、優遇税制とともに、行動要綱の対象外の措置によって、外国投資を勧誘しようとする。それが、企業税制一般の改革である。企業に対して、一般的に適用される税制は、行動要綱の対象ではない。このため幾つかの加盟国は、一般的な税制自体を企業にとって有利な方向に改正し、他の加盟国よりも好ましい税環境を整備して、企業を誘致しようとしている。

その第一は、法人税率の引き下げである。優遇税制とともに、投資先の決定にあたって、法人税率が重要な要素となることは、容易に推測できるところであり、今回の日系企業への調査結果もそれを裏付けていた。最近の加盟国の法人税率を比較すると、30%台に設定している国が多い。すなわち、ベルギーの法人税率は、基本的に39%（但し、所得により過重され、軽減税率がある）であり、フランスは33.33%、デンマークは30%、フィンランド28%、オーストリア34%、ギリシャ37.5%、オランダ35%、ポルトガル32%、スペイン30%（他に地方商工会議所付加税1.5%）、イタリア36%、ルクセンブルク30%（この他、始業保険掛け金1%、地方事業税9.09%で、総合実効税率39.09%）などである（2001年8月現在）。これに対して、アイルランドは、現在20%の税率を2002年度に16%、2003年度に12.5%と段階的に引き下げる予定である。その結果、同国の法人税率は、他の加盟国よりも著しく有利となる^(注12)。またルクセンブルクも、法人税率を引き下げる予定

であり、2001年末に法案が採択された。これによると、2001年度に30%であった税率は、2002年度は22%に引き下げられ、法人税以外の住民税・事業税などの企業の負う税負担も、やはり引き下げの方向にある。そして、委員会は、税率については、原則として加盟国の権限であると考えている。このような委員会の立場には批判もある。1992年に税制改革を提言した「ルディング委員会」のメンバーであったカトリックルーヴァン大学（ベルギー）のVanistendael教授は、競争に対する効果の点では同じであるから、加盟国の定める税率の引き下げ競争に制限が無いのはおかしいと委員会の対応を批判している。もっとも委員会も税率についてまったく無関心であるわけではなく、アイルランドのような著しく低い法人税率については、行動要綱の観点から検討している。著しく低い税率を公正と捉えるか、不公正と捉えるかについては、加盟国間においても議論が分かれており、委員会は、公正なレベルがどこまでかを研究しているが、なお結論は出ていない^(注13)。

第二に、税負担の大きさとともに重要であるのが、税の予測可能性であり、その意味では、税務当局が自らの判断を事前に示す「タックス・ルーリング」が大きな役割を果たす。例えば、オランダにおいて「タックス・ルーリング」が広く行われていることは有名であるが、ルクセンブルクでも、税法の適用・解釈を予め確認するためにルーリングが頻繁に活用されており、企業に高く評価されている。このため、ベルギーも、税環境整備の一環として、一般的な「タックス・ルーリング」の制度を導入することを検討している。ベルギー政府も、ルーリングは、納税者の法的

(注12) 村井正「域内税制調和への取り組み（EU）- 共通化・調整（協調）・競争」ユーロトレンド49号（2001年）5頁。

(注13) なお、委員会の企業税制に対する最近の考え方を示すものとしては、Commission, Towards an Internal Market without tax obstacles, A strategy for providing companies with a consolidated corporate tax base for their EU-wide activities, COM (2001) 582 final (23 October 2001) がある。

.....

な保障にとって重要であると考えているのである。

6 . 最後に

(1) 優遇税制の限界

優遇税制は、投資場所の決定にあたって無視できない要素ではあるが、なお多くの要素の一つであることを理解すべきであり、その意味では、有害税制の影響・効果を過度に重視することには疑問がある。例えば、労働力の質、資金調達に影響する金融インフラ、言語、一般的な法制度、市場に関する情報入手の容易さなど、産業ごとに、さまざまな要因を総合的に考慮することによって、投資先が決定される。特に、日本企業の場合には、労使関係の良好さを重視する傾向がある。

しかし、これらのインフラが同じである場合には、税制上の差は、決定的な要素となりがねない。実際にも、投資優遇税制は、投資先について一定の絞込みがなされた後に、考慮される傾向がある。また、投資プロジェクトに必要な資金が若干不足するというような状況の場合にも、優遇税制は効果的である。このように優遇税制の効果が場面により異なることは、その有害性を判断する際にも考慮されるべきであろう。

なお、優遇税制の効果を判断するには、その税制の安定性についても考慮すべきである。頻繁に法改正が行われる場合は、現時点での利益が将来も得られるとは限らないからである。

(2) 日本企業と優遇税制

欧米企業に比して、日本企業は、一般に優遇税制に対する感受性が低いように思われる。そのような印象は、特に複雑な構造を持った税制について妥当する。例えば、欧米の多国籍企業は、ベルギーのコーディネーション・センターを活発に利用してきた。しかし日本企業は、これをあまり利用せず、むしろ制度の使いにくさを指摘することが少なくなかった。しかし、今回の調査では、欧州に広く子会社を展開している日本企業の中に、センターを極めてうまく利用しているものがあることが判明した。そこでは、オランダの金融会社を利用して資金を調達し、その資金をコーディネーション・センターを介して、各子会社に供給していた。その企業に特徴的なことは、制度の利用が、現地人スタッフのイニシアチブの下に行われていることである。このことは、センターの不人気の原因が、制度自体にではなく、その制度を理解し、活用するスタッフの側にあった可能性を示唆している。日本国内では、精緻な優遇税制はほとんど存在しない。そのために、日本国内ではその種の税制の利用に不可欠なノウハウが十分に蓄積されにくく、日本人スタッフだけでは、制度に十分対応できないのではないかと懸念されるのである。

なお、未筆ながら、本調査に多大のご協力を頂いた、ジェトロ・ロンドン事務所、同ブリュッセル事務所の方々に、この場を借りて、厚く御礼申し上げる次第である。

「有害」な優遇税制の行方 ～OECDとEUの最新情勢と各加盟国の動向～ (EU・OECD)

海外調査部欧州課

EU加盟国を含めた各国は近年、自国への企業誘致を図るため、税制上の優遇措置を打ち出している。各国が競い合って打ち出す優遇措置の結果、本来中立性が求められる税制が歪められたとの見方が多い。このような「有害」な優遇措置に対して、EUとOECDはそれぞれ取り組みを行ってきた。

本レポートは、ジェットロ欧州課が主催した研究会（2001年9月26日開催）で、ホワイト&ケース国際税務事務所アソシエイトの植田美幸氏に、EUとOECDの「有害」な優遇税制に対する取り組みに関する講演を依頼し、その内容を取りまとめたものである。

1. 取り組みの背景と経緯

本レポートでは、EUの「有害」な優遇税制への対策をOECDの取り組みと比較しながら探してみたい。製造業が企業立地を選択する場合は、税金以外の要因に影響されることが多い。一方でサービス業は少ない設備投資でビジネスができるため、税制面で優遇される立地を選ぶことが多い。税は本来、企業の活動に対して中立であるべきである。しかしながら、各国が自国への企業誘致や投資促進のために競って税制上の優遇措置を導入した結果、所得間の税負担の不公平が生じ企業の経済活動に対する中立性が歪められるなどの弊害が生じたため、EUとOECDでほぼ同時に「有害」な優遇税制への取り組みが始ま

った。

EUの「有害」な優遇税制の取り組みは96年から始まっている。96年から現在までの経緯は表1の通りである。

他方、OECDでは、98年から本格的な取り組みが始まっている。98年4月に「有害な税の競争報告書」を承認、2000年6月に「有害な税の競争の特定および除去の作業の進展についての報告書」が公表されている。

2. プロジェクトの内容

次にEUとOECDの取り組みの内容を比較してみる(表2参照)。対象地域について、EUは「EU加盟国と海外領土」としている。EU条約の適用外地域である海外領土も含まれることに注意が必要である。一方、OECDは、

表 1

1996年10月	「EUにおける税制のあり方に関する報告」の発表
1997年11月	委員会から理事会・議会へ「タックスパッケージ」の提案
1997年12月	理事会と各加盟国代表による「タックスパッケージ」に関する基本合意
1998年 3月	理事会による「行動規範グループ」設置の確認
1998年 5月	「行動規範グループ」最初の会合（英国のプリマローロ女史を座長に選任）
1998年 7月	委員会が「行動規範グループ」に対して、最初の優遇税制リストを提出
1998年 9月	委員会は加盟国からの情報に基づき最初の優遇税制リストを修正
1998年11月	加盟国は海外領土の税制に関するリストと報告書を委員会に提出
1998年12月	「行動規範グループ」から蔵相理事会へ第1回中間報告書の提出
1999年 5月	「行動規範グループ」から蔵相理事会へ第2回中間報告書の提出
1999年11月	「行動規範グループ」から蔵相理事会へ報告書（プリマローレポート）の提出
2000年12月	理事会と各加盟国代表が「タックスパッケージ」の骨子について承認

OECD加盟国とタックス・ハイブン国・地域を対象とする。なおタックス・ハイブン国・地域はOECD加盟国でない国・地域も含む。

対象業種について、EUは業種を問わず事業活動全般を対象としている。他方、OECDは金融・サービス業など、地理的に可動性の高い活動に限定している。ただし、実際は、EUでも金融業やグループ企業のサービスカンパニーが主に対象となっている。

判断基準について、EUは、以下の5点を基準としている。すなわち、便益が非居住者に限定または非居住者との取り引きに限定されて与えられている、便益が国内市場から遮断されている、実質的な経済活動なしで便益が与えられている、利益確定のルールが国際的に認められたルールから乖離している、透明性の欠如、である。

一方、OECDは加盟国の有害税制、タックス・ハイブンの有害税制について、それぞれ以下の4点を判断基準としている。加盟国の有害税制では、非課税または低税率による課税、国内市場からの遮断（優遇措置の対象が国外からの進出企業に限定）、透明性の欠如、有効な情報交換の欠如、である。

タックス・ハイブンの有害税制については、非課税または低税率による課税、透明性の欠如、有効な情報交換の欠如、実質的な活動要件の欠如、を判断基準とする。

次に、「潜在的に有害」として認定された措置の数を比較する。EUでは、加盟国税制は13カ国40措置、海外領土の税制については26措置が有害と認定された。ちなみに、加盟国で指摘されなかったのは、英国とスウェーデンである。OECDでは、21カ国47措置が有害と認定された。このなかに日本は含まれていない。タックス・ハイブンでは、35カ国・地域が認定された。なお、タックス・ハイブンと認定された35カ国には、既に優遇税制の見直しなどを表明した国・地域は含まれていない。

EUとOECDの「有害」な税制への対処の原則は現状凍結と既存措置の縮減・撤廃である。現状凍結とは、新たに「有害」な優遇税制を導入しないということを目指す。EUの対処期限は2002年12月である。ただし、2000年12月31日現在で優遇税制の適用を受けている企業は2005年12月31日までの経過措置が認められている。一方、OECDの対処期限は2003

表2 プロジェクトの内容

	EU	OECD (加盟30ヶ国 ^(注1))
対象地域	EU加盟国とその海外領土 (EU条約の適用外地域)	OECD加盟国 タックスヘイブン国・地域 (OECD加盟・非加盟を問わない)
対象業種	業種を問わず事業活動全般を対象 ^(注2) 。また、法人税制に限定せず、企業誘致のために特定の従業員に与えられる所得税の恩典も対象とする。但し、特定地域の経済発展のために必要な優遇税制については、比例性の原則に適合する限りにおいて適用除外とされる。	金融・サービス業 (無形資産の提供を含む) 等地理的な可動性の高い活動に限定 ^(注3)
判断基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 便益が非居住者に限定又は非居住者との取引に限定されて与えられている 2. 便益が国内市場から遮断されている 3. 実質的な経済活動無しで便益が与えられている 4. 利益確定のルールが国際的に認められたルールから乖離している 5. 透明性の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国の有害税制 1. 非課税又は低税率による課税 2. 国内市場からの遮断 (優遇措置の対象が国外からの進出企業に限定) 3. 透明性の欠如 4. 有効な情報交換の欠如 ・タックスヘイブン 1. 非課税又は低税率による課税 2. 透明性の欠如 3. 有効な情報交換の欠如 4. 実質的な活動要件の欠如
潜在的に有害と認定された措置	加盟国の税制: 13カ国40措置 海外領土の税制: 26措置	加盟国の税制: 21カ国47措置 タックスヘイブン: 35の国・地域 (非協力的な国・地域に限定)
対処の原則	現状凍結と既存措置の縮減・撤廃 (2002年12月まで: 但し、2000年12月31日現在で優遇税制の適用を受けている企業については2005年12月31日までの経過措置を認める)	現状凍結と既存措置の縮減・撤廃 (2003年4月まで: 但し、2000年12月31日現在で優遇税制の適用を受けている企業については2005年12月31日までの経過措置を認める)
提案されている具体的な措置	<p>タックスパッケージの採択により、「有害」な優遇税制の現状凍結と既存措置の縮減・撤廃について加盟各国の政治的なコミットメントを得る。実効性についてはピアプレッシャーへ期待。</p> <p>国家補助金規定の観点から各国の租税特別措置を検証^(注4) (欧州委の権限範囲で実効性を確保?)</p>	<p>OECD加盟国の政治的なコミットメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内法及び執行に関する勧告 (CFCなどタックスヘイブン対策税制の導入、資本参加免税等国外所得の免税制度の制限、国外活動に関する情報申告制度の充実、ルーリングに関する条件の公開、移転価格ガイドラインの遵守、銀行情報へのアクセス) ・租税条約に関する勧告 (情報交換規定の活用、条約便益の利用資格の確認と制限、国内法の租税回避規定とOECDモデル条約の原則の適合、タックスヘイブン国・地域との租税条約の廃止) ・共同調査、協調トレーニングプログラム等の実施 ・他国の税に関する請求への協力 ・タックスヘイブン国・地域への支払の控除制限 ・有害な税の競争に加担する国の居住者への支払に対する源泉税の賦課 ・「居住地」の定義の見なおし ・税以外の措置 (経済援助)

(注1) オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア (EUの各加盟国に加えて欧州委員会は議決権のないオブザーバーとして参加している)

(注2) プリマローレポートでは、当初リストアップされた優遇税制を、金融サービス・グループ金融・ロイヤルティ、保険 (再保険・キャプティブ含む)、グループ企業のサービスカンパニー、持株会社、非課税・オフショア会社、その他のカテゴリー別に分類して検討した。

(注3) 2000年報告書では、保険、金融子会社・リース、ファンドマネージャー、銀行、地域統括本部、販売子会社、サービスセンター、国際海運、その他のカテゴリー別に対象となる事業を分類。持株会社税制は今回の報告書には含まれていないが、アプリケーションノートの作成時に継続的に検討される予定。

(注4) EUの行動規範では、脱税に関する情報提供について最大限の協力と国内法や租税条約の租税回避防止規定の役割の重要性が言及されている。

.....

年4月までとなる。こちらでも2000年12月31日現在で優遇措置を受けている企業に対しては、2005年12月31日までの経過措置が認められている。

EUの目的は、タックスパッケージの採択により、「有害」な優遇税制の現状凍結と既存措置の縮減・撤廃について加盟各国の政治的なコミットメントを得ることだ。またEC条約上の国家補助金規定の観点から各国の租税特別措置を検証する方向も打ち出している。一方、OECDでは、OECD加盟国の政治的なコミットメントということになる。具体的には、タックスヘイブン対策税制の導入や移転価格ガイドラインの遵守など、国内法の制定および施行に関する勧告となるだろう。ただし、いまだ具体的な勧告は出されていない。また、租税条約に関する勧告、共同調査などの実施がOECDが取り得る方法として挙げられている。

3. EUとOECD共通で潜在的に有害とされた優遇税制の例

次に、EUとOECDの両方で、潜在的に「有害」とされた優遇税制の例を挙げる。まず、オランダについては、表3に3つの例を挙げた。「Risk Reserves for International Group Financing」は、金融活動に従事する特定の多国籍企業が対象で、金融活動からの収益の最大80%まで準備金の積み立てを可能とする。「Intra-Group Finance Activities」は対象が特定の活動を行う金融会社で、最大0.125%または0.25%の固定利ざやを課税所得と認める措置だ。つまり、実際の所得に応じてではなく、税務当局が一定の所得分を納税すればよい、というものだ。「Cost-plus/Resale-minus Ruling」では、企業の管理部門に関するサービスを関連会社に提供する活動が対象となる。コストプラス（5～15%）またはリセールマイナス（1～3%）方式による課税所得の計算について4年間有効（延長可能）

なルーリングを付与する。これは、一定の金額を適正なマージンとして納税すればよいとするものである。

ベルギーについては3つの例を挙げた。なお、「Co-ordination Centers」は、対象が必ずしも多国籍企業でなくても良いが、実際利用しているのは多国籍企業がほとんどである。制度の適用には現地従業員雇用の条件を満たす必要があり、ベルギー国内の雇用政策に利用されている。

ルクセンブルクの「1929 Holding Company Regime」は、法人所得税を免税とし資本金の1.02%のみに課税する、という制度である。アイルランドに関しては、レジュメに2つの例を挙げた。「International Financial Services Center」では、対象企業の法人税を10%に軽減する措置がとられる。特筆すべきは、ドイツと日本の子会社で同措置を利用する企業には、親会社所在地のタックス・ヘイブン対策税制を避けるため、10%の代わりにそれぞれ30%と26%の法人税率が適用されている点である。

4. EUの行動規範に対する各加盟国の反応

EUの行動規範(プリマローロレポート)に対する加盟国の反応はどうか。同報告の脚注には、「有害」な税制との指摘に対して加盟国がどのように反応したかが書かれている。

反論の大半は、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランドの4カ国による。オランダは、プリマローロレポートは国境を越える活動に関する広範なレビューを欠いており、リストアップされた措置がどのように事業活動の場所や他の加盟国に実質的な影響を与えているか検証されていないとして、レポートに対する立場(賛否)を保留した。オランダがリストアップされたコストプラスなどの制度について、同様の措置を持つ英国などの制度がリストアップされていないことにも不満を示している。また、行動規範グルー

表3 EUとOECD共通で潜在的に有害とされている優遇税制の例

	税制	優遇措置の適用対象	主たる優遇措置の内容
オランダ	Risk Reserves for International Group Financing	4カ国以上又は2大陸以上に所在するグループ企業(33.33%以上の所有関係要)の金融活動に従事する法人	金融活動からの収益の最大80%までの準備金の積立が可能
	Intra-Group Finance Activities	金融会社が関連会社又は第三者からの借り入れを行い、関連会社へ再貸付を行う活動(当該金融会社が為替や債務に関するリスクを負わないものに限定)	最大1/8%又は1/4%の固定利鞘を課税所得と認める
	Cost-plus/Resale-minus Ruling	関連会社間のサービス提供等補助的な企業活動(独立企業間価格のベンチマークが存在しない場合)	コストプラス(5-15%)又はリセールマイナス(1-3%)方式による課税所得の計算について4年間有効なルーリング(延長可能)の付与
ベルギー	Co-ordination Centers	多国籍企業の金融・管理活動に従事するベルギー法人又は外国法人のベルギー支店(多国籍企業グループの資本金、売上、本店所在地外の活動規模、ベルギーでの雇用、活動内容等の一定の条件を満たすものに限り)	コストプラス(8%)方式による課税所得の計算 国外への支払利子・配当・ロイヤルティの源泉税免除 設立時の資本登録税免除 ベルギー不動産の帰属家賃非課税
	Distribution Centers	企業グループ内で、原料・資材・製品の調達・保管活動、受注管理や運送に従事するベルギー法人又は外国法人のベルギー支店	コストプラス(5%)方式による売上を独立企業間価格として認める
	Service Centers	企業グループ内で、顧客への情報提供や仲介、販売活動に関する準備・補助的な活動に従事する限られたリスクで運営されるベルギー法人	コストプラス又はリセールマイナス方式による課税所得の計算(通常5-15%のマークアップ率により計算されている)
ルクセンブルク	1929 Holding Company Regime	他法人の株式の保有・管理を目的とするルクセンブルク法人(商業活動の禁止)	法人所得税の免税(資本金の1.02%のみに課税)
アイルランド	International Financial Services Center	アイルランド非居住者との間で行われる金融サービス活動に従事する法人でダブリンのIFSC内に所在するもの。雇用人数の条件等を満たす実質的なプレゼンスのある財務省認可法人に限定	法人税を10%に軽減(ドイツと日本の子会社として運営されている会社については、親会社の所在地国でのタックスハイブンプ税制を避けるために、30%と26%の法人税率が適用されている) 地方固定資産税の免税 新規取得建物や設備の初年度一括償却
	Shanon Airport Zone	シャノン空港地域周辺で、航空機の修理や維持管理(金融サービス活動を含む)に従事するアイルランド法人及び外国法人のアイルランド支店(雇用人数の条件等を満たし財務省からの認可を受けた法人に限定)	法人税を10%に軽減 地方固定資産税の免税 新規取得建物や設備の初年度一括償却

.....

プの活動がEU全体の競争力を損なうものではないと主張した。

オランダは税制が発達した国と自負しており、ルーリング制度が「有害」な税制との指摘を受けたことに落胆したようだ。以下は、ルーリング制度に関するオランダ政府の説明である：

オランダの法人税は各企業が確定申告書を提出して数ヵ月後に、税務当局のアセスメントにより決定される。そのため、事業年度終了後法人税額の確定までかなりの長期間を要する。現行のルーリング制度は、このような状況の下で発達してきた必要不可欠な制度である。1995年の取扱通達により、ルーリング制度はすべての納税者に与えられた法的な権利であることが明確化されている。ルーリングはあくまで税法の範囲内で与えられるものであり、税法を逸脱するようなルーリングを出す権限は税務執行当局にはない。将来の税制改正は、現行のルーリングに縛られない。また、現行のオランダ法人税制上、ルーリング制度は、多国籍企業内の活動についてその重要性が特に高いが、多国籍企業の活動に関するルーリングにおいては、OECDのガイドラインが特に遵守されている。すべての種類のルーリングは95年の取扱通達に示されている。これらのルーリングでカバーできない標準的な状況から逸脱するものについては、個別のルーリングを得る必要があるが、ルーリングは現在ロッテルダムの税務当局が一元的に管理している。また、他国からの要請に応じてルーリングの内容などを開示している。現行のルーリング制度は、欧州委員会が95年の行政通達を精査した結果、EU条約で禁止されている国家補助金に該当しないと判断済みである。

ベルギーは、リストアップされた税制の有害性の判断に不満を抱いた。コストプラ

スやリセールマイナスによる利益算定方式は、これらの企業の活動に照らして通常得るべき所得として適正な利益率であると主張した。特に、ディストリビューションセンターの場合は、課税所得の計算の基礎となるべきコストを限定していないし、多国籍企業に属することが要件でないにもかかわらず、リストアップされたことに不満を示した。ルクセンブルクは、同報告書全体について、リストアップされた優遇措置の内容が、結果として関連会社間のサービスや金融サービス、オフショア会社に関する税制に限られるなど、偏ったアプローチが取られていることに賛同できないとした。アイルランドは、リストアップされた税制が、近年まで欧州委から国家補助金規定に照らして合法と認められていた措置であり、欧州委の判断の変更に伴い、縮減することを決めた措置であることへの不満を表明した。

5 . OECDの有害な税の競争報告書に対する加盟国・各国・地域の反応

OECDの有害な税の競争報告書に対する、加盟国・非加盟国の反応はどうか。OECD加盟国では、スイスとルクセンブルクが、有害な優遇税制措置を金融活動関連に限定することは、不均衡なアプローチとして、98年報告書の承認決議と勧告の採用について棄権した。これは、両国とも金融立国であり、同報告書で求められている情報交換制度が金融機関の守秘義務上実現不可能との判断からだ。OECD非加盟国では、アルゼンチンと南アフリカ共和国が有害な税制への懸念を表明した。タックス・ハイブンとしてリストアップされた国・地域は、OECDのプロジェクトは先進国の利害を優先し小国の財政主権を侵害するという批判や、一方的なリストアップに対する反発や行き過ぎた制裁措置への懸念も表明した。他方で、すでに有害税制除去への協力を約束し

たタックス・ヘイブンもある。(注5)

6 . 今後の展望

EUでは、2001年7月に財務相理事会がタックスパッケージに関するタイムテーブルを発表した。財務相理事会のスケジュールとしては、2001年12月にプリマローレポートで報告された「有害税制」の現状凍結と既存措置の縮減・撤廃状況の報告書を検討する。また、プリマローレポートに対する加盟国の保留事項について議論する。2002年4月には、EU加盟国の海外領土におけるプロジェクトの進捗状況を議論し、同6月～12月に、対抗措置と2005年以降に経過措置を延長する可能性について検討する。2002年12月には、行動規範と利子共通課税の指令案を採択する。

また、欧州委員会の新しい方針として2001年5月、「EUにおける租税政策 - 今後の優先課題 - 」というコミュニケーションが発表されている。同コミュニケーションでは、以下の6点について指摘があった。EU非加盟国との協調を開発援助政策を通じて進める、

企業課税に関する研究の促進(これまでの各論的アプローチか、包括的アプローチか。92年のルディング報告以来、税に関する包括的アプローチはされていないので、今後も部分的に修正をしていくかたちで本当にいいのか、ということ。また、Home State Taxationについても触れている。これは多国籍企業の本店所在地国の法人税制度に基づいてEU域内のすべての課税所得を算出し、それを一定のフォーミュラに基づいて各国ごとに配分して各国独自の税率で課税する制度で、各国制度の相互認証を基本とする制度だ。ただし、これも各国の税率格差がなくなって、初めて

実現可能になる制度だろう。極端な少数意見ではあるが、いっそ法人税を止めて付加価値税一本でいく、という考えにも触れられている。)

このほか、外国人派遣社員に対する特別税制の「有害」性について検証、条約違反の摘発、すなわち欧州司法裁判所判決や条約の国家補助金規定に基づき欧州委が条約の守護者としてより積極的な役割を果たすこと、行動規範のような法制によらない手段の強化(コミュニケーション、レコメンデーション、ガイドライン、ノーティスなど)、少数の加盟国による先行統合の採用、などが提唱されている。

一方、OECDの「有害」な税制に対する取り組みの今後の展望はどうか。OECDは現在、有害税制の改正の方向を示す具体的方針(アプリケーションノート)の作成作業中である。米国は2001年5月、OECDのプロジェクトは内政干渉であり非加盟国に対する不公正なものとして、同プロジェクトに対する支持を取り下げた。同6月、OECDで議論されたプロジェクトの修正案にカナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国が賛同した。プロジェクトの修正案は、有害税制除去に協力する約束をしなかったタックス・ヘイブンのリストの発表時期を2001年7月31日から11月30日に延長し、有害税制除去の協力の対象を、情報交換と透明性の確保に限定、対抗措置はまず、OECD加盟国に適用し、OECD非加盟国への適用は2003年以降とする、ことなどである。

7 . EU加盟国の税制改正の動向

では、EUレベルの法人税制に関する議論が加盟国の税制に影響を与えた例があるかど

(注5) 2000年報告書作成時点で、バミューダ、ケイマン、サンマリノ、マルタ、キプロス、モーリシャスは、2005年末までに有害税制除去への協力を約束したため、2000年報告書のタックスヘイブンリストから除外された。その後、オランダ領アンティール、英領マン島、セイシェル、バーレーン、オランダ領アルバ、トンガが2005年末までの有害税制除去への協力を約束。

.....

うか、をみたい。結論から言えば、限られた数の直接税制に関する指令を除いて、加盟国の税制改革に影響を与えた顕著な例はないが、欧州司法裁判所の判決が英国の税制改正に直接・間接に大きな影響を与えたケースを2つ紹介したい。

一つ目は英国のAdvance Corporation Tax (ACT) 制度の廃止である。

改正前の英国のインピュテーション方式(注: 配当に対する二重課税を調整する方法の一種)では、配当として分配される利益の一部を前払法人税であるACTとして計算し、配当する法人がACTを納付する一方、配当を受領する株主側では、このACTと同額のインピュテーション控除が与えられ、株主の払う税額から控除できる形式で運営されていた。なお、ACTは当該法人が配当を行った事業年度の確定した法人税額から控除され、法人はACT控除後の法人税額(Mainstream Corporation Tax)を事業年度終了の日から9ヵ月後に納付することとされていた。ただし、51%以上の株式の所有関係にある英国法人間で配当が支払われる場合には、Group Income Election制度を選択することにより、子会社は親会社に配当する際ACTを納付する必要がなかった。

独の化学メーカーヘキスト(当時)の英子会社が訴えたのは、「Group Income Election」は、英国の税法上、株主が英国法人である場合にのみ選択できるとされており、独法人の英国子会社は同制度を選択できずにドイツの親会社に配当する際ACTを支払わなければならなかったためである。ACTは最終的には法人税から控除されるため、税額自体で独法人の英国子会社が不利に扱われていたわけではないが、ACTは前払法人税の名称どおり、本来の法人税の納付期限より数ヵ月前、場合によっては十数ヵ月前に支払わなければならない。従って、その間の金融コスト(= ACT相当額にかかる利子)分、同じ英国法

人でも株主の国籍によって不利な扱いを受けることになる。英国最高裁判所は、欧州司法裁判所に対して、このようなGroup Income Electionの英国法人株主限定適用がEC条約の無差別条項違反に該当するか、また、該当するとした場合に独法人の英国子会社はACTの利子相当額を英国内国歳入庁に請求できるのかについて判断を求めた。

英国は、他のEU加盟国法人の英国子会社がヘキストに追随しACTの利子相当額を請求することを懸念して、欧州司法裁判所の決定を待たずに99年4月7日以降、ACTを廃止した。

二つ目はグループリリーフに関するケースである。グループリリーフとは、75%以上の株式を所有している関係または同一の法人に所有されている関係のある英国法人間において、一方の法人事業から生じた損失を他方の法人の事業所得から控除できる制度であり、簡易な連結納税制度ともいわれている。グループリリーフを利用できるのは、英国法人に限定され75%の所有関係に英国法人以外が関与してはならないとされていた。また、外国法人の英国支店も対象には含まれていなかった。グループリリーフは、コンソーシアムを形成する企業グループ(各法人が事業会社または持株会社でその保有株式の90%以上が事業会社であるものの株式の5%以上を所有し、これらの法人全体で当該事業会社または持株会社の株式の75%以上を所有する関係にある法人の集団)間の損失控除に拡大適用されていた。ただし、コンソーシアムリリーフが与えられる場合も英国法人の企業集団に限定されていた。

英国法人であるICIとWelcomeは英国法人である持株会社の株式の49%と51%をそれぞれ、所有していた。当該持株会社は23の事業会社を子会社として有していた。これらの子会社のうち4社が英国法人、6社がEU加盟国内に設立された法人、残り13社がEU加盟

Report 2

国外に設立された法人であったICIは、これら4社の英国孫会社の事業損失を自社の課税所得から控除すべくコンソーシアムリリーフを適用しようとしたが、英国の税法ではコンソーシアムリリーフを取るためには、持株会社のポートフォリオの90%以上が英国の事業会社の株式でなければならなかった。欧州司法裁判所は、このようなコンソーシアムリリーフの適用条件を英国の事業会社株式に限定する英国税法の規定は、開業の自由を保障するEC条約違反と認定した。なお、ICIのケー

スでは企業集団のなかに13社のEU加盟国外の事業会社が含まれていたため、実際にICIにコンソーシアムリリーフを認めないことについてはEC条約違反ではないと判示されたが、英国は2000年の税制改革により、グループリリーフおよびコンソーシアムリリーフを、英国法人だけで構成されるグループ企業に限定せず、一定の条件を満たすEU加盟国または欧州経済領域（EEA）のグループ企業の英国法人間にまで拡大適用することを認めた。

日米欧間の租税関係

～ 三地域間の租税条約を素材として～

海外調査部欧州課

在欧日系子会社が日本の親会社に利益を配当する場合、日本と所在国が租税条約を締結しているならば、その条約に基づいて配当に対して源泉課税される。一方、同じ国に所在する米系子会社が米国の親会社に利益を配当する場合、米国と所在国の租税条約に基づいて課税される。租税条約に定められた源泉課税率が異なる場合、本国での外国税額控除も考慮する必要があるものの、同じ国でビジネスを行う日系企業と米国企業の競争条件が異なり得る。

本レポートは、ジェトロ欧州課が主催した「欧州税制研究会」の委員である、横浜国立大学大学院国際社会科学部教授の川端康之氏に、租税条約を基に日米欧間の租税関係と欧州進出企業への影響について、分析頂いたものである。

1 . はじめに

我が国の企業が海外市場で活動を行うにあたっては、当該市場の独自資本とも競争するのみならず、他国からの進出企業との間でも競争が行われる。例えば、欧州市場を例に考えれば、我が国企業が欧州市場で競争しているのは欧州系企業と米国系企業であることが多いであろう。

一方、我が国は米国との間でも、また欧州の大半の国との間でもいわゆる租税条約^(注1)

を締結している。欧州諸国は米国とも租税条約を締結している。租税条約の主たる目的は国際的脱税・租税回避防止と二重課税の排除であるが、いま一つ、締約国間での経済交流に対する租税上の障壁の除去がある。これは例えば、各国の国内税制の違いを租税条約上調整し、二重課税の可能性を排除したり、配当所得について配当支払法人所在地国が国外に居住する株主に対する当該法人の配当の支払いについて、配当支払法人側で源泉徴収することが多いが、一定の締約国の間ではその

(注1) 租税条約には所得税や法人税などの所得課税に関するものと相続税に関するものが存するが、以下では、もっぱら所得課税に関する租税条約を念頭に置く。また、OECDや国際連合はそのような租税条約の雛形(モデル租税条約)を公表している。

ような源泉地国側での課税をまったく行わず、税負担なしで外国居住の株主に対して配当の分配を行うことができたり、源泉徴収の際の税率を国内法上の税率よりも低く定めていたりすることに見られる。

次に、欧州連合(European Union)は、域内加盟国間の税制の調整・調和を、付加価値税を嚆矢として、他の間接税、さらには所得税や法人税にも及ぼしつつある。厳密に言えば、基本条約上の付加価値税と直接税の調和統合の法的位置づけは異なるが、特に、国境を越える利子・配当の支払いについては源泉地国での課税を廃止し、情報交換という代替的行政手段による居住地国課税を理想とし、米国や我が国も含めた先進国の中でやや異なった動きをとりつつある。しかも、EU域内の企業であればその資本の出自は問わず、いってみれば日系進出先企業であっても他の域内関連企業との間の取引についてそのような扱いを享受できるようになりつつある。

これらの点をあわせ考えると、欧州連合域内の企業関係税制を考察する上ではいくつかのディメンションを峻別することができると思われる。その一つは、EU加盟国の国内税制である。それはさらに第二の、加盟国間の調整・調和の状況に繋がる。さらに、域外国から観察した場合には、そのようなある加盟国の関連企業との関係で、EU加盟国との間の租税条約、我が国国内法という局面に加えて、進出先国からさらに他の域内加盟国の関連企業への展開という局面も、域内加盟国間の税制調整・調和の視点からは重要である。

本稿では、これらのディメンションのうち、

我が国と欧州市場で競争関係にある米国企業が対欧州市場でどのような租税上のポジションを租税条約上得ているのかを我が国の租税条約との比較で検討し、さらに域内加盟国間との関係を検討することにする。

特に、米国は1980年代後半から現在に至る約15年ほどの間に欧州の主要国との間の租税条約を改訂し終えたのに対して、我が国はもっぱら旧来の条約を用いているという現状をよく理解しておく必要がある。それは、競争条件として租税条約を観察した場合に、我が国が今後重点を置くべきところを示しているように思われるからである。

2. 我が国の対欧州条約の状況

まず、我が国が現在締結している租税条約の中で、欧州各国との条約はどのような状況にあるかを整理しておく。

我が国は、所得課税に関する条約を45件締結しており、そのうち、欧州連合加盟国15カ国との間では、ギリシャ、ポルトガルを除く13カ国との間で所得税条約を締結している^(注2)。そのうち、現行条約が1990年代以降締結改訂されたのは最新の対スウェーデン条約(1999年改正署名)の他計5件、1980年代に改訂されたのは対ベルギー条約(1988年改正署名)から対イタリア条約(1980年改正署名)までの4件、1970年代に締結されたのは、1974年の対スペイン条約と対アイルランド条約、1960年代に締結改訂されたのは、対デンマーク条約(1968年署名)と対オーストリア条約(1961年署名)である。第二次世界大戦後、原条約を最も早い時期に締結したのは対スウ

(注2) 平成13年5月現在、対ベルギー条約(1988年、原条約1968年署名)、対デンマーク条約(1968年、原条約1959年署名)、対独条約(1983年、1979年、原条約1966年署名)、対スペイン条約(1974年署名)、対仏条約(1995年、1981年、原条約1964年署名)、対アイルランド条約(1974年署名)、対イタリア条約(1980年、原条約1969年署名)、対ルクセンブルク条約(1992年署名)、対蘭条約(1992年、原条約1970年)、対オーストリア条約(1961年署名)、対フィンランド条約(1991年、原条約1972年署名)、対スウェーデン条約(1999年、1983年、1964年、原条約1956年署名)、対英国条約(1980年、1969年、原条約1962年署名)の13カ国である。

.....

エーデン条約の1956年署名で、その後60年代から70年代初頭にかけて、これらの条約の原条約が相次いで締結された。

現在の対欧州条約は、多少の相違はあっても、ほぼOECDモデル租税条約や国連モデル租税条約の体裁を踏襲しているといつてよい。条約の骨格となる恒久的施設や各種所得、源泉地国での条約上の制限税率の規定などはほぼ共通した体裁を整えている。

我が国の対欧州条約の特徴の一つは、全体のおよそ3分の2の条約が1980年代以前に締結改訂されたままとなっていることである。対独条約の現行条約は1983年、対英国条約の現行条約は1980年であり、対仏条約（1995年改正署名）を除けば、欧州主要国との間の租税条約も80年代のままである。欧州連合のここ10年余りの激しい動きや、後述の欧州市場統合の進捗を考えると、やや時代遅れになりつつある条約が多いといえよう。もっとも、古い条約であっても現在の経済状況に適合していればわざわざ形式的に改訂を重ねる必要もないことはいまでもない。そこで、以下では欧州市場における日系企業の対欧州系企業・米国系企業との競争条件として重要と思われるいくつかの点を取り上げて概観してみることになろう（ここでは相手国から日本への支払いだけに着目する）。なお、多国籍企業の投資収益の回収、還流方法は利子や配当だけでなくロイヤリティ他のさまざまな形態で行われていることはよく知られていることであるから、以下で注目したいのはそれぞれの所得類型でどの程度源泉地国免税が達成されているかではなく、それぞれの所得類型を横断して全体としてどの程度源泉地国免税が達成されているか、である。全体としての観察が必要な理由は、源泉地国課税を行う所得類型と源泉地国免税を認める所得類型があれば、進出企業はおそらく源泉地国免税を認める所得類型での取引を用いて税引き後所得の極大化を図るであろうからである。

2 - 1 配当

日系企業が現地ディーラーなどを媒介に現地市場に進出し、その市場との密着の程度が高まってくると、市場の需要を把握し対応するために支店を設置し、それがより進めば支店ではなく子会社を設立するというのが一般的な行動パターンである。子会社が現地市場で利益稼得活動を行い、そこで得た利益は現地で再投資に回されるか他の資金需要地に還流されるか、あるいは我が国の親会社に配当などのかたちで回収される。従って、対欧州条約での配当に対する源泉地国課税を認めるか否かなどの課税関係、源泉税率などの課税の水準は、親会社が子会社を通じて欧州市場で稼得した利益の「税引き後利益」の水準を決定する重要な要素である。子会社所在地国で一定の源泉課税が行われれば親会社側は外国税額控除で二重課税を排除しようとするが、外国税額控除が必ずしも余裕のある制度ではなくなっていることから、根本的に源泉免税でなければ二重課税が排除されない可能性もある。

現在我が国が欧州各国との間で締結している条約の大半は配当について源泉地国課税を認め、一般の投資目的の株式所有の場合と親会社による子会社株式保有の場合を区別して、源泉地国の適用すべき制限税率を定めている。

一般の株式保有にかかる配当については、OECDモデル租税条約が制限税率を15%としていることも関係してか、対欧州条約の多くが10%を制限税率としているが、対オーストリア条約は20%としている。我が国からの投資を考えた場合むしろ問題となるのは親子間配当の場合であろう。親子間配当については、多くの場合10%、あるいは5%の源泉課税を行うとしており、源泉免税を定めているのは対英国条約、対スウェーデン条約、対仏条約があるだけである。これらからいえることは、我が国は対欧州条約においては親子間配当に

Report 3

についても従来から源泉課税を認めてはいるが、一定の場合には源泉課税を免除する方向を向きつつある、ということである。

2 - 2 利子

利子所得については、条約上源泉地国免税とされているのは全体の過半を超える8カ国に及んでいる。源泉地国課税を行うとしているのは、対ベルギー条約、対スペイン条約、対英国条約、対アイルランド条約、対イタリア条約でそれぞれ10%、条約未締結国であるギリシャとポルトガルについては国内法に従って源泉地国課税が行われている。

2 - 3 ロイヤリティ

特許や著作権、商標権などのロイヤリティについては、ほとんどの国で源泉地国課税を行う、としている。すべての種類のロイヤリ

ティについて源泉免税にしているのは対蘭条約だけで、対アイルランド条約では商標および(映画フィルムを除く)著作権について源泉免税としつつも、特許については10%の源泉課税を認めている。対デンマーク条約では著作権(映画フィルムを除く)に対してだけ源泉免税を認め、その他のロイヤリティは10%の源泉課税を行っている。その他の条約はロイヤリティの種類に関わらずすべて10%の源泉課税を認めている。利子同様、ギリシャとポルトガルは国内法に従って源泉地国課税が行われている。

2 - 4 概括

表1は、ロイヤリティ、利子、配当について欧州連合加盟国から我が国に支払いが行われた場合に源泉地国でどのような税率で課税が行われるか、を要約したものである。やや

表1(注3) 対日送金に対する加盟国源泉課税

源泉地国		ROYPT	ROYTM	ROYC	INT	INTF	DIV
Austria	1961	10	10	10	0	0	10
Belgium	1988	10	10	10	10	10	5
B Coord Center		0	0	0	0	0	0
Denmark	1968	10	10	0	0	0	10
Finland	1991	10	10	10	0	0	10
France	1995	10	10	10	0	0	5
Germany	1983	10	10	10	0	0	15
Greece	-	20	20	20	40	15	0
Ireland	1974	10	0	0	10	10	0
Italy	1980	10	10	10	10	10	10
Luxembourg	1992	10	10	10	0	0	5
L Hold		0	0	0	0	0	0
Netherlands	1992	0	0	0	0	0	5
Portugal	-	15	15	15	20	20	30
Spain	1974	10	10	10	10	10	10
Sweden	1999	10	10	10	0	0	10
United Kingdom	1980	10	10	10	10	10	0

(注3) Lars-Erik Wenehed, Withholding Taxes to and from 101 Countries (1997) をもとに作成。ROYPTは特許権使用料、ROYTMは商標権使用料、ROYCは映画フィルムを除く著作権使用料、INTは一般利子、INTFは金融会社利子、DIVは配当。

.....

古いデータであるが、1997年現在、我が国と欧州連合加盟国との間では、利子については源泉免税が進みつつあり、他方、ロイヤリティと配当については依然源泉地国課税が行われ、しかも一般的にロイヤリティのほうが配当よりも高い税率で課税されている、という傾向が見てとれよう。後述の米国の例との比較においては、欧州側の源泉課税が米国では免除されるのが多いのに対して、我が国は相手方締約国である欧州連合加盟国に対して依然源泉課税を認めている、という点が決定的に異なる。従って、我が国企業が欧州から資金回収を行う際には、米国企業のそれよりも加盟国である源泉地国課税後でしか回収できない点で収益率を下げているといえよう（もっとも、日本側での課税が残っていることと外国税額控除に注意）。

3 . 米国の対欧州条約の状況

我が国と欧州市場で競合している米国系企業の欧州域内での稼得所得を米国に還流する際には米国と欧州各国の間の租税条約上定められた課税がそれぞれの国で行われることになる。米国での課税はともかく、域内加盟国で行われる源泉地国課税の水準の高低は我が国の企業との競争関係にある米国系企業にとっては税引き後所得の水準を決するだけでなく、欧州市場での日系企業との競争にも大きな影響を与える。逆のことは日系企業にも妥当する。以下では、米国の対欧州条約の状況を整理し、どのような状況にあるか概観することにしよう。

3 - 1 米国の対欧州連合加盟国条約の傾向

米国はすべての欧州連合加盟国との間で租税条約を締結している。しかも、米国が欧州諸国と租税条約の締結に着手したのは、欧州諸国が欧州連合を目標とした統合を開始する遙か以前の、第二次世界大戦前である1932年の対仏条約が最初である^(注4)。

米国の特徴の一つは、対フィンランド改訂条約（1989年）、対独改訂条約（1989年）、対スペイン改訂条約（1990年）、対ポルトガル条約（1994年、新規）、対スウェーデン改訂条約（1994年）、対蘭改訂条約（1992年）、対仏改訂条約（1995年）、対ルクセンブルク改訂条約（1996年）、対アイルランド改訂条約（1997年）、対デンマーク改訂条約（1999年）、対イタリア改訂条約（1999年）、対英改訂条約（2001年）と、1980年代末期から1990年代にかけて欧州主要国との間で租税条約の改訂作業を矢継ぎ早に進めてきたことである。その結果、未発効のものも入れると、欧州連合15カ国のうち12カ国との間で1980年代末から現在までの改訂・署名済条約を有するようになっている^(注5)。1990年代の米国の条約締結改訂作業でこれら以外にはCIS諸国との条約締結があるぐらいで、他の地域との条約締結改訂作業は皆無に近く、それが意図的であるか結果としてそうなったかということとは別に、いかに米国が1980年代後半から欧州重視の条約締結改訂作業を行ってきたかがわかるであろう。それらの米国欧州間の新条約は、経済的には欧米間の今後の経済成長のインフラともいえる重要な役割を果たすであろうと

(注4) この対仏条約は米国が歴史上最初に締結した租税条約である。2002年1月現在、米国が欧州連合加盟国との間で締結している条約は、対仏条約（1995年、原条約1932年）、対スウェーデン条約（1994年、原条約1939年）、対英条約（2001年、原条約1945年）、対ベルギー条約（1970年、原条約1948年）、対デンマーク条約（1999年、原条約1948年）、対蘭条約（1992年、原条約1948年）、対アイルランド条約（1997年、1949年）、対ギリシャ条約（1950年）、対フィンランド条約（1989年、原条約1952年）、対独条約（1989年、原条約1954年）、対イタリア条約（1999年、原条約1955年）、対オーストリア条約（1956年）、対ルクセンブルク条約（1996年、1962年）、対スペイン条約（1990年）、対ポルトガル条約（1994年）である。

(注5) ギリシャ（1950年）、オーストリア（1956年）、ベルギー（1970年）との間の条約は残っている。

思われるし^(注6)、法的観点からは、せいぜい10数年の間に条約改訂交渉が行われることで、比較的的同質的な法的内容の条約になっている可能性もある(適用対象者の範囲や所得分類等の他に、特に、後述の条約便益制限についてはそういえる)。例えば、以下で述べるような米英間の親子会社間配当の源泉免税は、米国側にとって、従来の対外支払配当への米国源泉課税を、源泉免税へと大きく政策的な舵取りを変更するという意義を有するだけでなく、それが対外支払配当にも源泉免税を広く認めてきた英国との間の租税条約改訂によって初めて実現した、という重要な意味がある。米国にとっては、配当についてさえ、今後、源泉課税を相手国で認めている条約の改訂作業に入った場合に、米国側の源泉課税の放棄と見合いで相手国の源泉課税も放棄させる政策的選択肢が広がったのである。さらに、後述のように、ロイヤリティについては米国の知的所有権政策を反映して、知的所有権に関わる経済関係を米国側でコントロールしたいという米国側の強い意思が伺えよう。

3 - 2 配当

米国が対欧州連合加盟国との間で締結している租税条約では、多くの場合、欧州側から米国に対して支払われる配当について源泉免税を認めている例はいまだ少数に止まる。総じていえば、その理由は、米国から欧州側へ支払われる配当について米国側で源泉免税を認めている例が少なく、米国は国外へ支払われる配当に対して源泉地国として課税を行っていることの見返りとして、欧州側でも対米支払配当に対して源泉課税を行っているのではないかと思われる。ただし、前述の我が国

との間では欧州各国は15%で源泉課税を行う例が多いのに対して、米国との間では源泉課税は5%の制限税率で行われており、我が国企業に比べて米国企業は欧州から低い水準で源泉課税された配当を回収しているといえよう(居住地国課税への接近)。2001年に改訂した対英条約は、米国側での源泉課税を一定の範囲で免除するという米国にとっては初めての対外配当支払いに対する課税を放棄し得る条約であることで注目を集めている。今後、このような米国側で対外支払配当について源泉免税を進めていくか否かは必ずしも明らかではないが、少なくともいえることは、米国が相手国に源泉免税を求めようとしたときには、相手国はこの対英条約の例を挙げて米国側でも源泉免税を認めるようにとの主張が条約交渉中で行われることが想定し得るということであろう。従って、米国は配当についても欧州連合加盟国との間で相互に源泉免税を行うという選択肢ができたわけである^(注7)。

3 - 3 利子

次に、利子については、米国は源泉免税をほぼ獲得している状況にある。源泉課税が行われている国においても対日条約におけるよりも低い税率で課税されており、利子についても我が国企業よりも低い源泉課税で止まっているということが見てとれよう。また、利子の源泉免税は、配当源泉免税よりは多くの国との間で達成されているが、我が国の状況と比較するとロイヤリティほどの差はなく、我が国も利子の源泉免税が相対的に進みつつあることがわかる。

(注6) 源泉免税の実現のプロセスを正確に把握するには、本来は、米国と欧州連合加盟国との間の個別の条約改訂の内容を検討すべきであるが、紙幅の都合上、全体的な話に止めておく。

(注7) もちろん、現実の条約交渉においては、税収の観点から、自国と相手国の間である性質の支払いが入超か出超かという点が自国のポジションを決める上で決定的に重要である。

3 - 4 ロイヤリティ

我が国の対欧州条約の状況と比較してもっとも米国対欧州各国条約が異なるのはロイヤリティの源泉免税の進捗である。上述のように我が国は依然、源泉免税をほとんど達成していないのに対して、米国の対欧州各国条約は利子と同じ程度の源泉免税を確保しつつある。これは、ロイヤリティという技術開発の対価について米国が自国開発技術の対価を居住地国である米国側でだけ課税する、という流れを示しているといえよう。電気、自動車、製薬などの業界については、ドイツ、フランスおよび英国には米国に並ぶ多国籍企業が存するが、それら以外の加盟国との間でも源泉免税が行われているのである。

3 - 5 概括

表2は、上述の表1での日本の状況と同様に、利子、配当およびロイヤリティについて

米国の対欧州条約の状況をまとめたものである。上述のように、米国は対欧州加盟国条約において配当所得については米国側の政策と歩調を合わせて源泉地国での課税を認めつつも、利子およびロイヤリティについては大半の加盟国との間で源泉免税を認めさせている、という点が際立った特徴となっている。また、それらの所得について源泉地国課税を行うとする条約においても一般的に我が国企業が受ける源泉地国課税の税率よりも低い税率に源泉地国課税を止めさせている、という点も見逃せないであろう。これらの点からいえることは、米国系企業は欧州市場での所得活動の結果得た所得の米国への回収手段として利子、ロイヤリティについては明確に、配当についてもかなりの程度、我が国企業の類似の行動に比べて源泉地国での税負担が軽減回避される状況となっている、逆にいえば、我が国企業は米国系企業に比べて欧州市場に

表2 対米送金に対する加盟国源泉課税

源泉地国		ROYPT	ROYTM	ROYC	INT	INTF	DIV
Austria	1956	0	0	0	0	0	5
Belgium	1970	0	0	0	15	15	5
B Coord Center		0	0	0	0	0	0
Denmark	1999	0	0	0	0	0	5
Finland	1989	5	5	0	0	0	5
France	1995	5	5	0	0	0	5
Germany	1989	0	0	0	0	0	5
Greece	1950	0	0	0	0	0	0
Ireland	1997	0	0	0	0	0	0
Italy	1999	8	8	0	10	0	5
Luxembourg	1996	0	0	0	0	0	5
L Hold		0	0	0	0	0	0
Netherlands	1992	0	0	0	0	0	5
Portugal	1994	10	10	10	10	10	15
Spain	1990	10	10	5	10	0	10
Sweden	1994	0	0	0	0	0	5
United Kingdom	2001	0	0	0	0	0	5

において比較劣位の競争条件を課されている、ということである^(注8)。租税条約が、本来は締約国双方の国内事情と相手国との経済関係を念頭に締結されるものであるとしても、これほどまでに源泉免税の幅が異なると、第三国である我が国の企業にとって競争上影響があるといわざるを得ないであろう。

4. 日米の条約締結ポリシーの相違

日本と米国では、租税条約締結の基本的ポリシーがいくつかの点で異なる。しかも、そのような相違は、我が国にとって欧州市場での競争条件上必ずしも好ましくない結果をもたらしているのではないかと思われる。以下では、それらを概括する^(注9)。

我が国も米国も租税条約は、基本的には共に先進国型であるといわれている。それは、我が国がOECDモデル租税条約を範としていることと米国が自国モデル条約^(注10)に加えてOECDモデル租税条約も考慮した条約締結を行っている点を指しているものと思われる。しかし、丁寧に観察すると両国には以下のような相違点が存する。

まず、条約と国内法の関係である。我が国は憲法上の国際協調主義の結果として、通説的見解は、法律と条約の関係を条約優位ととらえている。従って、端的にいえば、国内法

と内容が異なる条約があれば条約の内容が優先する。国内法と条約のいずれが先法でいずれが後法かは問わない。ところが米国は、連邦憲法の解釈として連邦憲法が米国にとっての最高法であって、条約という国際法も国内法相互の関係と同様、後法が先法を破るといいう後法優位原則により条約と国内法の関係が整理されている。従って、租税条約上、国内法で定めた源泉徴収税率などが制限されていても、条約締結後の国内法によって別途税率が定められれば条約上の制限税率が適用されない場合があり得る。幸いなことにそのような事例は今のところ見あたらないようであるが、租税条約上の他の論点(支店利益税)については我が国も日米条約の締結後成立した内国歳入法典の改正による支店利益税の立法化の際には大きな影響を受けた。

次に、両国で大きく異なる点は、米国は従来のタックス・ヘイブンと呼ばれていた国・地域との間でも租税条約を締結しているのに対して、我が国はタックス・ヘイブンとの間では租税条約は締結しないポリシーであるとされている点である。米国の租税条約が60件余り、我が国は45件であるが、この租税条約締結数の違いの一つはタックス・ヘイブンとの間に租税条約を有するか否かという違いであろう。欧州連合加盟国の中にもタックス・

(注8) 源泉地国で稼得された所得が源泉地国で課税されずに居住地国に回収されたとしても、居住地国での課税は行われる。つまり、欧州市場で稼得した所得を我が国や米国が回収したとしても、我が国や米国は自国税を課する。従って、企業の租税負担は居住地国側の課税の水準で決定される。源泉地国で課税が行われた場合には、我が国や米国は外国税額控除によって二重課税を排除しようとするが、排除されるのは我が国や米国の課税の水準までであってそれ以上の部分は控除対象外であるから、二重課税は残る(つまり、それだけ企業の租税負担の水準は上昇し、しかもその水準は源泉地国側での課税の水準によって決定される)。

(注9) 我が国の租税条約締結ポリシーについては、竹内洋「我が国の租税条約締結ポリシー」水野忠恒編著・国際課税の理論と課題〔改訂版〕19頁(1999)参照。米国のそれについての邦文文献としては、例えば、本庄資・アメリカの租税条約(1997)参照。

(注10) 米国財務省は自国の条約締結ポリシーの表現として、独自に租税条約モデルを公表している。最新のものは1996年に公表されたものである。Treasury Department, United States Model Income Tax Convention of September 20, 1996: Convention between the United States of America and ... for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with Respect to Taxes on Income(1996) 邦訳、横浜国際租税法研究会訳「1996年アメリカ合衆国モデル租税条約」租税研究625号140頁(2001)。

.....

ヘイブンあるいはそれに近い国がいくつか見られる。その代表例はルクセンブルクとアイルランドである^(注11)。両国とも我が国は租税条約を締結しているが、その理由は、一般的なタックス・ヘイブンとは異なり、両国ともに我が国からの実質的な資本投資が行われる、あるいは行われる可能性が高い、ということであろう。タックス・ヘイブンは、特に資本投資を行う理由が見あたらないのもっぱら基地会社（base company）の設立を通じた利益留保場所としての役割を期待して利用されることが多い。我が国は、そのような形態での租税回避の可能性のある国との間では条約を締結していない。

租税条約の質的内容についても両国の条約には大きな差が見られるようになってきている。その代表例は、いわゆるトリティ・ショッピング（treaty shopping）についての対応であろう^(注12)。しかも、トリティ・ショッピングについて米国は1989年米独条約の改訂^(注13)に際して欧州域内から批判を浴び、対欧州条約ではその他の地域との条約に比べやや特徴的な内容の規定を置くに至っているという意味で、欧州との関係をよく表した論点となっている。トリティ・ショッピングとは第三国居住者による租税条約上の便益獲得を目的とした一種の租税条約の濫用（あるいは目的外適用）である。例えば、日独条約の適用対象者は本来、両国の居住者であるが、米国のような第三国の居住者が何らかのかたちで両国の一方に条約適用対象者としての地位を得て、日独条約の適用だけを目的に、そのような者を媒介に経済活動を行い、結果として日独条約の適用を受けて本来であれば得られな

かったであろう条約上の便益を獲得すること等が例として考えられる。米国は上述のように源泉免税を認める条約を数多く有してきたため、米国と相手方締約国という条約当事国以外の第三国の居住者が米国等両国に条約適用対象者となり得る媒介を置き、それを經由して経済活動を行うことで、源泉課税を免除されるという条約上の便益を結果的に第三国の居住者にも認めていた時期がある。しかしそれは源泉税の収支の不均衡というかたちで米国の財政収支に負の影響を与え、それを原動力に1970年代末期から積極的にそのようなトリティ・ショッピングに対して規制をかけるようになってきていた。その代表例が1982年財務省モデル租税条約16条の持株会社規定であり、1996年財務省モデル租税条約28条の条約便益制限規定である。1982年の財務省モデル租税条約の改訂以降の大規模な条約改訂であった1989年対独改訂租税条約にはその内容がほぼ含まれている。また、対独改訂条約以降の条約にはほぼ同じタイプの条約便益制限規定が含まれている。

条約便益制限規定の特徴は、条約適用対象者としての居住者が自国資本市場とどの程度密接な関係であるのか、自国での課税ベースを浸食する対外支払いが行われているかなどの点で条約適格があるか否かを判定しようとしていることである。トリティ・ショッピング規制という全体から見ればそのような規制のかけ方は一つの方法であって、その他にもコントロールの仕方があることは我が国にも知られているが、本稿との関わりで問題となるのは、上述の1989年対独改訂条約に際して欧州で見られた、対独改訂条約の条約便益制

(注11) EUはOECDと並んで、いわゆる有害な税の競争（harmful tax competition）の除去について活動している。OECDの報告書では、アイルランドのダブリン特区やベルギーのコーディネーション・センターが有害な税の競争の指定を受けている。

(注12) トリティ・ショッピング全般については、川端康之「トリティ・ショッピング」ジュリスト1075号38頁（1995）。

(注13) 1989年米独改訂租税条約については、村井正＝川端康之「新米独租税条約の問題点」税経通信46巻1号28頁（1991）。

限規定はローマ条約に抵触するとの批判を受けて米国側が対応した、同条約より後の条約における条約便益制限規定の内容である^(注14)。対独条約では条約適格を有する居住者の範囲を狭く構成し、米独両締約国の資本による企業でなければ居住者としての地位が得られないような構成がとられていた。従って、ドイツ以外の欧州連合加盟国の企業が米独改訂条約の適用を受けることはできないとさえ考えられていた。しかし、ローマ条約以来、欧州域内加盟国は欧州基本条約上、居住の自由や営業の自由などを保障されており、域内加盟国のどの国に企業の本拠を有していても欧州市場においては対等に扱われるべきことが求められている。それに対して上記の対独改訂条約の便益制限規定は、欧州連合側でドイツ以外の国の居住者である企業は同条約の条約適格を欠くもとの結論に至るような厳格なものであったのである。そこで、ドイツ以外の加盟国の居住者は基本条約上保障された居住の自由等を対独改訂条約によって侵されたものと考えられることのできる批判が対独改訂条約には向けられた。

ところが、米国は、その後の対欧州連合加盟国条約の改訂に際しては、この対独改訂条約型の条約便益制限規定の基本的構造を維持しつつも、他の加盟国の居住者は、その条約便益制限規定によって不適格とされずにむしろ複雑な条約便益制限規定の中で条約便益を積極的に認めるとさえ見えるような適用除外の対象とされるようになった。その典型例は、1992年の対蘭改訂租税条約である^(注15)。対蘭改訂条約では、欧州連合加盟国のいずれかの国で居住者としての地位を有していれば、それがオランダ国内に有する名目的拠点を利用

した対蘭改訂条約上の便益享受を認めている(これを派生的便益という)。従って、対蘭条約は米国と欧州連合加盟国のオランダ以外の間の利子などの支払いについてもオランダを経由して支払うことによって対蘭改訂条約上の源泉免税などの条約便益が得られるのである。この派生的便益は、従来ほとんど意識されなかった二国間租税条約と欧州連合条約との関係という新たな論点を示しているのである^(注16)。欧州側から見れば締約国が米国でも我が国でも域外国という点では同じであるから、我が国が締結する対欧州連合加盟国条約も同じような状況に置かれているといえよう。しかも、この点は、今後我が国条約が各種所得についての源泉免税化を進めると同時に条約便益制限を強化し第三国居住者による便益獲得を排除しようとするときに大きな壁となる可能性があるのである。その意味で、先行する米国の対欧州連合加盟国条約の動向は注視する必要がある。

トリティ・ショッピングと関係する論点として、条約適用対象者という租税条約にとって根本的な論点が存する。我が国は国内法制の制約によって、集団的な事業組織、投資組織については、比較的少数のメニューからその法的形態を選択するということが長年行われてきた。会社といえば商法上の合名会社、合資会社、株式会社、有限会社法上の有限会社の四つを指すのがごく一般的であった。ところが、1998年以降の金融ビッグ・バンと各種の規制緩和によって従来業法上の規制によって一般的には法的に実行し得ないものが多数可能となった。その代表例は資産流動化目的での特定目的会社・同信託、それとの見合いによる投資法人法制の立法化などである。

(注14) 1989年改訂米独租税条約28条に対する批判については、村井正 = 岩田一政・EU通貨統合と税制・資本市場への影響111頁(2000)。

(注15) 1992年改訂米蘭租税条約26条については、村井 = 岩田、同70頁。

(注16) See generally, W. Gassner, et al., Tax Treaties and EC Law(1996), P. HJ Essers, et al., The Compatibility of Anti-abuse Provisions in Tax Treaties with EC Law(1998)。

.....

これらの新種の事業組織・投資組織を対欧州連合加盟国との間で組成した場合の租税条約の適用については未だ未解明の論点が多い。その点、米国は国内法制上も租税条約上も条約適用対象者としての居住者の意味づけを柔軟に行い、租税条約上の制限税率等の便益も一定の範囲で認めている。対欧州地域への投資が実物を目的としたものだけでなく金融についても行われ、それが今後も進展することはあっても縮減することはないとすれば、我が国においても租税条約の適用対象者としての居住者の意義付けを、いま一度検討し直す時期に来ていると思われる^(注17)。

5. 日米租税条約と欧州連合

現行日米租税条約は1971年に署名され1972年に発効した条約であり、目下改訂交渉が進められつつある。ここで、日米欧という文脈で、日米租税条約についても見ておこう。

日米条約は、全体の構造はOECDモデル租税条約などとは異なる点もあるものの、所得分類についてはほぼ同じような分類の体裁をとっている。しかし、利子、配当、ロイヤリティについては日米間の経済関係を反映して、源泉免税は行っておらず、配当所得は一般15%、親子会社間10%、利子所得およびロイヤリティは10%の源泉課税を両国で行っている。従って、源泉課税の観点から一般的に言えば米国企業が日本を経由して欧州に投資を行うメリットはないといえる。しかし、上述の日欧間および米欧間の租税条約上の欧州側源泉課税の状況を比較すると、例えば、米国ベルギー租税条約では利子については我が

国(10%)よりも高率(15%)の源泉課税をベルギー側で行っている。ベルギーは国内法制上、コーディネーション・センターを有するから、外国企業はコーディネーション・センターを利用した直接投資を行う傾向にあるが、それを利用しない場合には、米国企業は、一旦、日本の拠点(多くの場合子会社を有するであろう)を経由してベルギーに貸付を行ったほうが有利であるという状況になっている(しかも、日ベルギー租税条約は上述のトリティ・ショッピングを規制していない)。一方、米国が有する租税条約には実質的にすべてトリティ・ショッピング規制の網が掛けられているといえるから、逆の方向で日本企業が米国経由で欧州投資を行っても、米欧間租税条約の適用が排除されることになる(ただし、日本企業でも米国に実質的な活動拠点が存在し、そこでの資金需要を考慮した上で米国を経由した投資を行い、利益送金を米国レベルまでで止めておくことで、米国内での資金需要はあがなうことが可能であり、しかも欧州側で源泉免税を獲得し得る、という状況では、日本企業が米国を経由して欧州投資を行う実益は高い)。

6. 欧州市場における日米企業の相対的競争条件としての租税条約

欧州市場で経済活動を行う上でまず重要なのは、現地でどの程度の租税負担を行っているか、ということである。アイルランドやベルギーは外資系企業に対して一定の範囲で投資優遇を行い、実効税率を引き下げている。従って、欧州連合加盟国の国内税制上の優遇

(注17) 条約適用対象者としての居住者の意義については、条約便益享受主体としての受益者の意義と深い繋がりがあがる。筆者はかつて、租税条約上用いられている「受益者」の意義を、トリティ・ショッピング規制と条約適用対象者のふるい分けという二つの目的で用いられる概念ではないかと整理したことがあるが、その際参照した米国の動向は今後の我が国の租税条約政策においても参考にすると考えている。対欧州連合加盟国条約の改訂作業においては十分検討する必要があるであろう。この論点については、次の論旨を参照されたい。川端康之「租税条約における受益者の意義と機能」金子宏先生古稀祝賀・公法学の法と政策(上巻)359頁(2000)。

措置の調査研究はその意味で重要である。

一方、欧州市場で経済活動が成功し多額の利益を稼得したとしても、現地での再投資あるいは他地域資金需要の充足といった用途に振り向ける以外は、日系企業にとって最終的な問題はいかにその欧州での利益を我が国に持ち込むかであるから、欧州域内の優遇税制の調査研究だけでは、我が国の企業が欧州市場でどのような経済活動を行い、それに対して現地でどのような租税負担を行い、結果として我が国にどの程度の資金還流を行っているか、という全体構造を把握する上では、第二の、我が国への資金還流に際する現地側税負担を考えざるを得ないであろう。しかもそれは、第三国の企業との関係でいえば、競合関係にある我が国企業と第三国企業がどのようなポジションを欧州連合加盟国との関係で得ているか、という問題意識に繋がる^(注18)。

本稿のごく単純な比較において明らかとなったように、米国は欧州との関係で日本以上に源泉免税を獲得しており、それによって米国系企業は日系企業が現地で我が国と欧州連合加盟国との間の租税条約上得られる保護よりも強い保護を受けているといえよう。

我が国と米国の対欧州連合加盟国条約を直接適用する場合においてもそのような違いが存するが、第三国居住者による条約適用を想定すると、さらに日米間の対欧州条約政策の違いは明確になる。米国は対欧州条約のみならず実質的にすべての租税条約で条約便益制限を行っているといえる(「受益者」の視点から)。それに比べて我が国は、必ずしも源泉免税が進んでいないこともあって、我が国が締結する租税条約の第三国居住者による適用について厳密に規制をしているわけではない。従って、極端に言えば、日本企業は米国

条約の適用から排除されているが米国企業は日本条約の適用を受けることが可能である、といえる。もちろん、米国が有する条約で源泉免税や日本の条約よりも低い制限税率での課税が現地で行われている限り、そのような我が国の条約のトリティ・ショッピングの実益は米国企業には存しないから、我が国は我が国の条約のトリティ・ショッピングに過敏になる必要はないかも知れない。しかし今後、上述のような対欧州諸国との間の源泉課税の水準が米国のような源泉免税に向かっていくとすれば、特に配当については、厳密に、第三国居住者による適用を排除するような規制を行う必要があるだろう。競争条件として条約便益制限が必要であると思われる。

7. むすび

本稿では、欧州市場での日本企業の経済活動に対する欧州連合加盟国と本国である日本との課税を総合して初めて当該日本企業の全体としての租税負担の状況が明らかになるという視点から、欧州市場における日本企業の租税負担水準を相対的に捉え、他の競合企業の代表例として米国系企業を想定し、ごく手短かに日米両国が欧州連合加盟国から利子配当などの投資型所得を日米それぞれに送金する場合に加盟国側でどのような源泉課税が行われるか(あるいは免税か)という点を比較し、米国に対する方が源泉免税が広い範囲で行われていること、日系企業は米国条約を利用することは難しいが、米国企業が我が国条約を利用することは必ずしも難しくないことなどを指摘し、欧州市場における我が国企業の米国系企業に対する比較劣位の可能性を指摘した。

(注18) 通商政策と租税政策は従来別個の問題として議論されるのが通例であったが、近時は両者の関係が問題となりつつある。増井良啓「租税政策と通商政策」塩野宏先生古稀記念・行政法の発展と変革(下巻)517頁(2001)。

有害な租税競争へのOECDの取り組み

パリ・センター

経済のグローバル化に伴い、企業の経済活動の可動性が高まるなか、外国からの企業誘致を目的に、税の引き下げ競争が繰り広げられている。特に所得の移転が容易な金融、サービス等の分野において、企業がより有利な税制を持つ国にシフトすることによって、課税基礎が侵される国が発生するほか、可動性の低い活動（勤労所得、消費等）の重課にも結びつき、さらには資本移動、経済活動にゆがみをきたす可能性がある。

このような問題意識からOECDは、「有害税制」や「タックスヘイブン」などの有害な租税競争への取り組みには、非加盟国を含めた国際協力が不可欠との認識のもと、96年より租税委員会において「有害な租税競争プロジェクト」の議論を開始した。同プロジェクトは、「自由で均衡ある税の競争が可能になる環境の促進」を目的とし、「税の競争」そのものではなく、貿易や投資パターンをゆがめたり、税制の公正と中立を損なうような租税慣行を抑制するもので、OECD内の租税委員会に設置された「有害税制フォーラム」が実施している。

ここでは、OECDの有害な租税競争（主にタックスヘイブンを利用した租税回避や脱税）への取り組みを紹介する。

1. これまでの経緯（1998年レポートと2000年レポート）

OECDの「有害な租税競争プロジェクト」のこれまでの進捗を記したレポートを以下で紹介する。

(1) 1998年レポート

OECDは「有害な租税競争：グローバルな問題」レポートを発表。プロジェクトの作業は、加盟国の有害税制、タックスヘイブン、非加盟国、の3つに分けられた。98年レポートでは可動性の高い経済活動、金融・

サービスを対象として、有害な税制の定義について試みがなされた。

有害税制の判定基準は、以下の に該当し、かつ ~ のいずれかに当てはまる場合とされた。

金融・サービス活動の所得に対し、無税または低税率で課税

国内市場からの遮断（税の優遇措置の対象を国外からの進出企業に限定、国内市場での取引は不可）

税の優遇措置の運用における透明性の欠如

有効な情報交換の欠如

一方でタックスヘイブンについては、以下のに該当し、かつ ~ のいずれかに当てはまる場合とされた。

- 金融・サービス活動の所得に対し、無税または名目的課税
- 税の優遇措置の運用における透明性の欠如
- 有効な情報交換の欠如
- 実質的経済活動の不在

(2) 2000年レポート

2000年6月、OECDは「有害な租税競争の特定および除去の作業の進展についてのレポート」を発表した。同レポートでは、租税委員会による「有害税制フォーラム」の活動成果が報告されるとともに、98年レポートで定義づけられた有害税制、タックスヘイブンの判定基準にそって、具体的に該当事例が提示された。

まず、OECD加盟国の有害税制として、21カ国にわたる47措置が潜在的に有害な税制としてリストアップされた。

これら有害税制については、有害とみなす際の判定基準を優遇措置の種類毎に適用するための指針（アプリケーション・ノート）が作成されることになった。そして加盟国は当該税制が事実、有害とみなされるべきかどうか、その場合どのようにしてその有害性を排除するかについて、このアプリケーション・ノートに従い、2003年4月までに有害認定された措置を撤廃することになった。その後、2003年4月時点で残存する有害措置について、OECD租税委員会が、OECD理事会に報告するというフォローアップも決められた。

タックスヘイブンには35地域・国がリストアップされた。そして同時に、これらの地域・国が有害な措置の撤廃を約束（コミット

メント）する手続きを定めた。さらにこれに基づいて撤廃を約束する地域・国は「協力的」と評価する一方で、約束をしない地域/国については、「非協力的タックスヘイブン」として再度リストアップすることとした。さらにこの「非協力的タックスヘイブン」に対してとりうる対抗措置も提案された。

2. 最新の動向（2001年レポート）

2001年11月、OECDは新たな進捗報告を発表した。同レポートに基づく最近の動向の概略は以下の通り。

(1) 加盟国の有害税制

租税委員会は、有害税制とみなす判定基準の適用方法および有害税制の改善の方向を示すアプリケーション・ノートを作成中である。「有害税制フォーラム」で、リング・フェンシング^(注1)（国内市場からの遮断）など有害な税制についての横断的な指針と、特定テーマの指針が検討されており、これらのアプリケーション・ノートを基礎にして、有害税制の撤廃（ロール・バック）が2003年4月までに実施される予定である。

2001年レポートでは、タックスヘイブンの判断基準について変更があったことから、加盟国、非加盟国の有害税制に関する作業にも影響が出てくるとされている。同レポートでは、特にリング・フェンシングのアプリケーション・ノートの作成において、タックスヘイブンの判断基準と均衡を保つことが必要としている。

租税委員会は経済界を巻き込むことが重要だとの認識から、BIAC(OECD経済産業界諮問委員会)と定期的に対話の場を設けている。

(注1) リング・フェンシング：仏語ではCantonnement

.....

(2) タックスヘイブン

タックスヘイブンの判断基準

2000年レポートでは、タックスヘイブンをさらに「協力的タックスヘイブン」と「非協力的タックスヘイブン」とに区別すると定められていたが、2001年レポートでその判断基準が決められた。

98年レポートでは4つの判断基準が定められたが、すでに2000年レポートで、タックスヘイブンの第1番目の判定基準とされた「無税あるいは名目的課税」はタックスヘイブンか否かの判断を行うに十分なものではないとの指摘がなされていた。そして2001年レポートでは加えて、判断基準の4番目の「実質的経済活動の不在」について、当該経済活動が実際、実質的であるかどうかの判断は困難との理由から、タックスヘイブンが協力的か非協力的かの判断には使用しないこととした。従って、非協力的タックスヘイブンは、「透明性の欠如」と「有効な情報交換の欠如」の2点のみを判断基準とされることになる。

そして2000年レポートでタックスヘイブンとされた地域・国の撤廃のコミットメントはこの2点に考慮すれば足りることとなった。かつコミットメントの期間については、有害な税をなくすより、多くの約束を取り付ける目的から、2002年2月末まで延長された。

タックスヘイブンとの対話の進捗状況

「有害税制フォーラム」は、2000年レポートのリストに掲載されたタックスヘイブン全35カ国との対話を継続した。2001年レポートでは、これらの接触を通じて、タックスヘイブンからOECDが取り組んでいる「税の競争プロジェクト」の原則について概ね理解が得られたとしている。その結果、タックスヘイブン側からさらなるコミットメントが得られている。

2000年報告以降の会合は以下の通り。

- ・2000年6月、OECD・英連邦共催会議（バ

ルバドス）

- ・2001年2月、OECD・PIF（太平洋諸島フォーラム）会合（東京）
- ・2001年4月、OECD・PIF会合（フィジー）

バルバドス会議の結果、タックスヘイブンについての共同作業部会が設立された。共同作業部会は、OECD・タックスヘイブン対話の継続、コミットメントの構築を目指し、OECD側としては、オーストラリア、フランス、アイルランド、日本、オランダ、英国が参加している。同部会は2001年1月ロンドンで、3月パリで会合された。

2000年レポート発表以降、5つのタックスヘイブンが加わり、35のタックスヘイブンのうち、11からコミットメントが得られた。トンガは自主的に有害な税制を撤廃している。

コミットメントの実施

OECDに対し有害税制の除去に向けて努力することを約束したタックスヘイブンは、フォーラムと共同で実施計画（インプリメンテーション・プラン）を作成することになっている。この作成期間は当初6カ月間と定められていたが、内容の充実を図るため、今回12ヵ月に延長された。同実施計画は、2005年12月31日までに有害措置を除去することを目標としている。

協力的地域・国への援助

OECDは、租税委員会に対し、タックスヘイブンが有害税制の除去に向け努力を行う際に、当該地域・国へ援助を行うよう求めている。

そこで租税委員会は、OECD開発援助委員会と共同して協力的地域・国へのありうるべき適切な援助について検討した。タックスヘイブンに対する援助は、世銀等の国際機関の協力も得られる可能性があるとしている。

対抗措置

98年レポートでは、有害な租税に対抗するための対抗措置について、特定国を対象としても有効ではなく、グローバルなフレームワークが望ましいとしている。フォーラムにおけるフレームワーク作りにおいては、以下が指針として奨められている。

- ・ 協調に基づく対抗措置の枠組みは、措置の対象となる税制の有害性と比例していなければならない、有害性を中和（相殺）することを目的とする。
- ・ 対抗措置の採択は各国に任される。
- ・ 各国は、対象となる税制の有害性に比例して、自由に対抗措置を適用することができる。

2001年レポートで租税委員会は、国際協調に基づいた対抗措置の有効性は認めつつも、有害税制そのものの対話とコンセンサスに基づく除去がより望ましいと結んでいる。

(3) 非加盟国に関する作業

有害な税の競争プロジェクトにおける3本目の柱が非加盟国に関する作業である。2000年6月にパリで開催された国際シンポジウムではOECD加盟国と中国、ブラジル等29カ国の非加盟国のほか国際通貨基金、世界銀行が参加した。また、地域レベルの会合も多数開催された。

さらに2001年9月に世界フォーラム会合が開催され、加盟国、非加盟国、「協力的」なタックスヘイブンが参加し、有害税制および実効性のある情報交換について意見交換がなされた。

3. 今後の問題点

OECD加盟国によるアプリケーション・ノ

ート作成は順調に進んでいるとみられ、加盟国の一部にはすでに有害性をなくすための国内法の改正といった動きもみられる。加盟国の有害税制については、現在EUのガイドラインが先行するかたちで進んでおり、それによりOECD加盟国への働きかけがスムーズに行われていることが理由の一つといえる。

タックスヘイブン地域との交渉において、税制の有害性の理解については二国間での対話等が進み、理解を得られているといえよう（特にアジア、南アメリカ）。2002年2月末時点で、35のタックスヘイブンのうち、25が「協力的タックスヘイブン」として公表されている。

タックスヘイブンリストに掲載された途端、すでに当該措置が撤廃されたケースもある。トンガ、バルバドス、モルジブは、すでにタックスヘイブンリストから除外された。

一方で、同地域としては当該制度の撤廃が死活問題となることもあり、経済的援助機能をもたないOECDとしてはアプローチが難しい部分がある。加盟国と非加盟国との掛け橋となるようなツールがないこと、起爆剤となるようなアプローチが見つからないといったことから、プロジェクトの進展が妨げられる場合もある。今後、OECDとしてはタックスヘイブンに代わる税制案の導入を進めるべく、今後その対象、範囲等を定めていく必要がある。

「有害な租税競争プロジェクト」については、以前には、有害な税制を持つ国のみならず、有害な税の「利用者」である国家からの反対の動きもあった。しかしEUにおける同様の問題意識や取り組みも支えとなっており、全体的にみれば比較的順調に進展をみえてきたといえる。

優遇税制は継続の見通し (オランダ)

アムステルダム事務所

オランダの投資環境における優位な点としては、整備されたインフラ（港、空港など）、英語をはじめ複数言語を話すことができる語学能力、政治の安定などが挙げられるが、税制も重要なファクターである。欧州の物流拠点として大きな機能を果たすオランダにとって外国からの投資は国際競争力を高めるために極めて重要である。その手段としてさまざまな優遇税制を実施しているが、なかでも「タックスルーリング」および「資本参加免税制度」は大きな柱である。その一方でEU内の税制調和の声が高まる中、これらの税制はEUおよびOECDから有害な税の競争として取り上げられている。本稿では二つの税制の概要とEUの行動規範に照らし合わせた今後の見通しについて報告する。

1. 優遇税制の目的

(1) タックスルーリング

確実な保証を前提とした法の適用、財政問題が浮上した場合でも同様の確実な保証を前提とした法形態をもって、多国籍企業の需要を高めることを目的としている。（オランダ財務省資料：DM95/761M 95年2月17日から抜粋）

(2) 資本参加免税制度

原則として外国企業もオランダ居住法人とみなされれば世界全体から得られる所得に対してオランダの法人所得税が課される。しかし、国際的な二重課税を防止することを目的として資本参加免税制度を設けている。これは、企業の利益が一度法人税の対象になっているのであれば再度、課税されるべきではな

いというオランダ税法の理念に基づいている。その他、二国間租税条約の広範囲なネットワーク、片務法令（租税条約を締結していない国とも締結国と同様の措置を得ることができる）により、源泉課税が大きく軽減されるため、資本参加免税制度を組み合わせることで多国籍企業にとって大きなメリットとなり得る。

2. 優遇税制の概要

(1) タックスルーリング

オランダ税務当局と納税者が事前にその課税内容について協議・確認する制度。オランダ国内にある会社はその申告額についてどの程度が妥当であるかを税法に準じて税務当局と事前に合意できる。このため、新規投資案件について実際に納税金額を予想することができ、また複雑な案件についても税務当局と

確認ができるため予算の立案に有効である。91年からロッテルダムの税務当局（The Rotterdam Large Companies Local Tax Office）に機能を集中させワンストップサービスを実施している。ルーリングは4年間有効で延長することもできる。

主なルーリングの種類

(1) 持株機能のためのルーリング

このルーリングは主に資本参加免税の適用の可否を確認するためのものである。条件としては、資金調達の最低15%は自己資本で調達されなければならない。最低25%の管理コストを課税所得とすることがあげられる。ルーリングは経済活動が開始された時点から適用され4年間有効で更に延長が可能。

(2) 金融機能のためのルーリング

金融会社が関連会社または第三者から借入れを行い、関連会社へ再貸し付けを行う場合に適用される。グループ内から借入れ、グループ内で再貸し付けした場合のミニマムスプレッドは $\frac{1}{8}\%$ ～ $\frac{1}{16}\%$ 、銀行借入・資本市場調達など第三者から借入れし、グループ内で再貸し付けした場合は $\frac{1}{4}\%$ ～ $\frac{1}{32}\%$ （実際のスプレッドがミニマムスプレッドを超える場合は実際のスプレッドに基づく所得で申告する必要がある）。借入れ金額によってこのスプレッドは異なるが、これが課税所得として認められる。ただし、ルーリングの適用は当該金融会社が為替や債務に関するリスクを負わない場合に限定される。ルーリングは経済活動が開始された時点から適用され4年間有効で更に延長が可能。

(3) ロイヤリティー機能のためのルーリング

ライセンス会社も金融会社と同様の扱いを受けることができる。実際のロイヤリティーの最低2～7%をマージン率として報告が可能。金額によってマージン率は異なり、金額が高額になるに従いマージン率は低下する。ルーリングは経済活動が開始された時点から適用され4年間有効で更に延長が可能。

(4) コストプラス方式のためのルーリング

特定の事業内容に限定してコストプラスルーリングが認められる。これはオランダ会社の事業活動が支援的、準備的、補助的活動でリスクをそれほど伴わない場合、つまりグループ企業に代わって統括してサービスを提供するような場合に適用可能とされる。よってセールス活動は含まれない。主に物流センター、グループ管理業務を行う会社に適用され、利益付加に関する（現金支出を除く）コストプラス率は5～15%。ルーリングは経済活動が開始された時点から適用され4年間有効。更に延長が可能。

(1)～(4)の全てがEUの行動規範で有害な競争税制としてリストアップされている。(A014 : Holding Companies、 A010 : Intra-Group Finance activities、 A015 : Royalties、 A008 : Cost plus ruling)

2001年4月からルーリング制度の透明性の確保、手続き期間の短縮（今後は手続きにかかる期間は最大で8週間）を図るため、新ルーリング制度を導入した。従来のルーリング制度は移転価格に関する全ての事項を包含するAPAs（Advance Pricing Agreements：事前確認制度）とより厳格にルーリングの適用を行うATRs（Advance Tax Ruling）の2つに分けられた。APAsはOECDの移転価格のガイドラインに沿ったもので、国際的な税サービスにおいて以前よりも市場のニーズに見合うものとなっている。例えば算定した移転価格が独立企業間価格であるかどうか事前に確認できる。一方、ATRsは、従来のルーリングに対して特に、金融活動およびロイヤリティー活動においてより厳格な基準を設けている（取締役の半数以上がオランダに居住、最重要決定事項がオランダでなされるなど）。旧ルーリング制度（2001年3月31日までに適用を受けたもの）については2005年12月31日まで適用される。

.....

(2) 資本参加免税制度

資本参加免税 (Participation Exemption) は、国内および外国での資本参加に係る外国子会社からの配当金や持株の売却処分によるキャピタルゲインなどの利益については、法人税課税対象外とする免税措置である。この制度を利用するには下記の条件を満たさなければならない。

発行済株式の5%を事業年度の初めから継続して保有していること

これは、「資本参加」と利益のみを追求する「株式投資」とを区別する基準であるため、純然たる「株式投資」は原則として除外される。しかし株式保有率が5%未満であっても当該子会社の事業目的に沿ったものである場合(実質的経営、政策決定、財務管理に携わっていれば)には、税務当局とのタックスルーリングにより条件を満たすと認められる場合もある。

被投資国の子会社が当該国の中央政府に対する法人税納税義務者であること

資本参加免税は、二重課税防止を目的としているため、当該外国子会社が当該国で法人税の納税義務者でなくてはならない。必要な条件は事業利益が課税対象となっているかどうかであり、当該国の税率とは無関係である。つまり、所得税が低率の国や優遇税制などの適用により法人税が免税となっている場合においても本制度は適用されることもある。ただし、納税先は中央政府に限り、地方政府のみの場合には適用されない。

外国法人の株式保有は事業活動の一環であり、単なる資本の運用(ポートフォリオ投資)ではないこと(原則として対象会社に実態があること)

ポートフォリオ投資(短期保有の在庫資産も含む)の明確な定義は税法上なされていない

いため、ポートフォリオ投資であるかどうかの判断は、税務当局とのタックスルーリングによって明確になることが多い。

ただし、被投資子会社がEU域内にあり、その子会社の持株割合が25%以上の投資についてはたとえポートフォリオ投資であっても資本参加免税は適用される。これはEC親子会社指令を受け92年1月1日に施行された国内法に基づくものである。

タックスルーリングにより当局の税務検査官の同意事項が付されこの制度が適用となる。

資本参加免税が適用される「利益」は下記のとおり。

- ・配当金(現金、株式など形態は問わない)
- ・株式売却益
- ・清算による残余財産の分配

一方、株式の処分によって生じた損失(キャピタルロス、持株評価切り下げ)は被投資会社の清算時しか損金算入できない。

外国株式にかかる費用(株式取得のための借入金の支払い利息、株式から生ずる為替差損益)は損金に算入(利益から差し引く)することはできない。ただし、25%以上の株式を保有する子会社については、株式取得後5年後に限り、再評価損失を一定の条件を満たせば損金算入できる。一般管理費は費用とみなされることになり損金算入できない場合もある。

資本参加免税はオランダ会社が外国親会社と外国子会社の仲介的機能を果たす中間持株会社(Intermediate holding companies)として機能している場合にも適用される。

3. 優遇税制の効果

(1) タックスルーリング

ルーリングの申請件数は年間800~900件であり、その内訳をみると約半分が持株活動(2000年1~10月で346件)に関するものである。続いてコストプラスに関するルーリング(同97件)、金融機能に関するルーリング(同

94件)、ロイヤリティー機能に関するルーリング(同52件)の順番が多い。ただし、約3割が新規案件および延長案件ルーリングの適用を受けられず拒否されている。

2カ月以内に認可されるケースは約4割で、平均で113日を要している。ルーリングの透明性の確保を目的に2001年4月に現行制度をAPA sとATR sに分けたが、これはルーリングに要する時間を短縮することも考慮に入れている。

(2) 資本参加免税

外国子会社からの配当金を外国親会社に送金する際にオランダに中間持株会社を経由するとグループとして大きな節税効果が得られることがある。オランダ中間持株会社は資本参加免税を得られ、さらに配当金などに対する源泉課税はオランダとの間で二重課税回避のための租税条約により軽減される。さらにEU域内であればEC親子会社指令により源泉課税はゼロになるためである。資本参加免税の本来の目的は法人利益の二重課税を回避することではあるが、実際には多国籍企業の経営において節税対策にこれを利用し、また免税を受けた資金をグループ内の再投資または買収に回すことも可能であるため、オランダに中間持株会社または統括会社の数が多い主な原因のひとつとなっている。

実際にこれらの優遇税制を利用した事例を紹介する。

本社をオランダに移転

オーストラリアの建材(セメント、コンクリート)大手JHI社は、2001年10月、節税を目的にシドニーの本社をオランダに移転した。JHIは売上の85%を外国向け(米国が約8割)が占め、株主の約9割は豪居住者であるため、米国子会社からの配当金のほとんどが豪に送金される。豪米租税条約により配当に対する源泉課税率は最低で約15%と非常に

高率であるため、豪投資家への高率配当を実現すべく企業再編を実施した。オランダ本社となるジェームズ・ハーディー・インダストリーNV(JHINV)の設立によりタックスルーリングの資本参加免税の適用、米蘭租税条約により配当に対する源泉課税率は最大5%となる。最終的な税負担は約20%低減できる見通しである。また、JHIは財務部門もオランダに移転し資金運用を行うことで、支払い利息に対する源泉課税が免税となり(Dutch Financial Risk Reserve) 受取利息に対しても38.5%から15%に低減される。最終的な税負担は約20%低減できる見通しである。

中間持株会社経由の直接投資

オランダと日本の投資関係をみると、オランダの中間持株会社を経由した直接投資が多いのが特徴である。99年には、日本たばこ産業(JT)は米RJRナビスコが保有する米国以外の海外たばこ事業をオランダ持株会社を通じて78億3,200万ドルで買収した。また、2001年の英ボーダフォングループによる日本テレコム買収もオランダの中間持株会社を通じて行ったものである。

4. 行動規範(Code of Conduct)に照らした問題点

EUによる有害な競争税制の判断基準は以下の5点である。

- (1) 便益が非居住者に限定もしくは非居住者との取り引きに限定されている
- (2) 便益が国内市場から遮断されている
- (3) 実際の経済活動なしで便益が与えられている
- (4) 多国籍企業内での基準が国際的に認められたルール(特にOECDで合意されたルール)から乖離している
- (5) 透明性が欠如している

有害な競争税制として取り上げられている制度のうち、ルーリング制度に関して欧州委

.....

員会は95年の行政通達を精査した結果、EU条約で禁止されている国家補助金に該当しないと判断している。しかし、同制度は多国籍企業と税務当局の税取引で透明性に欠けるとの非難もある。これに対しオランダは、ルーリング制度はすべての納税者に与えられた法的権利であり、税法内の範囲内で行われるもので、それを逸脱するものであってはならないと反論している。また、透明性についてはOECDのガイドラインに沿うかたちで上述のように制度を2001年4月に2つに分けて対応している。また、オランダとしても有害な競争税制については排除すべきであるという姿勢であり、非対称な情報は各国における税務当局間の情報交換の機会を著しく損ねるため、税制に関する情報交換・共有が極めて重要であるとしている。

5. 優遇税制の継続に関する今後の見通し

(1) タックスルーリング

2001年4月からの新ルーリング制度はOECDのガイドラインに沿ったものである。オランダへ外国からの投資を誘致するインセンティブの柱として今後も継続する見通しである。

(2) 資本参加免税

資本参加免税についてはあくまで、二重課税を回避するというオランダの税法の理念に基づいているため、税法の柱として継続される見通しである。

しかし、同制度の濫用を防止し、より透明性を確保するために下記の改正が2002年1月から実施されていた。

EU域内の中間持株会社に対する資本参加免税の適用制限

資本参加免税は、ポートフォリオ投資目的で保有する外国子会社に対しては適用されな

い。ただし、EC親子会社指令に基づく国内法によるとEU域内の子会社（25%以上を保有）では、たとえそれがポートフォリオ投資目的で保有していたとしても資本参加免税を適用することができる。その結果、ポートフォリオ投資目的で有するEU諸国以外の国の子会社について、オランダ親会社との間に適格のEU域内の中間持株会社をおくことにより、資本参加免税を適用することができる。このような租税回避行為を防止するために、オランダ会社がEU域外の国の子会社を適格のEU国内の中間持株会社を通じて保有する場合には、資本参加免税を適用できない。つまり、中間持株会社として活動している適格のEU域内子会社が有する資産のうちの大部分がEU域外の子会社に対する直接または間接持分で占める場合で（少なくとも70%）、これら持分が直接保有の場合において資本参加免税の要件を満たさないものである場合には、当該中間持株会社に対して資本参加免税は適用されないこととなる。さらに、EU域外の子会社（EU域内中間持株会社による所有割合が25%以上）が所有する資産のうち、投資資産（passive investments）が少なくとも90%を占める場合には、オランダ会社はEU中間持株会社の株式について、毎年公正な価格で評価して強制的に課税所得に含めることになる。ただし、上述の規定について、オランダ会社が適格のEU域内中間持株会社を間におく目的が租税回避や租税繰延べではないことを示した場合には（例えば、EU国外の子会社の所得が、オランダでの取り扱いと同様に、直接にEU国内中間持株会社において課税されるような場合）適用されない。

金融負債および資本持分の複合商品

金融負債に関して、2001年12月31日以降の借入金については、以下の要件に該当する場合には、複合金融商品として取り扱われる。

・商品のリターンが完全に発行者あるいは

関係会社の利益または利益配当によるものとなっており、満期日が10年以上のもの

- ・商品のリターンが大部分において発行者あるいは関係会社の利益または利益配当によるものとなっており（例えば、固定金利が発行日の公正な金利の半分以上の場合）、満期日が10年以上のもの
- ・商品のリターンに対する実際の支払いが発行者あるいは関係会社の利益または利益配当によるもので、満期日が定められていないか満期日が50年以上のものであり、劣後債であるもの

もし、上述の要件が満たされる場合には、借入金は複合金融商品とみなされ、当該商品のリターンは税務上、「配当金」として取り扱われる。その結果、支払利息は、法人税法上損金算入は認められず、また、その支払利息は配当にかかる源泉所得税の対象となる。一方、当該借入金の債権者側においては、その債権者が適格の資本持分（一般的には5%）を有している場合、この債権はオランダ資本参加免税の対象に含めることとされるため、結果的に債権者にとって、このリターンは非課税となる。ただし債務者が外国法人である場合は、債権者が当該利息について債務者の居住地国において損金算入されていないことを示さない限り、資本参加免税は適用されない。なお、その注釈によれば、この法案は、税務計算上における負債から資本への区分変更に関する現在の判例法に沿って適用されるものである。

収益補償契約（earn-out arrangement）に関する資本参加免税

株式持分はいつも固定の価格で取引されるわけではない。当事者間で、売主がその会社における将来の利益の一部を得る権利が与えられるある種の収益補償契約を結ぶこともある。その結果、取引の全体価格が取引時点において明確ではない場合がある。現状ではオランダの資本参加免税においては、このような状況については、明確に述べられていない。オランダの最高裁は、資本参加免税における非課税のキャピタルゲインを計算するにあたり、取引時点での将来利益の権利に関する見積価値を考慮に入れるべきであると判断している。同時に、買主は収益補償契約における債務を評価する必要がある。収益を得る権利あるいは債務の価値に変更があった場合、売主および買主の両者においてオランダの課税所得計算に影響を与える。その結果、売主と買主の双方において、将来の見積金額を決定するに際して差額が生じる場合がある。これを避けるために、将来の収益を得る権利あるいは義務の価値の変更については、売主・買主共に資本参加免税の対象に含められる。つまり、売主にとって将来における権利の価値の変更による収益は非課税であると同時に、買主にとっては、将来における義務の価値の変更は株主持分の取得価額の修正であるとみなされることになる。

EU主要国の人件費 コストシミュレーション

海外調査部欧州課

ジェトロはこのたび、欧州主要7カ国の人件費コストシミュレーション調査を実施した。

ユーロ現金流通やEUの東方拡大を見据えて、在欧日系企業の中には、欧州の生産、物流、販売拠点を最適地に配置し直す動きがある。企業はそれぞれの最適地を選択するに当たって、市場規模、賃金水準、物流などに加え、各国の税制・社会保障制度を考慮する必要がある。法人税を初めとする各種諸税・社会保障負担は、EU加盟国で異なっており、これらの負担は毎年の企業業績に直結するからだ。また、所得税や労働者の社会保障負担が大きい場合、ネット給与額（手取り給与額）を考慮した上でグロス給与額を設定しなければ、優秀な労働者の確保が難しくなる可能性がある。

ジェトロはこのたび、欧州の主要7カ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、オラ

ンダ、スペイン、アイルランド）について、企業が労働者を雇用した際、どの程度の税金・社会保障を負担する必要があるかを調べる「人件費コストシミュレーション調査」を実施した。日本人駐在員、現地職員（独身）、現地職員（既婚）の3つのケースについて、所得税、諸税、社会保障負担を支払った後のネット給与額（手取り給与額）を統一し（日本人駐在員：10万ユーロ、現地職員：3万ユーロ）、各国での負担が比較できるようにした。

また、最後にEU加盟14カ国の法人・所得税率、付加価値税率（VAT）、加盟国と日本が締結する租税条約に定められた利子、使用料、配当にかかる源泉徴収課税率を一覧で掲載した。

英国(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ(61,515ポンド)。
 家族構成:配偶者、子供あり。

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	151,483	93,185	
所得税	47,360	29,134	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	4,124	2,537	
ネット給与額(- - -)	100,000	61,515	
社会保障負担(企業)	17,149	10,549	
人件費(+)	168,632	103,735	

(注)ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

英国(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ(18,454ポンド)。
 家族構成:独身

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	40,103	24,669	
所得税	6,830	4,202	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	3,273	2,013	
ネット給与額(- - -)	30,000	18,454	
社会保障負担(企業)	3,895	2,396	
人件費(+)	43,997	27,065	

(注)ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

英国(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ(18,454ポンド)。
 家族構成:配偶者、子供あり。配偶者のネット給与額が3万ユーロ(18,454ポンド)。

項目	ユーロ	ポンド	備考
グロス給与額	40,103	24,669	
所得税	6,830	4,202	
諸税	0	0	
社会保障負担(個人)	3,273	2,013	
ネット給与額(- - -)	30,000	18,454	
社会保障負担(企業)	3,895	2,396	
人件費(+)	43,997	27,065	

(注)独身の場合と同様。申告方法により、若干違いが出るが、その場合も、ほぼ同額。

ポンドからユーロへの換算レートは、英中銀が発表した2000年9月～2001年8月の各月平均為替レートの平均。

.....

ドイツ(日本人駐在員)

< 前提条件 >

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ(赴任地の給与所得のみ)。
 家族構成:配偶者、子供2人(ともに収入なし)。

項 目	ユーロ	備考
グロス給与額	162,910	
所得税	56,766	
諸税	3,122	
連帯付加税	3,122	
社会保障負担(個人)	3,023	日独社会保障協定により、日本からドイツに派遣している駐在員には、社会保障への加入義務はない。健康保険についても加入義務はなく、任意加盟となる。実際に、医療費のカバーを日本側で担保し、介護保険、当地の健康保険には加入していないケースも多い。介護保険は、健康保険に加入している場合、連動して加入することになる。
健康保険	2,682	
介護保険	340	
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	3,023	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
人件費(+)	165,933	

ドイツ(現地職員/独身者)

< 前提条件 >

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
 家族構成:独身

項 目	ユーロ	備考
グロス給与額	57,059	
所得税	16,307	
諸税	897	
連帯付加税	897	
社会保障負担(個人)	9,855	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	5,098	
失業保険	1,735	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	9,855	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	5,098	
失業保険	1,735	
人件費(+)	66,914	

Report 6

ドイツ(現地職員/既婚者)

<前提条件>

給与額 現金受取額に現物給与の税務上評価額が3万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供1人(ともに収入なし)。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	46,006	
所得税	6,725	
諸税	370	
連帯付加税	370	
社会保障負担(個人)	8,911	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	4,394	
失業保険	1,495	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	8,911	
健康保険	2,682	
介護保険	340	
年金	4,394	
失業保険	1,495	
人件費(+)	54,917	

フランス(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額 現金受取額に現物給与の税務上評価額が10万ユーロ。赴任地の給与所得のみ。

家族構成:配偶者、子供2人で、配偶者に所得なし。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	160,677	
所得税	23,675	
諸税	1,646	
住民税	1,524	
視聴覚税	122	
社会保障負担(個人)	35,356	
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	87,110	
人件費(+)	247,787	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。

パリ市内の日系企業の会計担当者による試算。

.....

フランス(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
家族構成:独身者、扶養家族なし。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	48,176	
所得税	5,931	
諸税	1,646	
住民税	1,524	
視聴覚税	122	
社会保障負担(個人)	10,599	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	19,752	
人件費(+)	67,928	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。
社会保障負担率は雇用者負担41%、被雇用者負担22%(年収グロスベースとする)。

フランス(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。
家族構成:配偶者、子供1人。配偶者にネット給与額3万ユーロの収入あり。

項目	ユーロ	備考
グロス給与額	45,017	
所得税	4,291	
諸税	823	
住民税	762	
視聴覚税	61	
社会保障負担(個人)	9,904	
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	18,457	
人件費(+)	63,474	

(注) 諸税は一般的な税(住民税と視聴覚税)のみとし、平均的な数字を使用した。
社会保障負担率は雇用者負担41%、被雇用者負担22%(年収グロスベースとする)。
夫婦全体の課税額から1人分を算出。

イタリア(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ、配偶者、子供2人、赴任地給与のみ、配偶者・子供に所得なし。

商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。

駐在員が被雇用者(等級quadro)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	185,681	359,528,553	
所得税	66,026	127,844,724	算出基礎(- -)×額に応じた係数 - 配偶者控除額 算出基礎(- -) 321,471,724 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 29,250,000 1億3,500万リラ超 45% 83,912,276 合計 128,762,276 税控除額 917,552
諸税	1,671	3,235,757	
地方税	1,671	3,235,757	×0.9%
社会保障負担(個人)	17,984	34,821,073	
Ente Bilaterale	11	21,686	1,549リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	16,526	31,998,041	×8.9%
INPS付加保険料	1,447	2,801,346	(-(5,671,000リラ×14ヵ月))×1%
ネット給与額(- - -)	100,000	193,627,000	
社会保障負担(企業)	58,846	113,942,018	
Ente Bilaterale	22	43,372	3,098リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	55,667	107,786,660	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	928	1,797,643	×5/1000
ASCOM(任意)	2,228	4,314,343	×1.2%
人件費(+)	244,527	473,470,571	

(注) INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio del turismo e dei servizi 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

.....

イタリア(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、独身。
 商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。
 被雇用者で(2等級)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	46,884	90,780,683	
所得税	12,280	23,777,638	算出基礎(- -)×額に応じた係数-税控除額 算出基礎(- -) 81,865,738 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 8,527,638 合計 24,127,638 税控除額 350,000
諸税	422	817,026	
地方税	422	817,026	×0.9%
社会保障負担(個人)	4,182	8,097,919	
Ente Bilaterale	10	18,438	1,317リラ×14ヵ月
INPS	4,173	8,079,481	×8.9%
ネット給与額(- - -)	30,000	58,088,100	
社会保障負担(企業)	14,872	28,796,196	
Ente Bilaterale	19	36,876	2,634リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	14,056	27,216,049	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	234	453,903	×5/1000
ASCOM(任意)	563	1,089,368	×1.2%
人件費(+)	61,756	119,576,879	

(注) INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio del turismo e dei servizi 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

イタリア(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、配偶者、子供1人、配偶者に3万ユーロの所得あり。

商業・サービス部門、従業員数50人未満でロンバルディア州に所在する企業。

被雇用者で(2等級)の場合。

項目	ユーロ	リラ	備考(リラ)
グロス給与額	46,366	89,777,448	
所得税	11,813	22,872,720	算出基礎(- -)×額に応じた係数 - 税控除額 算出基礎(- -) 80,960,820 2,000万リラ以下 18% 3,600,000 2,000万リラ超～3,000万リラ以下 24% 2,400,000 3,000万リラ超～6,000万リラ以下 32% 9,600,000 6,000万リラ超～1億3,500万リラ以下 39% 8,174,720 合計 23,774,720 税控除額(子供が4歳以上とした場合) 902,000
諸税	417	807,997	
地方税	417	807,997	×0.9%
社会保障負担(個人)	4,136	8,008,631	
Ente Bilaterale	10	18,438	1,317リラ×14ヵ月
INPS	4,127	7,990,193	×8.9%
ネット給与額(- - -)	30,000	58,088,100	
社会保障負担(企業)	14,708	28,478,371	
Ente Bilaterale	19	36,876	2,634リラ×14ヵ月
伊社会保険機構(INPS)	13,901	26,915,279	×29.98%
伊労働災害保険機構(INAIL)	232	448,887	×5/1000
ASCOM(任意)	556	1,077,329	×1.2%
人件費(+)	61,074	118,255,819	

(注)INPS:被雇用者の年金をはじめ、失業手当、結核、家族手当の給付、企業のレイオフ時の給与補填基金の運営、退職基金の運営を行う機関。

INAIL:すべての業務上の災害・事故に起因する死亡、障害、けがに対して被雇用者ならびに死亡の場合は遺族に対し、経済上・医療上の援助を保証する機関。

Ente Bilaterale:人材育成や労働・雇用環境に関して、雇用者・被雇用者双方に対する情報提供や相談受付などを行う機関。

ASCOM(Associazione del commercio, del turismo e dei servizi, 商業・観光・サービス協会):商業部門の雇用者による組合で、人材雇用に関する情報提供や相談を行う機関。

.....

オランダ(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供2人(ともに収入なし)。

本人所得は赴任地の給与所得のみ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	145,074	
所得税	35,770	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超(30%ルールを適用) 52.00% 28,726 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	1.70%の負担率。グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	6.25%の負担率。グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	149,268	

(注) AOW, ANW, AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

オランダ(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。

家族構成:独身者

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	46,390	
所得税	7,086	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超 52.00% 42 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	50,584	

(注)AOW,ANW,AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

.....

オランダ(現地職員/既婚者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ。

家族構成:配偶者、子供1人(ともに収入なし)

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	46,390	
所得税	7,086	~ 14,870ユーロ 2.95% 439 ~ 27,009ユーロ 8.20% 995 ~ 46,309ユーロ 42.00% 8,106 46,309ユーロ超 52.00% 42 一般税額控除 2,496
諸税	7,941	
一般老齢年金(AOW)	4,835	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで17.9%の負担率。
遺族年金(ANW)	338	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで1.25%の負担率。
特別医療費保険(AWBZ)	2,768	左記は上限額。グロス給与が27,009ユーロまで10.25%の負担率。
社会保障負担(個人)	1,363	
失業保険(WW)	1,363	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,194	
疾病保険(WAO 基本負担)	2,425	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
疾病保険(WAO 個別負担)	632	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
失業保険(WW)	1,137	左記は上限額(1日当たり152.92ユーロ以上の給与がある場合)。年間就業日数を260日と仮定。
健康保険(ZFW)	0	グロス給与が29,813ユーロを超える場合は対象外。
人件費(+)	50,584	

(注) AOW, ANW, AWBZは被雇用者負担で、所得税と共に税務当局に納付される。

WAOの個別負担率は、業種、企業規模などによって異なる。

スペイン(日本人駐在員)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が10万ユーロ、既婚、子供2人、配偶者・子供に所得なし。
2000年度分(2000年1月～12月末)を想定する。

預金金利、証券など、日本の家賃賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。

会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。

スペイン国内における住宅ローンはないものとする。

日本人駐在員が社会保険料算定表のグループ1とする。

子供2人は、3歳以上15歳未満が1人、15歳以上が1人とする。

税制上有利な夫婦合算申告を採用するものとする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	165,163	27,480,760	
所得税(IRPF)	63,243	10,522,708	課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除(本人:375,000+配偶者:500,000) 875,000 b.申告者毎一般控除(夫婦合算申告2名分) 1,100,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 425,000 d.社会保証負担(個人) 319,452 課税対象所得(グロス給与額-a.-b.-c.-d.) 24,761,308 国家所得税(e.+f.) 8,754,909 e.基本税額 3,392,551 f.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×39.6% 5,362,358 自治体所得税(g+h.) 1,767,799 g.基本税額 630,329 h.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×8.40% 1,137,470
諸税			なし
社会保障負担(個人)	1,920	319,452	
医療	1,410	234,600	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	480	79,860	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	30	4,992	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額()	100,000	16,638,600	
社会保障負担(企業)	9,537	1,586,772	
医療	7,080	1,177,968	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,860	309,468	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	120	19,968	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	180	29,952	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	297	49,416	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	174,699	29,067,532	

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり定められる。

例:グループ1(大卒専門資格者・技術者)の最小基準額は月額125,430ペセタ、最高基準額は415,950ペセタ(ともに2001年度)。

グロス給与額を12で除して、月収を求めず(=Aとする)。

Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(415,950ペセタ)が社会保険料算定額となる。

Aが最大基準額を満たさず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。

Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(125,430ペセタ)が社会保険料算定額となる。

.....

スペイン(現地職員/独身者)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、独身。
 2000年度分(2000年1月~12月末)を想定する。
 預金金利、証券など、日本の家賃賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。
 会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。
 スペイン国内における住宅ローンはないものとする。
 社会保障料算定グループ5とする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	41,511	6,906,814	
所得税(IRPF)	9,683	1,611,057	課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除 375,000 b.申告者毎一般控除 550,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 0 d.社会保証負担(個人) 304,176 課税対象所得(所得額-a.-b.-c.-d.) 5,677,638 国家所得税(e.+f.) 1,352,056 e.基本税額 881,229 f.過所得分(課税対象所得-4,182,000)×31.48% 470,827 自治体所得税(g.+h.) 259,001 g.基本税額 173,451 h.過所得分(課税対象所得-4,182,000)×5.72% 85,550
諸税			なし
社会保障負担(個人)	1,828	304,176	
医療	1,343	223,380	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	457	76,044	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	29	4,752	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額()	30,000	4,991,580	
社会保障負担(企業)	9,081	1,510,884	
医療	6,741	1,121,640	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,771	294,672	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	114	19,008	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	171	28,512	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	283	47,052	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	50,591	8,417,698	

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり定められる。
 例:グループ5(一般職業長)の最小基準額は月額84,150ペセタ、最高基準額は396,060ペセタ(ともに2001年度)。
 グロス給与額を12で除して、月収を求め(=Aとする)。
 Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(396,060ペセタ)が社会保険料算定額となる。
 Aが最大基準額を超えず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。
 Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(84,150ペセタ)が社会保険料算定額となる。

スペイン(現地職員/既婚者) 夫婦合算申告のケース)

<前提条件>

ネット給与額(現金受取額に現物給与の税務上評価額)が3万ユーロ、既婚、子供1人、配偶者に3万ユーロのネット給与。

2000年度分(2000年1月~12月末)を想定する。

預金金利、証券など、日本の家賃賃貸収入、その他の給与外所得は皆無とする。

会社が支払う個人負担であるべきもの(保険、住居代、教育費など)は皆無とする。

スペイン国内における住宅ローンはなしとする。

既婚現地職員および配偶者は社会保険料算定表のグループ5とする。

子供1人は3歳未満とする。

税制上有利な夫婦合算申告を採用するものとする。

項目	ユーロ	ペセタ	備考(ペセタ)
グロス給与額	91,640	15,247,660	現地職員+配偶者のグロス給与
所得税(IRPF)	27,984	4,656,148	現地職員+配偶者のグロス給与にかかる所得税額 課税対象所得は所得控除後に確定する。 a.基礎控除(本人:375,000+配偶者:375,000) 750,000 b.申告者毎一般控除(夫婦合算2名分) 1,100,000 c.家族控除(子供の養育費控除に該当) 250,000 d.社会保証負担(個人)(夫婦合算2名分) 608,352 課税対象所得(所得額-a.-b.-c.-d.) 12,539,308 国家所得税(e.+f.) 3,914,997 e.基本税額 3,392,551 f.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×39.60% 522,446 自治体所得税(g.+h.) 741,151 g.基本税額 630,329 h.過所得分(課税対象所得-11,220,000)×8.40% 110,822
諸税			なし
社会保障負担(個人) 1名分内訳	3,656	608,352	304,176×2名
合計	1,828	304,176	
医療	1,343	223,380	社会保障料算定額(注1)×4.7%×12ヵ月
失業	457	76,044	社会保険料算定額×1.6%×12ヵ月
労災	29	4,752	社会保険料算定額×0.1%×12ヵ月
ネット給与額(- - -)	60,000	9,983,160	現地職員+配偶者のネット給与
社会保障負担(企業) 1社分内訳	18,161	3,021,768	1,510,884×2社
合計	9,081	1,510,884	
医療	6,741	1,121,640	社会保障料算定額(注1)×23.6%×12ヵ月
失業	1,771	294,672	社会保険料算定額×6.2%×12ヵ月
労災	114	19,008	社会保険料算定額×0.4%×12ヵ月
職業訓練	171	28,512	社会保険料算定額×0.6%×12ヵ月
倒産	283	47,052	社会保険料算定額×0.99%×12ヵ月
人件費(+)	109,801	18,269,428	2社分

(注)社会保険料算定額は、毎年定められるグループ別の最小・最高基準額によって、以下のとおり、定められる。

例:グループ5(一般職業長)の最小基準額は月額84,150ペセタ、最高基準額は396,060ペセタ(ともに2001年度)。

グロス給与額を12で除して、月収を求める(=Aとする)。

Aが最大基準額を超える場合、最高基準額(396,060ペセタ)が社会保険料算定額となる。

Aが最大基準額を超えず、最小基準額を超える場合、Aが社会保険料算定額となる。

Aが最小基準額を下回る場合、最小基準額(84,150ペセタ)が社会保険料算定額となる。

.....

アイルランド(日本人駐在員)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、配偶者は収入なし。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

ネット給与額が10万ユーロ。

グロス給与額のうち、3割が諸手当(現金以外での支給、自動車、住宅手当など)、7割が現金給与。

項 目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	159,811	現金給与(111,786)+現物支給(48,025)
所得税	59,020	~ 36,822ユーロ 20% 7,364 36,822ユーロ超 42% 51,655
税額控除	2,793	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 13,967.12ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	3,584	
PRSI	1,347	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=PRSI対象上限額(35,870ユーロ)- (支払控除月額(551ユーロ)×4ヵ月)
健康保険	2,237	現金給与(111,786)×2%
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	13,414	
雇用主負担	13,414	現金給与(111,786)×12%
人件費(+)	173,225	

アイルランド(日本人駐在員)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、配偶者は収入なし。
 2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。
 アイルランドの社会保障費は特別徴収システムにより支払われる。
 ネット給与額が10万ユーロ。

項 目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	161,562	
所得税	59,755	~ 36,822ユーロ 20% 7,364 36,822ユーロ超 42% 52,391
税額控除	2,793	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 13,967.12ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	4,600	
PRSI	1,369	PRSI支払対象額×4%
健康保険	3,231	現金給与(161,562)×2%
ネット給与額(- - -)	100,000	
社会保障負担(企業)	19,378	
雇用主負担	19,387	現金給与(161,562)×12%
人件費(+)	180,940	

.....

アイルランド(現地職員/独身者)

<前提条件>

アイルランド居住者で独身、アイルランドでの雇用、給与支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項 目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	41,955	現金給与(34,823)+諸手当(7,132)
所得税	12,034	~ 25,395ユーロ 20% 5,079 25,395ユーロ超 42% 6,955
税額控除	1,397	65歳未満の独身/寡婦は6,983.56ユーロ、65歳以上が10,792.77ユーロ(2001年)、 6,983.56ユーロ×20%
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	1,825	
社会保障費(PRSI)	1,129	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=給与所得(34,823ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)
健康保険	696	現金給与(34,823)×2%
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	4,179	
雇用主負担	4,179	現金給与(34,823)×12%
人件費(+)	46,134	

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

アイルランド(現地職員/既婚者)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、共働き、夫婦別課税選択 (= 独身者と同様の取り扱い)、アイルランドでの雇用、給与支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)						
グロス給与額	41,955	現金給与(34,823)+諸手当(7,132)						
所得税	12,034	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">~ 25,395ユーロ</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">20%</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">5,079</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">25,395ユーロ超</td> <td style="text-align: center;">42%</td> <td style="text-align: right;">6,955</td> </tr> </table>	~ 25,395ユーロ	20%	5,079	25,395ユーロ超	42%	6,955
~ 25,395ユーロ	20%	5,079						
25,395ユーロ超	42%	6,955						
税額控除	1,397	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)、 6,984ユーロ×20%						
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%						
諸税	0							
社会保障負担(個人)	1,825							
社会保障費(PRSI)	1,129	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=現金給与(34,823ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)						
健康保険	696	現金給与(34,823ユーロ)×2%						
ネット給与額(- - -)	30,000							
社会保障負担(企業)	4,179							
雇用主負担	4,179	現金給与(34,823)×12%						
人件費(+)	46,134							

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

.....

アイルランド(現地職員/既婚者)

<前提条件>

アイルランド居住者で既婚、夫婦別課税選択 (= 独身者と同様の取り扱い)、アイルランドでの雇用、給与支払い。

2001年の税率とバンドを適用し、12ヵ月課税年を基礎に置く。

アイルランドの社会保障制度の適用を受ける。

ネット給与額が3万ユーロ。

項目	ユーロ	備考(ユーロ)
グロス給与額	42,778	
所得税	12,380	~ 25,395ユーロ 20% 5,079 25,395ユーロ超 42% 7,301
税額控除	1,397	既婚世帯は65歳未満が13,967.12ユーロ、65歳以上が21,585.55ユーロ(2001年)。6,984ユーロ×20%
PAYE(注)控除	508	2,539ユーロ×20%
諸税	0	
社会保障負担(個人)	2,303	
社会保障費(PRSI)	1,447	PRSI支払対象額×4% PRSI支払対象額=給与所得(42,778ユーロ)- (支払控除月額(550ユーロ)×12ヵ月)
健康保険	856	現金給与(42,778ユーロ)×2%
ネット給与額(- - -)	30,000	
社会保障負担(企業)	5,133	
雇用主負担	5,133	現金給与(42,788)×12%
人件費(+)	47,911	

(注)PAYE=Pay As You Earnシステム。

EU加盟14カ国の税率一覧

	英 国	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ペ イ ン	イ タ リ ア	オ ラ ン ダ
法人税率(基本税率)	30	25	33~35.43, 15.45	35	33	29, 34.5
注 記	課税所得額が1万ポンド以下の小規模企業は10%、1万1ポンドから5万ポンドまでの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、5万1ポンドから30万ポンドの企業には20%、30万1ポンドから150万ポンドの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、150万1ポンド以上の企業には基準レートの30%が適用される。		34.33~35.43%は年商763万ユーロ以上の企業に適用。税率のばらつきは、社会保障負担金の実質的な税率が年商によって異なるため。15.45%は年商763万ユーロ未満の中小企業に適用。税率は受取利子含む。キャピタルゲイン(2年間以上保有の非金融投資などが対象)は19.57%。受取配当金は一部のキャピタルリスク投資分についてのみ19.57%。このほか、使用する事業所(賃貸含む)に係る地方税の職業税がある。		キャピタルゲイン、受取配当、受取利子を含む。	課税所得2万2,689ユーロまでは29%、それ以上は34.5%が適用される。資本参加免税が認められており、ある基準を満たせばキャピタルゲイン、受取配当金に関しては免税。貸付金に対する受取利息には上記税率が適用。その他:資本税(0.55%)株式発行時に払込金額・無償増資額に対して課税される。
所得税率(最高税率)	40	48.5	52.75	国税:39.6、 州税:8.4	33	52
注 記	課税所得額が1,880ポンドまでは10%、1,881ポンドから29,400ポンドは22%、29,400ポンドを超える場合は40%が適用される。		0、7.5、21.0、31.0、41.0、46.75、52.75%の7段階。	国税は15、20.17、23.57、31.48、38.07、39.6%の6段階。州税は3、3.83、4.73、5.72、6.93、8.4%の6段階。	課税所得が10万ユーロ以下の場合23%、10万ユーロ超の場合33%が適用される。	32.35、37.85、42.0、52.0%の4段階。
日本との租税条約						
源泉課税・利子	10	10	10	10	10	10
源泉課税・使用料	10	10	10	10	10	10
源泉課税・配当(一般)	15	15	15	15	15	15
源泉課税・配当(親子間)	10	10	0または5	10	10	5
親子間条件	25%、12カ月	25%以上、 12カ月	15%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月	25%以上、 6カ月
付加価値税(標準)	17.5	16	19.6	16	20	19
付加価値税(低減・特別低減率)	5	7	5.5、2.1	7、4	10、4	6

(注) 法人税率は原則として、2002年初時点。租税条約関連は2000年5月時点。付加価値税は2001年5月時点。
出所: ジェトロ・投資関連コスト比較調査(2002年)

(財) 納税協会連合会・平成12年版租税条約関係法規集

欧州委員会・「VAT RATES APPLIED IN THE MEMBER STATES OF THE EUROPEAN COMMUNITY」

(単位：%)

ベルギー	アイルランド	ギリシャ	ポルトガル	オーストリア	フィンランド	デンマーク	スウェーデン
28.84 ~ 40.17	16	32.5, 37.55	30	34	29	30	28
課税所得が2万5,000ユーロまでは28.84%、2万5000.01ユーロ～8万9,000ユーロまでは37.08%、8万9,500.01ユーロ～32万3,750ユーロまでは42.23%、32万3,750.01ユーロ以上は40.17%。	2003年から12.5%に引き下げられる。軽減税率適用済みの輸出製造業および国際金融サービス業については、それぞれ2010年末と2005年末まで引き続き同税率が適用される。	アテネ証券取引所の上場企業の場合、32.5%、それ以外は37.55%。	市町村付加税：最高10%	キャピタルゲインは通常の法人税率で課税。受取配当金、受取利子はそれぞれ25%の源泉徴収。ただし、国内で事業に従事している法人の場合、利子所得は課税所得に含める。			
55	42	40	40	50	37	59	50
25～55%の7段階。	以下の条件に該当する場合、税率20%が適用される。それ以外は42%が適用される。独身で収入が2万8,000ユーロ以下。片親世帯で収入が3万2,000ユーロ以下。既婚(働き手1人)で収入が3万7,000ユーロ以下。既婚(共働き)で収入が5万6,000ユーロ以下。		120、140、240、340、38.0、40.0%の6段階。	100、220、320、420、50.0%の5段階。	課税最低限は1万1,500ユーロ。課税所得に応じた5段階の累進課税。	課税最低限は3万3,400デンマークローネ(DK)。3万3,400～19万1,200DK未満は5.5%。19万1,200DK～28万5,200DK未満は6.0%。28万5,200以上は15.0%。地方税(平均32.6%)に上記税率でそれぞれを乗算した額を加算。ただし、最高税率を59.0%とし、59.0%を超える分は差し引かれる。	
		×	×				
10	10	---	---	10	10	10	10
10	10	---	---	10	10	10	10
15	15	---	---	20	15	15	15
10	10	---	---	10	10	10	5または0
25%以上、6カ月	25%以上、6カ月	---	---	50%超、12カ月	25%以上、6カ月	25%以上、12カ月	25%以上、6カ月
21	20	18	17	20	22	25	25
12、6	12.5、4.2	8、4	12、5	12、10	17、8	---	12、6

金融緩和に転じた欧州中央銀行 ～ユーロ圏の金融政策とユーロ～ (ユーロ圏)

フランクフルト事務所

欧州中央銀行 (European Central Bank (ECB) ; ドイツ・フランクフルト所在) が、ユーロ圏における統一的な金融政策を99年1月1日より開始して3年余りが経過した。

2001年はECBにとって金融緩和の年であった。5月以降4回にわたって計1.50ポイントの政策金利の引き下げを行った。(図1)。これは、ドイツ経済をはじめとするユーロ圏経済の停滞、ユーロ圏経済の停滞を背景とした消費者物価上昇率の低下、および2001年9月11日の米国テロ事件などによる金融市場の不安定性の高まり、といったユーロ圏経済の状況を背景とするものである。

また、2002年1月1日には、ユーロ現金通貨が導入された。ECBおよびユーロ圏各国中央銀行はユーロ紙幣・硬貨の物理的な流通を開始すべく入念な準備を進めてきたが、この物流計画が実行に移された。これにより、92年2月のマーストリヒト条約が規定した欧州の経済通貨統合のプロセスが、現在ユーロ圏を構成する12カ国において完了したことになる。

本レポートは、ECBの金融政策の目的・戦略について概説し、2001年の金融政策を振り返るとともに、ユーロ現金通貨の導入およびユーロの為替相場の動向を分析し、ユーロ圏経済の今後の見通しおよび今後の金融政策の方向を展望する。

1. ECBの金融政策の目的・戦略

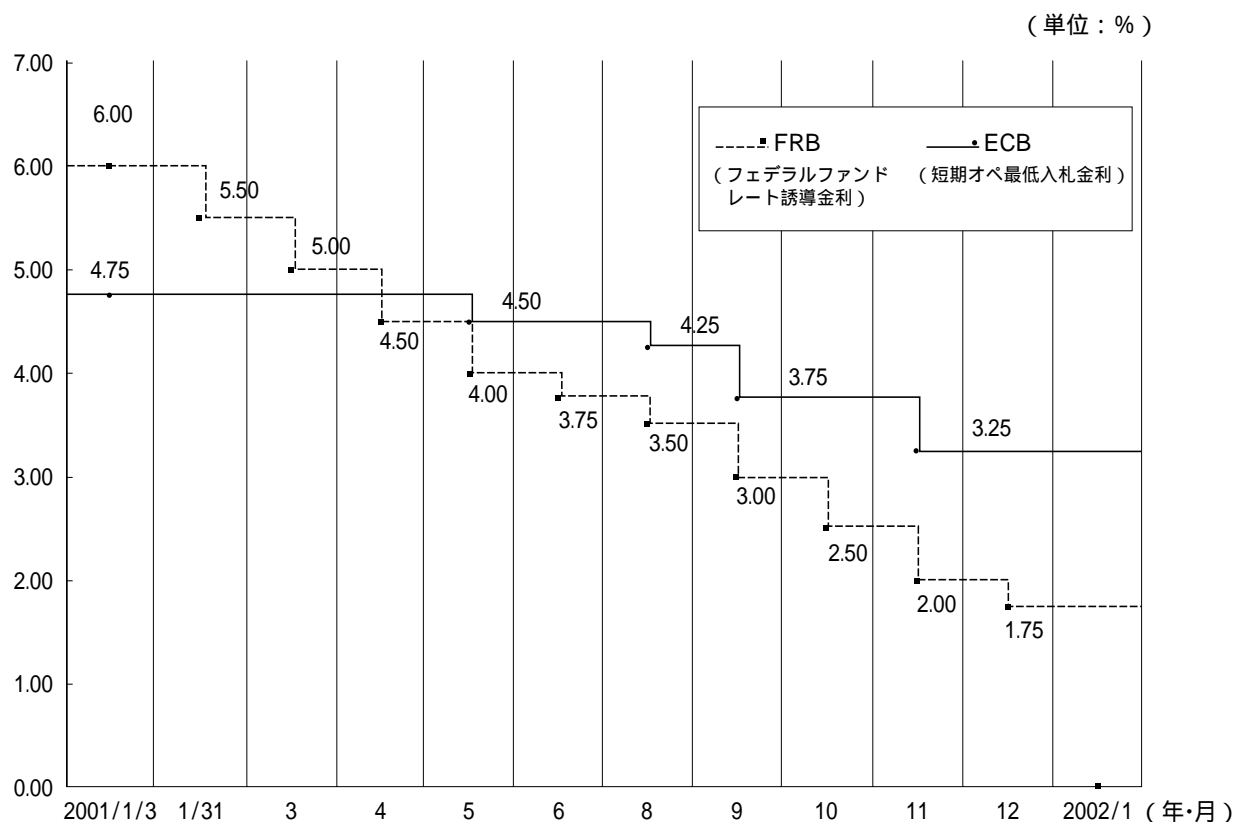
ECBの金融政策の目的・戦略については、極めて分かりづらいとの声が、かねてより学

界・報道機関・金融機関などの間で強かったが、2001年秋にECBおよびその主要政策担当者がそれぞれ執筆した2冊の本が相次いで出版されたこと^(注)、およびECBが各種機会を捉

(注) European Central Bank, The Monetary Policy of the ECB, 2001 (ECBのウェブサイトからダウンロード可能)

Otmar Issing, Vitor Gaspar, Ignazio Angeloni, and Oreste Tristani, Monetary Policy in the Euro Area, Cambridge University Press, 2001

図1 ECBと米国FRBの政策金利の推移



えて積極的に啓蒙活動を行ったことなどを通じて、その内容がかなり明らかになってきた。

(1) 目的・戦略の内容

マーストリヒト条約は、ECBの金融政策の主要目的を物価安定の維持であると規定している。同条約は、この主要目的を害さない限りにおいて、高い水準の雇用、持続可能でインフレなき成長などのEUの一般的な経済政策を支援することとされている（BOX 1）。主要目的たる「物価安定の維持」の定義は、ECBの政策理事会が98年10月に行っており、「ユーロ圏の消費者物価調査指数（HICP）で年率2%以下を中期的に維持すること」とされている（なお、ECBは、0%を下回る物価上昇率は物価安定に含まれないと説明している）。

また、ECBの政策理事会は、98年12月に、

物価安定の維持を図るための金融政策の戦略を策定した。これは次の2つの柱から成っている。すなわち、「第一の柱」として、貨幣を極めて重要な役割（a prominent role for money）を果たすものと位置付け、通貨供給量（M3）の伸びに係る参照値を設定（現行4.5%）する一方で、「第二の柱」として、その他広範な諸指標（産出、需要、労働、価格、財政政策、国際収支など）を分析することとしている。

BOX 1：ECBは景気刺激、雇用の増大を目的に金融緩和をすることはあり得るか？

マーストリヒト条約によれば、ECBは、物価安定の維持を第一に考えるとしても、優先順位第二位としては、失業率の低下、経済成長を図るため金融政策を行

ってもよいはずである。ところが、ECBが発表する文書などでは、あたかも第2の目的は存在しないがごとく、全ての政策が物価安定の維持のためなされているように書かれる。景気後退局面でも、「低い金利が物価安定の維持とより整合的である」と言って利下げを行う。これについて、イッシング理事（ドイツ出身）は、後述の講演で、「第2の目的があることは知っているが、これは、物価安定を達成することにより、インフレの害悪が取り除かれ、経済活動の効率化を通じて経済成長がもたらされることを意味するに過ぎない」と言っている。これに対して、ノワイエ副総裁（フランス出身）は、2002年2月の東京での講演において、物価安定の維持を強調しつつも、「ECBは、経済生産の短期的な上下の振れを均すことにも関心を有するとともに、寄与している」との発言を目立たぬよう忍び込ませている。基本的な事項においても、ECB首脳陣の間でニュアンスの違いがある例の一つである。なお、金融政策は、労働市場の硬直性による失業など構造的な問題を解決することはできないというのは、ECB内での一致した立場である。

(2) 金融政策に対する批判

このECBの金融政策の目的・戦略に対しては、次の観点から分かりづらく、また、その内容にも問題があるとの批判がなされてきた。

第1は、インフレ・ターゲット支持者からの批判である。この批判は、ECBの「物価安定の維持」の定義とECBの金融政策に係る意思決定との関係が不明確であり、消費者物価上昇率がある数値（例えば2%）を中期的に超えると見込まれれば引き締め、下回ると見込まれれば緩和するという透明性の高い手法を導入すべきであるとする。

第2は、通貨供給量ターゲット支持者およ

び反対者からの批判である。いずれの批判も、上記第1の柱とECBの金融政策に係る意思決定との関係が不明確であるという点を共有する。通貨供給量（M3）の伸びを「参照値」などというあいまいな位置付けにせず、M3の伸びがある数値（例えば4.5%）を中期的に超えると見込まれれば引き締め、下回ると見込まれれば緩和するという透明性の高い手法を導入すべきであるとの論者がいる一方で、通貨供給量とインフレとの一意的な関係は金融技術革新などを通じて崩れており、M3の伸びは「参照値」としても政策決定の指針とはならないので第1の柱とするのはやめるべきとの論者がいるのである。

第3は、インフレ・ターゲットと通貨供給量ターゲットに係る立場に関係なくなされる批判であり、インフレ・ターゲットと通貨供給量ターゲットは理論的にも実務的にも両立しないので、「物価安定の維持」の定義と第一の柱のいずれかを捨て去るべきであるとする。

(3) ECBの説明・反論

これらに対し、ECBは、その金融政策の目的・戦略は、インフレ・ターゲットでもなければ、通貨供給量ターゲットでもなく、批判は全くの見当違いであるとしている。ECBの主張は、前出の2冊の本に詳しいが、ここでは、ECBのイッシング理事が2001年10月15日にフランクフルトの金融研究センターで行った講演の要旨を記すことにする。

イッシング理事によれば、ECBは極めて高い不確実性の下で金融政策を行わざるをえず、この不確実性を前提にして金融政策の目的・戦略を考える必要があるという。すなわち、「ユーロ圏という新たな経済圏、特にユーロ圏を構成する各国経済の不均質性、ユーロという新たな通貨、整備されていない統計資料、およびECBという新たな中央銀行組織という条件のもとで、適切な金融政策を行うために必要な知識が決定的に不足し

.....

ている。このような不確実性が極めて高い状況にあって、金融政策を適切に行うことは不可能に近い。インフレ・ターゲットも通貨供給量ターゲットも検討はしたものの、不確実性が高い中ではかえって経済を不安定にさせる恐れが高いと考え採用しなかった。したがって、現時点で最適な戦略は、得られる全ての情報を総合的に勘案して適切に対応するというものであり、これが第二の柱だ。ただし、インフレは長期的には貨幣的現象であり、通貨供給量の伸びとインフレとの間には長期的には相関が高いというのは通説であるので、不確実性が高いなかでの心の一つの拠り所として、第1の柱と位置付けた。ただし、これはターゲットではなく、他の諸指標と同様に注意深く見ていくという程度の意味である。いずれにせよ、もっと最適な戦略があれば教えてほしい」との趣旨の主張を行った。

また、ECBは、12月17日、ドイセンベルグ総裁から欧州議会・経済通貨問題委員長へのインフレ・ターゲットを巡る書簡を公表した。その中で、ECBが狭義のインフレ・ターゲットすなわち「インフレ予測がインフレ目標から乖離した場合に、機械的に政策金利を変更し、一定期間内に当該乖離を解消する政策ルール」を採用することは、インフレ予測がインフレ目標から乖離した場合でも、その原因・重要性は多様であり、それを勘案することなく、金利変更をすることは、物価の安定につながるとは限らないなどの理由から適当ではないとした。他方、現行のECBの政策決定戦略は、得られる全ての情報をいろいろな角度から勘案するというに加え、通貨供給量も勘案し、中期的な物価の安定を図るというものであり、特に、多様性と不確実性の高いユーロ圏においては、優れた枠組みであると認識しているとした。

(4) 目的・戦略の問題点

このように、ECBの現行の金融政策の目

的・戦略の内容は、2001年を通じてかなり明らかになってきた。つまり、物価安定の維持の定義、第1の柱、第2の柱などと立派な名前がついているものの、結局のところ、得られる全ての情報その他諸般の事情を総合的に判断して適切な政策決定を行い、中期的な物価安定の維持を図るということに尽きる。言い換えると、当該目的・戦略は、それほど明確な内容を持っているわけでもないことが明らかになった。このように希薄な内容の目的・戦略により、ECBは確かに硬直的・機械的な政策ルールを適用することによる悪影響を免れてはいるものの、他方で、政策決定が本当に当該目的・戦略に基づいて決められたのかどうかの検証が困難になっており、「本当は別の政策ルールに基づいて政策決定を行っているのではないか」(BOX 2)、「実は各国の利害調整を行っているに過ぎないのではないか」などの種々の憶測を呼ぶ温床にもなっている。いずれにせよ、本の出版その他種々の啓蒙活動により、ECBの金融政策の目的・戦略について、誤解に基づく議論は鳴りをひそめたが、その真実性(本当にこれで行っているのか)および適切性(これでよいのか)を巡る議論は、引き続きなされている。

BOX 2 : ECBは本当はどのような政策ルールに従っているのか?

ジェトロ・フランクフルト事務所が、当地エコノミスト・市場関係者に、ECBの金融政策の戦略について質問すると、きまって、「実際は、テイラー・ルールに従っているのだ」との回答が返ってくる。テイラーというのは、ジョン・テイラーという人の名前である。テイラー氏は、米国のスタンフォード大学経済学部の教授だった人で、現在はブッシュ政権下で財務次官を務めている。テイラー氏によれば、中央銀行の政策金利は次の4つの要素を足し合わせて定めるべしとし

ている。すなわち、インフレ率、実質均衡金利（長期的な完全雇用が達成できる実質金利）、（実際のインフレ率 - 目標インフレ率）の倍（例えば0.5倍）、（実際の実質GDP - 潜在的に可能な実質GDP）の倍（例えば0.5倍）である。なにやら難しそうだが、インフレ率が目標を上回ったり、GDPが潜在的GDPを上回ったりすれば引き締め、逆なら緩和すべしと言っているにすぎない。テイラー氏自身も、「ECBもどんな戦略を打ちたてようが、実際にはテイラー・ルールに従わざるを得ない」と書いている。ECBはというと、テイラー・ルールに対して冷ややかで、「言うは易し、行うは難しだ。実質均衡金利や潜在的GDPがいくらかを定めるのは技術的に極めて困難。返って経済を不安定化させる恐れがある」とし、「現行のECBの戦略は全ての情報を総合的に勘案するものであり、優れたものである」としている（ECB月報2001年10月参照）。

2 . 2001年の金融政策

(1) 2001年初めの状況

2001年年頭の時点で、ECBの主要政策金利である短期オベ最低入札金利の水準は、4.75%に達していた。これは、ユーロ圏経済の活況、原油高、ユーロ安などによる物価上昇リスクに対応するため、99年11月から2000年10月までの間、7回合計2.25ポイントに及ぶ政策金利の引上げを行ったためである。

2001年第1四半期のユーロ圏経済は、原油価格の上昇は沈静化してきたものの、狂牛病、口蹄疫を背景とした食品価格の高騰により、消費者物価上昇率の低下の速度は緩慢であり、過去の物価上昇が賃金の引き上げをもたらした、これが物価上昇に跳ね返るといった悪循環に陥るリスクも懸念されていた。他方、米国経済の減速は明らかになってきたものの、

ユーロ圏の経済活動は主として圏内経済の要因によって決定されるものであって、米国経済の減速の影響は限定されたものとどまるというのが、大方の見方であった。

(2) 5月10日の利下げ決定(4.75% 4.50%)

ECBは2000年5月10日、短期オベ最低入札金利を4.75%から0.25ポイント引き下げ、4.50%とすることを決定した(15日から適用)。

エコノミスト・市場関係者で利下げを予測する者は皆無に近かったため、決定には驚きの声が上がった。ドイセンベルグECB総裁も記者会見において、「市場を驚かせるのはECBの意図ではない。しかし、時にはやむをえないこともある」と述べた。

ECBは、米国経済などのユーロ圏外経済が減速していること、賃金上昇が穏やかなものに留まっていること、狂牛病・口蹄疫による食品価格の上昇、過去の原油高、ユーロ安の影響などの特殊要因が剥落していくことから、中期的にはインフレ懸念は遠のいたとの見解を示した。他方、ユーロ圏の景気動向については、内需に支えられて潜在成長率である2~2.5%の成長を達成することは可能との見解を示した。また、第1の柱である通貨供給量(M3)の伸びは1~3月平均で4.8%と参照値(4.5%)を上回っているものの、本来ユーロ圏の物価状況とは関係ない圏外の法人・個人が所有しているMMFなどの短期金融商品がM3の数字を約0.5ポイント以上押し上げており、これを取り除くと参考値4.5%を下回ることも、中期的に物価上昇圧力が弱まっていることを裏付けるものであると説明した。

2~3月の消費者物価上昇率は2.6%と物価安定の維持の定義である2.0%を上回っている状況の下で、限定された影響しかないとそれまで説明してきた米国経済の減速などの影響に突如着目し、他方で基本的にユーロ圏経済は健全であるという説明振りでは、何を

.....

もってECBは、中長期的には消費者物価上昇率は2.0%を下回ると見通したかが極めて分かりにくいとの批判がエコノミスト・市場関係者の間で聞かれた。また、M3の伸びは、本来は0.5ポイント分低いはずであるとの説明は、いかにも数字をいじって帳尻を合わせているようにも捉えられ、政策決定の根拠の信憑性を返って減じる結果となった。さらに、ECB幹部の直近の発言で利下げを示唆するものが皆無だったこともあり、ECBは市場との対話、政策決定の透明性に問題ありとする従来から批判は、この利下げ発表でピークに達した観があった。

(3) 8月30日の利下げ決定(4.50% 4.25%)

ECBは8月30日、主要政策金利である短期オペ最低入札金利を4.50%から0.25ポイント引き下げ、4.25%とすることを決定した(9月5日から適用)。

ユーロ圏経済は、ドイツの2001年第2四半期の実質GDP成長率が横ばい(前期比0.0%減)となるなど、停滞が明らかになってきていた。他方、消費者物価上昇率は、ユーロ圏において、5月には3.4%と跳ね上がった後、徐々に低下し7月には2.8%と落ち着きを見せてきたものの、物価安定の維持の定義である2.0%には程遠い状況にあった。さらに、M3の伸びの5~7月平均は5.9%と上昇を続けており、参照値(4.5%)から乖離して行く傾向にあった。このような状況のもとで、ECBは、経済の減速に対応すべく、利下げに踏み切るかどうか注目されていた。

利下げの決定の後、記者会見に臨んだドイセンベルグECB総裁は、次のように説明した。物価上昇率については、ユーロ圏経済は、外需・内需ともに弱くなっており、これが物価上昇率を押し下げていること、最近、統一通貨ユーロの為替相場が上昇しており、これが輸入品の価格下落を通じて、物価上昇率の低下に貢献していること、経済の減速を

背景として、賃金の上昇圧力も弱まっていることから、「2002年の前半には物価上昇率は目標値の2%以下となると見込んでおり……引き下げ後の金利水準は、中期的な物価の安定の維持と整合的である」。

また、通貨供給量(M3)の高い伸びについては、本来ユーロ圏の物価状況とは関係ない圏外の法人・個人が所有しているMMFなどの短期金融商品がM3の数字を約0.75ポイント押し上げているという従来の説明に加え(押し上げ幅は、5~7月は0.5ポイントと試算していたが、8月より0.75ポイントに改定)、長短金利水準の接近(イールド・カーブの平準化)や株式市場の低迷を背景として、資金が短期金融商品に流入しており、これが一時的にM3の値を押し上げていることなどを理由として、「最近のM3の伸びは、一時的なものであり、中期的に物価の安定に影響を及ぼすものでは必ずしもない」と述べた。

(4) 9月17日の利下げ(4.25% 3.75%)

ECBは9月17日、主要政策金利である短期オペ最低入札金利を4.25%から0.5ポイント引き下げ、3.75%とすることを決定した(翌18日から適用)。

9月11日に発生した米国テロ事件に対応し、ECBは、4.25%の固定金利・期限1日の緊急オペを行って、流動性を市場に供給するなど、金融システムの動揺の沈静化に努めてきていた。

このような状況のもと、9月17日、ニューヨーク証券取引所の取引再開の直前に利下げを行った米国連邦準備制度理事会(FRB)に追随するかたちで、ECB創設以来初の臨時政策理事会を電話会議により開催し、0.5ポイントの利下げに踏み切った。

記者発表において、ECB政策理事会は、「米国および世界経済の不確実性が高まっている」と現状認識を示し、FRBが行った利下げと協調して、ECBも0.5ポイントの利下げ

を行うことを決定したとした。また、同理事会は、「今回の米国における事件は、ユーロ圏の景況感を引下げ、経済成長の短期的な見込みを低下させる可能性が高い」と分析し、「このことにより、ユーロ圏におけるインフレ懸念がさらに低下する可能性が高く、引き下げ後の政策金利は適切なものである」と結論づけた。

この利下げは、米国テロ事件による金融システムおよび世界経済の動揺という不確実性の高い緊急事態に対応して、裁量的に取られた異例の措置であると考えられている。

(5) 11月8日の利下げ(3.75% 3.25%)

ECBは11月8日、主要政策金利である短期オペ最低入札金利を3.75%から0.5ポイント引き下げ、3.25%とすることを決定した(14日から適用)。

10月23日、ドイツ六大経済研究所が同国の2001年の実質GDP成長率を春季予測(2.1%増)から下方修正し0.7%増とするなど、ユーロ圏経済は停滞の色を強めていた。他方、ユーロ圏の物価上昇率は、9月には2.5%となるなど低下傾向にあった。

市場においては、物価の安定の維持を目標とするECBであっても、今回利下げをしない理由はないとの見方が強く、利下げは自然なものと捉えられた。

記者会見において、ドイセンベルグ総裁は、弱い世界経済を背景に外需が低迷していることに加え、米国テロ事件後の経済を取り巻く不確実性の高まりにより、投資や消費を控える動きがあり、「ユーロ圏の実質GDP成長は2002年になっても潜在成長率を下回ると見込まれる」との見解を示した。

なお、政策の第一の柱である通貨供給量(M3)の伸びが上昇を続けており、9月には対前年7.6%となり、ECBの参照値である4.5%を大きく上回ってきていることについては、本来除外されるべき非居住者保有が統計上

算入されていること、8月までのイールド・カーブの平坦化、株価低迷、米国テロ事件後の不確実性の高まり、を理由とした一時的なものであり、インフレに結びつく懸念はないとの従来の説明を繰り返した。市場においては、M3の伸び率は、ECBの政策決定戦略の柱の1つとしてほとんど機能していないとの見方が広がった。

(6) 2001年の総括

以上見てきた2001年におけるECBの金融政策は次のように要約することができる。

まず、2000年における物価上昇要因であった原油および食品の価格の上昇といった企業などの生産コスト増を招く供給面でのショックが和らいだ。米国テロ事件およびアフガニスタンにおける米軍等の軍事行動により原油価格が上昇することもなかった。一般的に、供給面でのショックは、短期的には、物価上昇、経済成長の鈍化をもたらすが、ECBのように物価安定の維持を最重視する中央銀行は、引き締め政策を採ることとなり、経済成長を一層鈍化させる(逆に、金融緩和政策を採った場合には、一層の物価上昇を招き、それが経済成長の一層の鈍化をもたらすリスクがある)。2001年においては、ECBは経済成長の鈍化をもたらすような引き締め政策を採る必要がなくなった。

次に、米国経済の減速などを背景に外需が弱くなるとともに、ユーロ圏の内需も停滞した。米国テロ事件も外需・内需の低下をもたらした。一般的に、需要面でのショックは、短期的には、物価下落、経済成長の鈍化をもたらす。ECBのように物価安定の維持を最重視する中央銀行であっても、物価上昇のリスクを懸念することなく金融緩和政策を採ることができる。

このように、2001年におけるECBの金融政策は、金融緩和をすべき環境において当然行うべきであった利下げを慎重ながらも着実に

.....

行ってきたものだと要約することができよう。したがって、エコノミスト・市場関係者の間では、これほど当然なことをなぜもっと迅速かつ大胆にできなかったのかとの意見が強い。

なお、第1の柱であるM3の伸びが高い水準にとどまっていることについて、ECBは理由を次々と付加して中期的な物価上昇に結びつくものではないとの説明を行ってきたが、エコノミスト・金融関係者の間では、「M3は金融政策の戦略の柱の一つとして全く機能していない」という意見が有力である。

3. ユーロ現金通貨の導入と為替相場

(1) ユーロ現金通貨の導入

2002年1月1日、ユーロ圏においてユーロ現金の流通が開始された。ECBはユーロ圏各国中央銀行とともに、ユーロ紙幣・硬貨の物理的な流通を開始すべく入念な準備を進めてきた。

2001年8月30日には、フランクフルト歌劇場において、金利引き下げに関する記者会見に引き続き、2002年1月1日から導入される統一通貨ユーロの紙幣の現物を紹介するための記者会見が開かれた。これを皮切りに、人々が統一通貨ユーロになじめるように、メディアなどを通じてキャンペーン「Euro 2002 Information Campaign」が繰り広げられた。

9月1日からは、金融機関、小売業者、自動販売機業者などに対して、ユーロ現金の事前供給が開始された。2001年末までには、65億枚のユーロ紙幣および375億個のユーロ硬貨が、事前供給により、流通可能な状態に置かれていた。

このような準備の結果、ユーロ現金流通は、大きな問題もなく、順調に行われた。

1月3日の記者会見において、ドイセンベルグECB総裁は、「我々は今歴史を書いている。」とした上で、「90億枚の紙幣と510億個

の硬貨を12か国3億人に流通させる大変な仕事は今までのところ非常に円滑に進められており、我々の期待を上回るほどだ」と現状を総括した。

また、総裁は、2月7日の記者会見において、当初心配されていたユーロ現金流通に伴う便乗値上げが消費者物価上昇率を押し上げているといった事実はないことを確認した。2002年1月のユーロ圏の消費者物価上昇率は対前年比2.5%と12月の2.1%から上昇に転じたが、これは、悪天候による農産物価格の上昇、ドイツの環境税の税率の引き上げといった一時的な要因によるものであり、中期的な物価上昇率に影響を及ぼすものではないとの見解を示した。ユーロ現金流通は、取引コストの低減によって市場メカニズムがより効率的に機能することに資することから、競争を通じて物価の安定の維持をもたらすことになるとの認識を示した。

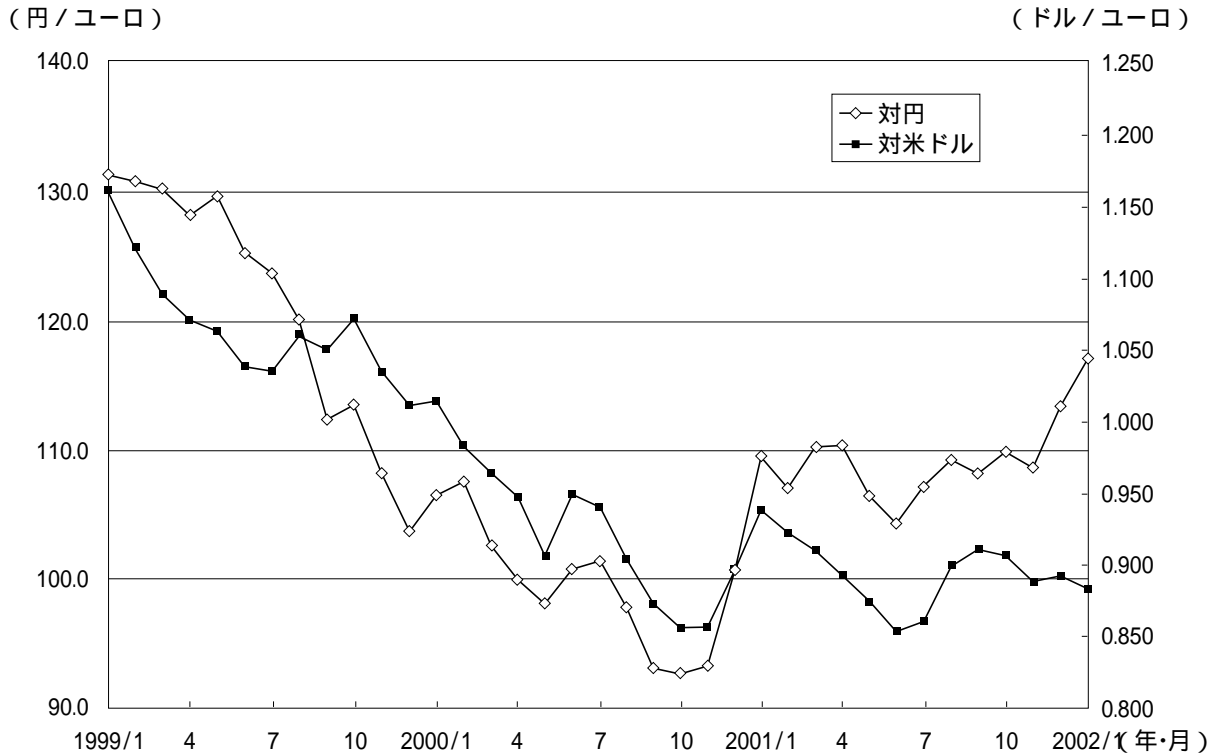
(2) 為替相場の動向

ユーロ現金流通が成功裡になされたことにも啓発されて、2002年初めには、ユーロは国際基軸通貨として米国ドルに代わりうるかなどの議論も活発になされたが(BOX 3)他方で、ユーロの対ドル為替相場は、ユーロが導入された99年以来の下落基調が続いた(図2)。

すなわち、年平均で見ると、ユーロ導入初年の99年には、1ユーロ=1.066米ドルであったのが、2000年には0.924米ドルとなり、2001年にはさらに0.896米ドルへと下落した。

2001年の為替相場を月別平均で見ると、1月には1ユーロ=0.938米ドルだったが、徐々に下落を続け、6月には0.853米ドルとなった。その後、米国議会関係者などから強すぎるドルが米国経済の状況を一層悪化させているのではないかとの意見が相次いだことなどを背景として上昇に転じ、さらには米国テロ事件を契機にドルが売られ9月には1ユーロ=0.911米ドルまで上昇したが、年末に

図2 ユーロの為替レートの推移



かけてまた下落に転じ、12月には0.892米ドルとなった。2002年に入ると、ユーロ現金流通をきっかけにしてユーロは一旦上昇に転じたが、1月を平均してみると1ユーロ = 0.883米ドルであった。

なお、市場においてユーロ・円相場に着目した取引が多額となれば、これによって相場も動き、分析の対象となるものの、現時点においては、市場はユーロ相場も円相場もそれぞれ主として対ドルの関係で見ているのが実情であり、ユーロ・円相場はユーロ・ドル相場と円・ドル相場をいわば掛け合わせたものに過ぎない状況にある。

BOX 3 : 国際通貨としてのユーロ

ユーロは国際的に見て、ドルに次ぎ2番目に広範に使われる通貨となっている。また、約50カ国が、自国通貨の相場をユーロに固定(ペッグ)したり、自国

でユーロを法定通貨として使用したりしているという。各国の外貨準備としても、ユーロは2番目の地位を占めているが、ドルのシェアが70%であるのに対し、ユーロは13%と大きく水をあけられている。今後、ユーロは国際基軸通貨としてドルに代わりうるかについては、「ある通貨が国際基軸通貨となれば、その地位は相当な期間続くというのが、歴史が語るところである。ドルが英ポンドの地位にとって代わるのにも長期間を要した。ユーロはまだ導入後3年程度の若い通貨なので....」(後述の米FRBグリーンズパン議長の講演)という考えが有力である。また、ユーロが基軸通貨になるためには、ユーロ圏として、より統合された懐が深く流動性の高い金融市場が不可欠であるほか、労働市場の硬直性などの構造問題の解決を図ることも必要とされ

ている。ECBは、ユーロが国際通貨として使用されることについて、「市場参加者が決めることであり、ECBとしては、これを妨げるでもなく、これを促すでもなく、中立的である」(月報99年8月)という立場を維持している。

(3) 弱いユーロの背景

99年から2000年にかけてのユーロの対ドル相場下落の理由としては、ジェトロ・フランクフルト事務所が当地金融機関系エコノミストからヒアリングしたところ、米国経済の成長率が、ユーロ圏経済の成長率を平均して上回っていたこと、ユーロ圏経済は米国経済よりも原油輸入への依存度が高く、原油高はユーロ圏経済の交易条件を悪化させユーロ安となったこと、といった景気循環などの一時的な要因によるものであるとの分析が主流であり、このような要因がなくなればユーロはもっと買われるはずだという説明が有力になされていた。また、ユーロは歴史の浅い通貨であり市場における信頼もまだ低く、そのリスク・プレミアムの分だけ過小評価されているが、2002年の現金流通に成功すれば、リスク・プレミアムが低下してユーロ相場は上昇するとの説明もなされていた。

しかしながら、2001年に入り米国経済の後退が明らかになったことに加え、原油価格が低下傾向となり、さらには2002年の現金流通も円滑になされたにも関わらずユーロ安の基調は変わらなかったことから、景気循環などの一時的な要因というよりは、むしろ経済の中長期的な構造的要素が為替相場を決定しているのではないかという考えが有力になってきている。

例えば、FRBのグリーンズパン議長は2001年11月30日、ユーロ50グループ円卓会議(ワシントン)で「国際通貨としてのユーロ」と題して講演したが、「ユーロの対米ドル相場が弱いのは、米国経済がユーロ圏経済よりも

労働市場などにおいて柔軟性があり、中長期的な収益性が高いからである」との指摘を行ったことに対し、ECBのドイセンベルグ総裁も、2002年1月3日の記者会見において、「グリーンズパン議長が指摘しているように、欧州経済は米国経済と比較して柔軟性に欠けている」との見解を示している。

また、99年1月にユーロが導入されてからその価値が下落したのは、資産管理理論からして当然であるとの説明も見られる。すなわち、従前は、欧州各国通貨建ての資産に分散して投資することによりリスクの低減が図られていたが、これが統一通貨ユーロの導入により欧州内で分散投資することによりリスクを低減させることが困難となったことから、その分米国ドル建て資産への投資を増やすことよってリスクを低めるという投資行動に出たことが、ドル高・ユーロ安に働いたとの見方である。この見方によれば、通貨統一に成功したがために、かえってその価値が下落したという皮肉な結果となったことになる。

なお、ECB月報(2002年1月)は、「経済の基礎的条件(ファンダメンタルズ)とユーロ相場」と題する分析を掲載している。これによれば、「中長期的にみてユーロの本来あるべき価値」を決める要素として、物価上昇率、金利、生産性、財政政策、交易条件、国際収支、対外資産負債などがあるものの、具体的にいくらが適当かとの正確な数字をはじき出すことは困難であるとしている。その理由として、経済モデルは種々の恣意的な仮定を置いているなど不確実性が高い上、統計数字も不完全であることなどを挙げており、同分析は、「通貨が本来あるべき価値よりも過大評価されているか過小評価されているかは、結局のところ、定性的な判断の問題である」としている。ただし、同分析は、経済学者、シンクタンクなどの試算結果を紹介し、これらによると試算方法などによってばらつきはあるものの、1ユーロ＝

1.07米ドル～1.45米ドルがユーロの本来あるべき価値であるとしていることから、「ユーロ相場が経済の基礎的条件から離れている」との定性的な判断を裏付けることとなっている」と結論づけている。

(4) ECBの為替政策

2000年においては、ECBは、9月22日、11月3日、6日、9日と外国為替市場でユーロ買いの市場介入を行うなど、ユーロ相場の下落を食い止める政策を採った。ところが、2001年に入るとユーロ安の傾向が続いているにもかかわらず、外国為替市場における積極姿勢はなりをひそめ、市場介入を自ら行うことはなかった（なお、ECBによれば、9月下旬に、日本政府の委託を受けて、ユーロ買い・円売りの市場介入を行った）。ドイセンベルグ総裁の記者会見などにおいても、ユーロ高は物価安定に寄与し好ましいとの一般的なコメントがあるにとどまった。

この為替政策の変換について、ジェットロ・フランクフルト事務所がエコノミスト・市場関係者等にヒアリングしたところ、多くが次のような見解を示した。すなわち、2000年においては、原油価格が高騰したため、これだけでも物価を上昇させるのに、ユーロ安のため輸入品価格は上昇し、原油高はいわばダブルで物価に効いてくる。このように、ユーロ安は2000年においては、ECBの使命である物価安定の維持を脅かす存在であったが、2001年に入ると原油価格は下降傾向となり、外需・内需の低迷とも相まって、ユーロ安が物価安定の維持の脅威となることはなくなった。したがって、ECBはユーロ相場への関心を急激に失ったのである。

この分析によれば、ECBは、為替政策においても、物価安定の維持を最重視しており、物価安定の脅威となる限りにおいて、為替相場に関心を持つという基本的な立場に基づいて行動していると見ることができよう。

4. ECBのユーロ圏経済見通しと今後の金融政策の動向

(1) 2002年は停滞、2003年に回復との見通し

ECBは2000年12月以降、半年ごとにユーロ圏経済見通しを、ECBとユーロ圏各国中央銀行のスタッフが作成したものとの位置付けで公表している。直近の2001年12月に発表された経済見通しの概略は次のとおりである。

ユーロ圏の実質GDP成長率は、2000年には3.4%という高い伸びであったのが、2001年の実績見込みが1.3～1.7%と低下し、2002年には0.7～1.7%という低い成長にとどまるものの、2003年には回復に転じ2.0～3.0%となると見通している。2001年と2002年に経済活動が停滞する理由としては、米国経済を始めとする世界経済の落込みがユーロ圏経済の輸出、投資、在庫調整に影響を与えることを挙げている。個人消費については、各国の所得税減税などを背景として引き続き力強いものとなることを予想している。また、米国テロ事件およびその後の世界経済の不透明感の高まりは、投資および消費に影響を与えるものの、一時的なものにとどまるとの見方を示している。

他方、物価上昇率は、2000年に2.4%だったのが、2001年の実績見込みで2.6～2.8%とやや上昇したものの、2002年には1.1～2.1%まで低下し、さらに2003年には0.9～2.1%となり、ECBの物価安定の維持の定義である2.0%を概ね達成すると見込まれている。これは、2000年から2001年初めの原油や食品価格の高騰の影響がなくなっていくためとの見方を示している。

(2) 2002年に入り楽観的なトーンに転換

このように、2001年12月時点においては、ユーロ圏の経済は2002年中は停滞が続くとの悲観的な見通しであったが、2002年2月になるとECBは微妙ながらもやや楽観的な方向へ

軌道修正を行った。

すなわち、2月7日の政策理事会後のドイセンベルグ総裁の記者会見およびECB月報(2月)において、「最近の情報によれば、本年中に経済活動が徐々に回復していく期待が確認された。世界経済を取り巻く不透明感は徐々に薄れつつあるようだ」との見解が示された。他方、上述のようにECBの金融政策の戦略の第1の柱と呼ばれているにもかかわらず、少なくとも2001年夏以降は政策決定において何の役割も果たしてこなかった通貨供給量(M3)の伸びについても、ややトーンを変え、「今後もM3が強い伸びを示し続ける場合、特に、ユーロ圏経済の回復の証拠がさらにはっきり見えてきた場合には、通貨供給量が物価上昇に与える影響について検討しなおすこととなりうる」との考えを示した。

ジェットロ・フランクフルト事務所が行った当地エコノミストなどへのヒアリングによれば、これは、今後、仮にユーロ圏経済が予想以上の速さで回復をし、物価上昇圧力が高まることとなっても、すぐにはそれが消費者物価指数などの統計数字には現れないことが予想されるが、そのような場合であっても、中長期的な物価安定の維持を使命とするECBは、通貨供給量の高い伸びを理由として引き締めへ転じることもあり得るという姿勢を示したものと市場関係者の間では解釈されている。しかしながら、当地エコノミストなどのなかには、ユーロ圏経済が2002年中に回復に転じることに悲観的な見方も強く、ECBが景気動向に対して楽観的な見通しを最近示したのは、一層の金融緩和をすべきとの圧力を牽制しているものだと穿った見方もある(BOX4)。

BOX 4 : 2002年のECBの注目点

第1は、次期総裁人事である。2002年2月7日、ドイセンベルグ総裁が2003年7月9日の68歳の誕生日をもって辞任することが発表された。今後、後任総裁人事に関するユーロ圏各国の動きが注目を集めることとなろう。また、総裁人事にからめて、ECBの金融政策のあり方などの根本問題についても、議論されることとなろう。

第2は、EU拡大およびユーロ圏拡大とユーロとの関係である。EUは2002年末までに12カ国との加盟交渉を終えることとされている。このEU拡大がECBの政策決定の内容・手続きに及ぼす影響について議論されることとなろう。さらに、EU加盟国でありながら、ユーロを導入していない英国、デンマーク、スウェーデンの動向も注目されよう。

第3は、EUの安定成長協定についてである。ユーロ圏各国は安定成長協定により財政赤字をGDP比3%以内にするように義務付けられている。ドイツおよびポルトガルの財政赤字が上昇し、この上限に近づいてきたことから、2002年2月12日のEU財務相理事会では「早期警告」を発動すべきかどうか議論されたが、結局発動は見送られた。安定協定の実効性とユーロ通貨の信認の関係について、議論されることとなろう。

第4は、本文で述べたことの延長である。ユーロ圏経済はいつ回復に転じるか、第1の柱=M3は復活するのか、ユーロ安は今後も続くのか、ECBは利上げをするのか利下げをするのかに注目が集まろう。

(藤本 拓資)

EU消費財売買指令とドイツにおける 国内法化の概要

海外調査部欧州課

EU消費財売買指令はEU域内の消費者保護水準を定めており、日系企業を含め、欧州で商品を販売する企業に多大な影響を及ぼす。同指令の概要とドイツでの国内法化の状況について、ホワイト&ケースの田中幹夫弁護士に解説して頂いた。

1. はじめに

2002年1月1日を以ってドイツ民法典（BGB・Bürgerliches Gesetzbuch、以下独民）中、債務法に関する部分の大規模な改正が発効しました。この改正はBGB制定以来という抜本的改正です。本改正の契機となったのは各種EU指令、とりわけ消費財の売買並びに関連する保証に関する指令1999/44/EC（以下「消費財売買指令」と略します）です。

今回の独民改正は消費財売買指令が契機と

なっていますが、指令と内容が完全に一致している訳ではありません。即ち、加盟国によって国内法化の程度に差があるので、具体的には個々の加盟国の国内法制を確認する必要があります。欧州法の構造が独特なため、指令の規定と国内法の規定の関係に関する誤解がしばしばみられますので、本稿に必要な限度で欧州法の特色について簡単に説明します。

欧州法の根本は1957年の欧州経済共同体を設立するローマ条約です。ローマ条約は欧州

～ 著者紹介 ～

田中幹夫 氏

（White & Caseフランクフルト事務所・デュッセルドルフ事務所・東京事務所（神田橋法律事務所）弁護士、Director of Japan Desk, Germany）

一橋大学・英ケンブリッジ大学大学院卒。第一東京弁護士会・フランクフルト弁護士会会員。東京・ブラッセル・フランクフルトの法律事務所を経て2001年9月より現職。日欧合弁・国際流通法を専門とする他、各種国際紛争解決や、在独唯一の日本資格を有する弁護士としてドイツ企業相手の日本法法務にも従事。マールブルグ大学法学部講師（98-99）。日弁連国際交流委員会幹事・同外国弁護士並びに国際業務委員会幹事。在独日本商工会議所法務委員会専門委員。

.....

連合（EU）^{（注1）}創設や通貨統合に関するマーストリヒト条約（93年発効）や欧州議会の権限強化や経済通貨同盟具体化に関するアムステルダム条約（99年発効）による改正を経てきているので、以下「EC条約」と呼びます。ドイツの法律実務で、「条約」の意味で（「契約」という意味もあるので）Der Vertrag（語感としては「ザ・条約」）といえは普通EC条約を指します。このEC条約に従って欧州閣僚理事会や欧州委員会が各種二次法規を制定しますが、それらの中で特に重要なのは「規則」（Regulation/Verordnung）と「指令」（Directive/Richtlinie）です。「規則」は何らの国内法化を要せず、加盟国のみならず加盟国国民（企業も含む）をも直接拘束し、かつ権利を付与するものです。国家間の条約の名宛人は通常国家ですので個人をも名宛人とする規則は伝統的な条約概念とは大きな差が存在します。従って加盟国国内裁判所は、当該加盟国の何らの立法措置が無くても規則を直接適用する義務を負います。更に、規則と国内法との間で齟齬があれば規則の効力が優先します。これは加盟国の国家主権に対する重大な例外になるので、規則の制定はEC条約の目的達成のために全加盟国に対して画一的に適用することが不可欠な重要性を持つ事項についてのみ制定されます。競争法（日本の独占禁止法に相当）や通貨統合の分野が典型例です。これに対して、統合の要請と国家主権との調和に関して規則よりも一段国家主権寄りの立法技術として考えられたのが「指令」です。指令は、加盟国に対して一定期日までに一定の内容の国内法を制定することを指示するものです。国内法化に際しては加盟国内内容面で一定の裁量が認められるのが通常で、国内法化されるまでは国民に対する拘束

力も権利付与効も発生しないのが原則です。

消費財売買指令は上述の欧州法の意味での指令ですので、加盟国が国内法化するまでは指令自体に基づいて個人（企業を含む）に関して直接に権利義務が発生するものではありません。また同指令所定の内容はあくまでミニマム・スタンダードなので、指令所定の国内法化期限である2002年1月1日が経過した現在、本指令から読み取れるのは各加盟国では最低ここまでの消費者保護法制を導入した「筈」であるということだけで、それ以上の内容については各加盟国の法制を個別に調査しなければなりません。また、この推定も常に事実とは限りません。2002年3月末現在、ベルギー・デンマーク・スペイン・フランス・英国・ギリシャ・ルクセンブルク・アイルランド・オランダ・ポルトガル・スウェーデンの各国（アルファベット順）の国内法化手続が未了となっています。しかし、フランス・イギリス・スウェーデンなど、指令の内容の多くが既に各国内法に実現済とされる加盟国も多く、個別の検討を行うことなく一概な評価を下すことは危険です。また、各加盟国の裁量について保証期間を例にとれば、本指令が規律する範囲は消費者と消費者に対する直接の売主との取引に限定されますが、ドイツの改正法では業者間の取引にも含まれるので注意が必要です（後述）。これらが指令の立法技術としての規則との大きな違いです。

2．消費財売買指令の概要

2-1 1条関係 [適用範囲・定義]

本指令の目的は、域内市場における消費者保護に関して最低水準を画定し、加盟国国内法を調整することにより（1項）、ひいてはEC条約の目的である共同市場などを通じた

（注1）加盟国の経済・通貨統合を行う欧州共同体ECに加えて、共通外交安全保障政策と司法内務協力をも任務とする政治・経済共同体が欧州連合EUであり、両者はいわば包含関係にあります。従って経済統合のテーマに関する限り、厳密に言えば統合の推進母体はEUの中のECということになります。

加盟国全体の調和の取れた発展等（EC条約2条）に貢献しようとするものです。くたいて言えば、東京都と神奈川県で売主の担保責任の内容や存続期間が大きく異なっていれば消費者に混乱が生じ、かつ例えば多摩川一つ隔てた蒲田と川崎の売主間の競争を阻害する（前文3項参照）のは簡単に予測できます。EUを実質的に一つの市場にしようという以上はこれと同様に加盟国間の法制を似たものにしておく必要がある所以です。

2項は定義規定です。

- ・「消費者」とは、その業務・営業・職業とは無関係な目的のために本指令が適用される契約の当事者となる全ての自然人を指します。
- ・「消費財」とは、執行手続その他の法律に基づく公売手続によって売られた物・水やガス（例外あり）・電気以外の全ての動産をいいます。従って中古消費財も含まれます（ただし後述2-7参照）。
- ・「売主」とは、その業務・営業・職業に関して契約に従って消費財を売る全ての法人または自然人を指します。
- ・「製造者」とは、消費財を製造した者・域内に輸入した者・その名・商標その他の指標を消費財に取り付けることにより製造者とみられる全ての者をいいます。
- ・「保証」とは、消費財が関連する保証文言や広告に記された属性（性能・品質）を有していない場合に無償で支払代金の返還または取替または修理等を行う旨の売主または製造者による消費者に対する

約束をいいます。

- ・「修理」とは、消費財が売買契約内容に合致していない場合に合致せしめるように修復することをいいます。

日本の民法には「消費者」を始めとするこれらの定義規定は存在しません。異なる法制^(注2)を有する多くの加盟国に共通のルールの導入を目指す欧州法の性質上、法適用の出発点となる定義規定の導入は不可避であるともいえます。

2-2 2条関係 [契約適合性]

売主は消費者に対して契約内容に適合した消費財を給付する義務を負います（1項）。現実の取引形態は無数にあり得るので、以下の各場合は契約適合性の存在が推定されます（2項）。

- ・売主の説明に合致し、売主が提示した見本品と同等の品質を有する場合
- ・契約締結時に売主に知らしめ、売主が了解した消費者の目的に合致している場合
- ・同種の消費財に通常求められる目的に合致している場合^(注3)
- ・同種の消費財に関して一般的であり、かつ売主・製造者・その代理人によってとりわけ広告やラベルにおいてなされた当該消費財の特性に関する不特定多数人に対する説明内容（public statements）を勘案して消費者が合理的に予想し得る品質と性能を有している場合。ただし、売主がかかる不特定多数人に対する説明について、これを知らずかつ知らないこ

（注2）英米法対大陸法の対立にとどまらず、大陸法諸国の民法の中でも、消費者契約を一つの契約類型として特別に取り上げて規定しているフランス法や、消費者契約を特に典型契約としては取り上げないドイツ法（日本法もこの系統に属します）など、多様な法技術が混在する諸国を大枠で共通のルールに服させようという作業ですので、明確化の必要性は通常の国内法におけるよりも遥かに大きいのは当然といえます。

（注3）従って消費者が購入した牛乳が冷蔵庫内で10日で腐敗したとしても、そもそも牛乳というものが冷蔵保存でそれ位しかもたないものである以上、契約不適合の事実は存在しません。

.....

とが不合理では無い、その内容が契約締結時までに訂正された、それが消費財の購入の決定に影響を及ぼし得なかった、のいずれかの事実を証明した場合はこの限りではありません（4項）。

消費者が契約締結時において不適合の事実を知り、または知り得た場合、さらに消費者が提供した材料に原因がある場合は、契約不適合との評価はできません（3項）。

組立を伴う消費財については、当該消費財の組立がその売買契約の内容となっており、かつ売主によって又はその監督下で不正確な組立がなされた結果不適合状態が惹起された場合は、消費財そのものの不適合と同視されます（5項）。消費者による組立が予定される消費財に関して、消費者が不正確な組立説明書に起因して不正確な組立を行った場合も、これと同視されます（同）^(注4)。

本指令上、売主の責任が発生する重要な要件事実はこの「契約不適合性」です。この概念はウィーン統一売買法条約を参考にしたものとされます。典型的に想定されている事案は日本の民法上の瑕疵担保（日民570条）に類似します。ただ、日本法上瑕疵担保責任は特定物についてのみ発生し、今日の工業化社会ではむしろ一般的な不特定物（色の型カメラ等）については特定後（判例理論によれば、瑕疵の存在を認識し履行として認容して受領後）初めて適用され、それまで一般の債務不履行の規定が問題となるに過ぎません。しかし、本指令は問題となっている消費財が特定物か不特定物かで差を設けていません。

2-3 3条関係 [消費者の権利]

売主は商品引渡当時に存在した不適合について責任を負います（1項）。具体的な救済手段としては瑕疵修補請求・代品請求・代金減

額請求・解除の「4つの権利」が規定されていますが、これらの権利は同位ではなく、履行優先の二段階構造が採用されました（2項以下、前文11項）。なお、日本の瑕疵担保責任の内容は解除（ただし買主の善意と契約の目的が達成できない事を条件とする）と損害賠償です（日民570条で引用される566条）で、このような構造は明文上採用されていません。

2-3-1 第一段階：履行の実現

消費者は売主に対して、まず無償にて瑕疵の修補または代品の給付を請求することができます。即ち、契約で企図された本来の履行の実現が優先されます。ただし、かかる瑕疵修補や代品請求が不可能または不相当な場合はこれらの救済手段を用いることはできません（3項）。不相当disproportionateとは、他の救済手段と比較して売主に不合理な負担を課す場合を言うことと定義されています。さらに、不合理か否かを判断する際に勘案すべき事項として、不適合の事実が無かったならば有していたであろう商品の価値、不適合の程度、他の救済手段が消費者に著しい不利益を与えるか否か、が示されています。瑕疵修補や代品請求は、商品の性質並びに消費者が商品を求めた目的を勘案の上、合理的期間内に、かつ消費者に対して著しい不便を与えることなく行われなくてはなりません。なお、ここでいう「無償」とは商品を契約に適合する状態に持っていくために必要な費用に関してであり、郵送料・作業料・材料費なども徴収されてはならないことを意味します（4項）。

2-3-2 第二段階：代金減額または解除

消費者は以下の場合には適切な額の代金減額請求または契約解除を行う権利を有します（5項）。ただし、不適合の度合が些細な場合は解除権は発生しません（6項）。

(注4) 消費者に組立させるスウェーデンの有名な家具メーカーの名をとって「IKEA条項」と呼ばれます。

- ・消費者が瑕疵修補・代品請求いずれの権利も有しない場合。
- ・売主が合理的期間内に所定の救済手段を履行しなかった場合
- ・売主が消費者に合理的期間内に所定の救済手段を履行しなかった場合

2-4 4条関係 [求償権]

ここは多数の当事者が登場しますので、次の設例で考えてみましょう。

< 設例 1 > ある消費財Gが、製造者M 流通業者D1 流通業者D2 小売業者S 消費者Cという順序で転売され、SがCに対して契約不適合に基づく責任を履行した。

この設例 1 の場合、契約法の原則に従えば、Sとしては求償し得る相手方は自分と直接の契約関係があるD2のみです。それではもしD2が無資力の場合や、SがS・D2間の契約において、売主(D2)の免責条項、従って求償権を排除する特約をD2から呑まされていた場合はSはD2の責任を問うことが困難になります。その場合でも理論上はD2の上流に位置するD1以下に対して(直接の契約関係が無いので)不法行為責任(独民823条以下、日民709条以下)を追及することも考えられます。しかし、不法行為責任を追及するための相手方の過失や因果関係の立証は通常困難で、かつ不法行為法で保護される損害の範囲を制限する立法例も多く、現実的ではありません。そこで、Sが安心してCに対する契約不適合に基づく責任を履行できるよう注目すべき制度を導入し、4条として規定しました。設例に即して説明すると、SがCに対して、M~D2のいずれかの行為または不作為に起因する契約不適合性に基づき責任を負う場合、Sは流通過程中責任を負うべき当事者に

対して直接責任を問うことができます。この「責任を負うべき当事者」の範囲並びに権利行使の方法や条件については各国内法に委ねられています。

2-5 5条関係 [保証期間]

契約不適合の事実が商品引渡後2年以内に判明した場合に、売主は3条所定の責任(消費者による瑕疵修補請求・代品請求・代金減額請求・解除)を負います。加盟国がこれらの権利について時効期間を定める場合は、引渡後2年間より短い期間を定めることはできません(1項、ただし、中古消費財については下記2-7参照)。危険移転時との関係については指令は沈黙しており、各加盟国に委ねられています。加盟国は、消費者が3条所定の「4つの権利」を享受するための条件として、契約不適合の事実発見後2カ月以内にその事実を売主に通知しなければならないと定めることができます(2項)。

消費者とすれば、引渡後2年間「4つの権利」を有するとしても、引渡時に既に契約不適合が存在したという事実の証明が困難であればこれらは画餅と化します。そこで、本指令は証明責任の分配の領域にまで立ち入って規定しています。即ち、引渡後6カ月以内に判明した場合は、引渡時に既に契約不適合が存在したと推定されます(3項)。挙証責任の転換とは真偽不明のグレーゾーンでは挙証責任を負っている方が負けるということですからこれは実務上たいへん重要な規定です。従って逆に売主の方で引渡後に契約不適合に相当する事実が発生した(例えば買主が壊した、管理方法が悪かったなど)の事実を確実に証明できなければ負けてしまう事を意味します。

2-6 6条関係 [任意でなされる保証]^(注5)

本条の保証は法定(3条)の責任とは異な

(注5) guarantee statement (英)、Garantieerklärung (独)、注8参照。

り、任意で行われるものについて規律するものです。この意味の保証を行う者を、債務の人的保証^(注5)を行う「保証人」との混同も避けるため、以下「保証者」といいます。保証者は、その保証文言（guarantee statement、典型的には保証書）や関連する広告中に述べた内容に拘束されず（1項）。保証を行う場合は、以下の義務が課されます（2項）。

- ・消費者は消費財売買契約の準拠国内法による権利を有し、かかる権利は保証によって（排除されるなどの）影響を受けないことを明記しなければなりません。
- ・とりわけ保証期間・地理的範囲・保証者名と住所を含む、権利行使のために必要な保証の重要な内容を平易でわかりやすい言語で明記しなければなりません。

消費者が要求すれば、保証内容を書面またはその他の消費者が入手・アクセス可能な持続的媒体で提供しなくてはなりません（3項）。当該消費財が商品化されている加盟国は、その領域内における保証文言は、条約の定めに従い欧州共同体の公式言語の中の一ないし複数の言語で書かれなければならない旨を規定することができます（4項）。保証が上記2-4項の定め違反している場合であっても、それによって保証の有効性が害されることはありません（5項）。

2-7 7条関係 [強行法規]

本指令所定の消費者の権利を直接または間接に放棄または制約することを内容とする一切の契約または合意は、それが売主が契約不適合の事実を知る以前に締結された場合は、国内法の規定に従い、消費者に対して拘束力を有しません（1項）。ただし、中古消費財に関する売主の責任存続期間については、加盟国は5条1項所定の期間（最短2年、上記2-5参照）より短い特約を結ぶことを許容することができますが、その期間は1年を下回る

ことはできません。

現代の文明諸国の多くは準拠法選択に関して当事者の自治を大きく認めています（日本の法例7条1項、独民法施行法EGBGB27条）。そこで域外国の法律（例えば日本法）を準拠法とすることによって本指令所定の売主の責任を簡単に免れることができるのならば、本指令の趣旨は大きく没却されます。そこで準拠法の選択による脱法を防ぐため、当該契約が加盟国領域と密接な関係がある場合は、非加盟国の法律を準拠法とした場合であっても消費者が本指令所定の保護を失わないような手段を、加盟国は講じなければならないとされました（2項）。

2-8 8条関係 [ミニマム・スタンダード性]

本指令所定の消費者の権利は、消費者が国内法上追求し得る契約責任・非契約責任（不法行為・事務管理等）を制約するものではありません（1項）。また、各加盟国は指令の内容を上回る上乘せ規制を行うことは可能です（2項）。

3 . ドイツにおける国内法化

3-1 国内法化の経緯

ドイツは結論において時効法を含めた債権総則および債権各論の主要な部分の改正を行いました。この決定に至るまでには指令が要求する最小限度の改正にとどめるべきか（いわゆる「小さな解決策」）これを機会に古くなった民法を抜本的に改正すべきか（いわゆる「大きな解決策」）の論争がありました。結局後者の方針に決定したのですが、その理由としては1世紀も前に土台が作られた概念法学的な構造を国際取引で一般的となりつつある単純な構造に改造すべきと考えられたこと、他のEU指令（2000年6月8日付電子商取引指令・2000年6月29日付支払遅延指令）の国内法化の必要も併せて行ったこと、が挙げられています。その結果、時効法・給

付障害法・売買および請負契約法の分野が大きく変わり、さらに近時の国際法の発展も考慮に入れられ、特に欧州契約法委員会の「ヨーロッパ契約法原則」およびUNIDROITによる「国際商契約原則」との調和が試みられています。

3-2 消費財売買指令と関連する改正内容

3-2-1 消費財売買指令1条関係 [適用範囲・定義]

ここで注意すべきなのは、くだいて言う指令が売主 = プロ、買主 = 素人の消費者、といういわゆるB2Cの売買に適用範囲を限定する(2-1参照)のに対して、独改正民法では原則としてこのような限定をせず、プロ同士(B2B)・素人同士(C2C)・素人からプロへの売買(C2B)についても原則として適用されることです。

例外的に、消費者売買にのみ適用されるのは以下の場合です。

- ・買主を保護する規定の法規禁止
- ・挙証責任の転換(指令5条3項)に関する独民476条
- ・任意でなされる保証(指令6条)に関する独民276・442・444条
- ・最終売主の求償権に関する独民478条以下

3-2-2 消費財売買指令2条関係[契約適合性]

ここでドイツ民法は根本概念を一新してしまいました。日本法の母法であった旧法では一般の債務不履行と売主の担保責任との間には大きな理論的差異があるという理解から出発し、両者の効果も大きく異なっていました。概念的になりますので深入りは避けませんが、例えば次のような教科書的な例を取って見てみましょう。

<設例2> AがBに対して、Aが所有する中古車Cをエアコン付・100馬力であるとして2002年2月1日に代金5000ユーロ、2月末日B宅で引渡という条件で売った。

例えば、CがBに引渡される前に事故で廃車になってしまったという場合に、その事故が売買契約の前だったかはBの預かり知らぬことであり、しかも一般人からみたら車が契約通り入手できなくなってしまったという点で変わりはない筈です。ところが、独旧法(そして日本の現行法)ではそのいづれであったかが、それが例え一瞬の差でも大きな違いがありました。その意味では、今回の改正は一般人の常識に沿った内容に再編されたとも評価できます。

それでは、設例2を例にとりながらいろいろな債務の本旨に従った履行といえるか問題となる主な類型毎に見てみましょう。

Cが実は締結の前日に類焼で全損していた = 履行が契約締結当時から既に不能だった(原始的履行不能)

Cが売買契約締結の翌日に類焼した = 履行が契約締結後に不能になった(後発的履行不能)

Cの納車が2月末にずれ込んだ = 約定期日より履行が遅れた(履行遅滞)

2月末日に無事納車がなされたがエアコンが故障し、しかもシリンダーが磨耗して30馬力しか出なかった = 一応履行がなされたが不完全だった(不完全履行)

納車時にAの不注意でBのガレージを壊してしまった = 履行に際して相手方に損害を与えた(積極的債権侵害、日本ではこれを不完全履行の一類型に数える学者もいます)

改正前の独民法の体系の下では、売主の責任は履行障害法Leistungsstörungsrechtと瑕疵担保法Gewährleistungsrechtに分け、が前者、はいわばその亜流、が後者の問題とし、各々全く異なるアプローチをしていました。

の類型では、契約の目的物である特定物は

世界にただ一つしかなく、それが契約当時存在しないのであれば当初から実現不可能（「原始的不能」といいます）な契約として契約自体が無効とされました。従って、契約締結上の過失*culpa in contrahendo*があったかどうかという問題は別として、契約が無効なのだから理論上契約違反ということもあり得ません。なお、種類物の場合（社のモデルの色カメラ100台の納入など）は契約をしたら納入するつもりで倉庫で保管していたその100台が火事で類焼しても、その種類物が他から入手できる以上、履行不能の問題は起きません。この分野では旧独法を母法とする日本法でも基本的な発想は同様です。ただし、種類物債務*Gattungsschuld*（例：ビール中瓶100ダースの売買）については旧独法は特に代品請求権に関して日本法と多少アプローチが異なっていました。わが国では種類債務が特定したら契約の対象がその特定物に文字通り特定してしまい、それ以降は完全履行請求権、つまり不良品があった場合の代品請求権は認められず、解除・損害賠償しかできないこととなります^{（注6）}。これに対して旧独民480条は特定の前後を問わず代品請求を認めていました。

は、との対比で「後発的不能」と言われます。この場合は契約締結当時は目的物が存在した訳ですから契約は有効に成立しています。ただ履行前に目的物が無くなってしまったのですから、売主に責任があれば債務不履行、無ければ危険負担の問題となります。この場合旧独法では解除または損害賠償が認められていました（日本法では解除および損害賠償）。

は、履行遅滞の問題です。日本法と比較した場合、要件面での最大の特徴は解除の前提としての催告の中で督促期間を徒過したら受領を拒否して解除する警告が必要とされていたことと、効果面では解除と履行に代わる損害賠償の請求が選択的であったことだと言えるでしょう。

は、不完全履行の問題です。 - の履行障害法*Leistungsstörungsrecht*に対して、は瑕疵担保法*Gewährleistungsrecht*として独自の要件効果を持つ法分野を形成していました。旧独法下の瑕疵担保責任の効果は日本のそれ（解除・損害賠償、日民570条で準用される566条）より選択肢が多く、代金減額請求と代物請求も可能でした。

は、特別の規定はありませんでしたが、契約当事者間の契約の履行に関連した損害なので、多数説は交通事故のような無関係の当事者同士で発生した場合を主に規律する不法行為（独民823条以下）よりも契約法理で対処すべきだとの見解が有力で、付随義務違反ないし保護義務違反と構成して一般の履行障害として処理されてきました。日本でも同様の議論がなされています。

以上 - のうち、（損害賠償を除く）のみが無過失責任でした。日本法の下でも一般の債務不履行責任は過失責任、瑕疵担保責任は無過失責任です。

指令で念頭に置いている「契約不適合」とは、前述のとおり給付はなされたが不完全であった場合、即ちの事例です。従ってドイツとしてはの部分だけ、しかもB2Cの限度で手直しをする、という方法もあったのです

（注6）代品請求が不可能となることの実上の不都合を回避するため、判例（最判昭和36年12月15日等）は債権者が履行として認容して受領するまでは代品請求ができるとして具体的妥当性を図ってきました。しかし具体的事案で何をもってこの「履行として認容して受領」があったと認めるべきかは事実認定上必ずしも簡単な作業ではありません。

が、上記 - の間に日独の伝統的な法理論が設けていた大きな理論的差異を放擲し、上記 から までの全てを共通の理論的プラットフォームに乗せて処理するという、いわば法理論の抜本的リストラ（再構築）を敢行したのが今回の債務法改革です。その新たな理論的プラットフォームとして新たに考案された概念が「義務違反Pflichtverletzung」です。即ち、契約所定の義務に従った履行が全くなされないか、なされてもそれが契約に従った内容でなければ（die Leistung nicht wie geschuldet verbringen）「義務違反」を構成し、損害賠償請求権発生の根拠となります（独民280・281条）。この義務違反は瑕疵担保責任に限定されず遅滞や不能の場合も包括し、従って指令にいう「契約不適合」より広い概念と考えなければなりません。例えば、原始的不能を目的とする債務はもはや旧法時代（独民旧306条）のように無効とされず、逆にその有効性が明示された（独民311a条）うえで、 におけるAについても義務違反履行障害のルールに乗って処理されることになりました。物の瑕疵・権利の瑕疵、特定物売買と種類物売買の区別の廃止または大幅に縮小されました。改正点は非常に多岐に亘りますので、以下は瑕疵担保責任に限定して述べます。

瑕疵担保責任は新法の下では売買・交換法総則中に挿入され、履行障害に関する新たな体系に取り込まれたかたちになりました。即ち瑕疵Mangelある給付がなされた場合も義務違反 給付障害のルールには乗りますが、一般の履行障害の場合とくらべ、要件効果・時効期間などで（差は縮小したとはいえ）独自性は結果としてまだ残っています。

物的瑕疵Sachmangelの定義に関しては指令2条の契約適合性の有無に関する判断基準がほぼそのまま採用されました（独民434条1項）。また、質の瑕疵のみならず、約定の商品と種類が違う場合や量的不足の場合

（434条3項）ならびに組立に際しての失敗（同2項）までも物的瑕疵の問題として処理されるようになったことも注目に値します。買主による組立が想定される売買で組立方法説明書に問題があって組立が失敗した場合も同様とされます（同2文）。この規定は買主に組み立てさせるスウェーデンの有名な大規模家具店の名を取って「IKEA条項」と通称されています。

「4つの権利」について売主は無過失責任を負う（「4つの権利」には含まれない損害賠償請求権については過失責任）とはいっても、瑕疵は引渡時に既に存在していなければなりません。引渡当時瑕疵があったかということが事後的に証明することは容易なことではありません。ましてや時効が2年にまで延長されると尚更で、その点真偽不明になる事態が多数予想されます。そこで、この点の立証の失敗により消費者の保護が骨抜きになるのを避けるため、引渡後6カ月以内に発見された瑕疵は引渡当時既に存在したものと推定する、という規定が設けられました（独民476条）。推定規定であって見做し規定ではありませんので反証は許されますが困難な作業になると思われますので、事実認定の局面で訴訟の帰趨を決する役割を演じることが少なからず予想される実務上重要な条文です。ただしこの規定の適用範囲は対消費者の売買契約に限られます（ここは指令5条3項の内容通り）。

買主が契約当時瑕疵の存在を知っていた場合は売主の責任を問うことはできません（独民442条1項1文）。また、重過失でこれを知らなかった場合は、売主が悪意でこれを告知しなかったことまたは売主が商品の性質性能を保証したことのいずれかを証明できない限り同様です（同2文）。指令2条3項と比較した場合、適用範囲の拡大（消費者に限られない）のみならず、軽過失の買主を救済する点で一段階買主に有利になっています。売買

.....

の目的物である不動産に関して権利の瑕疵が存在する場合、それが不動産登記簿に登録された権利である場合は、たとえ買主が悪意であっても売主はこれを除去する義務を負いません（同2項）。

3-2-3 消費財売買指令3条関係 [消費者の権利]

上述のように旧法では代金減額請求権は認められていませんでしたが、これが指令所定の「4つの権利」に含まれるためこれを選択肢に加えました（独民441条）。その他、「4つの権利」の限度では指令の内容を二段階構造も含めてほぼそのまま採用しています。例えば、買主は瑕疵の除去Beseitigung des Mangelsまたは瑕疵の無い代品の引渡die Lieferung einer mangelfreien Sacheを請求することができます（追履行Nacherfüllung、独民439条）。いずれの追履行手段を求めるかの選択権は買主にありますが、それが不当に高額な負担unverhältnismäßigen Kostenを要する場合は、売主は例外的に買主の選択を拒否することができます。不当に高額な負担であるかどうかは、瑕疵無き目的物の価格・瑕疵の程度・買主に著しい不利益を与えないか、を勘案して判断されます（同3項、前述2-3-1参照）。

指令では触れられていませんが「義務違反」に基づく損害賠償の要件を満たす限り、損害賠償請求も可能です（440条、280条以下）。損害賠償請求については指令には由来しませんので、指令が要求する二段階構造の影響を受けません。即ち、独民280条以下の損害賠償の要件を満たす限り、瑕疵修補・代品請求または代金減額・解除いずれとも重畳的に権

利行使が可能です。

3-2-4 消費財売買指令4条関係 [求償権]

既出<設例1>、即ちある消費財Gが、製造者M 流通業者D1 流通業者D2 小売業者S 消費者Cという順序で転売され、SがCに対して契約不適合に基づく責任を履行した、という例で見てみましょう。2-4で述べたとおり、Sが誰にどういう条件で求償できるかは各加盟国の裁量に委ねられています。BGB新478条は、この指令4条を受けて、Cに対して責任を履行したSの求償権に関して、次のように規定しました。即ち、同条所定の求償権は、(i) 事業者たる売主から消費者に対する売買であること (ii) 新品の売買であること (iii) 売主が消費者から欠陥を理由とする返品を義務として受け入れたことの各条件を充足した場合に発生します。ここで「返品を義務として受け入れた」とは、民法の規定に従って (a) 代品供給 (b) 買主による解除 (c) 買主が履行に代わる損害賠償を請求した、のいずれかの結果、一旦買主に引渡した商品の返還を受けた場合をいいます。

Cが契約関係の存在しないM・D1・D2に直接かかっていけるかは製造物責任の問題です。ではSが契約関係の存在しないM・D1に直接かかっていけるかについては今後の改革にあたって製造物責任におけるような特別の立法をなすべきか検討されましたが結局見送られ、ドイツに関しては従前の法理論で対処することになりました。即ち、不法行為 (unerlaubte Handlung、独民823条) では判例理論により製造物責任がかかわる限り過失に関する立証責任が転換されます^(注7)が、そもそも損害の発生要件が日本法（日民709

(注7) 製造物責任の事案で、ドイツにおける製造物責任法で行く場合の民法(+判例理論)との責任額・証明面での違いは、過失に関する反証の禁止 自己負担額の存在 責任額の上限の存在にあります。また製造物責任法上の責任を問える相手方は製造者・準製造者・域内への輸入業者ですが、ドイツでは更に売主が仕入元を教えない(または教える事ができない)場合は売主も責任を負うとされます(独製造物責任法4条3項)。

条以下)におけるより厳格で、Cが怪我をしてM～D2の責任を追求するというのならともかく、SがCから返品を受けて損をしたのでM～D1の責任を追求するというだけではそもそも独民823条自体の損害の要件を満たしません。

3-2-5 消費財売買指令5条関係 [保証期間]

消費財売買指令によって保証期間の延長を義務付けられたドイツは、一挙に時効法そのものを大改正するというドラスティックな対応を行いました。独旧民法下の6カ月から30年という不統一な時効期間は長らく批判されてきました。今次の時効法改正の結果を要約すると、一般の債権の消滅時効期間を30年から3年に実に10分の1に短縮し(独民195条)、反面売主の保証責任の存続期間を指令の規定に従い6カ月から2年に延長(独民438条1項)したことです。一般の債務不履行と瑕疵担保責任は、一般社会から見れば契約に従った履行がなされていないという結論において大差が無いにもかかわらず、従前の伝統的な概念法学によると大きな理論的な差異が存在するがために旧法下では時効期間がそれぞれ30年対6カ月と、実に60倍の差が存在していたのが、今次の改正でそれぞれ3年対2年と、1.5倍に縮小されました(時効期間を全く統一すべきだとする意見すらも存在しましたが採用には到りませんでした)。これを簡単にまと

めると次のようになります。現段階で比較すると、わが国における一般の債務不履行の時効と売主の瑕疵担保責任の除斥期間との10倍の差が際立って見えるようになりました。

しかし時効開始に関しては、この時効期間の急激な短縮を緩和するため、主観的要件が加味されました。つまり通常の時効は権利発生時点、債権者が権利発生の根拠となる事実および債務者を知りまたは知り得べきであった時点に開始します(独民199条1項)。生命、身体、健康または自由に基づく請求権でない限り、債権者の認識とは関係なく満期の時から10年で債権権は時効となります(同2項)。不法行為、厳格責任および債務関係に由来する義務の侵害に基づく損害賠償請求権は、満期時から遅くとも30年で時効となります(同3項)。10年から30年という特別な時効規則は、土地に関する特定の物的権利の譲渡または認容に基づく請求権(独民196条)、特定の物件的または家族法的請求権および規定された請求権に関して有効です(独民197条)。用語の変化を考慮に入れなければ、それ以外の体系的に重要な変化はありません。

3-2-6 消費財売買指令6条関係 [任意でなされる売主による保証^(注8)]

売主による保証Garantieerklärungに関して、ドイツは指令の規定をほぼそのまま国内法化しました(独民443条以下・477条、上記

	新BGB	旧BGB	日本民法
一般の債務不履行	3年	30年	10年
売主の担保責任	2年	6カ年	1年(除斥期間)

(注8) Garantieは日本とドイツ諸圏諸国との取引でしばしば誤解を惹き起こすので簡単に付言します。Garantieという語はこの意味の他に附従性なき人的保証(民法上規定が無いので講学上「損害担保契約」といわれます)の意味でも使われます。これに対して附従性ある人的保証をBürgschaft(日民446条以下の保証に相当)といいますがこちらはguaranteeと英訳されるのが通常なので表現の似ているGarantieと良く混乱されます。日本の保証実務では連帯保証が多用されているのに対して、ドイツや東欧を含めた周辺国の保証実務ではGarantieが一般的であり、印紙税で差のある国もあるので注意が必要です。

2-6参照)。売主がこの意味の保証を行う場合に設定するいわゆる保証期間と、法律上の担保責任の存続期間（時効期間）とは別のものです。任意に設定する保証をどの位存続せしめるかという営業政策的問題と、売主としての法律上の担保責任の時効期間の問題とが混同される場合がありますが、この両者は区別して検討されなければなりません。また、任意で保証を行った場合にその範囲の制限の可否・限度については争があります。

ただ、ドイツ法の場合原則として相手方を消費者に限っておらずいわゆるB2B取引にも適用されるため、独民443条以下の売主による保証の規定が、例えば企業買収の場合に売主によってなされる自らの法的計や意的状態に関する確約と保証（いわゆるRepresentations and Warranties条項）に及ぶか、という問題が指摘されています。具体的には売主による責任制限の禁止（独民444条）がここにも及ぶかというかたちで問題となりますが、この点はまだ必ずしも明確になっていません。

3-3 消費財売買指令と直接関連しない改正内容

今回の債務法改革の範囲は極めて広いですが、本稿との関連で重要なのは約款規制法AGBGとの関係です。日本で約款といえば金融業（いわゆる銀取約款）・保険業・運送業等で見られる他は物流等通常の商取引ではほとんど普及していません。これに対して、ドイツでは普通取引約款allgemeine Geschäftsbedingung（AGB）がB2B・B2C取引で多用されています。従って立場の強いほうが不当な条項を相手方に強いたり、なかなか隅々まで熟読されないことを奇貨とした不意打ち的条項が紛れ込む事態を防止するためAGBGが存在していました。AGBG自体は内容がほぼそのまま独民305条以下に組み込まれましたので、旧AGBG下の判例は基本的にそのまま新民法下でも妥当すると予想されま

す。そこで、例えばたとえ約款とは銘打っていないなくても、ある雛型が繰り返し複数の使用者に対して使われることを想定されていれば約款と認定されることがあり得るという旧法下の判例が現在も生きていますと考えられます。例えばある代理店契約の雛型を全欧州で使用しようとする日本企業は少なくありませんが、これは代理店保護法制の各加盟国間の相違（特に代理商におけるような指令の存在しないディストリビューターの場合に顕著になります）に応じた対応ができないという問題に加えて、約款としての規制を受け得ることにならないか個別に検討しなければならない場合が多く、注意が必要です。条文そのものの解釈でも、差しあたって本稿との関係では、約款においては例えB2Bの関係であっても時効期間短縮の特約が認められない場合があるという点が重要です。

4 . 結語

消費財売買指令の内容は、国内法化の義務を負っていない国、即ちEU域外でもEU加盟を目指す東欧諸国で自発的に採用されつつあります。例えば、チェコ共和国では保証期間を指令に合わせ、2年とで揃えました。また、改正前の独民法の債務法（日本では債権者側から見て債権法と呼ばれます）をベースにしている日本は、近時消費者保護法制を立法する際欧州法を参考にすることが多く（製造物責任法などはその典型です）、日本法へ将来どういう影響を与えるか興味深いところです。

< 参考資料 >

- 今西康人「消費者商品の売買及び品質保証に関するEU指令（一）（二）」関西大学法学論集50巻1・4号
- 小野秀誠「ドイツの2001年債務法現代化法」国際商事法務2001年7・8月号
- 今西康人「ドイツ民法典の一部改正と消費者法」関西大学法学論集50巻5号

Report 8

Amann他 "Die Schuldrechtsreform in der
Vertragspraxis" C.H.Beck 2002年
Pfeiffer "Neues Schuldrecht - Gesetzessynopse

mit Kurzerläuterung" Luchterhand 2002年
Dr. Barbara Dauner-Lieb教授の債務法改革
に関する講演

欧州拡大研究会報告 (EU)

2001年12月15日、欧州理事会はラーケン宣言を採択した。同宣言では、EUが拡大後も効果的に機能するために必要な改革への作業枠組みを提示している。一方、中・東欧諸国（CEEC）は現在、EU加盟のための交渉を進めており、早ければ2004年に一部交渉国の加盟が実現するといわれている。EUと中・東欧諸国の経済的なつながりは、すでに90年代以降、急速に強まっている。

本レポートは、ジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会で、ラーケン宣言の概要と今後の課題について横浜国立大学大学院国際社会科学研究所の庄司克宏助教授に、また、中・東欧諸国（CEEC）のEUへの経済統合の進展については、駿河台大学経済学部の田中友義教授に解説をお願いし、それを取りまとめたものである。

ラーケン宣言とEU拡大

海外調査部欧州課

1. はじめに

2001年12月15日に採択されたラーケン宣言は、EUが今後取り組むべき問題について言及した上で、2004年に予定されている政府間会議（IGC）に向けての作業枠組みを発表した。

議長国ベルギーのフェルホフスタット首相は、今後のEUの改革については「もはやタブーはなく、これまで見過ごしていた問題もあえて問わなければならない」と発言した。その結果、ラーケン宣言には「EU市民のための憲法」、「欧州委員長の直接選挙」、「理事会議長国の輪番制の見直し」といったこれまで公式文書には無かった表現がみられる。

ラーケン宣言の草案に尽力した人々はラーケン・グループと呼ばれているが、そのメン

バーとしてはジャック・ドロール前欧州委員長、デハーネ前ベルギー首相、アマート前伊首相、ミリバンド英国労働党議員、グレメク前ポーランド外相といった名前があげられる。

ここでは、ラーケン宣言で提起された問題について、EUないしEU法の現状がどうなっているのか、あるいは前回までのIGCでどこまで議論されたのかということ報告する。

2. ラーケン宣言後の作業日程

ラーケン宣言後の作業は、「諮問会議（Convention）」が中心となる。諮問会議には幹部会（Praesidium）と呼ばれる組織がある。議長のジスカール・デスタン元仏大統領、副議長のデハーネ前ベルギー首相、アマート前伊首相など12人で構成されている。諮問会議

は欧州議会、欧州委員会、各加盟国の代表に加え、加盟国の国内議会の代表が参画している点が特徴である。

諮問会議は、次期条約改正に向けラーケン宣言で提起された事項について討議を行う。2002年2月28日に開会式があり、3月1日からセッションを開始する。3月のバルセロナ欧州理事会を経て、6月のセピリア欧州理事会で第1フェーズのレポートを発表。秋の第2フェーズは、具体的な内容がかなり出てくる段階となる。2003年3月に諮問会議の最終文書が出されて、まとめれば「勧告」、そうでなければオプションの提示という形で報告される。6月の欧州理事会に提出され、2004年からIGCに入る予定である。

ここで問題となるのは、最終文書の位置付けである。EUの改革についてコンセンサスがあれば「勧告」という形で最終文書を出す。そうでなければ、複数の選択肢を支持の程度とともに示す。最終文書は、2004年からのIGCでの議論のスターティング・ポイントで、最終的な決定はIGCでなされる。ただ、「勧告」がされた場合は2004年のIGCの方向づけが決まるのではないと思われる。逆に「勧告」という形ではない場合、最終報告書と与える影響はかなり小さくなると思われる。

3. ラーケン宣言の内容と現状

(1) EUにおける権限の配分および定義の改善

今後EUが取り組むべき改革として、EUにおける「権限の配分」と「定義の改善」があげられる。まず、権限配分の透明性については、以下の4点がポイントとなる。EUの排他的権限、加盟国の排他的権限およびEUと加盟国の共有権限という3種類の権限の間により明確な区別ができるのか否か。もっとも効率的に権限が行使されるのはEUと加盟国のどちらのレベルにおいてか。補完性原則は、どのように適用されるべきか。加盟国の排他的権限について、EUが絶対に手

を触れてはいけない部分を置くべきかどうか。そうなった場合に、それはどういう意味を持つのか。

権限の再定義については、以下の6点がポイントとなる。「市民の期待」が権限の再定義の際にどのような役割を果たすのか。各種政策に関し、どのような条約改正がなされるべきか。たとえば、共通外交・安全保障政策において一貫性を保持できるのか。ペータスベルク任務すなわち危機管理、PKOなどの任務についてアップデートがなされるべきかどうか。警察・刑事司法協力については、現在よりも統合的なアプローチが可能なのか。EMUの文脈における経済政策調整は、現在は理事会の中での相互監視ということにとどまっているが、これをステップアップできるかどうか。域内市場レベルの問題では、社会的組み入れつまり貧困者対策、環境、保健、食品の安全といった分野で協力の強化、調和措置を取ることが可能なのかどうか。政策の強化があったとしても、日常の政策管理あるいは履行は、もっと加盟国に委ねていいのではないか、加盟国の権限が影響を受けない旨の保障を与えるべきではないのか。権限配分の再定義が、308条を根拠としたEUの「黙示的」権限拡張すなわち加盟国の排他的権限の侵食を避けるためにどのような手段が必要か。は、とは逆に、権限の明確化によってEUの活動に縛りがかかりすぎて、自由に新たな課題に取り組めなくなる事態を避けるにはどのような手段が必要か。95条の調和化措置と308条の黙示的権限は、EC裁判所の判例法の下で見直されるべきか。

「補完性の原則」の基本となる条文はEC条約の第5条である。第5条の第1段は、「共同体は、本条約により与えられた権限及び指定された目的の範囲内で行動する」とある。つまり、付与された権限の中でしか行動できないということで、この原則はECで行動できる範囲を定めた規定である。

.....

第2段は、「共同体は、その排他的権限に属しない分野においては、補完性の原則に従って、提案された行動の目的が構成国によっては十分に達成できず、したがって提案された行動の規模又は効果の点からいって共同体により一層良く達成できる場合にのみかつその限りにおいて行動する」とある。つまり、ECで行動できる範囲であっても、ECで行動すべきかどうかということについて規定している。

第3段には、「共同体によるいかなる行動も、本条約の目的を達成するために必要な限度を越えてはならない」とある。これは比例性原則と呼ばれる、目的と手段が釣り合っていないてはならないという原則である。第1段がECでできる範囲を示し、第2段でECがすべきかどうかの原則を示し、第3段では、すべき場合でもその程度がどの程度なのか、方法はどの程度のものなのかということを示す指針となる規定になっている。

補完性原則に関しては、EC条約に附属された議定書にも記載されている。議定書は条約本体と同じ拘束力を持つため、第5条と同じレベルで考えて良いのだが、議定書では「補完性はダイナミックな概念であり、条約に定められている目的に照らして適用されるべきである」、また「補完性により共同体の自己の権限内の行動は状況が要求する場合には拡張されることが可能となり、また逆に、もはや正当化されない場合には制限または停止されることが可能となる」とある。つまり、補完性原則がEUの役割を拡大させることも縮小させることもあり得るという点に留意すべきである。

議定書の(5)に示されている3つの指針では、1. 加盟国の行動によって満足以規制できないトランスナショナルな側面を有する場合、2. EUが行動しないことが、加盟国にとって不利益になる場合、3. EUで行動した方が加盟国にとっても利益になる場合、とい

うように指針を設けている。また(6)では、具体的な法的手段を選択する場合、規則よりも指令、詳細な指令よりも、枠組みのみを定めた枠組み指令が選ばれ、できる限り加盟国に決定の余地を残すべきである、と議定書は述べている。また、それに関する附属宣言では、EC法の行政的実施は基本的に加盟国の責任であるということを確認している。

排他的権限と共有権限に分けることが可能かどうか、ということについて、従来のEC条約のアプローチは、排他的権限と共有権限のカタログというものは用意していない。EC条約のアプローチは、目的条項を定め、それに対して具体的な任務を列挙し、実際には個々の条文で実施方法を定めて、加盟国とECと一緒に行動するのか、ECだけが行動するのか、という規定の仕方をしている。EC条約第2条に目的規定がある。「共同市場及び経済通貨連合の設立」といった目的を明記し、第3条で「活動」内容を列挙している。しかし例えば(u)「エネルギー、市民の保護及び観光の分野における措置」の項目には活動内容しか書いていない。実施のための規定はEC条約にはなく、308条の一般条項を用いる。

排他的権限と共有権限の区別については、ECの排他的権限には2種類ある点に注意する必要がある。つまり、排他的権限には補完性原則の対象とならないものと、対象になるものがある。補完性原則の対象とならない、狭義での排他的権限とは、加盟国からECに権限が委譲され、二度と加盟国には戻らない場合の権限である。これに該当する政策は比較的少数である。たとえば第1に共通通商政策。第2に、1972年の加盟議定書に定められた共通漁業政策に関する権限。第3が金融政策。第4が、モノ・ヒト・サービス・資本の自由移動の規定。EC裁判所も同意するであろう不可逆的な排他的権限というのは、この4つのみであろうといわれている。ただ、欧州委の見解はもう少し広く、第5の政策とし

て、EC条約がECを行動する義務の下においている場合には、排他的権限になるとしている。具体的には、4つの自由移動のほかに競争法関連、共通農業政策の本質的部分もECの排他的権限に入るという解釈をとっている。

補完性原則の対象となる排他的権限とは、権限を行使することによって排他的となる性質のものである。ECの権限というのは、ほとんど共有権限、非排他的な権限である。共有権限がなぜ排他的になるかという点、EC法の優越性という原則があり、共有権限においてはECの措置は加盟国の措置に優越する。よってECが共有権限を行使すると、その後加盟国は当該部分で共同体法に抵触するような権限を行使できなくなるのである。つまり、ECが権限を行使する程度に応じて、ECの権限は排他的になる。ただし、補完性原則の適用は受けるため、後からでもECではなく加盟国で遂行しよう、と加盟国の権限に基づくようにすることが出来るということを意味する。広義での排他的権限の場合、加盟国の権限に戻すことが可能なのである。

308条の「共同市場の運営にあたって、共同体の目的のいずれかを達成するため共同体の行動が必要なことがわかり、本条約がこのために必要な行動をとる権限を定めていないときは・・・適切な措置をとる」という規定は、これまで環境、消費者補護、公衆衛生といったEC条約に明記していなかった分野において用いられてきた。つまり、まず308条を根拠にしてECで実行し、それを後から条約改正でEC条約に盛り込む、ということをしてきた。

この308条については、ドイツの連邦憲法裁判所やデンマークの最高裁判所が非常に敏感になっており、ECが308条の規定や、あるいは黙示的権限の解釈で、EUの権限を拡張してきたことを批判している。

しかし、度重なる条約改正でECの権限を

定める規定が追加されたため、308条は当初ほど使われなくなっている。ただ、前述のとおりエネルギー、市民の保護、観光などの分野では実施条項がないため308条が使われているほか、共同体レベルでの知的財産権を定める場合も308条が使われている。また、経済的、財政的、技術的援助についても308条が使われていたが、ニース条約では新しく181a条ということで明文化された。

なお、権限のカタログ化については、頻繁に改正する必要が出てくるであろうことから、作成するメリットは小さいといわれている。

(2) EUの法的手段の簡素化

ラーケン宣言の2番目の問題提起は、EUの法的手段、法文書を簡素化しようというものである。立法手段の数が多すぎるため、「直接適用可能な規則」と「枠組み立法、拘束力を有しない手段」(例えば意見、勧告、開放的調整)に削減するべきか。政策目的の達成の点で、加盟国に一層の行動の自由を与える枠組み立法をより多く用いるのが望ましいのか、そうでないのか。どの権限領域で「開放的調整」および相互承認が最も適切な手段なのか。つまり、加盟国が自由に手段を選ぶことができることがもっともふさわしいのはどの権限領域においてか、ということなどがあげられている。

249条を見ると、規則、指令、決定というEUの法的手段の内容が書かれているが、どれを立法で、どれを行政措置で使うのかということは定めていない。マーストリヒト条約の附属宣言では、立法行為 (legislative act) を設け、一般原則と本質的要素と達成目的だけを定めて、必ず共同決定手続きを取る。その他の行為は行政的な措置として、諮問手続きを取る。つまり、立法と行政について、使う手段と決定手続きを変えることが提案されていた。しかし、96年のアムステルダムでのIGCでは結論は見送られた。

.....

欧州委は、「ヨーロピアン・ガヴァナンス」白書において主な立法提案を本質的な要素に限定することを提案している。ただ、理事会が定めた立法的な措置を欧州委への委任立法で任せるコミットロジー手続きというものがあり、この扱いが、今後立法措置と実施措置という区別を設けた場合に問題になってくることも言及しておく。

4. EUにおける一層の民主主義、透明性および効率性の確保

ラーケン宣言の3つ目の問題提起として、民主主義、透明性、効率性の確保という問題がある。ここでは欧州委員長長の選出方法について言及しているほか、欧州議会の役割の強化に関し、共同決定権を拡張すべきかという点にも触れている。

また、諸機関の間におけるバランスおよび相互コントロールはどのように確保されるべきかという点がある。欧州議会は独立性を持っている欧州委を民主的にコントロールするということで、総辞職の動議といった権限を持っているが、今後は理事会向けのコントロールの権限を持つべきなのか、という問題意識が含まれている。国内議会の役割についても、EUの機関の中への取り込み、例えばEUの中に国内議会議員で構成する機関を創設する必要性を検討する。

「EUにおける国内議会の役割に関する議定書」は、条約本体と同じ効力を持つ。ここでは、欧州委が協議文書や提案を出した場合、欧州議会や理事会が決定する前に、国内議会で検討できる機会が与えられるという権限を付与している。つまり、国内議会が検討をすれば、理事会に行く加盟国の政府代表に縛りをかけられるという意味で、議会制民主的コントロールを確保するための権限になっている。

欧州問題委員会会議（COSAC）に関しては、各議会の欧州問題担当委員会が集まって、その中で司法内務領域や基本的人権が関わる

部分で欧州理事会が開催される前に提案を行っている。

理事会については、現在は外相で構成される総務理事会のほか、分野ごとに司法内務理事会、経済財政理事会などがあるが、これらの構成を改善すべきかという問題意識がある。

外相で構成されている総務理事会には、複数の問題領域にまたがる法案の審議決定と対外関係の処理という2つの役割がある。しかし外相が総務理事会で決めようと思うことを、自国の内閣と相談するとき、省庁間の対立が当然生じる。例えば、外相が考えていることと、財務相が考えていることが違うと、EUでは総務理事会で決めることと、経済財政理事会で決めることが違ってくる。しかしその調整の機能は総務理事会が行うことになっており、事実上調整機能が失われている。これについては条約を改正しなくても解消できるため、理事会が組織の数を減らすなどしているが、根本的な解決にはなっていない。

共同手続きの簡素化、スピードアップということも問題点とされているが、アムステルダム条約の附属宣言で、共同決定手続きでの期限の尊重について言及している。共同決定手続きの各段階では期限が定められているのだが、欧州議会の第1読会の部分と理事会が共通の立場を示す部分には期限が設定されていないため、手続きの遅延を招く可能性がある。

5. EU市民のための憲法に向けて

現在、EU条約が1つ、EC3共同体条約が3つということで、4つの文書が存在している。2002年の7月に欧州石炭鉄鋼共同体の条約が期限を失効するため、そのまま失効させると3つの文書ということになるが、構成が非常に複雑である。日本国憲法をみると人権規定と統治機構に分かれているが、同様の形式のテキストが採択できないかということが、最後の問題設定になっている。これにつ

いてはヨーロッパ大学院大学が、欧州委からの委託で基本条約とその他の条約をまとめ直したドラフトがある。そこではEUの目的、機構の構成などに関しては、EC、EUの区別なく基本条約にまとめた。そして附属議定書として共通外交・安全保障政策（CFSP）に関する特別議定書、警察・刑事司法協力（PJCC）に関する特別議定書、その他のEC関連条約を議定書として定めることを提案している。

この基本条約と、その他の議定書という分け方に応じて、基本条約の改正はIGCを開催し、各国の批准で改正する「重い」手続で行う。また基本条約以外の文書の改正については、これは内部組織であるとか、基本原則の適用なので、加盟国の主権には直接触れないため「軽い」手続で行っても良いのではないかと、という提案がある。

例えば、133条の共通通商政策。WTOにはECと加盟国の両方が加盟している。これは物の移動と、人の移動を伴わないサービスの提供、この2つの部分だけがECの権限で、その他のサービスの貿易は加盟国の権限となっているためである。133条5項は、サービスと知的財産権をECの権限にしたい場合には条約改正ではなく理事会の全会一致で良いとする簡易手続になっている。ヨーロッパ大学院大学は、これを基本条約以外にも適用すればよいのではないかと考えており、欧州委もこの方針に賛成している。

6. まとめ：「ニース・レフトオーバー？」

拡大の前に取り組むべきと思われる点が1つある。それは、欧州中央銀行（ECB）における意思決定手段に関するものである。ニース条約では、第5条10の6を改正した。つまり、首脳理事会において全会一致で合意すれば、10条2項の部分については、各国の批准は必要であるがIGCを開催しなくても改正が

可能という、若干「軽い」手続に改正した。

10条2項というのは、ECBの決定機関である政策理事会の意思決定手続に関するものである。10条2項の2段は、政策理事会の各構成員による単純多数決で決めるが、可否同数の場合は、総裁が決めるとしている。これを今後はIGCを開かなくても改正できるようにしたということで、EU拡大を意識した改正になっている。

図表1のとおり、政策理事会の構成は、役員会の構成員が総裁、副総裁、4人の理事の合計6人。ユーロ参加国の国内中央銀行総裁が11人、2001年からギリシャが加わって12人。合わせて現在16人が政策理事会の構成員となっている。票決手続は原則単純多数決で、8対8になった場合はECB総裁が決めるということになる。図表2に政策理事会と役員会、各国中央銀行の関係を図示している。

加盟国が拡大するとどうなるか。現在では18票なので、9票取れば賛否同数で、総裁決定により金利政策が決定する。つまり、役員会6人は必ず同一歩調を取ると考えると、12人の中央銀行総裁のうち3人を味方につければ金融政策は決定できる。ところが、増えてくるとどうなるか。加盟国が12カ国増えた場合には、政策理事会の構成員は24カ国の中央銀行と役員会の6人の合計30人となり、その中で15票が必要であるため役員会以外に9票が必要となる。ここに、英国、デンマーク、スウェーデンが入ると政策理事会は33人になり、役員会6人以外に11加盟国の中央銀行の賛成が必要になる。3カ国の賛成でいいものが11カ国の賛成が必要になるため、EU拡大後の意思決定手続が欧州中央銀行内部でも検討の対象となっているようである。

まとめとして4点。まず、「諮問会議」方式をとったということで、従来の政府間会議とは違って、各国政府代表だけではなく国内

図表 1 ESCBの政策決定機関の構成、責任および表決手続

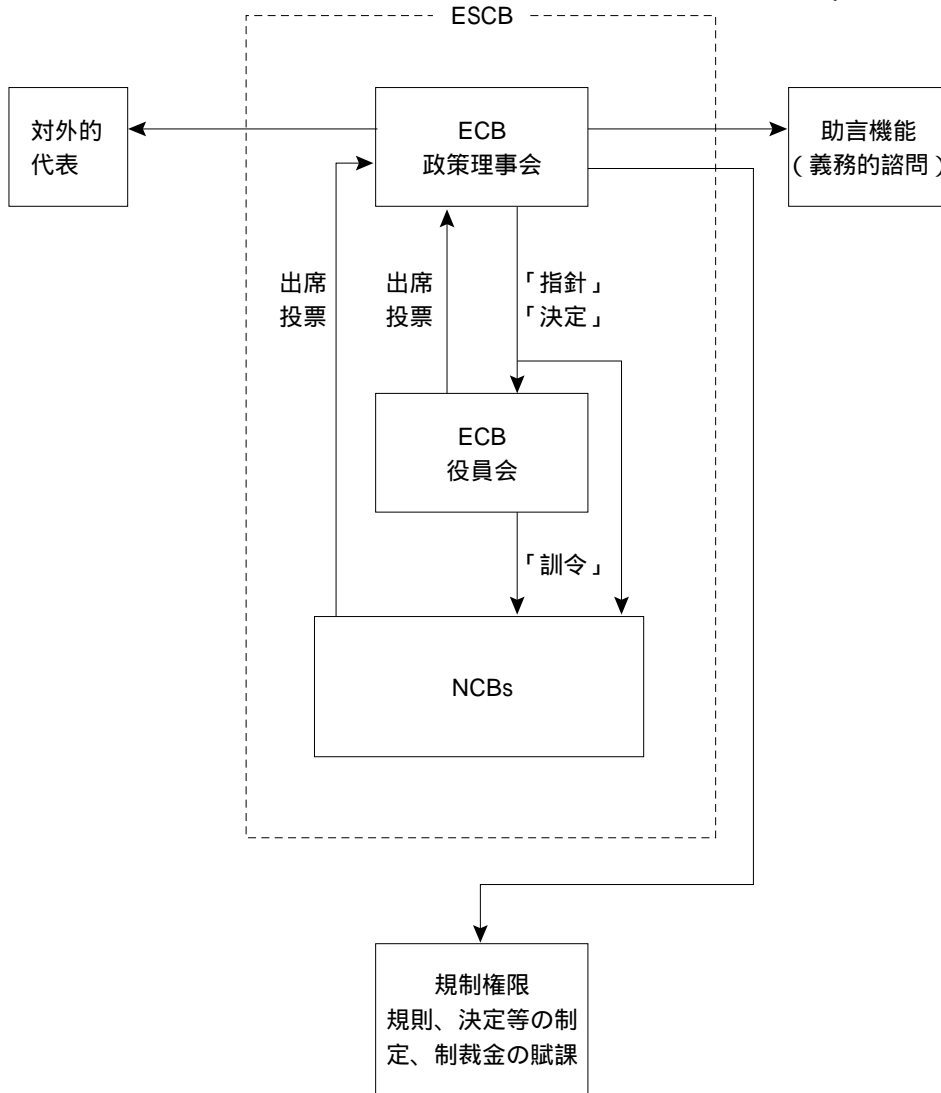
(筆者作成)

	政策理事会	役員会	全体理事会
構成	役員会構成員(6人) ユーロ参加国の国内中央銀行 総裁(11人)	ECB総裁、副総裁 他の4人の理事	ECB総裁、副総裁 全加盟国の国内中央銀行総裁 (15人)
責任	ESCBに託された任務の遂行を確保するために必要な「指針」を採択し、「決定」を行うこと。 適宜、ESCBにおける中間的な通貨目標、主要金利および準備の供給に関する「決定」を含むECの通貨政策を策定し、また、それらの「決定」を実施するために必要な「指針」を確立すること。	政策理事会が定める「指針」および「決定」に従って金融(通貨)政策を実施すること。また、その際、国内中央銀行に対し、必要な「訓令」を与えること。 政策理事会が委任する一定の権限を行使すること。	適用免除国(ユーロ未参加国)の存在のゆえに、EMU第3段階においても、ECBが引き継いで遂行しなければならない欧州通貨機構(EMI)の任務を行うこと。 以下の点に寄与すること。 ・ESCBの助言提供機能(参照) ・統計情報の収集 ・ECBの季刊および年次報告書ならびに週例連結財務諸表の準備 ・国内中央銀行が行うオペレーションについての決算および報告の標準化のために必要な規範の定立 ・EC条約にすでに定められている以外のECBの資本金払込の配分比の設定に関連する措置の採択 ・ECB職員の雇用条件の制定 ・適用免除国通貨の為替レートを不可逆的に固定するために必要な準備
表決手続	原則：単純多数決(1人1票) 3分の2の多数決(1人1票)：ESCB 定款14.4、20 全会一致：ESCB 定款41 加重特定多数決(ECB払込資本金における国内中央銀行の持分比による加重、役員会構成員の加重票はゼロ、決定成立のためには少なくともECB払込資本金の3分の2かつ出資者の少なくとも半数が必要)：ESCB 定款28、29、30、32、33	原則：単純多数決(1人1票)。賛否同数の場合は、総裁が決定票を投じる。	明示規定なし(全体理事会手続規則による) ただし、例外として加重特定多数決(政策理事会における手続の準用)：ESCB 定款48

出所：庄司克宏「EU経済通貨同盟の法的構造」『日本EU学会年報』第19号・1999年

図表2 ユーロシステムの権限

(筆者作成)



出所：図表1に同じ。

議会を取り込んだということには大きな意義がある。これは、基本権憲章を採択した諮問会議をモデルにしたのだが、異なる点がある。それは、基本権憲章の時には文字どおり人権憲章を作るというシングル・イシューであった、その内容には一定の合意が元からあったのだが、今回のIGCに向けた諮問会議は、EUのあり方の根本的見直しということで、出発点としてコンセンサスはないと思われる

点である。諮問会議によってコンセンサスが達成できるかどうかは、IGCに向けての縛りに大きな影響を与えることになる。

第2に、EUの全体的なトレンドとしては、EUが行うべき事項を明確化して、そこに資源を集中する方向にあると思われる。例えばECの立法措置というものも、本質的なエレメントと達成目標と一般原則だけ指令で定めて、あとは加盟国に任せる、また行政に関し

.....

ては、欧州委が何もかも抱え込むのではなく、欧州環境庁など様々な補助機関を設置することで、EUレベルでの行政も分権化しようとしている。欧州委は立法案の策定など戦略的な役割に集中しようという傾向がある。

第3に、拡大との関連では、前回のニース条約においては例えば理事会における特定多数決の票数の再配分、欧州委の定員削減、欧州議会の定員の改正といった枠組みを定めた。ところが、各機関の任務達成の手段や各機関そのものの意義といった実質的な問題に

ついては、まだ必ずしも解決されているわけではない。例えば、前述した総務理事会のあり方の問題、あるいは共同決定手続きの事項とその運用の問題といった中身の問題を今後詰める必要があると思われる。

最後に、権限配分の問題については、EUと加盟国の権限を列挙して明確化するということは無理であろう。加盟国が絶対に譲らない権限があるという程度しか書けないのではないと思われる。

(まとめ：志牟田 剛)

拡大EUと中・東欧 (CEEC) のEUへの経済統合化の進展

海外調査部欧州課

(以下は駿河台大学経済学部の田中友義教授に、ジェットロ海外調査部欧州課主催の研究会(2002年3月開催)で解説をお願いし、取りまとめたものである。)

1. はじめに

新たに中・東欧諸国(CEEC)^(注1)の加盟を受け入れるEUと加盟を希望するCEEC双方にとってEU拡大実現のために解決すべき課題は多い。

加盟申請諸国との交渉は、98年3月から第1グループのポーランド、ハンガリーなど5カ国、2000年2月から第2グループのスロバキア、ルーマニアなど5カ国それぞれで始まり、2002年末までに終了することで合意している(現在の予想ではルーマニア、ブルガリアを除く8カ国が交渉を終了の予定)。早ければ2004年から2005年にはチェコ、ハンガリ

ーなど一部の諸国はトップランナーとして加盟を実現する可能性が高い。

加盟交渉の進捗とは別に、1980年代末の社会主義体制転換後、経済、貿易の実態面ではEUとCEEC間の統合化は大きく進展しているのではないかと考えられる。本レポートではこのような経済統合化の進展の実態をいくつかの統計データを基に検証する。

2. 移行経済国の市場経済化の現状

(1) 中欧3カ国で高い「GDPに占める民間の割合」

EU拡大では、受け入れる側(現加盟国)と加盟する側(10カ国)のそれぞれが課題を抱える。EU側の課題としては、EUの機構改革や共通農業政策(CAP)、構造基金改革の問題がある。一方、加盟交渉国側の課題としては、市場経済化がどの程度進んでいるか、

(注1) EBRDは中・東欧、バルト諸国、バルカン諸国の15カ国をCEECと定義している。これには、現在、EU加盟交渉をしている以下の10カ国が含まれる：ブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア。

表1 CEEC諸国の市場経済化の進捗状況

国名	人口(100万人、2000年央)	GDPに占める民間部門の割合(%、2000年央EBRD推計)	企業			市場・通商			金融	
			大企業の民営化	小企業の民営化	企業統合・リストラ	価格自由化	貿易・為替制度	競争政策	銀行改革・金利自由化	証券市場・ノンバンク機関
アルバニア	3.3	75	2	4	2	3	4+	2-	2+	2-
アルメニア	3.8	60	3	3+	2	3	4	1	2+	2
アゼルバイジャン	8.1	45	2-	3+	2	3	3+	2	2	2-
ベラルーシ	10.2	20	1	2	1	2-	2-	2	1	2
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.1	35	2	2+	2-	3	3	1	2+	1
ブルガリア	8.1	70(45)	4-(2)	4-(3)	2(2)	3(3)	4(4)	2(2)	3(2)	2(2)
クロアチア	4.5	60	3	4+	3-	3	4+	2+	3+	2+
チェコ	10.3	80(70)	4(4)	4+(4+)	3(3)	3(3)	4(4+)	3(3)	4-(3)	3(3)
エストニア	1.4	75(65)	4(4)	4+(4)	3(3)	3(3)	4(4)	3-(3)	4-(3)	3(2)
マケドニア	2.0	55	3	4	2+	3	4	2	3	2-
グルジア	5.4	60	3+	4	2	3+	4+	2	2+	2-
ハンガリー	10.0	80(60)	4(4)	4+(4+)	3+(3)	3(3)	4(4+)	3(3)	4(3)	4-(3)
カザフスタン	14.8	60	3	4	2	3	3+	2	2+	2+
キルギスタン	4.7	60	3	4	2	3	4	2	2+	2
ラトビア	2.4	65(60)	3(2)	4+(4)	3-(2)	3(3)	4(4)	2(2)	3(3)	2(2)
リトアニア	3.7	70(55)	3(3)	4+(4)	3-(2)	3(3)	4(4)	3(2)	3(3)	3(2)
モルドバ	4.3	50	3	3+	2	3+	4	2	2+	2
ポーランド	38.7	75(60)	3+(3)	4+(4+)	3+(3)	3(3)	4(4+)	3(3)	3(3)	4-(3)
ルーマニア	22.3	65(40)	3+(2)	4-(3)	2(2)	3(3)	4(4+)	2(1)	3-(3)	2(2)
ロシア	145.4	70	3+	4	2	3	2+	2+	2-	2-
スロバキア	5.4	80(60)	4(3)	4+(4+)	3(3)	3(3)	4(4+)	3(3)	3(3)	2(3)
スロベニア	2.0	65(45)	3(3)	4+(4+)	3-(3)	3(3)	4(4+)	3-(2)	3(3)	3-(1)
タジキスタン	6.3	40	2+	3+	2-	3	3+	2-	1	1
トルクメニスタン	5.1	25	2-	2	1	2	1	1	1	1
ウクライナ	49.5	60	3-	3+	2	3	3	2+	2	2
ウズベキスタン	24.9	45	3-	3	2-	2	1	2	2-	2

(注) カッコ内は95年の評価

出所：EBRD（欧州復興開発銀行）

.....

自国企業が西側企業との競争に耐えられるかが課題となる。では、CEECの市場経済化は現在、どの程度まで進んでいるのだろうか。

表1は、EBRD（欧州復興開発銀行）がCEECの市場経済化の状況を項目別に評価したものである。表中～の国が現在の加盟交渉国である。「GDPに占める民間部門の割合」では、移行経済国で民間がどの程度の役割を果たしているのかがわかる。同項目をみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国のパフォーマンスが良い（それぞれ80%、80%、75%）。カッコ内は95年の割合であるが、95年と比べると、ブルガリアがもっとも上昇している（95年：45% 2000年：70%）。他方、ラトビアは5ポイントしか上昇していない（95年：60% 2000年：65%）。

(2) 「小企業の民営化」で進展

EBRDはCEEC各国の市場経済化の進展度を部門別に1～4+の5段階で評価している（表1参照）。数字が大きいほど、項目分野が先進国に近づいていることを示している。評価分野には、「国営企業の民営化」、「企業統治・リストラ」、「価格の自由化」、「貿易・外国為替制度」、「競争政策」、「銀行改革・金利自由化」、「証券市場・ノンバンク機関」がある。

国別にみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国は4もしくは4+が多い。評価分野別にみると、「小企業の民営化」が進んでいる。また、「大企業の民営化」の評価も上昇傾向にある。これは、外資による民営化が進んでいる証左といえよう。「市場・貿易」では「貿易・外国為替制度」が比較的評価されている。その他の項目では市場経済化が遅れている。

3. EUとCEECの貿易関係

(1) 非対称的に貿易を自由化

次に、EUとCEECの貿易関係をみる。両

地域が締結した貿易協定をみると、EUはCEECとの通商協定、通商・協力協定、欧州協定（Europe Agreement, EA）などの調印によって、貿易自由化を図ってきた。

自由化の進め方をみると、まずEU側が関税を引き下げ、その後CEEC側が関税を下げる非対称的な自由化スケジュールが特長である。最恵国待遇（MFN）、一般特惠関税（GSP）、欧州協定（EA）と関税が引き下げられてきた。なお、繊維製品や石炭・鉄鋼製品の一部には、EUの関税割当制が残っている。

一方、CEEC側もEU製品に対して95年から関税を漸次撤廃してきている。例えばチェコの場合、96年に全製品では平均5.9%、製造品では平均6.2%であった関税率が、2001年にはEUからの工業製品に対する関税が撤廃されている。

(2) 貿易関係、順調に拡大

EUとCEECの貿易は順調に拡大している。欧州委員会によると、EUからCEECへの輸出シェアは90年の6.2%から2000年の13.3%に増加している。同様にEUのCEECからの輸入シェアも90年の5.4%から2000年の10.0%に増加している。

EUのCEEC貿易では、ドイツのシェアが高い。EUROSTATによると、ドイツはEUのCEEC向け輸出の40.9%、輸入の44.5%を占めている（2000年）。第2位はイタリアで輸出の14.0%、輸入の12.4%を占める。この結果、ドイツとイタリアでEUのCEEC貿易の約半分を占める。CEEC側からみると、輸出入ともにポーランド、チェコ、ハンガリーの中欧3カ国に集中している。

(3) CEEC国、EUへの貿易依存で差

国際通貨基金（IMF）統計によると、CEECの輸出のうちEU向けは64%のシェアを占めた（98年）。また、輸入でもEUからの輸入は64%のシェアを占める。CEECを国別に

みると、EUへの貿易依存が高い国とそうでない国に分かれる。EUへの貿易依存が高い国の代表はポーランドで、輸出の68%、輸入の72%をEUに依存している。このほか、エストニア、ラトビア、スロバキアなどがEUへの貿易依存が高い国として挙げられる。

一方、移行国地域内での貿易に依存する国としてはブルガリアが挙げられる。同国はEUへの輸出入依存がそれぞれ、38%、47%と低い一方、「すべての移行国 (all transition countries)」への輸出入はそれぞれ、54%、39%と高い。ルーマニアもその傾向がある (EU輸出入：56%、51%、すべての移行国：38%、42%)。

今後はこの貿易構造がどのように変化するか注目すべきである。現在EUへの貿易依存度が低いブルガリアやルーマニアなどが、EU加盟が視野に入るに従って、EUへの貿易依存度が高くなる可能性がある。

(4) 産業内貿易が活発化

EUROSTATによると、EUとCEECの貿易を品目別に見た場合、EUの輸出では自動車・電気機器・通信機器・OA機器など機械・輸送機器が全体の45.0%を占める (2000年)。ついで、繊維・鉄鋼・金属加工などのその他製品32.0%、化学品11.5%などとなっている。輸入については、機械・輸送機器が41.5%、繊維・鉄鋼・金属加工などその他製品41.0%などとなっており、近年産業内貿易が活発化していることがうかがわれる。

4. EUとCEECの投資関係

(1) 中欧3カ国に投資が集中

CEECの市場経済化の進展と相俟って当該地域の投資環境が次第に整備された結果、外国からの直接投資が急増し、CEECの経済発展の原動力となっている。特に欧州協定発効後の90年代半ば以降に投資が急増している。

EBRDによると、CEECへの外国直接投資

受入額 (ネット) は89年の約1.8億ドルから2000年は約215億ドル (推定) へと著しく増加し、89~2000年の累計では約954億ドルに達した。受入国別にみると、ハンガリー、チェコ、ポーランドの中欧3カ国に集中している。89~2000年の累計では、上記3カ国で全体の73.8%を占める。

上記3カ国への直接投資額の推移をみると、95年までは、外資導入による大規模国営企業の民営化を進めたハンガリーへの投資が圧倒的に多く、ハンガリーへの投資額がチェコとポーランドへの投資額を合計した規模にほぼ匹敵する状況が続いた。その後、ハンガリーの民営化大型案件が一巡したこと、ポーランド向けの投資が増加した。これは、国有企業の民営化が順調に進んだほかに、自動車、通信などの部門への外資進出が活発に行われたこと、金融などの非製造業部門においても外資が積極的に進出したことによる。

チェコは97年に通貨危機に見舞われ、マクロ経済が停滞、政治的にも陰りが見られたものの、99年には62億ドルと過去最高額の投資が流入した。2002年以降、電力、ガス、通信などの大規模国営企業の民営化が予定されており、今後、外資の流入額は増加すると予想される。

(2) 存在大きいドイツのCEEC向け投資

CEEC向けの直接投資は、EUからが圧倒的に多い。また、EUのCEEC向け直接投資のうち、ドイツの割合が大きい。EUROSTATによると、ドイツは92~96年のEUのCEEC向け直接投資額の4割以上を占める (46.4%)。一方、同時期のドイツのEU向けのシェアは30.94%である。フランスをみると、欧州全域に対する直接投資に占めるCEEC向けは12.5%とシェアが低いのにに対して、EU向けは20.39%である。

UNCTAD発表のチェコ向けの直接投資残高をみると、ドイツが約3割を占める (29.6%、

.....

98年末)。一方、日本は0.5%にすぎない。ハンガリー向けの直接投資ではドイツが同様に28.0%を占め、日本は1.9%を占める(98年末)。日本はチェコへの投資に比べて、ハンガリーでの直接投資の割合が高いことがわかる。

UNCTAD発表の業種別直接投資残高(ハンガリー、チェコが98年末、ポーランドは99年末)をみると、チェコとポーランドは製造業が中心である(それぞれ45.8%、49.2%)。一方、ハンガリーは金融などの非製造業の割合も多い(61.4%)。

5 . PHAREプログラム

(1) 支援開始は1990年

PHARE(Poland and Hungary: Assistance for Restructuring of Economy)プログラムは89年7月のアルシュ・サミットでのポーランド・ハンガリー支援の決定を受け、調整役として、EC委員会(当時)が開催した89年8月のG24によるポーランド・ハンガリー支援国会議で決定されたものである。EC委員会はG24支援国会議の調整局を担当するとともに、G24とIMF、世界銀行、EBRDなど国際機関の援助額の50%以上をEC(EU)と加盟国が負担し、同時に、欧州委員会は対外総局(DG、現在の拡大総局)にPHARE委員会を設置し、90年からPHAREプログラムの枠内で、EC(EU)固有財源による援助としてのEUのPHAREプログラムを開始した。

他方、EUは多国間援助システムであるEBRDを通じてCEE、CISなどの諸国に投融資(貸付・株式投資・保証)・技術援助を行っている。EBRDはフランスのイニシアティブで91年に設立された。現在58カ国と2国際機関(欧州投資銀行(EIB)、EU)が出資している。EU、EU加盟国、EIBの出資比率は51%で、援助対象国(countries of operation)は27カ国である。

EBRDの目的はCEEとCIS諸国の経済発展と再建のために「開放的な市場指向経済へ

の移行を促進し、民間と企業家のイニシアティブを育成する」ことである。業務対象は、CEE、CISの民間部門の育成と市場経済の促進に寄与する投融資・技術協力である。

(2) EU加盟準備の資金援助プログラムに変更

EUのPHAREプログラムの資金援助は、欧州協定(EA)に代表される二国間協定によって援助対象国の政治的コンディショナリティーに応じて判断される。PHAREプログラムはCEEのEU加盟を支援するという性格を強めている。当初はすべて贈与であること、経済再建のための財政・技術支援に援助対象が限定されていたが、97年12月のルクセンブルク欧州理事会でPHARE支援を加盟国の行政・司法能力の強化(30%)とアキ・コミュニテールへの適応(70%)に集中することが決定された。

援助対象国は89年のポーランド、ハンガリーの2カ国から13カ国に拡大した。PHAREプログラムに対する財政援助予算は90年以降、年々拡大傾向にあり、90~2000年の118億8,070万ユーロ(コミットメント・ベース)に上る。

国別援助資金の配分をみると、ポーランド向けがもっとも多く25億ユーロ(全体の21%)、ルーマニア14億3,900万ユーロ(12.1%)、ハンガリー10億7,500万ユーロ(9.1%)と続いている。また、セクター別援助資金の配分をみると、インフラ整備向けがもっとも多く28億5,500万ユーロ(全体の24%)、民間部門・民営化・リストラ・中小企業向け13億5,600万ユーロ(11.7%)、行政・公的機関向け12億6,500万ユーロ(10.7%)、教育・訓練・R&D向け12億6,200万ユーロ(10.6%)などとなっている。

99年3月のベルリン欧州理事会の決定によって、2000年から2006年の期間、加盟支援年間予算として、PHAREプログラム15億6,000万ユーロに加えて、新たに環境・輸送投資支援

Report 9

(ISPA : Pre-Accession Structural Instrument)
10億4,000万ユーロと農業・農村開発支援
(SAPARD : Special Action Programme for

Agriculture and Rural Development) 5億
2,000万ユーロが計上されている。

(まとめ：高塚 一)

EU拡大と各国の取り組み (ハーモナイゼーション調査) (EU、ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ブルガリア、 スロベニア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア)

欧州委員会は2001年11月、「EU加盟候補国の加盟準備状況についての報告書（プログレス・レポート）」を公表した。2001年12月に採択されたラーケン宣言では、EU加盟国は「2004年に25カ国になる」ことが予測されている。2004年のEU加盟実現のためには、加盟候補国は、2002年中に加盟交渉を終える必要があることから、交渉の動向についての関心は高まっている。

本レポートでは、EU加盟交渉国12カ国での交渉の進捗状況に対する欧州委の評価と、それに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応について報告する。

プログレスレポートにみるEU加盟交渉進捗状況（EU）

ブリュッセル・センター

欧州委員会は2001年11月13日、EU加盟候補13カ国における加盟準備の進捗状況に関するプログレス・レポート^(注1)を採択した。欧州委は、各国の進捗状況は順調とした上で、現在のところ10カ国が2004年に加盟可能なペースで交渉を進めていると評価している。

前回のプログレス・レポート発表（2000年11月）以後、EUは東方拡大に向けて不可欠とされたEU自身の機構改革問題を2000年12月のニースEU首脳会議において決着させた後、拡大問題を筆頭課題に据え加盟候補国との交

渉を一層加速化させる意思を明らかにした。

2001年6月のヨーテボリEU首脳会議では、加盟準備が整った候補国に対しては、2002年末までに加盟交渉を終え、2004年の欧州議会選挙に合わせて加盟させることで合意している。

2001年のプログレス・レポートにおいて欧州委は、すべての候補国においてそれぞれ加盟準備に向けた顕著な進展が見られるとした上で、経済面で遅れをとるブルガリア、ルーマニアおよび加盟交渉を開始していないトル

(注1) プログレス・レポート：欧州委員会（拡大総局）が98年以降毎年作成している加盟候補国の進捗状況についての報告書。

コを除く10カ国は、2004年に加盟可能なペースで準備が進んでいると評価している。他方、欧州委は、EU加盟候補国のアキ・コミュニテール^(注2)を履行する能力については、なお一層の注力が必要としており、次回2002年のプログレス・レポートにおいて2004年加盟に向けた最終的な候補国を見極めたい意向である。

加盟候補各国の加盟に向けた取組みは、どの程度進展しているのだろうか。

本レポートでは、2001年11月に発表されたプログレス・レポートを基に、各候補国(ここでは10カ国)の改革進捗状況について紹介する。

1. 概要

第4回目となる今回のプログレス・レポートでは、前回レポートに引き続き、2000年10月～2001年9月にかけての加盟候補各国の加盟に向けた取組みの進捗状況が報告されている。従来と同様に進捗程度は、93年にコペンハーゲンEU首脳会議において設定された新規加盟のための政治・経済面での必要基準(コペンハーゲン・クライテリア) アキ・コミュニテールを履行する能力基準に基づき評価されている。また、95年のマドリッドEU首脳会議、97年のルクセンブルクEU首脳会議で強調された内容を踏まえ、加盟後にEU政策を遂行するために必要な行政能力も評価の対象として重視されている。

政治的基準

コペンハーゲン・クライテリアでは、加盟に必要な政治的要件として、民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重・保護、これらを保証する安定した制度の確立が挙げられている。

前回2000年のレポート時と比較して、民主

主義制度の強化、法支配の尊重、人権の擁護の面で、トルコを除く全ての候補国において進展が見られたと評価している。他方、司法制度改革の遅れおよび汚職問題に関しては引き続き注視が必要としている。また、トルコに対しては、最近実施された憲法改正が人権擁護面での具体的な進展に結びつくような必要な措置を講ずることを求めている。

経済的基準

各国の進展状況は、コペンハーゲン・クライテリアの経済的基準「正常な市場経済の存在およびEU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力の確保」に基づいて評価された。

今回のレポートでは、経済的基準については、今回の評価期間が世界的な経済後退時期と重なったにもかかわらず、比較的堅実な成長を遂げたとして候補国一様に良好と評価している。

市場経済への移行については、候補国間でもやや程度の差が見られるものの、ブルガリア、ルーマニアおよびトルコを除き概ね適度に機能していると評価している。ブルガリアについては、市場経済が機能するまでもう一步の段階に達しているとしている。2000年の第3回プログレス・レポートでほとんど進捗が見られないと指摘したルーマニアに対しては、初めて明らかな進展が見られたと評価した。またトルコに対しては、市場機能改善は進んでいないものの、同国経済のかなりの部分は、関税同盟の枠組の下、すでにEU市場内において競争力を確保していると分析している。

進捗状況ごとに各加盟候補国を分類すると、以下の通りとなる。

- ・キプロス、マルタ：市場経済が正常に機能している。EU域内の競争圧力と市場諸力

(注2) アキ・コミュニテール：欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。

.....

に対応が可能。

- ・チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア：市場経済が正常に機能している。各国間で経済的格差はあるものの、現在の改革施策を維持し強化すれば、短期的に、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力が確保できる。
- ・ブルガリア：市場経済が正常に機能するのにもう一步の段階。現在の改革を完遂し、根強く残る障壁の排除に一層注力すれば、中期的に、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力が確保できる。
- ・ルーマニア：正常な市場経済が機能しているとは言えず、EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力も確保していない。しかし、今回初めて大きな進展が見られた。
- ・トルコ：市場機能改善は進んでいないものの、同国経済のかなりの部分は、関税同盟の枠組の下、すでにEU市場内において競争力を確保していると分析している。

アキ・コミュニテール

コペンハーゲン・クライテリアは、加盟候補国が政治、経済、通貨の統合という目的に忠実であることを含め、アキ・コミュニテールの基準を達成することを求めている。

95年のマドリッドEU首脳会議では、アキ・コミュニテールを国内法制化するだけでなく、適当な行政・司法機構を通じて効率的

に実施する事の重要性が強調された。この点についてはその後の97年のルクセンブルクEU首脳会議、2000年のフェイラEU首脳会議でも指摘されており、早期加盟に向けて鍵となる分野と見られている。

今回のレポートでは、法整備および運営能力向上の両面において概ね良好な進展が見られたものの、なお一層の努力が必要と評価された。

なお、欧州委は、アキ・コミュニテールの基準を達成することが2004年加盟実現に向けた鍵となるとの考えから、2002年を対象に新たな支援行動計画を提案する。同計画は、既存の支援制度（専門家派遣、訓練支援、投資支援）を利用、加盟国準備支援のためのPHAREプログラムからの特別拠出金2億5,000万ユーロを含め、支援総額は10億ユーロに達すると見込まれている。

2. 各国別状況

以下では、加盟候補国13カ国のうち、キプロス、マルタおよびトルコを除く中・東欧10カ国について、加盟交渉項目別に進捗状況を見ていく。

なお、便宜上、交渉項目には通番（1～31）を付し、特に記述がない項目については削除した。交渉項目30と31は、交渉が未開始なため省略した。国順は、アルファベット順とした。

Report 10

(1) ブルガリア

法整備面で順調に進展している。しかし、実施面では一層の取組みが求められる。アキ・コミュニテールの適正な運営能力確保に

向けた行政改革面での進展は、引き続き良好である。しかし、司法制度の質的向上に関しては、ほとんど進展が見られず一層の努力が必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(具体的成果) ・ European Accreditationでの活動 (今後の課題) ・ 規格認証のための運営インフラの強化 ・ 市場監視システムの強化
2	人の自由移動	・ 交渉中
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・ 金融サービス分野で、健全な銀行行政の実施
4	資本の自由移動	・ 交渉終了
5	会 社 法	(総合評価) ・ 法整備で一層の進展 (具体的成果) ・ 知的および工業所有権保護に関する法的枠組の整備 (今後の課題) ・ 確実な実施に向けたさらなる取組み
6	競争政策	(具体的成果) ・ 国家補助の法的枠組の実施に向けた取組みを開始 (今後の課題) ・ データ保護に関する法的枠組の構築
7	農 業	(総合評価) ・ 法整備で良好な進展、実施に向けた行政能力強化が課題 (具体的成果) ・ EUにおける農業および農村地域発展のための特別計画(SAPARD) での一部認可取得 (今後の課題) ・ 家畜植物病検査 (Veterinary and phytosanitary inspection) で一層の機能向上
8	漁 業	(総合評価) ・ 前年に比べ進展速度は加速
9	運 輸	(総合評価) ・ 法整備および実施機構創設の両面で継続的な進展 (具体的成果) ・ 同分野への投資増加
10	税 制	・ 交渉中
11	経済通貨同盟 (EMU)	・ 新たに交渉開始
12	統 計	・ 交渉終了
13	社会政策・雇用	(具体的成果) ・ 労働法制改正に向けて進展 ・ 労働査察に関する行政能力の強化 (今後の課題) ・ 無差別待遇に関する法整備 ・ 労働上の安全衛生をアキ・コミュニテールの基準に近づける

	項 目	内 容
14	エネルギー	(総合評価) ・ 法的枠組みの見直しの遅れに伴い、同分野のリストラの進展は停滞、同分野での効率性向上および民営化準備の進展を阻害 (今後の課題) ・ 原子力発電の安全性確保
15	産 業	・ 交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・ 交渉終了
17	科学・研究	・ 交渉終了
18	教育・訓練	・ 交渉終了
19	通信・情報技術	・ 交渉終了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・ 交渉終了
21	地域政策	(総合評価) ・ ほとんど進展なし (今後の課題) ・ 構造基金政策の実施に向けた準備に注力
22	環 境	(総合評価) ・ 法整備で継続的な進展 (今後の課題) ・ 実施面での取組みおよび実施に向けた予算確保
23	消費者保護	・ 交渉終了
24	司法・内務	(総合評価) ・ 法整備面では、ほとんどの分野で一層の進展、実施に向けた行政能力の強化が課題 (具体的成果) ・ 国境管理で、ある程度の進展 (今後の課題) ・ 各省庁間での協力
25	関税同盟	・ 交渉中
26	対外関係	・ 交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・ 交渉終了
28	財務管理	・ 交渉中
29	財政・予算規定	・ 交渉中

Report 10

(2) チェコ

一層の取組みが必要な分野はあるものの、前年の評価以降、幅広い範囲で顕著な進展が見ら

(アキ・コミュニテール)

れた。行政改革では、法整備面での進捗が遅れているが、行政能力の強化に向けての取組みに関してはある程度の進展が見られた。

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・公共調達を除き、進展 (具体的成果) ・規格認証機関は適当な機能を持続
2	人の自由移動	(今後の課題) ・専門資格の相互認証に関する法整備の加速化
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・証券委員会 (Securities Commission) の機能強化 (今後の課題) ・金融サービスの監督に対するさらに強力な規制枠組の設定
4	資本の自由移動	(今後の課題) ・既存の無記名預金制度の廃止に向けた取組みの継続
5	会 社 法	(総合評価) ・高い水準でアキ・コミュニテールと整合 (今後の課題) ・知的所有権に関して、関連省庁における監督能力の一層の強化
6	競争政策	(総合評価) ・法制では、大部分がアキ・コミュニテールと整合 (具体的成果) ・独占禁止および国家補助分野での法制度強化 ・経済競争障壁事務所 (Office for the Protection of Economic Competition) における優秀なスタッフの配置 (今後の課題) ・国庫補助では、鉄鋼および金融分野における厳格で透明性を有する強化策の実施
7	農 業	(具体的成果) ・植物衛生分野における法整備で良好な進展 ・国家農業介入基金 (State Agriculture Intervention Fund) の設立で良好な進展 (今後の課題) ・獣医学 (veterinary) 分野では、広範囲にわたるアキ・コミュニテールへの整合に向けて、一層の取組みが必要 ・農業省 (Ministry of Agriculture) の組織再構築に一層の注力
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(具体的成果) ・道路輸送に関する法整備で一層の進展 ・空輸部門では、欧州各国の民間航空監督機関が属するJAA (Joint Aviation Authority) への加盟実現 (今後の課題) ・鉄道輸送部門での取組み
10	税 制	(総合評価) ・限定的な進展。 (今後の課題) ・付加価値税 (VAT) および消費税 (excise duty) の税率調和について取り組むべき課題が多い ・効率的な税務管理の確立に向けて、より具体的な成果が必要

11	経済通貨同盟 (EMU)	(総合評価) ・法整備において相当な進展 (今後の課題) ・中央銀行の独立性確保に向けた一層の取組み
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備面で継続的な進展 (具体的成果) ・無差別待遇、労働法、職場の安全衛生に関する法整備で進展あり
14	エネルギー	(具体的成果) ・電力・ガスのEU域内統一市場への参加準備で顕著な進展
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・概してアキ・コミュニテールに対し十分な整合性を得ているが、新たな進展はほとんど見られない (今後の課題) ・将来実施が見込まれる電気通信の自由化に向けた技術条件の設定
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備面で大きな進展
21	地域政策	(具体的成果) ・構造基金政策の将来的な実施に向けて、法的枠組の整備が進展 (今後の課題) ・担当行政機関の機能強化に向けた取組みへの注力
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で良好な進展 (具体的成果) ・環境影響調査法 (Act on Environmental Impact Assessment) の採択
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(具体的成果) ・査証および移民政策における法整備ならびに警察・司法間協力に関する法的枠組の強化で進展 ・シェンゲン行動計画 (Schengen Action Plan) の採択 (今後の課題) ・組織的犯罪への対策 ・国境管理について、公的経路でのチェック機能は向上しているものの、不法入国の取締りで課題が多い、特にスロバキア国境における対策が必要
25	関税同盟	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・関税法典 (Customs Act) の修正案の採択
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(具体的成果) ・内部財政管理および外部監査に関する法整備で進展 (今後の課題) ・包括的な管理システムの構築。
29	財政・予算規定	・交渉中

Report 10

(3) エストニア

法整備、実施の両面で順調な進捗ペースを維持している。すでに、ほとんどの分野で、

アキ・コミュニテール実施に必要な行政組織を有している。今後は、行政能力の向上に一層の取組みが必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(具体的成果) ・ 公共調達に関する法整備で進展
2	人の自由移動	(具体的成果) ・ 専門資格の相互認証を認める新法の施行
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・ 法整備面で大きな進展
4	資本の自由移動	(総合評価) ・ 法整備面で大きな進展
5	会 社 法	(総合評価) ・ 法整備面で一層の進展 (今後の課題) ・ 著作権侵害および偽造品に対する取締りに対する取り組みの強化
6	競争政策	(具体的成果) ・ 独占禁止および国家補助に関する法整備面で大きな進展
7	農 業	(具体的成果) ・ E U の共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP) の実施準備に向けて重要な進展 ・ 植物衛生分野で進展 (今後の課題) ・ 獣医学分野で、食品安全基準を E U 水準まで底上げするために、今後かなりの取組みが必要
8	漁 業	(具体的成果) ・ 行政構造の再構築 ・ 船舶監視制度 (Vessel Monitoring System) の設定に向けて取組みが継続
9	運 輸	(総合評価) ・ 法整備および実施の両面で継続的な進展 (今後の課題) ・ 鉄道部門における監視機関の役割の明確化
10	税 制	(具体的成果) ・ VAT、消費税に関する法整備面で進展 (今後の課題) ・ VAT、消費税に関する法整備面での継続的な取組み ・ 税制度上の IT システムにおける E U 側との相互接続
11	経済通貨同盟 (EMU)	・ 交渉終了
12	統 計	・ 交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・ 法整備面で良好な進展。今後は実施に向けて注力が必要 (今後の課題) ・ 社会的対話の促進
14	エネルギー	(総合評価) ・ 進展は限定的 (今後の課題) ・ 一層の行政能力の発展を図り、エネルギー市場の監視機能の強化に注力。

15	産 業	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	（具体的成果） ・EUの関連プログラムに参加
18	教育・訓練	（具体的成果） ・EUの関連プログラムに参加
19	通信・情報技術	（総合評価） ・大部分はアキ・コミュニテールへの整合を完了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	（総合評価） ・大部分はアキ・コミュニテールへの整合を完了
21	地域政策	（総合評価） ・進展あり （今後の課題） ・加盟後の構造基金政策実施に向けて行政能力の向上
22	環 境	（総合評価） ・法整備および実施の両面で継続的に進展 （今後の課題） ・特に地域レベルにおいて、法令の確実な実施に必要な能力を構築するため継続的な努力が必要 ・環境法制の強化
23	消費者保護	（総合評価） ・法整備面で良好な進展。
24	司法・内務	（具体的成果） ・新刑法（Penal Code）の採択 （今後の課題） ・麻薬売買を含む組織犯罪対策の強化
25	関税同盟	（具体的成果） ・新たな関税法（Customs Code）の導入 （今後の課題） ・アキ・コミュニテール実施のために行政的および制度的能力の向上に注力 ・新たな関税法（Customs Code）の一層の改善への取組み ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	（総合評価） ・良好な進展が見られるものの、法整備面での一層の取組みが必要
28	財務管理	（具体的成果） ・内部財務管理で一層の進展 （今後の課題） ・外部財務管理に関する法整備
29	財政・予算規定	・交渉中

Report 10

(4) ハンガリー での進展が見られた。行政改革では、行政能力の強化に堅実な進展が見られた。
 多くの分野において、法整備および実施面

(アキ・コミュニテール)

項目	内 容
1 モノの自由移動	(具体的成果) ・ EUの新アプローチ指令 (New Approach Directive) に沿った法整備 ・ 欧州規格機関CENおよびCENELACの正会員資格獲得 (今後の課題) ・ 包括的市場監視システムの構築 ・ 公共調達におけるアキ・コミュニテールへの整合、透明性確保、既存ルールの厳格化 (特に高速道路建設において)
2 人の自由移動	・ 交渉終了
3 サービスの自由移動	(具体的成果) ・ 銀行および保険に関する法整備の進展 ・ 監督当局の十分な機能発揮
4 資本の自由移動	(具体的成果) ・ ほぼ全面的な自由化実施 (今後の課題) ・ 無記名口座の段階的配資を目的としたマネーロンダリング防止新法の採択 (現在、議会で審議中)
5 会 社 法	(具体的成果) ・ 工業および知的所有権に関する法制では、アキ・コミュニテールにほぼ整合が図られた
6 競争政策	(具体的成果) ・ 国家補助規則に関する法整備で一層の進展 ・ 独占禁止および国家補助施行機関の十分な機能発揮
7 農 業	(具体的成果) ・ 食品安全および獣医学分野での進展は限定的 (今後の課題) ・ 獣医学および植物衛生分野における検査処置の機能向上 ・ CAP参加に必要な組織の設立に注力
8 漁 業	・ 交渉終了
9 運 輸	(今後の課題) ・ 市場アクセスに関するアキ・コミュニテールの実施に不可欠な鉄道部門の再構築
10 税 制	(具体的成果) ・ VAT、消費税に関する法整備面で進展 (今後の課題) ・ 税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
11 経済通貨同盟 (EMU)	(具体的成果) ・ 新法採択による中央銀行の独立性強化
12 統 計	・ 交渉終了
13 社会政策・雇用	(総合評価) ・ 顕著な進展 (具体的成果) ・ 改正労働法 (Revised Labour Law) の採択 (今後の課題) ・ 信頼構築に向けた社会対話の実施

14	エネルギー	(総合評価) ・進展は限定的 (今後の課題) ・EUにおけるエネルギーの域内単一市場への参加に必要な法的枠組の設定
15	産 業	(具体的成果) ・Szechenyi計画の採択・実施 ・鉄鋼産業の再構築で進展
16	中小企業 (SMEs)	(具体的成果) ・Szechenyi計画の採択・実施
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・特に進展なし
21	地域政策	(具体的成果) ・構造基金政策の実施準備および実施組織の明確化において進展 (今後の課題) ・行政能力、財政、予算手続きの一層の強化 ・効率的な同国内省庁間の強力体制の構築
22	環 境	(総合評価) ・大きな成果があった (具体的成果) ・環境影響調査(Environmental Impact Assessment)に関する法令の採択 ・同分野における行政能力の向上 (今後の課題) ・関連省庁間での担当業務の明確な区分強化
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(総合評価) ・大きな成果があった (具体的成果) ・査証政策、移民、亡命者保護に関する法整備の進展 ・国境管理について、越境経路の総合開発に関する戦略の採択 (今後の課題) ・追加法令の採択および既存組織の強化を通じて、詐欺、汚職、マネーロンダリング、組織犯罪に対するより効率的な対策の実施
25	関税同盟	(具体的成果) ・職員訓練および機器の近代化による管理運営能力の強化 (今後の課題) ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(具体的成果) ・外部監査および内部財政管理で進展 (今後の課題) ・管理能力一般および内部監査部門での監査役の機能上の独立性で一層の強化が必要
29	財政・予算規定	(今後の課題) ・協調融資および複数年計画に関するEU要求水準の達成

Report 10

(5) ラトビア

法整備面においては、ほとんどの分野で着実な進展が続いている。行政能力の強化に関

しては、行政機関の再構築に向けた施策は講じられているものの、今後一層の注力が必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(具体的成果) ・欧州規格に関する法整備の進展 ・基準認可機関の一層の強化 ・新市場監視委員会 (Market Surveillance Council) の運営準備完了 (今後の課題) ・市場監視システムの改革 ・公共調達分野での新法の採択 ・公共調達監視局 (Public Procurement Surveillance Bureau) の設立
2	人の自由移動	(具体的成果) ・専門資格の相互認証に関する法的枠組の採択
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・新たに2つの機関(金融資本市場委員会 (Financial and Capital Market Commission)、国家データ監視局 (State Data Inspectorate)) を設立 (今後の課題) ・国家データ監視局の基礎となる法令は、一層の改善が必要
4	資本の自由移動	(具体的成果) ・有価証券および国境を越えた銀行口座振替に関する法令の採択
5	会社法	(総合評価) ・一層の法整備が必要 (今後の課題) ・遅滞している商業法典 (Commercial Code) の発効および知的・工業所有権保護への一層の取組み
6	競争政策	(具体的成果) ・国家補助に関する新法採択 (今後の課題) ・独占禁止および国家補助に関するルールの整備
7	農 業	(総合評価) ・獣医学・植物衛生および食品安全分野で一層の進展 (具体的成果) ・農業法 (Law on Agriculture) 修正案の採択 ・獣医薬学に関する新法 (Law on Veterinary Medicine) の採択 ・行政組織の再構築および強化 (今後の課題) ・一層の法整備 ・包括的な行政管理システムなど必要な組織機構の導入
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(具体的成果) ・道路および鉄道輸送分野で法整備が継続的に進展 ・海上輸送安全分野で、初めての成果を獲得
10	税 制	(総合評価) ・一層の成果がみられた (今後の課題) ・税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備で一層の進展(具体的成果) (具体的成果) ・労働法典(Labour Code)および労働者保護法(Law on Labour Protection)の採択 (今後の課題) ・職場の安全衛生分野での国家労働監視局(State Labour Inspectorate)の機能強化
14	エネルギー	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・エネルギー検査局(Energy Inspectorate)の設立 (今後の課題) ・電力・ガス市場自由化に関するEU指令および石油備蓄により一層の注力 ・行政機構の機能向上
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業(SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・通信分野での法整備は、ほとんど進展なし
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展
21	地域政策	(具体的成果) ・将来の構造基金の運営責任を財務省に委任決定
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・放射性物質安全センター(Radiation Safety Centre)、ラトビア環境庁(Latvian Environment Agency)の設立 (今後の課題) ・行政機構の機能向上
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	(具体的成果) ・データ保護、査証、国境管理の各分野で進展 ・シェンゲン行動計画(Schengen Action Plan)の採択 ・移民および亡命者保護に関しては、アキ・コミュニテールに整合済 (今後の課題) ・国境管理に関する運営能力および施設の機能強化を最優先 ・組織犯罪、麻薬取引、マネーロンダリング、詐欺、汚職への取組み強化
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備および行政機構の機能向上で進展 (今後の課題) ・関税制度上のITシステムにおけるEU側との相互接続
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策(CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・進展あり (具体的成果) ・行政機構の強化 (今後の課題) ・外部監査および内部財政管理に関する一層の法整備
29	財政・予算規定	・交渉中

Report 10

(6) リトアニア

多くの分野において、法整備面で大きな進展が見られた。各分野における進捗のばらつきも小さくなり、高いレベルに達している。

ただし、財務管理に関しては一層の取組みが求められる。行政能力の強化では、一部に行政機関の再構築の必要性は残っているものの、概ね進展が見られる。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展 (具体的成果) ・規格認証に関する組織強化で進展 ・公共調達局 (Public Procurement Office) の行政能力向上 (今後の課題) ・公共調達分野における法整備の一層の進展 ・公共調達局における行政能力の一層の向上
2	人の自由移動	(具体的成果) ・専門資格の相互認証分野で進展 (今後の課題) ・専門資格の相互認証分野で一層の取り組み
3	サービスの自由移動	(具体的成果) ・金融サービス分野における法整備および実施能力の強化の両面で進展
4	資本の自由移動	(総合評価) ・高い水準の自由化を達成
5	会 社 法	(具体的成果) ・知的・工業所有権保護分野で良好な進展
6	競争政策	(具体的成果) ・リトアニア競争協議会 (Lithuanian Competition Council) の機能強化
7	農 業	(総合評価) ・構造改革で継続的な進展 (具体的成果) ・食品安全および獣医学・植物衛生分野で継続的な進展 (今後の課題) ・土地区画証明システム (Land parcel identification system) の強化 ・CAP管理機構の実践的適用 ・給付担当機関 (paying agency) の設立 ・食品安全および獣医学・植物衛生分野で、実施組織の一層の強化
8	漁 業	(総合評価) ・行政能力の強化面で進展
9	運 輸	(具体的成果) ・道路輸送安全、鉄道機構改革、民間航空の各分野で、法整備、実行政能力の強化の両面において良好な進展 (今後の課題) ・監視能力の強化
10	税 制	(総合評価) ・行政能力の強化で進展 (具体的成果) ・間接税に関する法整備で進展 (今後の課題) ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化

11	経済通貨同盟（EMU）	（総合評価） ・法整備面で顕著な進展 （具体的成果） ・中央銀行に関する新法の採択
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	（総合評価） ・法整備および実施能力強化の両面で着実な進展 （今後の課題） ・新労働法典（New Labour Code）および公衆衛生法（Law on Public Health）の採択 ・社会的対話の強化
14	エネルギー	（総合評価） ・法整備面で適当な水準を達成 （今後の課題） ・エネルギーの域内市場化への対応 ・特定原子力発電所（Ignalina原子力発電所1号機）閉鎖公約の実現 ・原子力利用における高水準の安全性確保
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	（総合評価） ・通信分野では、法制面である程度の進展 （今後の課題） ・規制当局の機能強化
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	（具体的成果） ・構造基金の管理機関に関する決定
22	環 境	（総合評価） ・法整備はほとんど完了、実施面での対応が課題 （今後の課題）
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	（具体的成果） ・国境管理の強化、関連省庁間での協調で進展 ・シェンゲン行動計画（Schengen Action Plan）の採択
25	関税同盟	（総合評価） ・法整備面で良好な進展、行政運営能力の向上が課題 （今後の課題） ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	（総合評価） ・ある程度の進展 （今後の課題） ・内部財政管理に関する法令の実施に向けた行政機能強化
29	財政・予算規定	（総合評価） ・極限定的な進展

Report 10

(7) ポーランド

前年の評価以降、法整備面で顕著な進展が見られた。行政能力の強化でもある程度の進

展が見られたが、法整備の進展と比較するとその程度は依然として小さい。

(アキ・コミュニテール)

項目	内 容
1 モノの自由移動	(今後の課題) ・規格認証分野で、法令の確実な実施に向けた行政能力の強化
2 人の自由移動	(総合評価) ・ある程度の進展
3 サービスの自由移動	(総合評価) ・継続的に良好な進展、行政能力強化でも成果 (具体的成果) ・公共調達分野における法整備で顕著な進展 (今後の課題)
4 資本の自由移動	(総合評価) ・継続的に良好な進展、行政能力強化でも成果
5 会社法	(具体的成果) ・工業所有権に関する法整備
6 競争政策	(総合評価) ・法令実施の行政能力は有するものの、実施状況は限定的
7 農 業	(具体的成果) ・食品安全分野で法的枠組み採択 ・獣医学分野における法整備面で進展 (今後の課題) ・食品安全分野で、実施に向けた派生法制定など一層の法整備および行政能力の強化 ・獣医学・植物衛生における国境検査で一層の取組み
8 漁 業	(総合評価) ・依然として行政能力が非常に弱い
9 運 輸	(総合評価) ・法的枠組みの整備で進展、実施に向けた行政能力の強化が課題
10 税 制	(具体的成果) ・間接税率に関する法整備で限定的進展 (今後の課題) ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けた注力
11 経済通貨同盟 (EMU)	(具体的成果) ・中央銀行の強化・独立性確保に向けた法整備では進展なし
12 統 計	・交渉終了
13 社会政策・雇用	(具体的成果) ・公衆衛生分野での法整備で進展 (今後の課題) ・職場の安全衛生に関する法令の確実な実施 ・労働監視局 (Labour Inspectorates) の機能強化
14 エネルギー	(総合評価) ・法的枠組みの整備で進展、実施に向けた行政能力の強化が課題

.....

15	産 業	(具体的成果) ・ 鉄鋼産業の再構築で進展 (今後の課題) ・ 鉄鋼産業の再構築で継続的取組み
16	中小企業 (SMEs)	・ 交渉終了
17	科学・研究	・ 交渉終了
18	教育・訓練	・ 交渉終了
19	通信・情報技術	(具体的成果) ・ 通信分野で、既存の法令が徐々に機能開始
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・ 交渉終了
21	地域政策	(総合評価) ・ ほとんど進展なし
22	環 境	(総合評価) ・ 法的枠組みの整備で顕著な進展、実施に向けた行政能力の強化が課題
23	消費者保護	・ 交渉終了
24	司法・内務	(総合評価) ・ 継続的な進展あり、より一層の強化が課題 (具体的成果) ・ 国境管理で進展 ・ 組織犯罪に対応する取締り機関強化で進展
25	関税同盟	(総合評価) ・ 法整備および実施能力強化の両面で注力が必要
26	対外関係	・ 交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・ 交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・ 顕著な進展あり、必要な管理メカニズムの導入が課題
29	財政・予算規定	・ 交渉中

Report 10

(8) ルーマニア が見られるが、行政能力の強化面では、進捗
法整備面では、前年の評価に引き続き進展 が遅れている。

(アキ・コミュニテール)

項 目	内 容
1 モノの自由移動	(総合評価) ・進展度合は限定的 (具体的成果) ・公共調達に関する新法採択 (今後の課題) ・EUの新アプローチ指令に沿った法的枠組みの採択 ・規格認証および市場監視に関する行政基盤施設の強化
2 人の自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展は極めて限定的
3 サービスの自由移動	(具体的成果) ・保険・銀行業務監督分野で進展 (今後の課題) ・金融証券市場に関する法整備 ・個人データ保護に関する既存法の適正化
4 資本の自由移動	(具体的成果) ・マネーロンダリングに関する新法採択 (今後の課題) ・包括的な為替管理制度の制定 ・その他資本移動に関する障壁の除去
5 会社法	(総合評価) ・一層の進展あり、高水準の法整備を達成 (今後の課題) ・知的所有権監視分野で一層の注力
6 競争政策	(総合評価) ・一層の進展あり、高水準の法整備を達成 (今後の課題) ・国家補助規定および独占禁止ルールの実施能力強化に一層の注力
7 農 業	(総合評価) ・改革はやっと始まった段階 (今後の課題) ・農業省 (Ministry of Agriculture) の行政能力強化 ・CAP管理メカニズムの実施能力強化 ・獣医学および植物衛生に関する検査機能の強化
8 漁 業	(総合評価) ・法的枠組みの大部分がアキ・コミュニテールに適合 (具体的成果) ・漁業に関する新法採択 (今後の課題) ・法令の確実な実施に向けた行政構造の強化
9 運 輸	(総合評価) ・法整備面で継続的な進展
10 税 制	(具体的成果) ・物品税 (excise duties) 分野で進展 (今後の課題) ・付加価値税分野での法整備 ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化

11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉は未開始
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	(総合評価) ・一貫性に欠く政策のため、進展は限定的 (今後の課題) ・労働監督局の機能強化など職場の安全衛生分野での行政力の強化
14	エネルギー	・新たに交渉開始
15	産 業	(具体的成果) ・産業戦略 (industrial strategy document) の採択 ・民営化分野で重要な進展 (今後の課題) ・民営化分野で一層の注力
16	中小企業 (SMEs)	(総合評価) ・良好な進展あり (具体的成果) ・ビジネス環境向上に向けた多くの施策の導入
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・法整備面での進展は限定的、将来の改革に向けた準備作業で進展
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・進展度合は限定的
21	地域政策	(具体的成果) ・関連機関の整理で進展 (今後の課題) ・公的基金の運営管理能力の強化
22	環 境	(総合評価) ・法整備面で進展、新法の効果的な実施に向けた行政能力強化が課題 (今後の課題) ・効率的な資金供給計画の策定
23	消費者保護	(総合評価) ・法整備面で進展、実施に向けた行政能力強化が課題
24	司法・内務	(具体的成果) ・査証政策、国境管理、移民政策の各分野で顕著な進展 (今後の課題) ・データ保護などいくつかの重要分野での法整備 ・国境管理の実施能力強化および関連施設改善
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備面で進展、運営能力の強化が課題 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(今後の課題) ・内部財政管理に関する法的枠組み構築
29	財政・予算規定	(具体的成果) ・予算策定手続分野で進展

(9) スロバキア

法整備面で大きく進展しているが、前年の評価と同様に、進捗状況は分野ごとにばらつきがある。モノの自由移動、会社法、社会政策・雇用、関税同盟に関しては、顕著な進展

が見られた。他方、農業、地域政策、行政組織間協力の分野では依然構造上の脆弱さが残る。行政能力の強化面では一定の進展が見られたが、一層の取組みが必要である。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・一層の進展
2	人の自由移動	(総合評価) ・引き続き進展は限定的
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・一層の進展
4	資本の自由移動	(今後の課題) ・金融監督分野における行政能力の強化
5	会 社 法	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・EUの欧州会社法指令に沿った法整備で進展 ・特許に関する新法採択 (今後の課題) ・商標に関する法整備 ・知的・工業所有権に関連する行政司法機関の一層の強化の継続
6	競争政策	(総合評価) ・法的枠組みの大部分はアキ・コミュニテールに整合 (今後の課題) ・国家補助分野における実施面での透明性確保
7	農 業	(総合評価) ・法整備および実施能力強化の両面で進展は限定的 (具体的成果) ・獣医学分野で顕著な進展 (今後の課題) ・統一行政管理制度 (Integrated Administration and Control System) 設立への注力 ・市場規制関連法令採択に向けた取組みの加速 ・植物衛生分野での法整備の加速
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(総合評価) ・法整備面で一層の進展 (具体的成果) ・陸上輸送分野での法整備で顕著な進展 (今後の課題) ・一層の法整備 ・実施機構の整備など行政能力の強化
10	税 制	(総合評価) ・法整備面で進展は限定的 (今後の課題) ・付加価値税および物品税の税率に関するアキ・コミュニテールへの整合 ・EU側との税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・労働法および男女無差別待遇に関する法整備で進展 (今後の課題) ・実施面での強化に注力、職場の安全衛生分野へ注力
14	エネルギー	(具体的成果) ・国内電力市場の大部分開放を決定 ・主なエネルギー企業の民営化を開始 (今後の課題) ・原子力発電の安全性確保
15	産 業	(具体的成果) ・民営化施策を継続、銀行業で顕著
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・郵政サービス分野における法整備 ・実施面での行政能力強化に注力
20	文化・オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	(総合評価) ・引き続き進展度合は限定的 (今後の課題) ・関係諸機関におけるスタッフ不足の改善
22	環 境	(総合評価) ・一部を除き法整備面で良好な進展、行政能力の強化が課題 (今後の課題) ・水質、自然保護、工業汚染、リスク管理の各分野における法整備
23	消費者保護	(総合評価) ・法整備面で継続的進展 (今後の課題) ・引き続き市場監視に関する諸機関の強化および連携確保に注力
24	司法・内務	(総合評価) ・法整備および行政機能強化の両面で一層の進展 (具体的成果) ・シェンゲン行動計画 (Schengen Action Plan) の採択 ・査証政策および警察協力 (police co-operation) 分野において進展 (今後の課題) ・法整備および行政機能強化の両面で一層の進展
25	関税同盟	(総合評価) ・顕著な進展 (具体的成果) ・関税法 (Customs Act) および関税分野での国家管理局に関する法 (Act on State administration bodies) の発効 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・顕著な進展 (具体的成果) ・内部財務管理および外部監査に関する法的枠組みの設定
29	財政・予算規定	・交渉中

Report 10

(10) スロベニア

法整備面では、特に、会社法、農業、運輸、エネルギー、文化・オーディオビジュアル、電気通信の各分野で顕著な進展が見られた。しかしながら、その他の分野、特に地域政策、

人の自由移動、社会政策・雇用、消費者保護の分野では進展が少ない。行政能力の強化面では、モノの自由移動、電気通信、文化・オーディオビジュアル、財務管理の分野で進展が見られた。

(アキ・コミュニテール)

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	(総合評価) ・法整備で良好な進展 (今後の課題) ・標準化研究所 (Standardisation Institute)、市場監視システムなど関連機関の機能強化
2	人の自由移動	(総合評価) ・ほとんど進展なし (今後の課題) ・専門資格の相互認証および市民権に関する法整備の加速
3	サービスの自由移動	(総合評価) ・法整備面で進展 (今後の課題) ・監督機関の一層の機能強化
4	資本の自由移動	(総合評価) ・顕著な進展 (今後の課題) ・政府設定のスケジュールに従った障壁撤廃プロセスの完遂
5	会社法	(総合評価) ・顕著な進展、法的枠組みはほぼ完成 (今後の課題) ・知的・工業所有権に関する法令の適正実施に注力
6	競争政策	(総合評価) ・新たな進展はほとんどないが、法整備面ではすでに高水準を確保、引き続き実施面への注力が課題
7	農 業	(総合評価) ・法整備面で非常に顕著な成果を達成、実施に向けた行政能力強化が課題 (具体的成果) ・獣医学、植物衛生および植物保護に関する新法採択 (今後の課題) ・CAP管理メカニズムの完成 ・獣医学、植物衛生検査の設定
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	(総合評価) ・法整備面で顕著な進展 (具体的成果) ・航空輸送、海上輸送、道路輸送の各分野における新法の採択
10	税 制	(総合評価) ・引き続き堅実な進展 (今後の課題) ・EU側との税制上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了

13	社会政策・雇用	(総合評価) ・進展は限定的 (今後の課題) ・雇用関係法 (Employment Relations Act) の採択
14	エネルギー	(総合評価) ・引き続き進展 (具体的成果) ・国内電力市場の開放に向けた準備作業で進展
15	産 業	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	(総合評価) ・法整備の完了および確実な実施に向けて大きな成果 (具体的成果) ・新法の採択 ・通信放送庁 (Agency for Telecommunication and Broadcasting) の設立
20	文化・オーディオ・ビジュアル	(総合評価) ・法整備の完了および確実な実施に向けて大きな成果 (具体的成果) ・新法の採択 ・通信放送庁 (Agency for Telecommunication and Broadcasting) の設立
21	地域政策	(総合評価) ・ほとんど進展なし (今後の課題) ・構造基金の実施に向けた準備作業を優先事項として加速
22	環 境	(総合評価) ・アキ・コミュニテールへの整合性では、高水準を確保 (今後の課題) ・水質、遺伝子組換作物 (GMOs)、放射性物質管理の各分野における法整備への注力
23	消費者保護	(総合評価) ・ほとんど進展なし
24	司法・内務	(総合評価) ・ある程度の進展 (具体的成果) ・シェンゲン行動計画 (Schengen Action Plan) の採択 ・亡命申請手続きに関するスタッフ強化 (今後の課題) ・引き続き国境管理の実施能力強化および関連施設改善 ・不法移民センターから分離した亡命希望者のための施設設立
25	関税同盟	(総合評価) ・法整備面ではすでに高水準を確保、実施に向けた行政機能強化が課題 (今後の課題) ・EU側との関税制度上のITシステム相互接続に向けたシステム近代化
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	(総合評価) ・良好な進展 (具体的成果) ・監査法 (law on the Court of Audit) の採択 (今後の課題) ・内部財務管理の強化に注力
29	財政・予算規定	・交渉中

(矢倉 正人)

2004年の加盟へ向けて政府は態度を軟化（ポーランド）

ワルシャワ事務所 / 欧州課

2001年は、EU、ポーランドの両者にとって大きな変革の年であった。EUにおける変革とは、2001年12月のEU首脳会議においてラーケン宣言を採択し、EU加盟国が「2004年に25カ国になる」見通しを示したことである。またポーランドにおける変革とは、2001年10月に成立したミレル政権が、交渉戦略を変更したことである。政府は加盟交渉を加速させるため、これまでに意見が対立していた「人の自由移動」と「資本の自由移動」の分野に関する態度を軟化し、両分野について暫定的な合意に達した。ポーランドは、2002年中に交渉を終え、2003年に国民投票を実施、2004年のEU加盟を目標としている。

1. ミレル政権の新しい交渉戦略

2001年10月に成立したミレル政権は、EU加盟交渉のスピードアップを図るため、これまでの交渉戦略を変更し、「ヨーロッパ戦略」と呼ばれる新しい交渉方針を策定した。そこでは、「人の自由移動」と「資本の自由移動」の2分野においてEU側に譲歩している。つまり、政府は加盟後のEU労働市場においてポーランドからの労働者の流入を制限することに同意し、また、EU市民による土地購入の自由化までの移行期間短縮を受け入れ、この2分野での交渉を終えた。欧州委は、政府の軟化を歓迎しているが、ポーランドの野党は、EUから適切な見返りを得ることなくEUに譲歩する行為であるとして、政府の姿勢を批判している。「ヨーロッパ戦略」は、連立政権と野党との間だけでなく、連立政権内部でも激しい論争を巻き起こしていた。政府は、今度はEU側が他の問題、主としてポーランドの地域・農家への財政援助の分野で譲歩するべきであると

考えている。

2. 移行期間を設定し、暫定的な合意も

「人の自由移動」については、加盟時点から労働市場の自由化を求めるポーランドと、安価な労働力が自国に大量に流入することを警戒し、一定の移行期間の設定を求める加盟国との間で意見の対立が続いていた。

交渉の結果、各加盟国の判断により、最大7年間にわたり労働者の移動の制限を認めることで合意に達した。スウェーデン、オランダ、デンマークとアイルランドは、ポーランドのEU加盟と同時に、また英国、フランスとスペインは、加盟2年後に自由移動を認めるとしている。一方、ポーランドと地理的に近いドイツとオーストリアについては、制限期間を7年間とするものとみられている。

「資本の自由移動」分野に関して、ブゼク前政権は農民からの圧力とドイツに対する歴史的な警戒感から、EU市民への農地売却に18年間の移行期間を求めていた。しかし2001年10月に誕生したミレル政権は、加盟交渉の進展を優先し態度を軟化させ、3年もしくは7年の賃貸期間を設けることを条件に、EU市民による農地購入を認めることで合意した。なお、賃貸期間なしでの農地購入は、EU加盟後12年間は禁止することで合意している。

また「環境」分野については、ポーランドはEU諸国と比較して大幅に遅れている。EUの環境基準をクリアするために必要なコストは350億ユーロを上回ると試算されているが、その半分は下水道整備のコストである。この点に関し、ポーランドは2016年初めまでにEU基準を達成することとなっているが、その他にも燃料の硫黄含有率の低減や廃棄物の

二次処理に関しても移行期間を以下のとおり設定している。

項 目	移行期間
1. 水 質：人口2,000人を超える自治体の公共下水処理	2009年～2016年まで
2. 水 質：危険物質の放流	2008年まで
3. 廃棄物：廃棄物の二次処理（梱包など）	2008年まで
4. 廃棄物：固形廃棄物の保存	2013年まで
5. 廃棄物：廃棄物取引の自由化	2008年まで
6. 大気質：病院のイオン化施設	2007年まで
7. 大気質：燃料の硫黄含有率	2007年まで
8. 大気質：燃料の揮発性成分	2007年まで
9. 環境に優しい工業技術	2011年まで

しかしエネルギー分野では、ポーランドは加盟後直ちにガス市場を自由化することとなった。交渉にあたっては、ポーランドは移行期間を設定するよう要求したが、欧州委は、当該措置は国营エネルギー会社であるPGNiGを特別に保護するものと判断し、ポーランド案に同意しなかった。

3．難航が予想される今後の加盟交渉

ポーランドのEU加盟交渉は、2002年3月時点で22分野について交渉を終えている。政府は、2004年の加盟実現を目指しているものの、現在交渉中の7分野（競争政策、農業、漁業、運輸、地域政策、司法・内務、財政・予算規定）については、2002年中に交渉を終了することは困難とする見方も出ている。

たとえば「農業」分野については、ポーランドの就労人口の28%、430万人を抱える産業であることから妥協が困難であり、交渉は難航するものとみられている。欧州委は、新規加盟国に対する共通農業政策（CAP）の補助金支給額について、10年間の移行期間を設け、2004年は現加盟国の25%の水準に留め、2013年までに100%に引き上げることがを提案しているが、加盟交渉国はこれに強く反発している。

外国企業は、「競争政策」分野の交渉に注目している。ピエホタ経済相は2002年2月、特別経済区に進出している企業に既に付与している優遇措置を減免する可能性について言及した。投資優遇措置に関して、政府はかつて法人税の免除といった優遇措置を付与していたが、EU域内の公正な競争を阻害しているという欧州委の主張を受け入れて廃止した経緯がある。2001年1月以降は、新法を施行しEU基準に調和した優遇措置を設定していたが、それ以前に付与していた措置はそのまま適用されていた。しかし、今回の経済相の発言は、既に付与している優遇措置の減免についてであることから、既進出企業から大きな反響を集めている。

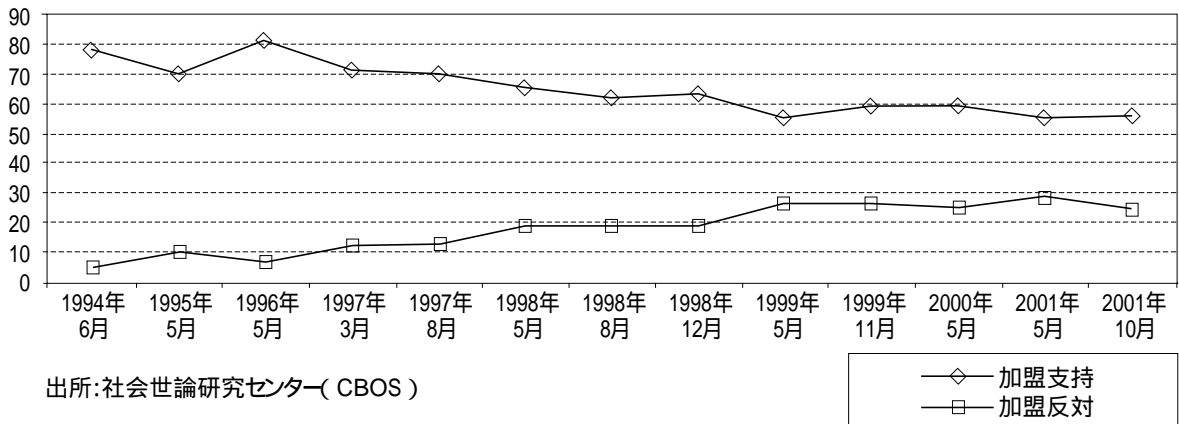
政府は、「農業」と「財政問題」を除いて残りすべての分野に関する交渉を2002年前半までには終了させる計画を立てている。この2分野については2002年後半に交渉を開始し、同年末までに交渉を終える意向である。

4．欧州委は法制度の整備を評価

欧州委は、2001年10月に発表したプロGRESS・レポートにおいて、他の加盟候補国を下回る経済成長率、高い失業率および多額の財政赤字についての懸念を示している一方で、法律面でのEUとの調和については、目覚ましい速度で進んでいることを評価している。2001年、議会は100を超える法案を可決したが、法整備の進展は、8（98年）26（99年）

67（2000年）と法律の可決数が増加していることから明らかである。しかし法制度の整備が進展する一方で、行政当局による法律の実施面に対するEUからの評価は低い。また欧州委は、非効率的な行政・司法制度に対しても改善を強く求めている。また、プロGRESS・レポートで指摘されたその他の課題としては、財政赤字の削減、失業率の抑制、経済成長の促進、農業の再編成、エネルギー・通信部門などにおける自由競争などがある。

ポーランドにおけるEU加盟支持率



5. 産業界はEU加盟によるビジネスチャンスに期待

農民党がEU加盟に声高に反対しているのとは対照的に、ポーランドの産業界は将来の加盟を支持している。しかし産業界にとって、EU加盟が直ちに利益につながるという保証はない。まず各企業は、EU加盟にあたって環境基準適用のための投資コストの増加、加盟後におけるEU企業との競争激化といった厳しい状況に直面することになるであろう。しかし、既にEU市場向けに生産活動を行っている電気機器、自動車部品、医薬品分野など一部の業界にとっては、今後の見通しは明るいとみられている。

欧州商工会議所連合(EAITC)が加盟候補10カ国の企業経営者を対象に実施したアンケート調査によると、回答者の過半数がEU加盟は自社にとって脅威ではなくチャンスであるとみなしている。25%がEU企業との競争の激化と市場における自社の地位の低下を懸念しているが、33%はヨーロッパの将来について楽観的であった。また、資本・技術へのアクセスが容易になると期待しているとした企業が半数を超えた。

6. 世論の過半数がEU加盟を支持

社会世論研究センター(CBOS)は、94年からポーランドのEU加盟に対する世論調査を実施している。これまでの調査結果をみると、EU加盟の支持率は減少傾向にあるものの、過半数を維持している。

2001年10月の調査では、ポーランドにおけるEU加盟支持率は56%で、不支持率は24%と前回よりも低下した。主な加盟反対派は農民層である。また欧州委が2001年10月に加盟候補国で実施した世論調査においても、ポーランドにおける支持率は54%にとどまっており、候補国全体の支持率(65%)を下回っている。

ポーランドがEUに加盟するにあたって、国民の支持は極めて重要であることから、今後政府は国民に対してより積極的な広報活動を展開する必要がある。

(佐野 浩 / 志牟田 剛)

EU加盟交渉は順調に進展（チェコ）

プラハ事務所

チェコのEU加盟交渉は2001年末時点で、アキ・コミュニテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）31項目中24項目について交渉を終了している。政府は、残っている交渉項目（競争政策、農業、運輸、地域政策・構造基金、財政・予算など）について2002年中に交渉を終了し、2004年1月の加盟を実現したい意向である。

1. 政府のEU加盟交渉に対する取り組み状況

2001年末時点でチェコは、EU加盟交渉の31項目中24項目について交渉を終了している。チェコ政府は残り7項目（競争政策、農業、運輸、地域政策・構造基金、財政・予算、機構、その他）について、2002年中に交渉を終了させる意向である。全項目の交渉終了後、条約の署名・批准を経て2004年1月1日に加盟を実現させることを目指している。

2001年における加盟交渉では、同年10月に人の自由移動、同年12月にエネルギー、司法・内務の交渉が終了した。人の自由移動をめぐるのは、EU側が移行期間の設定を要求し、最長7年間の移行期間を設定できることになった。ただし、EU加盟国の中でも、スウェーデン、オランダ、アイルランド、デンマーク、スペインは移行期間を設けない方針を明らかにしている。また、ドイツとオーストリアの要求により、EU各国は新規加盟国の運送業者に対して、現EU各国内での営業を2～5年間制限できることが認められた。エネルギーについては、既に交渉が終了しているが、オーストリア国内ではチェコのテメリン原発の廃止を求める声が大きく、オーストリア政府内でエネルギーに関する交渉の再開を求める動きがあり動向が注目される。

2001年まで主要な問題とされていた銀行の不良資産問題も、2001年のコメルチニー・バンクの民営化ですべての国有銀行が民営化され、また、銀行セクターの不良債権が国の管理下にされたことにより状況が好転し、金融システムが回復しつつある。一方、国庫による不良債権の処理は財政赤字拡大の主要因のひとつになっており、マクロ経済の安定性を脅かす要因となっている。

EU法に調和させるための法制改正は目覚しく進んでいる。労働法においては、雇用条件の平等性の確保や労働安全基準に関する規定の強化が行われた。環境保護については、環境アセスメント法が制定され大きな進展がみられた。民事・刑事の訴訟手続きの迅速化を図るための法改正も進展した。2001年7月には、工業製品の安全基準についてEUのCEマーキング制度との基準・認証の相互承認制が導入された。

いくつかの交渉項目については、移行期間を設けることで欧州委員会との合意が成立している。外国人および外国人による不動産の取得については、EU側が人の自由移動について移行期間を認めたこととの見合いの形で、農地および森林については7年間、セカンドハウスについては5年間の移行期間が認められた。税制に関しては、VATについて現行の5%を2007年まで維持した後にEUの標準である15%以上に引き上げることになった。また、タバコの物品税引き上げについては3年間、住宅建設や熱供給にかかるVATの引き上げについては5年間の移行期間の設定が認められた。その他、原油および石油の緊急備蓄制度については2005年12月31日まで、天然ガスの市場自由化については2004年12月31日まで、廃棄物処理制度については

2005年12月31日まで、排水処理場建設については2010年10月31日まで、産業廃棄物対策については2012年10月30日まで、プラハ空港におけるシェンゲン協定遵守のための体制整備については2005年まで、それぞれEU基準に調和させるための措置に関する移行期間が認められた。

租税法の改正については、2002年6月に下院総選挙が予定されており、国民の痛みを伴う措置については選挙後まで期待できず、新内閣により実施される見込みである。農業問題は農業人口の少ないチェコにおいてもセンシティブな問題である。政府はEU加盟後の準備のために農業統計の整備を促進する方針である。

2001年12月のラーケンEU首脳会議では2004年に最大10カ国の加盟が可能であると確認された。チェコはこの2004年の加盟候補として確実に名を連ねている。駐チェコEU大使は、チェコは2002年中に全ての交渉を終了し、2004年に加盟を実現できるだろうという見方を表明している。

2. 今後の重点課題

(1) EU加盟に向けた取り組み

チェコ経済は90年代半ば以降停滞していたが、外国直接投資の拡大とこれに伴う実質賃金の上昇および消費の拡大が牽引となって99年後半から回復傾向を示し、2000年のGDP成長率は2.9%、2001年は同3.5%と成長軌道に乗った。2002年以降も3%台半ばから4%台半ばの成長が維持されると予測されている。消費者物価上昇率は、2000年3.9%、2001年4.7%と安定しており、総体的に見て現在の経済状況は安定した成長軌道にある。

一方、このような経済の安定を脅かす要因としては、財政収支と貿易収支の赤字が挙げられる。銀行・企業部門の不良債権処理のほか、年金や医療・健康保険、教育などの義務的経費の支出が膨らんでおり、財政赤字はこ

こ数年で急速に拡大している。財務省の予測では、財政赤字は2002年に対GDP比で9.5%に達する（国営企業の民営化による収入を含まず）。社会保障制度の改革をはじめとする財政支出構造の改革を進める必要に迫られている。

また、欧米の景気減速は、貿易収支の悪化をもたらしている。特に、ドイツはチェコの全輸出の約4割を占めるが、欧州のなかでもドイツの景気減速は著しく、輸出に深刻な影響を及ぼしている。拡大を続ける外国直接投資の流入も貿易収支の面では負の影響を及ぼしている。製造業投資の拡大に伴い、製造設備の輸入が拡大しているためである。さらに、2001年来の通貨コルナ高が特にユーロとの関係で持続的に進行していることも輸出の伸びを抑える要因となっている。

国営企業の民営化については、2001年中にガス、化学工業の分野で国有企業の外国企業への売却が実施され民営化が進展したが、鉄鋼、電力、通信については進展がなく、今後早急な取り組みが必要となっている。鉄鋼の民営化について欧州委員会は、政府が提示した戦略的パートナーによるリストラプランを受け入れず、製鉄所が抱えている膨大な債務を国が引き受けて他の健全な製鉄会社に当該製鉄所を無償で譲渡するという案を要求している。しかし、欧州委の案は個別企業の債務に関して多額の財政負担をもたらすものであり、国内では欧州委の真意を疑問視する見方も少なくない。

欧州委が2001年11月に発表した「EU加盟候補国の加盟進捗状況についての報告書」（プログレスレポート）においてチェコは、公共事業の発注における透明性の確保や競争入札の導入、公務員法制定の必要性について、指摘されている。同国では現在、公務員の職務と機能を規定する公務員法が存在しない。欧州委は、公務員の身分保証や職務権限の明確化を法的に確立することにより、職務の公

.....

正性、中立性を確保し、行政の効率性を高める必要があると主張している。この要求の背景にはEU補助金の適正な執行という観点がある。欧州委は、公務員法が制定されなければEU補助金を制限することもあり得るとしている。会計検査制度の強化や地方自治体における行政能力の向上も課題である。

EU法制に調和するための法律や制度の改正は大幅に進んでいるが、今後の取り組みが急がれる事項も残っている。会社法や独占禁止法はその施行を含めてEU法に沿った内容になっていると評価されているが、知的財産権の保護に関する法については欧州委から法律の適用を厳格化する必要があると指摘されている。税制についてはEUの制度との整合性を確保できる水準には達していない。特に関税率と付加価値税率の調整が遅れている。関税法の改正手続のほか、EU各国と互換性のある関税ITシステムの導入も急がれている。また、2001年には証券監視委員会の権限が強化されたが、EU水準に適合するためには一層の権限強化が必要とされている。中央銀行の独立性の確保についても対応が求められている。

これまでの加盟交渉において積み残しになっている事項もある。人の自由移動においては資格の相互承認の問題が未解決のままとなっており、資本の自由移動においては無記名口座の取り扱いが未解決のままである。

他に欧州委から指摘されている問題としては、汚職や経済犯罪の取り締まり強化、国境管理の強化、ロマ人に対する差別の解消などがある。現在チェコは東欧、中近東、中央アジア諸国から西欧に抜ける不法入国者の主要な通過点になっている。スロバキアとの国境もそのひとつであり、政府はスロバキアのEU加盟がチェコより遅れる場合にはスロバキアとの査証免除協定の廃止も辞さない方針を表明している。ロマ人問題は中・東欧諸国に共通する問題であり、社会的に複雑な側面

を有する。ロマ人の教育水準が向上せず、社会的問題が生じている。欧州委はロマ人の高失業率に対する対策がとられていないと批判しているが、効果的な対策を講ずることは容易ではない。政府は、少数民族の権利保障に関する法律を制定したほか、人種差別反対キャンペーンの実施や新教育プランの採択などの対策を進めている。

オーストリアとドイツとの関係ではしばしば政治的な緊張が生じている。その要因のひとつはチェコの2カ所目の原子力発電所であるテメリン原発の稼働に伴うものである。特にオーストリアの環境団体やチェコ国境に近い住民が、テメリン原発の廃止を求める活動を強めている。2002年1月にはオーストリアで、テメリン原発の廃止をチェコのEU加盟承認の条件にすることを求める請願活動が行われ、有権者の15%（91万人）の署名が集まり、今後、国会審議の対象とされることになった。もうひとつの軋轢は、第二次大戦終結時にナチスドイツへの協力者として財産を没収され、市民権を剥奪されて当時のチェコスロバキアから追放されたドイツ・オーストリア系住民に対する補償問題である。追放されたドイツ・オーストリア系住民は現在、ドイツに約200万人、オーストリアに約14万人が移住している。ドイツの間では92年に善隣友好条約、98年に和解宣言が成立しているが、元住民の補償要求は消えず、チェコとの国際問題としてたびたび浮上する。オーストリアでは、極右の自由党がこの問題をテメリン問題とともにチェコのEU加盟承認に絡めるようオーストリア政府への働きかけを継続的に行われている。

(2) ユーロ導入に向けた取り組み

EU加盟と関連して今後大きな課題となるのがユーロ導入（EMUへの加盟）への取り組みである。政府は、EU加盟について早期実現を目指しているが、ユーロ導入について

は急がないという方針を明らかにしている。政府・中銀の要人は、ユーロの導入はEU加盟の6～7年後という見方を示している。EMUへの加盟条件を定めたマストリヒト条約では、財政赤字を対GDP比の3%以内（国有企業の民営化による収入を除く）に抑制しなければならないが、財政赤字は現在これを大きく上回っており、加盟要件の達成自体が早期には実現困難であるというのがそのひとつの理由である。これに加えて、EU各国との経済格差が縮小していない状況で独自の通貨政策を放棄することは、物価の安定を脅かすことなく持続的な経済発展を実現する上で得策ではないという判断が背景にある。

欧州委は新規加盟国の早期ユーロ導入を促進すると見込まれる。しかし、新規加盟国は様々な財政上の不安定要因を抱えているのが実情であり、経済的な観点からユーロの早期導入は必ずしも望ましいものではないという見方が少なくない。

3. 産業界におけるEU加盟に向けた取り組み状況

チェコにおける平均賃金は現在、月額で約15,000コルナ（約414ドル）である。平均賃金は上昇傾向にあるが、一般工の賃金で比較すればドイツの約7分の1程度の水準であり、この格差が解消されるまでには長い年数を要すると見られる。したがって、産業界におけるEU加盟後の状況に対する警戒感はそれほど大きくないのが実情である。

また、外資系企業の増加は賃金上昇要因のひとつであるが、労働生産性の向上に大きく貢献しているほか、EU市場に関する情報の拡大にも寄与している。

国内企業の大多数はEU加盟によるマイナス影響を楽観的にみており、むしろEU市場への参入が容易になることを期待している。現在、ほとんどの銀行が外国資本の下にあるため、銀行セクターでもEU加盟による影響

を問題視する見方は少ない。乗用車メーカーのシュコダ・オートは生産の約80%を輸出しており、チェコの全輸出額の約10%を占めている。同社は速やかなEU加盟の実現とともに早期のユーロ導入を望んでいる。2001年来のコロナ高の進行は輸出企業に大きな打撃を与えており、通貨の安定性を望む声は大きい。食品業界でもEU基準に合致するための設備投資が進んでいる。ガスの輸入・配送企業では、安全基準での対応は進んでいるものの、環境基準についてはEU基準に適した水準には至っていない。

EU加盟への準備や対応を進めるための専任部署や職員を抱えている企業は少なく、通常業務の一環でEU市場の動向分析やEU基準への対応が行われている。必要な情報については、EU内の取引企業や国際見本市、国際統計、セミナー、マスコミなどから得ている企業が多い。また、既に数多くの企業がEU企業の資本参加を得ており、これらのパートナーを通してEU市場に関する情報が入っている面も大きい。企業の多くは従業員のEU加盟への対応に向けた教育・訓練に取り組んでいる。従業員の外国語への対応能力は向上しており、英語やドイツ語を社内の公用語にしている企業もある。

4. EUのプログレスレポートに対する反応

2001年のEUの年次報告書であるプログレスレポートは概してチェコについて、「安定した経済成長と質の高い労働力を擁し、市場経済が既に機能している国であり、中期的に財政構造の改革を実施すればEU市場での競争に対応できる」と肯定的に評価していた。

政府は同報告書の評価に満足しており、2004年の新規加盟国に含まれると確信している。

一方、政界には、プログレスレポートを軽視する傾向が生じている。その理由としては、指摘事項に同国の実情や法制などの制度に関

.....

する理解が不十分でミスが散見されることがその一因である。例えば、報告書では法務大臣が裁判官を解任する権限を有しているため司法の独立性が侵害される恐れが高いと指摘されているが、実際には法務大臣はそのような権限を有していない。また、現EU諸国の利益を代表する欧州委によって作成されていること自体に対する不信感も強まっている。EU内の鉄鋼業など業界の保護や公共事業におけるEU企業の受注拡大などの思惑が背景にあるという見方が根強い。

従来からEU委員会の官僚主義と拡張主義に異を唱えているクラウス下院議長（最大野党である市民民主党党首）は、プロGRESSレポートの内容はテクニカルな事項に関する記述が多すぎると批判しており、EU拡大におけるEU諸国の政治的意図に警鐘を鳴らしている。また、市民民主党は、プロGRESSレポートの批判も賞賛も過大に評価すべきではないという立場をとっている。

2001年12月に欧州委とギャラップ社が共同で実施した加盟候補国の世論調査によると、チェコでは回答者の54%がEU加盟を支持し

ており、反対は18%だった。欧州議会について聞いたことがあると回答した者は68%、欧州委について聞いたことがある者は51%だった。また、チェコ人の多くはEU加盟準備の進捗状況に関して十分な情報が与えられていないと感じていることが明らかになった。

同国の世論調査機関が2001年11月に実施した調査では、チェコのEU加盟を支持する者は44%に過ぎなかった。27%はEU加盟を支持するか否かについて「わからない」と回答しており、無関心の度合いが高い。また、EUの政策と活動を肯定的に見ている者は回答者の3分の1に過ぎなかった。一方、外交政策においてEUとの協調を支持する者は70%に達した。チェコのEU加盟に関する国民の支持率は、以前から他の加盟候補国に比べて低い。その背景には、既に生活水準や企業活動、制度などの広範な面で「西欧」への復帰が進展している度合いが高いため、「EU加盟」という名目に対する期待度が比較的低いことが要因として大きいものと思われる。

（島山 悟）

進むEU加盟交渉（ハンガリー） ～競争政策の交渉が大きな課題～

ブダペスト事務所

ハンガリーでは、EU加盟に向けた制度面などの準備が順調に進展している。今後は、投資優遇措置、FTZ（フリー・トレード・ゾーン）など競争政策の分野でのEUとの交渉の行方が注視される。

1. 政府、産業界などの加盟交渉に対する取り組みと重要課題

(1) 24項目の交渉を終了、2004年加盟を目

指す

2001年末時点でアキ・コミュニテール31項目中24項目の交渉を終了している。「資本、人の自由移動」についても交渉が終わり、ハンガリー側は労働者の自由移動を加盟7年後からとすること、外国人の耕地購入も7年後からとすることで合意した。残る交渉項目は、競争政策、農業、地域政策、財政・予算規定などである。

ユルゲン・コッペン在ハンガリーEU大使は2001年11月、2002年末までに加盟交渉を終了した国にはEUへの加盟を認めたいとの考えを明らかにした。また、2001年12月にベルギーで行われたEU首脳会議では、2002年中に加盟交渉を終了すれば、2004年に加盟候補国10カ国（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ）に対して新規加盟を認める準備のあることを表明している。

オルバーン首相は、「EU加盟のドアのノブを回すところにまでたどりついた」と今回のEU側の決定を歓迎する一方、他国の準備の遅れが自国の加盟時期を遅らせることのないよう、また加盟が自国の不利益とならないよう準備を進めたいとの考えを明らかにした。しかし、同国の専門家のなかには、2002年のフランス、ドイツ総選挙の結果次第では加盟時期が予定より遅くなる可能性もあると指摘する者もいる。

2002年1月にEUが提案した共通農業政策（CAP）補助金の配分方法（新規加盟国向け補助金は10年かけて既加盟国と同じレベルに引き上げるとするもの）について、ハンガリーは同国を差別するものであるとして不満を表明している。

なお、同国政府財政首脳は、EU加盟後2006年にはユーロ導入を実現したいとしている。

（2）進む制度面での加盟準備

2001年に行われた加盟に向けた制度改革の主なものとしては、金融システム（実質上の外国為替自由化、インフレターゲット制の導入、クローリングペッグ制度の廃止など）、労働法の改正、マネーロンダリング規制法の成立などである。また、工業製品の安全性に関するEU基準検査（PECA）が2001年7月、同国でも認可された。2002年4月か

らは食品に添付する表示ラベルの内容が変更され、製造者の責任がより明確になると期待されている。ハンガリー・テレコム(MATAV)による長距離、国際電話の独占は、2001年12月に終了し、すでに7社が新規市場への参入の名乗りを挙げている。電力部門では2001年12月、2003年1月から2010年の間に段階的な自由化が行われることが議会で承認され、電力市場の約35%を占める大口顧客である製造部門向け電力が自由に電力会社を選択出来るようになる。

（3）注目される法人税等優遇措置、FTZ（フリー・トレード・ゾーン）の取り扱い

産業界で注目されているのは競争政策についての交渉である。法人税免除などの優遇措置の扱いやFTZ（ハンガリーではゾーン指定をせず、企業が個別に敷地をゾーンとして認可を受ける。生産施設と倉庫施設が指定対象）の取り扱いの今後の行方が注目されている。

外資受け入れの呼び水として有効であった優遇措置の扱いについて同国は、既に最長で2011年まで認めている。一方、EU側はEU原則に合わない優遇税制は廃止すべきとして措置の見直しを迫っており、同国との意見の隔たりは縮まっていない。政府系投資誘致機関である投資貿易促進公社（ITDH）は、政府が認めた優遇措置について、例え数年後にEU加盟を果たしても、認められた期限は有効であるとの見解を明らかにしている。優遇税制が見直しになると、新規投資誘致や既進出外資系企業への影響が懸念される。政府は、優遇措置について2002年に決着したい考えであり、交渉の成り行きが注目される。

一方、FTZについては、今後一部の企業ではゾーン指定が解かれると予想される。ただし、その時期は依然明らかになっていない。同制度も日系を含む多くの外資系企業が利用しており、透明性の高い、事前の情報公開が

強く望まれる。

(4) 経済界などの対応

2002年2月時点でのEU加盟に対する経済団体、政府系経済研究機関の反応は次の通りである。

ハンガリー自動車部品工業会 (MAJOSZ)
ボクダノビツ事務局長

同国のEU加盟は2004年が現実的である。工業会では加盟に向けた準備をすすめ、2000年にはCLEPA (European Association of Automotive Suppliers) に加盟した。競争を乗り切るためには、一層高度な製品作りが必要となる。工業会メンバーで加盟に前向きなのは80%。準備としては情報ネットワークを開発し、サプライヤーネットワークの確立などが必要。

ハンガリー機械工業会 (MAGOSZ) モチャニ事務局長

加盟時期は早ければ早いほどいい。EUの資料によると、同国の生産性はEU平均の58% (ポルトガル55%、ギリシャ72%) で、同国機械製造部門はすでにEU加盟レベルにあるといえる。加盟への期待としては、技術開発面での資金援助が受けられることである。熟練労働者不足でその育成が急務となっている。政府は、大学など高等教育機関への支援だけでなく、技術者育成に向けた支援も行うべきである。準備が必要な点としては、環境対策、情報ネットワーク作り (規格・基準、技術、言語、入札など) などである。

(5) 市民の反応等

民間経済調査会社Kod Economic and Media Research Instituteが行った2001年12月の調査によると、EU加盟に前向きな市民は回答者の49%で、収入の増加を期待してい

る声が多い。加盟後、雇用機会が増えると期待している回答者は全体の78%となっている。また、EUによる同年12月の調査によると、ハンガリーでは回答者の70%がEU加盟に賛成、反対派10%で、EUに対するイメージでは、51%が良いと答え、31%が中立、12%が否定的であった。

2. プロGRESS・レポートに関する評価、反応

(1) おおむね前向きな評価

EU加盟候補国の加盟準備状況に関する欧州委員会の年次報告書 (PROGRESSレポート) が2001年11月13日に発表された。同レポートでハンガリーは、人権擁護、少数民族対策、市場経済化、マクロ経済運営、環境法の整備など多方面での進捗が評価された。しかし、ステータス法 (周辺諸国のハンガリー系住民の支援を定めた法律) に関わる周辺諸国との関係や、国有TV放送局 (M1, M2) 経営陣の人選問題 (与党寄りといわれる人員で固められている)、財政政策、一層のインフレ対策や犯罪対策、大きな進展の見えない社会保険・年金基金改革については、適切な対応を求められた。

同レポートについてオルバーン首相は、好意的に受け止める一方、外部から自国の国政を評価されることに不満の意を表し、「批判を受けた個所については対処しなければならないが、その中には西欧諸国にも該当するものがある」として、すべての批判が妥当ではないとの考えを示した。また、「レポートの最後に書き忘れていたことがある。明日朝、ハンガリーはEU加盟が認められるというくだりだ」と述べ、早期加盟実現に自信の程を示した。

ヴァルガ財務相は、経済・金融部門の評価が2000年より良かったことを歓迎した。現在外資系製造業などが適用を受けている法人税優遇措置の取り扱いについては、正式

加盟までは現状を維持したいとの考えを明らかにした。

(2) ハンガリーに関するプロGRESS・レポートの主な内容

政治的分野は民主主義、法の支配、人権、少数民族対策で改善が見られ、加盟基準を満たしている。

行政改革分野は、行政サービスの強化、効率化、給与の改善なども前向きな対応が見られた。

司法分野では、事務処理へのITの導入、訴訟手続きの改善、組織改革を行い、裁判所の効率化に進展が見られた。しかし、最高裁判所の業務過多は続いており、下級裁判所を含む司法組織に機能低下が生じている。汚職対策は、資産公開や刑罰の強化に関する法律が整備された。しかしより一層の前進が必要。

人権・自由分野では、難民収容に関する手続きの迅速化や施設に改善が見られた。しかし警察官による不当な取り締まりや公共放送の運営方法は、改善や解決が求められる。

ロマ人への対応では、教育、雇用、社会政策、法的保護、文化面での支援を行った。しかし差別の撤廃や関連法の完全な履行が望まれる。また、ロマ社会の一般社会への融合を進める必要がある。

市場経済は機能しており、将来的にはEU域内での競争圧力などに対応できる力を持つものと思われる。

マクロ経済は堅調に推移しており、拡大する投資、低下する失業率、良好な経常収支バランスが経済成長を支えている。為替政策の変更により、インフレ改善が進んでいる。2001年に財政負担が増加しており、不透明な財政支出や年金・社会保険制度改革の遅れは、健全な財政の整備の妨げになる。インフレ対策には健全な財政運営が

必要。また社会保険制度改革は早急に着手が必要。

域内市場への準備は進展が見られた。物の自由移動については既に欧州基準（CENやCENELEC）への参加要件を満たしている。高速道路など公共調達・工事は透明性が必要。サービス、銀行、保険関連法整備や資本移動もほぼ自由化された。欧州委FATF（Financial Action Task Force）の勧告を受けた形で、マネーロンダリング対策法の整備が進んでいる。企業法分野では、工業・知的財産権はEU基準に達している。また競争政策も準備が進み、反トラスト関連機関は十分に機能している。

VATおよび物品税の税率調整は課題。税務関係部門の電子データをEU諸国と交換するシステムは開発が必要。関税分野は、訓練や新設備の導入によって事務能力の向上が見られた。経済や金融同盟分野では、中央銀行の独立性が法的に確立された。工業政策並びに中小企業分野では、新経済政策セーチェニー計画が改善に寄与した。

環境分野では、特に水、廃棄物、産業廃棄物管理、化学物質や放射性物質に対する危機管理、環境評価関連法の整備が進んだ。関連分野の行政能力は強化されたが、関係省庁間の効率的な業務分担が望まれる。

農業分野では食品安全と畜産衛生面で進展が見られた。欧州共通農業政策（CAP）への参加のためには、国内関係機構の整備など、一層の努力が求められる。運輸分野では一層の法整備が望まれる。鉄道部門でのリストラも必要。またエネルギー分野は、域内市場参加に向けた法整備が必要。視聴覚分野は特に報告事項はない。

社会政策と雇用分野では、労働法の改正が大きな進展だった。

地域政策では、関連基金設立準備などで進展があった。しかし、行政能力、財政・予算手続きには改善が求められる。

電気通信に関する法整備状況は引き続きフォローが必要。

司法・内務分野は、査証政策、移民、難民対応で進展が見られた。詐欺、汚職、資金洗浄に対処する法律、組織の強化が必要。国境管理は改善が見られた。

共通外交・安全政策では、周辺諸国のハンガリー系住民を厚遇するステータス法はEU基準に矛盾しており、周辺諸国との合意が求められる。

金融監督では監査部門などで整備が進んだ。しかし、行政能力や監査人の独立性は改善が必要。財政、予算準備分野では、社会の要請に沿った融資や複数年事業計画の実現が必要。

補助金コントロール、オーディオ・ビジュアル、市場監視、運輸、農業分野において、一層の行政・司法能力の強化が望まれる。またEU補助金を健全かつ効率的に管理する機関の創設が求められる。

農業、オーディオ・ビジュアル、物の自由移動、競争政策以外の分野で、短期的に解決すべき課題への対応が進んだ。また中期的課題では、社会政策、雇用、環境、司法内務の各分野で進展があった。

3. ビジネス環境の変化

(1) 高まる賃金コスト、懸念される労働不足
優遇措置、FTZの扱いは、同制度を利用している企業にとって不安材料といえる。さらに懸念されているのが賃金上昇、労働力不足だ。政府は2001年に最低賃金を40,000フォリント、2002年に50,000フォリントに引き上げた。シンガポール系委託加工生産フレクトロニクス社は、労働コストが上昇するなか、相次ぐ最低賃金の引き上げは、ハンガリーでのビジネスに影響を与えるものと話している。

バルガ蔵相は、労働コストが高まる中、経済成長を維持するためにはステータス法を通

じて周辺諸国の低賃金労働者を雇用するのが適当であるとの考えを示しているが、将来的には周辺諸国においても労働コストが上昇する可能性は否定できず、ステータス法が導入されても、別の新たな対応策が必要になるであろう。

2002年1月に公表されたドイツ・ハンガリー商工会議所合同で在ハンガリー・ドイツ製造業の実態を調査した「外資系企業スタッフ、マネージャーの賃金調査2001/2002」によると、上昇する賃金コストと熟練工の不足からハンガリーの競争力低下が懸念されると報告している。失業率が高い地域でも非熟練工の割合が高く、技術者養成プログラムの実施が必要としている。外資系企業は、全国平均の15%増しの賃金を従業員に支払い、2002年に企業は10%のベースアップを予定しているが、高い賃金にもかかわらず熟練工不足は改善されない。

(2) 日系企業の対応

日系企業は、域内ローカルコンテンツをクリアするため、現地調達率向上に向け、地元部品企業の発掘、育成を積極的に展開している。地元で調達が困難な場合は、日系企業への進出要請なども行っている。製品によっては安いアジア製品と競合する場合があり、コスト削減に向け、業務の効率化はもちろん、マネジメントの現地化に取り組む企業も見られる。

同国ではEU加盟に向けた法制度が度々変更されるため、企業はフォローに苦勞している。その需要に対応するため、アンダーセン、デロイト&トウシュ、KPMGは日本人会計士を配置し、法務、税務などの業務サービスを展開している。日本人弁護士を配置する米系弁護士事務所もある。

(本田 雅英)

2002年内の交渉終了を目指す（スロバキア）

ウィーン・センター

スロバキアは2001年の1年間で、順調にEU加盟交渉を進めた。国民の強い支持のもと、政府・産業界が積極的にEU加盟交渉を進めている。

1. 政府、産業界の加盟交渉に対する積極的取り組み

(1) 2004年加盟を目指し優先課題を再整理

スロバキア政府は、99年12月に策定された「加盟のためのパートナーシップ」と2001年6月に策定された「EU加盟に向けた国家プログラム」に基づいて、着実に法整備および制度改革を実行してきた。そして2001年11月の欧州委員会「プログレスレポート」および同月改訂の「加盟のためのパートナーシップ」を受けて、2002年1月に「2004年EU加盟に向けた238の課題」として、今後の具体的な取り組みに当たっての優先課題を再整理した。

残る交渉分野は9項目

コペンハーゲン基準のうち「EU法適合」（EUの政治、経済、通貨統合の目的を支持し、メンバー国としての義務を果たせること）については、2001年末現在、スロバキアは31の交渉分野のうち、22分野について交渉を終了させている。2001年の1年間で、モノ、人、サービス、資本の自由移動4分野を含め、会社法、経済通貨同盟、社会政策および雇用、エネルギー、通信および情報技術、環境、関税同盟、金融管理の計12分野の交渉を終結させた。ちなみに、スロバキアに2年先んじて交渉を開始しているチェコが24、ハンガリーが24、ポーランドが20の項目について交渉を完了しており、交渉終了分野数に関しては、スロバキアはこれら他のV4（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの中欧4カ

国をヴィシエグラード4、V4と呼ぶ）諸国と遜色のない水準となっている。

2001年の交渉において、スロバキアはいくつかの分野で「移行期間の設定」という条件付きで交渉を終了することに成功している。例えば、資本の自由移動のうち、農村や森林の外国人による土地取得は7年、外国人によるセカンドハウスの取得は3年の移行期間が設けられた。エネルギー分野では、緊急時供給原油90日相当の備蓄義務について2008年までの移行期間が設けられた。環境分野では、下水処理項目で2015年のほか、既存石油備蓄設備からの揮発性物質抑制、大規模燃焼設備の大気汚染、包装関連など計7項目について移行期間が設定された。一方で、労働の自由移動についてはEU側から移行期間の要請があり、国ごとに個別交渉することとなっていたが、スウェーデン、アイルランド、オランダ、デンマーク、スペイン、ポルトガルはEU加盟時点から完全自由化を受け入れ、旧東欧諸国からの移民に対して最もセンシティブなドイツ、オーストリアについては最長7年の移行期間が設定された。

残る交渉分野は、競争政策、農業、運輸政策、税制、地域政策および諸機構の統合調整、司法および内務、財政および予算規定の計7項目である。これらについても、相応の移行期間の設定を中心に、交渉が進められる見込みである。運輸政策では道路市場開放について、EU側から2年間の移行期間要求があり、2001年12月の交渉終了をスロバキア側が拒否している。一方、スロバキア側からは、農業は5項目に関して3年間、税制についてはタバコや熱供給のVAT、電気・ガス代の値下げ等6項目について5年間、それぞれEU側に対し移行期間の設定を

要求している。

政府は2002年内の交渉終了を目標にしており、この目標どおりに交渉が進めば、国内法のEU基準への適合はクリアできる見通しではあるものの、今後はこれらの国内法の整備のみならず、法律の執行、行政の管理能力に欧州委の関心が集まると考えられ、行政スタッフの充実も緊急の課題となっている。

政治基準～汚職撲滅と少数民族問題が課題

「政治基準」(民主主義、法治主義、人権および少数民族の保護などを保証する安定した制度を整えていること)については、議会は2001年2月に、一部国家主権をEUに移譲するとともに、EU法を国内法より高位に位置付け、また司法の独立、地方分権、人権保護などに関する機構の整備を盛り込んだ改正憲法を採択した。この改正憲法により、EU法の円滑な国内法への導入が可能となった。これを受けて99年改訂の「加盟のためのパートナーシップ」で指摘されていた「行政機構の地方分権化と近代化」を進めるために、政府は8つの地方自治体に関する法律を次々と制定し、2001年11月には、初めての地方自治体の議会および首長選挙を実施するなど、順次権限と予算を地方自治体に移譲している。2001年7月には国家公務員の職務、採用、報酬などを規定した国家公務員法を制定している。また、国家安全保障政策については、野党の支持も得て、EU、NATO加盟を目指した「国家防衛戦略」を議会で採択しており、こうした外交努力もEU側に高く評価されている。

2000年の欧州委のプログレスレポートに引き続き指摘された、汚職撲滅とロマン少数民族人権問題は、いまや政治分野における最大の課題となっている。このうち、汚職撲滅については、今後利権問題に関する法的整備を進めるとしている。また、ロマン少数民族

人権問題については、教育および居住環境の改善を進めるとともに、人権保護を監視する部局を設立し、監視を強化するとしている。

経済基準～マクロ経済の安定化にEUから高い評価

「経済基準」(市場経済が機能しており、EU産業に対抗できる競争力を持つこと)については、スロバキアのマクロ経済の安定化についての取り組みが、欧州委から高く評価されており、政府は今後もマクロ経済の安定化策を、財政政策および金融政策により継続的に実施するとしている。財政収支の改善に向けては、減税による歳入減に見合うべく、社会保障政策改革、各種補助金の削減や鉄道をはじめとする国営事業部門のリストラを実行していくとしている。また、中期的課題ではあるが、労働市場の流動化と教育改革による人材育成、社会保障負担の軽減等を通じて、高失業率と地域間経済格差の解消にも取り組むとしている。

政府は、財政収支の改善および市場競争力の強化を目的に、国営企業の構造改革と民営化に積極的に取り組んでいる。2000年12月に国内最大手のスロバキア貯蓄銀行(SLSP)がオーストリアエルステ銀行に株式の87%を売却して民営化したのに続いて、2001年11月には国内業界2位のスロバキア商業銀行(VUB)がイタリアIntesaBCIに株式の94%を売却、また、スロバキア投資銀行(IRB)がハンガリーOTPに株式の92%を売却、イストロバンカも82%をオーストリアBEWAGに売却して、それぞれ外資による民営化を実施している。保険業界についても、国内最大手のスロバキア保険(SP)の株式の91%をドイツのアリアンツに売却することが決定している。現在、最後の国営銀行となったスロバキア郵便銀行(PB)の民営化も、2002年内完了を目標に進められている。

これら大手国営金融機関の外国資本への売

却により、金融業界の構造改革が大きく進展し、国内金融市場の発展、活性化が期待される。2002年は、さらに、スロバキアガス（SPP）や地域配電会社などエネルギー国営企業の民営化が課題になっている。

（2）産業界も積極的にサポート

現在、スロバキア商工会議所では、スロバキア欧州統合閣僚会議への助言機能を有する欧州統合ワーキンググループへの参加を通じてスロバキア産業界のロビー活動を進めるとともに、会員企業向けへの情報提供を積極的に行っている。2001年6月には、欧州経済社会委員会（ESC）と合同で、「EU スロバキアジョイント諮問委員会」を設立し、非政府組織間で経済、社会面での連携を深め、EU加盟促進をサポートしている。また、EUとの間で相互にミッションを派遣し、交流を図っている。

（3）EU加盟への展望

2004年加盟が目標

98年にポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、スロベニア、キプロスの6カ国が、EU加盟候補国第一陣（ルクセンブルク・グループ）として加盟交渉を開始しているのに対して、スロバキアはラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリア、マルタとともに、EU加盟候補国第二陣（ヘルシンキ・グループ）として、2000年になってようやく加盟交渉をスタートさせている。以来、加盟候補国第一陣入りがスロバキアの悲願であったが、2001年11月の欧州委によるプログレスレポートで「2004年に10カ国までの新規加盟が準備される」ことが明記されたことで、スロバキアは、事実上、加盟候補国第一陣の仲間入りを果たしたと言える。

スロバキア政府は、2002年内にすべての交渉分野で加盟交渉を終え、2002年12月のコペンハーゲンサミットで加盟承認されたいとい

う意向を持っている。2004年6月に予定されている欧州議会選挙に参加して、加盟第一陣として2005年に正式加盟を果たしたいとの意思を、政府首脳もあらゆる機会を通じて表明している。

懸念される2002年9月選挙の影響

スロバキア議会の2002年9月の総選挙を控え、スロバキア政府は一貫してNATO加盟とEU加盟を外交の最優先課題に位置付けることをコミットしているが、EU側からは、メチアル前首相の返り咲きがEU加盟交渉を遅らせる可能性があるとの懸念が表明されている。メチアル氏は1994年から98年まで民主スロバキア運動（HZDS）党を率いて政権についたが、EU側から民族主義的政策が非民主的であるとされて、97年のルクセンブルク・サミットで他のV4諸国が加盟候補国第一陣に指名されたのに対して、スロバキアは第2陣の扱いを受けて、2000年になってようやく加盟交渉を開始することができたという経緯がある。

こうしたEUの懸念に対し、スロバキア政府は選挙前にできるだけ多くの加盟交渉を終了し、EU加盟を確実なものにしたいという意向を示している。

2. プログレスレポートを高く評価

（1）政府はレポートの評価を歓迎

カドレチコヴァ欧州統合担当副首相は、「欧州委に指摘された問題点を法的に整備する必要を認識しており、特に汚職の撲滅に全力を挙げる」として、プログレスレポートにおいて指摘された問題点は認めつつ、「いままでで最高の評価であった」と歓迎するコメントを発表している。また、フィゲル外務副大臣は、V4諸国のEU加盟進捗状況に触れ、「スロバキアは2年遅れの交渉開始のハンディを克服し、加盟交渉という意味ではV4諸国に追いつき、2004年加盟に向けて、着実に

改革を進めている」と発言、第一陣加盟への強い自信を見せた。さらに、EUに派遣されているミガシュ・スロバキア代表は、「EU加盟交渉は順調に進んでおり、モノの移動、会社法、社会政策、関税同盟、金融管理などの分野で高い評価を得た。一方で、われわれが問題点として指摘された、汚職、ロマ人問題に加え、財政赤字、高失業率問題の解決を急がなければならない」と発言している。

一方、EU側のコメントとしては、ロヘル在スロバキア欧州委特使が、「スロバキアが2001年の改革を通じて、他のV4諸国と肩を並べるところまで交渉を進めたことは賞賛に値する」と発言している。

(2) 国民もEU加盟に高い支持

欧州委統計局(Eurobarometer)によると、2001年12月のスロバキア国民のEU加盟支持は66%で、加盟候補12カ国の平均58%を大きく上回った。反対はわずか11%で、EU加盟の気運が国民の間にも広がりつつある。2002年1月に民間調査会社MVKが実施した世論調査でも、EU加盟賛成が81%にのぼり、2001年5月の調査結果の71%を大きく上回った。なお、産業界からは今回のプログレスレポートに関して特段のコメントは発表されなかった。

3. ビジネス環境は好転

(1) ビジネス環境の整備が進展

貿易面では、通関手続き等がEU法に適合するものとなることで、EU圏との貿易に関し、手続の簡素化・透明化が期待されるとともに、EU圏外(第3国)との貿易に関しても、EU関税率への適合の過程で、工業製品の関税が軽減されることから、これら第3国からスロバキアへの輸出環境は好転する。投資についても、EUおよびOECD加盟国からの不動産取得の解禁や投資優遇策の整備により、投資環境は好転しつつある。また、会社

関係法、労働関係法等の整備により、現地での事業活動の展開に当たってのリーガルリスクが軽減されることが期待される。

環境政策など、EU基準への適合により、コスト増が想定されるものもあるが、スロバキアについては、EUから長期間の移行期間が認められており、比較的緩やかなビジネス環境変化になると考えられる。

ビジネス関連の主な法整備状況は以下のとおりである。

会社関係法改正

会社法は2001年10月に議会を通過し順次施行されている。これにより、EU加盟時から、EU内に拠点を置く企業は、スロバキアに支店あるいは住居をもたなくとも、経済活動が許可されるようになる。また、少数株主の保護、買収・企業合併に関する手続きも定められている。産業および知的所有権の分野でも、2001年10月に特許法が議会を通過し、スロバキアがEU特許権条約に加盟する2002年7月に施行される予定である。この特許法は、EU特許制度に基づき、バイオ工学や医薬品、植物保護に関する発明などの特許についても定めている。

また、2002年2月から改正破産法が施行され、「破産」の概念について「2者以上の債権者に対して債務不履行となった時点で、債務者は破産したものとみなす」と厳格に定義されることとなった。これにより、債権者の保護と円滑な事業の再建が図られることが期待されている。

外国企業の不動産取得も可能に

EUあるいはOECD加盟国の事業者は、事業運営のための不動産取得が2001年1月から可能となった。また、2000年11月から国内非居住者の証券取引も解禁されている。

法人税、個人所得税の減税

法人税は、2002年1月から従来の29%から25%に減税され、個人所得税も従来の7区分から5区分に簡素化され、最高税率42%が38%に、最低税率12%が10%にそれぞれ軽減された。2003年1月からは、減価償却期間の短縮を含む法改正が予定されている。

労働法改正へ

労働法が2002年4月から改正される予定で、これにより、臨時従業員の雇用ルールについて、最大3年間の雇用が認められている臨時従業員の雇用契約が終了してから、12ヵ月間は雇用契約の期間延長や繰り返しの雇用契約締結が禁じられることとなった（ただし季節労働者は除く）。

また、労働者の権利保護の観点から、就労時間を週40時間と定めるとともに、複数の雇用主に従事する場合も就労時間が週48時間を超えてはならず、年間基準外就労時間を150時間以内にする事が定められた。さらに、雇用者が被雇用者による労働組合設立を支援することが義務付けられた。

国内関税法の改正と関税引き下げ

スロバキアの関税分類や手続きをEU法と合致させるため、2001年7月に、国内関税法が改正された。その他、2001年1月に、輸入課徴金が廃止された。また、2002年1月からは、航空関連部品の輸入関税を廃止、医療関連製品の輸入関税を一部引き下げ、旅行者などが所持する非営利商品の輸入関税を4%に統一する等、制度整備が進められている。現在スロバキアの平均関税率は9%、そのうち農産品目13.7%、漁産品目5.9%、工業品目8.1%であるのに対して、EU平均はそれぞれ、6.3%、16.2%、12.4%、3.6%となっており、EU加盟時点までにEU関税率に合わせていく必要がある。

(2) 投資優遇策を見直し

スロバキア政府は、1999年4月にタックスホリデー（法人税免除）を含む投資優遇策を導入している。その後、外国投資比率を引き下げた同修正法が2001年1月に発効している。さらに、この従来法と修正法の2法に加えて、タックスホリデー10年を含む新投資促進法が2002年1月から発効し、現在3つの法律（条件の異なる投資優遇政策）が併存している。

従来法

従来の投資優遇策は、以下の条件を満たす企業の法人税を、課税対象となった時点から5年間にわたり全額免除（タックスホリデー）とし、さらにその5年間に500万ユーロ以上を再投資した場合、続く5年間は法人税が50%減免されるというものである。

（タックスホリデー条件）

- ・基本資産の75%以上が外国資本であること
- ・2003年12月までにスロバキア国内に設立された法人であること
- ・製造業あるいは指定サービス業（旅行業、システムプログラミング、ソフト開発）であること
- ・製造業の場合は、製品の60%が輸出されること
- ・製造業で500万ユーロ以上（失業率15%超地域では200万ユーロ以上）、指定サービス業で150万ユーロ以上を金融資産として株式投資すること

修正法

上記の従来法に対して、2001年1月に施行された修正法は、外国資本比率を75%から60%に引き下げ、製造業の輸出の条件を撤廃している。また、最低投資額を製造業で450万ユーロ（失業率10%超地域では300万ユーロ）に、指定サービス業で200万ユーロにそ

.....

れぞれ引き下げている。また、その5年間に450万ユーロ（失業率10%超地域では300万ユーロ）以上の追加投資を行った企業に対して、続く5年間は法人税が50%減免される。

新投資促進法

2002年1月に施行された新投資優遇法は、外国資産比率条件を撤廃（外国企業と国内企業を平等に扱う）、タックスホリデー（法人税100%返還）適用期間を今までの5年間から最長10年間適用、事業拡大を目的とした追加投資にも適用、雇用創出に対する補助金制度の創設（新規雇用者1人あたり16万スロバキア・コルナ〔SKK〕までの補助金を支給）というのが主な特徴である。本法の対象として申請可能な企業の要件は以下のとおりである。

- ・最低投資額は4億SKK（約900万ユーロ）、ただし、失業率10%以上の地域ではこれら条件金額が半分（約450万ユーロ）となる
- ・GDPがEU平均の75%以上の地域は適用外（2001年5月現在ブラチスラバのみ）

- ・売り上げの80%以上が製造業あるいは指定サービス業によるもの

新法では法律的な条件を満たす企業に対して、個別に政府が申請内容を査定し、適用期間や補助金額などが決定されるという内容になっている。なお、この新法が施行されても、従来の方針に基づく投資優遇策は引き続き有効である。

この新法は高失業率地域解消や工業団地促進を目指しており、地域開発を目的とする国庫助成はEU法（競争政策、産業政策）に沿ったものとしてスロバキア政府は位置付けて、最長10年間の優遇政策はEU加盟後も継続されるとしている。

一方、上記の新投資優遇法とは別に、工業団地設立支援を目的とした工業団地促進法が2001年6月に施行されている。これは、工業団地取得のために、国庫から地方自治体に対して、インフラ整備建設資金（土地リース、技術施設）の7割までの助成金を交付するもので、すでに開設済みの工業団地にも適用可能である。

（小幡 成雄）

Report 10

(参考)

スロバキアEU加盟に向けた歩み

年月	スロバキアの動き	全体・周辺国の動き	備考
49年 52年		北大西洋条約機構 (NATO) 発足 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 発足 加盟国 6 カ国。(フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク)	
57年 3月 58年 1月		ローマ条約調印 欧州経済共同体 (EEC) 発足 欧州原子力力共同体 (EURATOM) 発足 ヨーロッパ共同体 (EC) 発足。	EEC、EURATOM設立、共通市場形成に向けた宣言(関税同盟、共通農業政策等)
67年 68年 7月 73年 81年 85年 89年		関税同盟達成。 イギリス、アイルランド、デンマークEC加盟。 ギリシャ加盟。 スペイン、ポルトガル加盟。 「対ポーランド・ハンガリー経済再建援助計画 (Phare)」構想	EC加盟国 9 カ国 EC加盟国 10 カ国 EC加盟国 12 カ国
91年 12月	チェコスロバキアとして連合協定に調印	ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア 欧州協定 (連合協定) 締結	諸制度のEUへの適合
92年 2月 93年 1月 93年 6月		マーストリヒト条約 (欧州連合条約) 調印。 欧州統合市場 (EC) 実現。(85年の単一議定書) コペンハーゲンサミットでPHARE計画のインフラ整備分野への適用を容認。	
93年 6月		コペンハーゲンサミット 政治的基準 (民主主義、法治主義、人権および少数民族の保護などを保証する安定した制度を整えていること) 経済的基準 (市場経済が機能しており、EU産業に対抗できる競争力をもつこと) EU法適合 (EUの政治、経済、通貨統合の目的を支持し、メンバー国としての義務を果たせること)	加盟に必要な基準 (Copenhagen Criteria) 採択。
93年 10月 93年 11月	スロバキアとして連合協定に再調印	欧州連合 (EU) の誕生。(マーストリヒト条約 = 欧州連合条約の発効)	91年 12月にチェコスロバキアとして調印。 93年 1月の分離独立により再調印。
95年 1月 95年 2月	連合協定全体が発効	オーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟。 ブルガリア、チェコ、ルーマニア、スロバキア、 連合協定発効	EC加盟国 15カ国、西欧で非加盟はノルウェー、スイス
95年 3月 95年 6月		シェンゲン条約発効 カンヌサミットで、「中東欧連合協定調印国 のEU域内市場への統合に関する白書」採択。	
95年 6月 96年 4月 23日 97年 7月	EUに正式加盟申請 PHAREプログラム調印		
97年 12月	メチャル政権下における民主化の遅れなど主に政治面の問題が指摘され、2つに分けられた加盟候補グループのうち、正式交渉が進められる第1グループには入れず第2グループ (加盟候補予備軍) の扱いを受ける 加盟候補国向けの支援策をひとつのフレームで提供する必要性が確認され、「加盟のためのパートナーシップ」の作成が決定。	欧州委員会が「アジェンダ2000」発表。「加盟のためのパートナーシップ」を提案。 ルクセンブルグ首脳会議 加盟候補国向けの支援策をひとつのフレームで提供する必要性が確認され、「加盟のためのパートナーシップ」の作成が決定。	
98年 3月 99年 1月 99年 12月	加盟のためのパートナーシップ制定 (順次改訂)	単一通貨ユーロの導入	
00年 2月 00年 11月	99年 12月、ヘルシンキで行われたEU首脳会議において、正式に加盟交渉を始めることが決定 加盟交渉を正式にスタート 欧州委員会プログレスレポートでスロバキアがはじめて、「機能する市場経済」との評価を受ける。		
00年 12月 01年 9月 01年 12月	プログレスレポートを受けて、スロバキアの「加盟のためのパートナーシップ」を改訂	ニースサミットで、東方拡大の制度設計を決議。 加盟準備経済政策 (PEP) 閣議決定。	
02年 12月		EU拡大第一陣交渉一次締め切り コペンハーゲンサミットにて招致国を指名	
04年 6月 05年 1月		欧州議会選挙 欧州委員会新体制、理事会特定多数決新得票	

制度改革を進め早期加盟を目指す（ブルガリア）

ウィーン・センター / 欧州課

EU加盟交渉を進めているブルガリアは、現時点で他交渉国に後れを取っている。政府は、国民のEU加盟への強い支持を背景に早期加盟を目指している。欧州委は、プログレス・レポートにおいて政府の制度改革の取り組みに一定の評価を示しているものの、加盟の実現のためにはさらなる改革の必要性を指摘している。ビジネス環境に対する産業界からの不満の声も大きく、投資環境の整備が急務である。

1．大勢は2004年のEU加盟に悲観的

ブルガリアは2001年、内閣、大統領ともに交代という大きな政治的变化を経験した。2001年7月に就任したシメオン・サクスコブルゴツキ首相、および2002年1月に就任した体制転換後初の旧共産党系であるゲオルギ・パルヴァノフ大統領は、NATOおよびEU加盟を引き続きブルガリアの最優先課題とする方針を掲げている。

EU加盟の方針は国民の広い層から強く支持されており、欧州委が2001年10月に加盟候補国で実施し世論調査によると、ブルガリアにおけるEU加盟支持率は74%と、ルーマニアの80%に次いで高い。

ブルガリアのEU加盟交渉は2000年2月に開始されたが、2002年3月時点で、「制度」および「その他」の項目を除く29項目で交渉が開始されており、そのうち14項目の交渉が終了している。

2001年12月15日にEU首脳会議で採択されたラーケン宣言では、EU加盟国は「2004年に25カ国になる」見通しを示した。しかしながら、ブルガリアはルーマニアとともに2004年の加盟には間に合わないとの見方が強い。外務省関係者は、「2002年中にすべての項目

で交渉を開始し、できる限り早期のEU加盟を果たす」としている。一方、ブルガリアの民間シンクタンクは「行政・司法を適正に機能させるための制度や財産権保護の枠組みの構築には、相当の時間が必要であろう」と指摘している。

2．欧州委はさらなる制度改革を要求

欧州委は、ブルガリアにおける諸改革がある程度進展していることに対して一定の評価をしているものの、さらなる改善の必要性を指摘している。

まず、政治的基準に関しては、効率的で透明性の高い行政システムの確立、汚職対策の実施、司法制度改革、ロマン人への社会的差別に対する責任ある対策などの必要性が指摘されているが、いずれも改革のプロセスは緒についたばかりである。

経済的基準に関しては、低い購買力や民間投資など国内経済の弱さに加え、銀行部門の構造改革の遅れ、不透明な民営化プロセスなど、各種制度のさらなる整備の必要性が指摘されている。

これに対して外務省は2001年12月、欧州委による評価を歓迎すると同時に、今後のEU加盟交渉の進展を図る政府方針を発表した。そこでは、関係部署間における協力体制の向上のほか、EU共通政策の適用に向けた行政能力の改善、EU法制の執行のための司法システムの確立について目標を設定している。また、ファーレ・プログラムなどの加盟準備基金および正式加盟国となった際のEU構造基金を効果的に利用するための行政能力の向上を掲げている。さらに、国民、NGO、労働組合、産業界に対して、加盟交渉の進捗状況や、EU加盟によって生じる権利と義務に

ついでに情報を提供することで、国民、関係者の理解を得ながら加盟の実現を図る意向である。

一方、キャピタル紙は、政府のプログレス・レポートに対する反応を「楽観的である」と論じている。同紙は、ブルガリアに対する評価が良くなっている点については認めるものの、「画期的な進展があったわけなく、ブルガリアがEU加盟候補の最後尾にいることに変わりはない」と現実を直視した姿勢を示してしている。さらに、ある政府関係者は、「レポートは法制度整備の進捗状況について評価している一方で、国内法の執行にこそさらなる努力が必要であると強調している。つまりブルガリアの司法制度は大きな欠陥を抱えており、それゆえに機能する市場経済が未だに確立していないと認識されていると言ってもよい」と厳しくコメントしているなど、今後のさらなる整備を求める声も上がっている。

3. 産業界からもビジネス環境の改善を求める声

ブルガリア外国投資家協会（Bulgarian International Business Association : BIBA）は、毎年政府に提出している「外国投資に関する白書」で、ブルガリアの投資環境に関する問題点を列挙している。

そこでは、IMFの制約を受けている税制、煩雑な許認可を要求する官僚制度、未発達な金融部門、司法システムの欠陥、当局における汚職行為などの問題点をあげている。これらは欧州委のプログレス・レポートにおいても、ブルガリアが抱えている問題点として位置付けられているものである。特に税制に対する産業界の不満は大きい。これは、シメオン首相が公約として掲げていた「企業の再投資利益に対する法人税の非課税措置」を、IMFとの新規スタンバイ融資協議の過程で取り下げたことが背景にある。

また、ブルガリア産業連合会（Bulgarian Industrial Association : BIA）は、農産物の輸出入に関する制度の改善を要求している。ブルガリアは2000年7月以降、EUとの間で農産物の関税を撤廃している。しかしながら、ブルガリアからEUへの農産物の輸出については、品目ごとに数量割当てが課されているほか、ブルガリア製品の輸入を望むEU域内の輸入業者は、過去12カ月間にEU内での輸出入実績を有していることが必要であるなどの制限がある。他方、EUからブルガリアへの輸出については、農業製品に対する潤沢な補助金制度が、EU産農産物の競争力を向上させている。BIAは、ブルガリアからEUへの農業製品の輸出はごくわずかな量にとどまっているのは、これらの制度が原因であると考えており、輸入割当て制度の廃止、EUにおける農業製品に対する輸出補助金の排除を訴えている。

ブルガリアにおける農業部門は、GDPで約15%、労働人口で約25%（いずれも2000年時点）と比重が大きいことを鑑みると、今後の「農業」分野における加盟交渉には相当の困難が伴うものと予想される。

4. 今後のビジネス環境の変化

2002年にはさまざまな制度改革が予定されている。例えば、会社法の改正もその1つで、これによって破産・整理手続きの時間短縮が可能となる。

税制面に置いては、2002年1月から法人税の引き下げ（一律15%、実効税率は23.5%）のほか、付加価値税の還付期間が短縮（4カ月→3カ月）される。

また、行政手続きの簡素化を図るため、中央・地方両政府レベルにおける現行の登録・許認可制度に関する情報を一括して提供する公共登録機関の設置を計画している。また、製品規格に関わる技術的障壁を撤廃し、ブルガリア製品のEU市場へのアクセスを容易にす

.....

るための、工業製品適合評価に関して、EUとの協議が開始される予定である。

国有企業の民営化についても、2002年中に施行される予定の新民営化法では、民営化手

続きをすべて民営化庁の管轄とするほか、手続きの透明化を図る規定を盛り込んでいる。

(小幡 成雄/志牟田 剛)

順調に推移する加盟交渉（スロベニア）

ウィーン・センター

スロベニアはEU加盟候補国10カ国のうち、最も加盟交渉が進んでいる国である。2001年11月の欧州委員会発表のプログレスレポートでもEUから好意的に評価されている。

1. 政府の加盟交渉に対する取り組みと重点課題

(1) 2001年加盟交渉経過

スロベニアは、EU加盟交渉状況では候補国中のトップを走っており、事前に策定した1年間の加盟交渉目標を達成した唯一の国である。2001年のEU加盟交渉では、31のアキ・コミュニテール交渉項目のうち、12項目の交渉を終え、2000年までに終了した14項目と合わせ、終了した項目は合計26となった。2002年は農業、地域政策、財政と予算の残りの5項目での交渉を予定している。

2001年は、解決が先送りされていたいくつかの交渉項目で進展が見られた。従来から廃止を強く求められていた現EU加盟国との国境付近にある免税店について、2001年7月、これを廃止する法案が可決されたことで、懸案だった「関税同盟」の交渉が終了した（免税店は9月に廃止）。また、12月には、EU拡大後の「人の自由移動」に関して7年間の移行期間を求めていたEU側の提案を政府が了承、「人の自由移動」の交渉を終了した。司法手続きについても、未解決案件をこの2年で84,000件減少させ、「司法と内務」の交渉を終了した。年末には、オーストリアとEU

間で締結されているアルプスのトラック通過規制が延長（2003年から3年間）されることで両者が合意、新規加盟国にも適用されることが決定されたことから、「輸送」の交渉項目も終了した。

【2001年交渉終了項目】

3月：モノの自由移動、資本の自由移動、エネルギー、環境

6月：文化・映像媒体政策、外国関係

7月：関税同盟

11月：競争政策

12月：人の自由移動、租税、輸送、司法と内務計12項目

【参考：2000年以前の交渉終了項目】

サービス提供の自由、会社法、水産業、経済通貨同盟、統計、社会政策・雇用、産業政策、中小企業、科学技術、教育、通信・情報技術、消費者保護・厚生、共通外交安全保障政策、財政管理、計14項目

(2) 2002年交渉項目に対する取り組み

スロベニアは、2002年前半に、補助金や基金といったEUの財政制度と密接に関係する「農業」、「地域政策」の交渉を終了し、この2項目の交渉終結を受けて、同年後半に「財政と予算」の交渉終了を目指している。（残りの2つは、「機構」と「その他」）

農業分野

スロベニアは、旧ユーゴ時代から先進工業国であったことに加え、国土自体が起伏に富んだ地形をしており、大規模農業に適さない地域とされてきた。このため、スロベニアのGDPに占める農業の割合は2.8%（2000年）と、ポーランドやハンガリーといった他のEU加盟候補国と比べても低く、また、農産物の輸入国であること、及び、農産物価格も比較的高いことから、安価な農産物の流入に懸念を抱く現加盟国側から特に問題視されることもなく、農業分野の交渉は比較的スムーズに進むものと考えられていた。

しかし、2002年1月、欧州委が発表した新規加盟国に対する農業関連予算の割当を、加盟初年度は現加盟国に対する金額の25%とし、10年の移行期間で100%に漸増していく案に対しては、他の加盟交渉国と同様反発している。また、同時に提示された農産物の生産割当案の大幅なカット案、特に牛乳の生産量を1割カットする案に対しては、スロベニアの全農業生産に占める畜産業の割合が60%以上と極めて高いことから、農業従事者から激しい非難の声が寄せられている。スロベニア農林業会議所（KGZS）のフリスク会頭は、2月、「国内農業従事者の経済レベルが引き下げられる可能性があれば、全力をあげてEU加盟を阻止する」との声明を出している。ブット農相やポクニック欧州統合相をはじめ、政府も相次いで非難の声をあげており、これまでスロベニアのEU加盟上争点とはなりにくいとされてきた農業問題も、今後他の加盟候補国と同様、調整が難航することも予想される。

地域政策

地方のインフラ整備などに用いられるEUの構造基金を受け取るには、EU側の求める地方分権を進める必要があるが、スロベニアは、独立以来、行政区分上の「地方」という

ものが存在しなかったため、新たに「地方」を区分けする必要に迫られている。当初、スロベニア政府は、同国を首都「リュブリャナ地方」と「それ以外の地方」のように二つに分割する計画を欧州委に提案していたが、基金の適用機会が増えるとして受け入れられず、現在は東部、西部、中央部の3地方に分割する案を再提案しており、今後具体的な協議を続けていくことになっている。

財政と予算

「財政と予算」は、EUとスロベニア間の補助金などに関する最重要項目であり、政府は、農業分野や地域政策分野での各種基金の適用・補助金の受取資格を、EU加盟後から現在のEU予算の有効期限である2006年までは維持したいと考えており、EU加盟と同時にネットでの「EU予算を負担する側」になることを極力避けたいと考えている。しかし、現時点で既にEUのGDP平均の75%（EU予算を受け取る側ではなく負担する側になるとされるライン）を達成、現加盟国と比べても遜色のない経済力があることから、EU側は「財政と予算」の項目ではかなりの譲歩をスロベニア側に求めてくるものと考えられる。

(3) 外国直接投資促進が課題

2001年12月に欧州委が発表したレポート（Report on real-terms convergence in EU applicant countries）では、スロベニアの経済政策を評価し、2001年末までにGDPでEU平均の75%を達成、2004年までに85%に達すると予想している。一方で、外国直接投資が他の加盟国に比べて低いこと、インフレ率が比較的高いことが同レポートで指摘されている。

スロベニアへの外国直接投資額は、フローで見た場合、97年の年間3億7,500万ドル以降、減少の一途を辿り、2000年度は1億8,100万ドルに止まった。こうした中、政府

.....

は、外国直接投資のGDPに占める割合を現在の1%から数年かけて3%程度にまで上昇させるべく、2001年に外国直接投資促進計画を策定したところである。

外国直接投資の拡大に当たっては、現在進めている国有企業の民営化を加速させることが必要であり、2002年中にも国内最大手ノヴァ・リュブリャナ銀行及び2位のマリポール銀行の政府保有株式のうち各々34%、65%を外資系金融機関に売却する。通信のスロベニア・テレコムについては、当初、2001年9月末まで具体的な民営化計画を策定する予定であったが、米国同時テロ事件及び株式市場の低迷から2002年に延期され、2003年までに民営化（発行済株式の約50%の見込み）を実施することとした。累積赤字に苦しむ国営鉄鋼グループ「スティールワークス」については、グループ内の14社を2003年まで順次民営化していき、残りの不採算企業は清算することとしている。

また、EU加盟を控えて、大規模な財政支出を伴う投資優遇策を新たに策定するのは困難なことから、主に、制度、手続き面での障害を取り除こうとしている。具体的には、政府内の行政障害排除委員会を中心に、企業設立の大幅な簡素化、営業許可の大幅な廃止、企業登録費用の値下げなどを既に実現している。また、同委員会は、現在、外国人労働許可及び滞在許可手続きの簡素化も進めており、今後は土地取得の迅速化、建設許可の簡素化、国有遊休資産（不動産）の売却促進を計画している。

(4) EU加盟賛成派が大勢

中道左派のドルノフシェク連立政権は積極的なEU加盟推進派であり、国会（90議席、1院制）においても民族主義政党である野党の一部（国民党SNS、4議席）以外は全て加盟支持派で占めている。政府は2002年中に残り5項目の交渉を終了させ、2004年にはEU

に加盟、2年後の2006年にはEMUに参加、ユーロ圏に入ることを目指している。

産業界も総じて加盟支持である一方で、国民一般の支持率は上下を繰り返している。2001年10月に全加盟候補国で実施、12月に発表されたユーロバロメーターの世論調査では、41%が加盟支持となっており、加盟候補国13カ国平均の59%（当時）を下回った。従来は第一陣として数カ国が新規加盟を果たし、その後準備の整った国が順次加盟していくと予想していたものの、一挙に10カ国がEU加盟を果たす「ビッグバン」の可能性が出てきたことで、今後、加盟手続きの遅れや財政負担の増加が生じるのではないかとの懸念が国民の間に広がってきたことがその理由として考えられる。

「ビッグバン」方式については、ドルノフシェク首相も、当初は「10カ国が同時に加盟するというコンセプトが認められ、我々としても多くの国がEUに加盟することを望んでいる。しかし、相違の原則（候補国の加盟準備状況で加盟を判断するの意）を守り、加盟候補国が他の候補国の準備が整うまで待たされるということがあってはならない」とコメント、原則的には歓迎の意を表明していた。しかし、2002年1月に明らかになった欧州委による農業関連補助金の大幅カット案が提案されたことで、「6カ国の新規加盟を前提としていたものを一挙に10カ国に増加させる一方で、財政構造がそのままでは問題が生じるのは明確」として、10カ国同時加盟のビッグバン方式への懸念を示した。

また、スロベニアは近い将来、EUからの補助金を「受け取る側」ではなく、EUに資金を「供出する側」になるだろうとの思いが強まっていることも、比較的低い支持率に結びついている。なお、前述の世論調査によれば、54%が「EUについて十分知識を有している」と答えており、これは加盟候補国平均の28%を大きく上回っている。また、「EU加

(2001年～2002年、単位%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
賛成	53.8	53.4	48.3	50.8	50.7	51.2	54.8	NA	52.0	54.6	53.6	53.2	55.7
反対	29.0	28.6	31.8	29.9	30.8	27.7	27.2	NA	26.8	23.4	27.0	27.5	27.3
他	17.2	18.0	19.9	19.4	18.5	21.1	18.0	NA	21.2	22.0	19.5	19.3	17.1

盟に関する国民投票を実施した場合、賛成票を投じるか」との質問に対しても、56%が「イエス」と答えており、加盟候補国平均の65%に及ばなかったものの、実際に国民投票を実施すれば、加盟賛成派が上回るだろうと予測されている。

スロベニア政府機関が毎月実施しているEU加盟に関するアンケート結果の推移は上の表のとおり。(欧州委のユーロバロメーターによる調査とは別調査)

2. プログレスレポートに対する反応

2001年11月に発表されたプログレスレポートの結果は、スロベニアを評価する部分が批判を大きく上回っており、また、EU加盟が個々の加盟国の交渉進捗状況、つまり、アキ・コミュニテールの交渉項目の終了状況に基づいて行われることについて、政府関係者は一様に満足している。

バフシャル欧州統合相(2001年12月に民間転出により辞任)は、今回のレポートに対して、「スロベニアの加盟準備状況を正しく表しており、加盟に向けてスロベニアが順調にその準備を進めていることを認める内容」と述べている。また、前回のレポートで指摘された「免税店の廃止措置の遅れ」や「司法手続きの遅れ」などの批判がなくなったことも高く評価している。

ルペル外相も、スロベニアの外交分野での努力、特に旧ユーゴスラビア構成各国との関係が改善し、南東欧の安定化に寄与したことが評価されたとしてプログレスレポートを歓迎している。スロベニアは、2001年中、現ユー

ゴスラビアやボスニア・ヘルツェゴビナと経済協力協定を締結(ボスニアとは自由貿易協定も締結)したところであるが、このことがプログレスレポートで高く評価されている。

少数民族政策では、国内ロマ人の雇用拡大政策の実施や、今後ロマ人から警察に対して苦情を申し立てる際は、ロマ人協会(国内の団体)の代表がその調整過程に参加することが認められるなど、各種の改善策が図られたことが評価された。

ポトニック対EU交渉団代表は、「地域政策の実行などを除けば、加盟交渉上、深刻な問題は無い」と述べ、今後の課題としては、「EU化された行政機能をいかに実行に移すか」としている。また同代表は、「EU加盟は、EU側が加盟候補国の進捗状況をきちんと区分けし、客観的基準で承認することを望む」と語り、他の加盟候補国の進捗状況がスロベニアの加盟に影響が出ないことを要望している。なお、ポトニック代表は、2002年1月以降、欧州統合相のポストを兼務している。

一方で、2年続けて「地域政策」の分野で遅れをとっていることが指摘され、政府はこれを重く受け止めている。スロベニアは、EUの地域政策、基金の運用などを担う地域開発庁を設立、この点は評価されたものの、依然としてEUの構造基金を振り分ける地域の区分け作業や、それを受け持つ行政機関の設立が遅れている。プログレスレポート発表直後の閣議では、スロベニア経済省は、地域政策に関する現状と今後の計画を2002年前半まで提出するよう求められたとのことである。

なお、今回のプログレスレポートに対して、

.....

産業界、国民、メディアからは、特段の目立った反応はない。これはEU加盟自体に関心が無いというものではなく、国民一般には、「スロベニアはEU加盟候補国の中で加盟準備が最も進んでいる」という認識が浸透しており、「プログレスレポートはスロベニアにとって好意的内容でまとめられるだろう」との自信と期待が発表前から存在しており、レポートの内容が事前に予想された範囲内に止まっていたことがその背景にあると考えられる。

3. ビジネス環境への影響

(1) スロベニア企業への影響は小

EU加盟に向けて、スロベニアではこれまで800を超える法律、規則が国会で承認された。残りは約400とされており、この手続きも2002年末までには終える計画である。

もともとスロベニア経済は、EU加盟交渉が始まる前から市場経済が機能しており、基準・認証制度もEU域内と類似している点があったため、多くの国内企業はEU加盟後も自社の競争力が低下するとは見ていないと考えられる。特に、製造業などは、従来から高付加価値の製品をドイツなどEU域内に輸出してきており、この傾向はこれまで通り続くと予想されている。ただし、製薬業界については、外国企業の製品を元に開発されていた国内産一般薬の販売禁止期間が、外国企業保護の観点から延長されることになり、今後、国内製薬業のマーケットシェアに影響を及ぼすとの指摘がある。

一方で、これまで外国企業との競争に晒されず、競争力が弱いとされてきた業界、特に、銀行、保険などの金融セクターにおいては、EU加盟への危機感が募る一方で、こうした業界においても、徐々に自由化が進められてきており、また、外資による買収も続いていることから、加盟実現までにEU域内で生き残れる体力を身につけることが可能なのではないかとの楽観的な意見も聞かれる。

(2) 資本の自由移動

資本の自由移動が実現することについては、既にFTAの締結などで市場が自由化されていることから、EU加盟から直接生じるネガティブな影響は少ないとされている。反対に、資本の自由移動と市場の自由化により、直接投資と証券投資が活性化するという傾向が現れてきており、2001年度の同国への外国直接投資額は大幅に増加した。民間銀行最大手のSKBを仏ソシエテ・ジェネラルが、携帯電話のシモービルをオーストリアのモービルコムがそれぞれ買収、これら大型投資の結果、2001年の直接外国投資額は新規投資と再投資併せて5億ドル程度と見込まれている。この傾向は2002年も続くと予想され、国内最大手のノヴァ・リュブリャナ銀行や、第2位マリボール銀行の民営化など、大型案件が外資の流入に拍車をかけることになるだろう。なお、前者にはベルギーの保険業KBCグループが、後者にはイタリア、オーストリアなどの大手金融機関が買収の意向を示している。

また、これまで、外国企業誘致のための魅力ある投資インセンティブ措置のなかったスロベニアだが、外国企業が進出する上での諸手続きの簡素化、処理の迅速化などが進められていることもあり、今後も持続的な外国直接投資を通して、新規雇用の創出や技術移転といった恩恵に浴することが期待されている。

(3) 人の自由移動

人の自由移動については、加盟後大きな問題になる要素は少ない。EUが7年間の移行期間を設けたことで、加盟後もスロベニア人が自由にEU域内の労働市場にアクセスすることができないことに対して、一部の政治家や国民は反発している。これは後発のEU加盟国の国民を「二流扱い」する差別的な措置ではないかとの感情的な理由によるものである。実際には、スロベニアの生活水準は現EU加盟国と比べても遜色がなく、また、独

立して10年の新興国家だけに国民の自国に対する愛着が強いであろうことを考えると、加盟後にEU域内に雇用を求める国民はほとんどいないと考えられている。逆に、EU域内からスロベニアに労働力が流入する事態は当面予想できず、仮に起こったとしても、人口が減りつつあるスロベニアにとっては、むしろ好ましい結果を生むとの指摘さえある。

(4) 日本製品の関税率低下へ

日系企業との関係では、現在スロベニアに進出しているのは自動車の販売会社など、その数及び業種は非常に限られており、貿易についても、2000年度実績で対日輸出が約1,200万ドル（前輸出総額の0.1%）、輸入が約1億7,000万ドル（同1.6%）と日本の占める比率は非常に小さい。

また、在欧日系企業への影響については、スロベニアは現在、EU、EFTA、CEFTAな

ど32カ国とFTAを締結しており、EU加盟を前にして、既にスロベニアとEU間ではほとんどの関税が廃止されているため、2004年頃となるスロベニアのEU加盟実現で、現在EU域内に進出している日系企業への新たな影響はそれほど大きくないと予想される。

FTA締結国以外の国の製品については、スロベニアは現在最大で27%程度の関税を課しているが、順次EUの共通関税（CXT）化が実施されることで、日本など第三国の製品に対する関税上の不利も徐々に減少していくことが予想される。EU域内製品より高い関税が課せられるという点では、日本製品はスロベニアのEU加盟を前にして既に厳しい競争に晒されているものの、「日本製＝高品質」の評判も確立しており、機械、オーディオ、カメラなどの輸入量は今後も堅調に拡大していくと予想される。

（松田 武志）

緒についた経済構造改革（ルーマニア）

ブカレスト事務所 / 欧州課

欧州委員会は、2001年11月に発表したプログレス・レポートにおいて、ルーマニアにおけるEU加盟交渉の進展に対して一定の評価を与えている。国内経済は順調にプラス成長を続けているものの、マクロ経済の安定化や行政機構改革など、今後クリアすべき課題は多い。また、ルーマニアの加盟交渉は他加盟候補国に後れを取っており、2004年にも予想されているEU拡大には間に合わないとの見方も強い。政府は、各種制度改革とともに投資環境の整備を積極的に進め、EUへの早期加盟を目指している。

1. 「加盟準備経済プログラム」に基づき加盟準備

ルーマニア政府は2001年9月、「加盟準備

経済プログラム（PEP）」を採択し、EU加盟に必要な諸改革を推進する強い意思を表明した。PEPは、2001年から2004年を対象にした「政府プログラム」、「ルーマニアのEU加盟のための国家プログラム（NAPR-2001）」のほか、2000年3月に欧州委員会に提出した「中期経済戦略」に基づいて作成されている。

PEPは、ルーマニアが現在取り組んでいる問題、つまり企業経営の再構築と経済安定化の長期にわたる遅れを指摘している一方で、2001年9月現在の統計に基づいて、国内経済の良好な傾向にも言及している。またPEPは政府の公約となるものであり、関係省庁は、PEPに沿ってそれぞれの戦略を更新するように指示されている。

PEPは、金融システムの改善、マクロ経済

.....

の安定を目指して99年後半に開始された「構造改革プログラム」に基づく取り組みが成果を結び始めていることを強調している。ルーマニア経済は、プラス成長に転じた2000年以降は景気回復過程に入ったと考えられているが、政府はこの傾向を持続させるため、短期および中期的観点から社会・経済政策を打ち出している。さらにルーマニアとEU諸国との経済格差を漸進的に縮小させ、ルーマニアの生活水準を向上させるため、機能する市場経済の確立とEU市場からの圧力にも対応できる競争力の創出を目指している。

2. 加盟時期について楽観的な見方も

政府プログラムは、EU加盟を優先課題として明記している。2002年3月時点のEU加盟交渉の進捗状況を見ると、17分野で交渉を開始しており、うち9分野では暫定的な合意に達している。政府は、2002年中にすべての分野で交渉を始め、2004年末までに交渉を終え、2007年にEU加盟を実現することを目標としている。しかし加盟時期に関しては、楽観的な見方が国内外から出てきている。

例えば2001年11月に、ルーマニア上院の外交委員会委員長であるプリサカル氏は、ニコルソン氏が率いる欧州議会代表団との話し合いの席で、ルーマニアは2005～2006年にもEU加盟を実現する可能性がある」と述べている。また、同月中旬にはヴェドリヌ外相が、12カ国同時のEU加盟が望ましいと発言した。同氏は、2004年に予想されているEU拡大にブルガリアとルーマニアが取り残されることには問題があるため、この2カ国も同時に加盟すべきだとしている。この発言は、EU加盟交渉を加速させたいと考えているルーマニアを後押しするものであった。しかしルーマニアは、現実に目をそむけることなく、政府プログラムに基づいて加盟準備を着実に進めていくものと思われる。

3. 欧州委は改革努力に一定の評価

2001年11月、欧州委はEU加盟の進捗状況をまとめたプログレス・レポートを発表した。ルーマニアについては、経済改革の課題が山積しているが、過去1年間の改革の努力に対して一定の評価をしている。報告書での評価の概要は以下のとおりである。

ルーマニアは、機能する市場経済の確立に向けて前進した。現状ではまだEU内の競争圧力や市場の力に対処することは困難であるが、現在行っている経済改革を今後も推進すれば、将来的に対応能力が増すものと期待される。

マクロ経済の安定という点では、経済成長の回復や輸出増加といった成果を上げた。構造改革については、特に民営化とエネルギー価格調整の分野で進められている。最近の民営化の動きは、機能する市場経済の確立に向けたルーマニアの強い意志の現れである。

また、主な分野で経済構造改革が始められたことなど、政府が実行に移した重要な政策を取り上げているほか、国内市場における法整備に関しては、人やモノの自由移動、会社法、競争政策、運輸、税制、通信・情報技術、消費者保護などの分野でEU基準を満たす方向で進展があったと評価している。

一方で、高い消費者物価上昇率や拡大する経常赤字など、深刻な経済問題も残っている。まだ脆弱なマクロ経済環境や、不安定な法的枠組み、貧弱な行政能力は、民間部門の発展を妨げている。各分野において諸改革が始まっているものの、実行にあたっての行政能力と予算面での問題が指摘されている。しかし、経済全体を短時間で完全に変革することは不可能であり、重要なことは改革のプロセスが始まったということ、そしてルーマニアが今後もこれを追求していくことであるとされている。

ナスターセ首相、プヴァック欧州統合相、

プシカシEU加盟交渉首席担当官など政府首脳は、プログレス・レポートが前年のレポートよりも好意的であり、初めてルーマニアをEU加盟プロセスで大きな進展を見せた国の一つに含めたことを肯定的に受け止めている。特に、政治・経済の両面で改革の取り組み、成果が強調されたこと、具体的には、人権分野での改善のほか、省庁間の協調など行政機構の改革、機能する市場経済の確立、マクロ経済の安定化に向けた努力や今後の経済成長などについてレポートで取り上げられたことを評価している。

プログレス・レポートを受け、政府は行政能力の向上、法制度の整備、マクロ経済指標の安定化に注力するとともに、現在進行中の改革プロセスを加速したいとしている。とくに、民営化の対象範囲を広げるとともに、金融制度の整理統合を進める意向である。また政府は、EU加盟の準備として競争力を高めることを掲げている。そのためには、EU基準に調和したビジネス環境を創出することで投資を促進すること、中小企業部門を支援するなど、産業およびビジネスへのサービスを高めることが必要となる。

2001年における農業銀行やシデックス（鉄鋼）の民営化などは、政府が国営企業の民営化を積極的に進めていることを示している。一方で、国営企業の民営化および企業のリストラには、依然としてさらなる大きな努力が要求されていることもまた事実である。

政府はまた、総合的な中小企業戦略を打ち出している。2001年5月には「中小企業の障壁を廃止するためのアクションプラン」が制定された。同プランには、新たな中小企業の登録や認可手続きは簡略化され、法的枠組みや税制が簡略化されているほか、減税措置も盛り込まれている。なかでも中小企業の資金調達に関しては、政府は国家融資保証基金を設立して低利子のローンを提供できるようにした。

4．制度改革で貿易、投資の拡大に努力

政府は輸出の拡大、特に高付加価値商品の輸出の拡大を経済成長の軸と位置付けており、輸出入制度、税制、貿易制度などについてEU基準との調和を進めている。

通商政策の分野でも、ルーマニアはEUの要求やWTOとの調和を満すための努力を続けている。関税については、ルーマニアがEUに加盟すると、EUと同率の関税を導入することになる。現在ルーマニアは、平均で19.4%の関税をかけており、農業製品には33.2%、漁業製品には21.4%、工業製品には15.6%の関税をかけているが、EUの関税は平均6.3%で、農業製品は16.2%、漁業製品は12.4%、工業製品は3.6%となっている。

EU以外との二国間協定については、2001年、ルーマニアはリトアニアとの間で自由貿易協定を締結、クロアチアとも同様の交渉を開始した。イスラエルとの自由貿易協定は2001年7月に発効している。CEFTA域内貿易に関しては、ルーマニアを含む加盟各国は、汎欧州原産地規則を更新した形の追加議定書第8号に署名した。

2000年のルーマニア・EU間の貿易総額は、14億ドル（輸出6億6,000万ドル、輸入7億4,000万ドル）にのぼった。これは欧州協定が締結された92年に比べると、3倍増となっている。EUはルーマニアにとって最大の貿易相手であり、2000年においては、ルーマニアの対外貿易の59.8%が対EU貿易であった（輸出の63.8%、輸入の56.6%）。なお、2002年1月1日以降、EUからルーマニアに輸入される工業製品に対する関税は、欧州協定の第11条により廃止されている。

一方、海外からの直接投資（FDI）に関しては、政府は直接投資法を制定し、100万ドル以上の投資をする企業に対して様々な優遇税制を用意した。この新法に基づく新たな直

接投資には、政府公報第356号（2001年7月3日）に示されているとおり、利益の海外送金額は無制限、設備の輸入関税の免税、操業開始翌月の25日まで付加価値税の支払を延期、投資額の20%分の税控除、損失の計上を5年まで先送り可能、加速減価償却が可能といった優遇措置を付与している。

5. 日本企業の活動に与える影響

ルーマニア市場で活動している、あるいは今後参入を考えている日本企業にとって、ルーマニアのEU加盟は、主に次のような問題を招くと考えられる。

ルーマニアとEU加盟国との間で関税が完全に撤廃される結果、ルーマニアとEU諸国の間では、輸出入が増えることが予測される。つまり、日本を含む非EU加盟国は、EU諸国との競争で不利な立場に置かれる。ルーマニ

アが日本を含む非EU加盟国から原材料、技術、その他の商品を輸入する際には、EUの通関規則が適用される。

EU加盟国間では労働力が自由に移動できることを考えると、長期的にはルーマニアの person 費は上昇することが予測される。ルーマニアに拠点のある日本企業にとって、このことは労働者に支払う賃金が高くなることを意味する。しかし一方で、将来的なルーマニアの経済成長や個人所得の増大は、ルーマニア市場の拡大につながると考えられる。

また、ルーマニアで生産される商品は、日本企業によって生産されるものも含めて、EU基準に従うことが義務付けられる。特に、EUが定める環境基準の遵守に注意が必要となる。

（佐藤 勝英 / 志牟田 剛）

2001年におけるエストニアのEU加盟交渉の進捗状況(エストニア)

ヘルシンキ事務所

加盟候補国の中でも交渉が最も進んでいるグループに入るエストニアは、懸案となる項目も「エネルギー」や「税制」などに絞られてきている。企業からはEU加盟による対内投資の増加や市場の拡大に強く期待する声が聞かれるが、労働コストの増大や競争激化への不安も見られる。また学識者には早急な加盟により経済政策に長期的な方向性が欠けることを危ぶむ声もある。

2001年末に地方議会で政党の連立が崩壊しその影響で内閣の政権交代が起こったが、EU加盟を目指す国の方針に変化はない。

1. EU加盟交渉の進捗状況と政府の反応

2001年を通して、エストニアのEU加盟交

渉は順調に推移し、2002年3月時点で24項目についての交渉を終えている。なお、交渉中の項目に関し、交渉のポイントは表1のとおりである。

欧州委員会が2001年11月に発表したプログレス・レポートは候補国12カ国のうち最大で10カ国の加盟を2002年中に承認する可能性を示唆しており、続く12月中旬にベルギーのラーケンで開催されたEU首脳会議で10カ国同時加盟の方針が打ち出され、2004～2005年の25カ国拡大EUの姿が視野に入ってきた。

ホロレイ経済大臣はジェットロ・ヘルシンキのインタビューに対し、プログレス・レポートのエストニアに対する評価の高さを指摘、現在、EUはエストニアに微調整を求めているだけと述べた。懸案の「エネルギー」分野

については、エストニアでは1社がエネルギー市場の90%のシェアを有するという特殊な状況にあり、「環境」の項目でも交渉の余地が限られている」とエストニアの特殊性を強調した。これに関連して、国内でのオイル備蓄も課題だが、備蓄設備が高くつくため、フィンランドのような近隣国での備蓄を認めるようEU側と交渉中である。同大臣は「関税同盟」の項目についても取り上げ、EUの指摘どおり、実施の準備が整っていることを示す必要を認めている。現在、経済の自由化が進んでいるエストニアでは、EU加盟により逆に関税を賦課する必要が生じるが、EU側は加盟時に一気に関税を賦課することは経済に悪い影響を与えること、また関税賦課の実務が整っていることを確認するためにも加盟前に関税を賦課しないし引き上げる必要があるとしている。

2. 産業界のEU加盟に対する受け止め方

ジェットロ・ヘルシンキでは、EU加盟について産業界の反応を見るために2001年12月に国内の主要10社にアンケート調査を行い、4社から回答を得た。回答ではEU市場へのアクセスに期待する声が多い一方、物価上昇や競争の激化を不安視していることも明らかとなった。

日本の企業として進出しているトヨタ・バルチックはEU加盟のメリットについて、「エストニアでは新車のほとんどが企業購入であるため、対内直接投資が増加すれば、それに伴って自動車市場が成長することが見込める」とみる一方、「賃金はおそらく急激に上昇する。有能な人材はさらに条件のいい仕事を求めて国外に流出するだろう」と経営側からみたデメリットを挙げている。

シンガポール系の繊維関連企業のトララム(Tolaram)はEU加盟のメリットとして輸出入関連手続きが今よりさらに自由化されるこ

とや、EU市場が開かれること、EU加盟国として世界と対等に事業展開ができることを挙げ、特に価格面での効果へ大きな期待を寄せている。反対にデメリットとして、コストの上昇に懸念を示している。プロGRESS・レポートに関しては「現状で2004年の加盟は有望であり、2002年末までに残りの項目もクリアすることを望む。エストニアだけでなくラトビア、リトアニアとも同時に加盟を望む」と期待を表明している。

エストニアのソフトウェア企業、マイクロ・リンクではEU加盟により市場へのアクセスが容易になり、文化的・心理的障壁が低くなる一方、外国企業との競争が激しくなることを警戒している。

ドイツ系の運送会社シェンカーは、加盟によって市場が広がるため、エストニア経済も同社の事業もともに拡大することが期待できるとしている。デメリットとしては、コストや通関業務への影響を挙げている。加盟準備の進捗に関しては「エストニアはよくやっているし準備も迅速で完璧だが、加盟時期についてコメントすることは時期尚早」と慎重な回答をしている。

3. 学識者の見方

タルト大学のウルマス・ヴァルブラネ教授は、「EU加盟により政治的安定、カントリーリスクの低下を期待でき、それが安価な資本調達コスト、汚職の減少、人材への投資、積極的な労働市場政策の実現へつながる」とメリットを挙げる。しかし貿易政策の大幅な変更や、11,000項目の品目への関税賦課、ウクライナとの自由貿易協定の廃止など、EUの基準を採用することになるといくつかの点で問題が発生する」と見ている。

政府への要望として、加盟交渉では農業分野で最適の生産割当てを取得するために最善を尽くすことが重要としているほか、これまで続けてきた財政政策の維持や免税廃止の移

行期間獲得も重要案件としてあげている。

これまでの加盟交渉進捗状況について同教授は、プロGRESS・レポートでの評価は良かったが、現在の経済政策は一般的過ぎて長期的な方向性が欠けていると指摘し、早急な加盟に懸念を表明している。

4. 今後の見通し

ラーケンEU首脳会議で2004年の拡大EUの実現という方針が打ち出された中で、各国とも残された課題に今後取り組むことになるが、エストニアは比較的余裕を持って進めることができよう。それはこれまでに合意に達した交渉項目数が多いということだけでなく、内なる「抵抗勢力」とでも言うべき世論の中で、EU加盟支持率が最近上昇してきていることによる。ルール首相の支持率低下につれて、同政権が推進するEU加盟に対する支持率も低下し、2001年9月には48%となって

いたが、9月末に行われた大統領選挙で野党のリューテル氏が当選し政治情勢が変わったことで支持率が上昇している。同大統領は老人や貧困層を支持母体にしており、EU加盟についてもこれらの市民層からの支持を獲得したことで11月には52%と支持率が上昇したとみられている。

エストニアはNATOへの加盟も目標にしている。一時はNATO加盟がEU加盟に先行するかのようには伝えられていたが、今回のプロGRESS・レポートの評価を得て、リューテル大統領がハロネン・フィンランド大統領を11月下旬に公式訪問した折に「EU加盟の方がNATO加盟より先」と言明している。

なお、2001年末にはルール前首相が辞任を表明、元財務相のカッラス首相の下で新政権が2002年1月26日に発足したが、EU加盟の方針に変更はない。

(長田 榮一)

表1 加盟交渉のポイント

番号	項目	現状	交渉のポイント
7	農業	2000年6月14日開始	農家への直接支払などに関し、共通農業政策(CAP)実施に向け法整備と行政能力を示す必要がある。
10	税制	99年11月12日開始	暖房エネルギーへのVAT課税料率と免税取引に移行期間を要請。一定の年間売上(25万クローン)以下の課税対象者のVAT登録の免除についても要請。タバコの物品税の移行期間申請にEUはまだ同意していない。風水力発電のVAT非課税を温存したいという希望にもEUはまだ同意していない。
14	エネルギー	99年11月12日開始	90日間の液体燃料備蓄義務は設備が高く付くことからエストニアは他のEU加盟国に備蓄することの可能性を探っている。
21	地域政策	2000年4月6日開始	エストニアは全領土をEUの地域政策対象地域に含めるよう要請。これが認められればEUの構造支援(金融支援)を申請できる。
29	財政・予算規定	2000年5月26日開始	EU予算への財政貢献は徐々に行いたいというエストニア側の要請を認めるのは時機尚早とEUは判断。
30	機構	未開始	
31	その他	未開始	

表2 外資系企業のエストニアへの主な投資理由（国別）

フィンランド	エストニア市場への参入、製造コスト
スウェーデン	製造コスト、投資リスクのレベル、経済的安定性
ドイツ、イギリス	天然資源
米国	製造コスト

（注）エストニアの外資系企業81社の回答に基づくデータ、以下同じ。
出所：投資庁・タルト大学共同アンケート調査「外国投資家2000」、以下同じ。

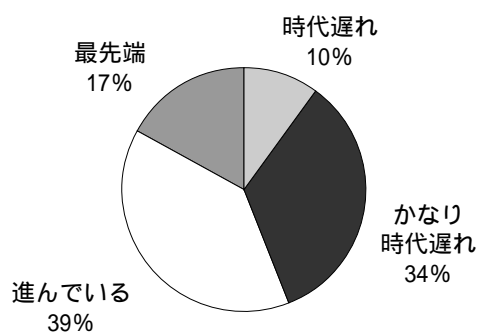
表3 外資系企業のエストニアへの主な投資理由（業種別）

販売、サービス	エストニア市場への参入、市場の成長性、経済的・政治的安定性
電子機器、機械、食品、繊維、IT	製造コスト
木材・製紙、家具	製造コスト、天然資源

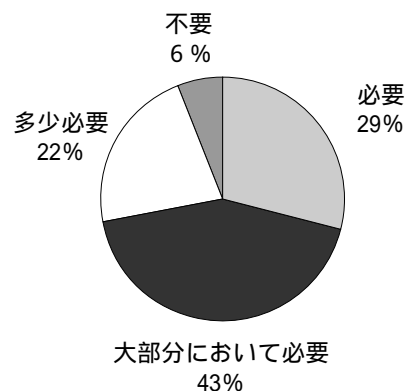
表4 エストニアに投資した外資系企業の満足度（項目別平均、5段階評価）

国 別		業 種 別	
フィンランド	4.20	IT	5.00
スウェーデン	4.18	建設	4.33
デンマーク・ノルウェー	4.00	食品	4.33
英国	3.67	家具	3.60
平均	4.06	平均	4.06

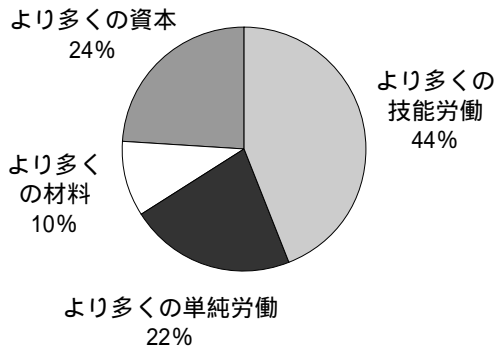
グラフ1 外国投資が行われる以前のエストニア企業の技術レベル(回答における割合)



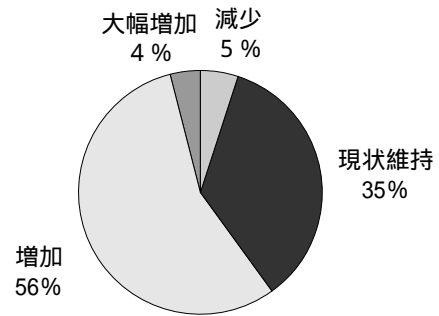
グラフ2 エストニア企業の状況に合わせた技術調整の必要性(回答における割合)



グラフ3 エストニア企業に対して移転が必要な分野(回答における割合)



グラフ5 エストニアにおける下請企業の使用に関する今後の計画(回答における割合)



グラフ4 対内投資に伴いエストニア企業に移転したもの(数字が大きいほど大規模移転)

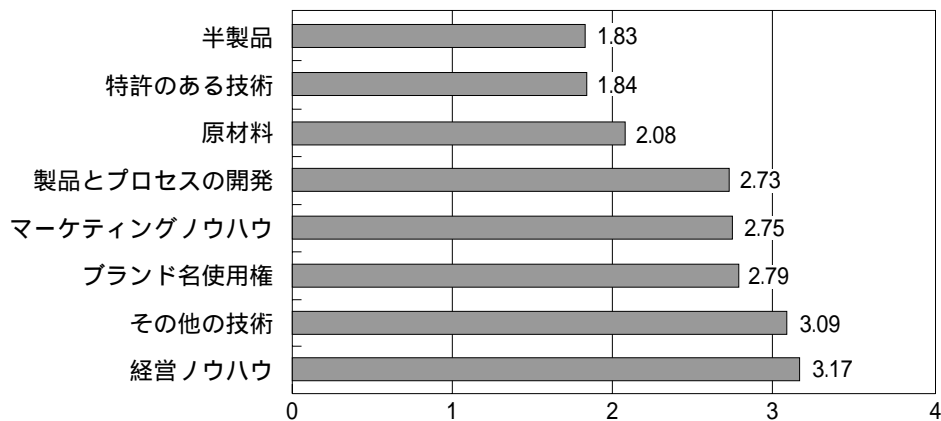


表5 主な輸出阻害要因に対する業種別評価(項目別平均、5段階評価)

国際市場の競争圧力	家具(4.50)、繊維(4.00)、木材・製紙(3.75)
労働力の不足	IT(3.33)、電子(3.14)
外国の関税、割当量	食品(4.20)、建設(3.00)
製造能力不足	IT(3.00)

(注)数字が大きいほど要因大。各要因につき重視している業種のみ掲載。

2001年におけるラトビアのEU加盟プロセスの進捗状況(ラトビア)

ストックホルム事務所

ラトビアのEU加盟交渉は順調に進展している。2000年2月の交渉開始時に加盟に向けた戦略を策定、各省庁が緊密な連絡の下に法令や行政制度の改革を行っている。また年に2回、議会と国民に対し交渉の進捗状況を報告して国民の理解と協力を求めている。

2001年11月の調査結果によると、国内企業の4割以上がEU加盟に賛成で経済発展や取引の安全性に期待を寄せる一方、競争激化を恐れる声もある。また政府に対しては、税制改革と行政上の障壁の撤廃によってより自由な企業活動ができる環境の実現を望んでいる。政府もビジネス環境の向上を図るため、各種の評議会を設けて企業の声を改革に取り入れるよう努めており、2001年11月に欧州委員会が発したプログレス・レポートでもこの点を2001年の改善点として評価している。

ラトビアは2001年末の時点で31の交渉項目のうち23項目を終了しており、プログレス・レポートでは現在のラトビアの改革ペースは2002年中に加盟条件を満たすものとみている。政府の公約どおり2002年末に加盟交渉が完了すれば、2003年にはバルト三国で同時に国民投票を実施し、2004年に加盟国入りする見通しだ。

1. EU加盟に向けた社会・経済システムの改革

ラトビアの外交政策の狙いはEUおよびNATO(北大西洋条約機構)への加盟におかれている。ラトビアは95年10月にEUへの加盟申請を行い、99年12月にヘルシンキで開かれた欧州理事会(EU首脳会議)の加盟交渉に参加した。またアキ・コミュノテール(EU法体系の総体)に沿った法制整備は、98年3月31日に他の加盟申請国と同時に開始さ

れた。EU加盟に関する国内法制の改正は95年以来行われている。法改正がすでに行われた分野のうち重要なものは、競争政策、消費者保護、製造基準、工業所有権および個人情報保護の保護である。いくつかの分野では法改正がまだ進行中で、2002年末までに完了する予定である。

加盟交渉が開始されたのは2000年2月であるが、EU加盟に向けた戦略がラトビア議会で採択されており、欧州委員会のプログレス・レポートで高く評価されている。EU加盟申請国の中でも、議会承認を受けた戦略を有し、議会と国民に進捗報告を年2回定期的に行っている国はほかにない。本戦略はラトビアのEU加盟へのガイドラインを設定し、EU関連事項について国家制度の整備と国民の理解や行動を促進して、EU加盟のプロセスを継続させ速やかな加盟を保証するものである。また本戦略は、国家の独立、民主主義、経済成長や文化的アイデンティティーの確保というラトビアの国益に基づいたものとなっている。ラトビアのEU加盟を成功させる上で戦略的に重要な統合方針としては、社会統合、経済統合、産業部門・環境・地域の発展、福祉、裁判制度・内務、文化・教育が挙げられる。EU加盟へ向けて実施されている改革は国民のニーズにも密接に関連しており、国家の発展にも寄与している。

政治レベルでは、議会と欧州問題担当委員会および政府(内閣)が法案を作成し、規則・決議・通達を採択、行動計画と課題の承認を行う。調整機関としては欧州統合評議会があり、首相を長として加盟に最も深く関わる部門の大臣が名を連ねている。評議会では優先事項を決め、加盟促進を図る決議や通達を採択し、加盟手続の進展を評価している。

行政レベルの調整機関は、EU加盟を担当する省庁による政府高官会議である。政府高官会議では特定の目標の達成に向けて省庁間で任務を配分し、行動計画の調和を推進・確認し、統合プログラムの実施状況を監督・評価している。ラトビアとEU諸機関との協力を図る機関は外務省であり、EUの政策問題に関してラトビアの立場を表明し、ラトビアの加盟努力に対するEU加盟国、国際機関、第三国の支援を促している。外務省はまたラトビアとEUの合意内容の遂行を監督し、EU加盟交渉の担当・調整を行っている。加盟交渉の代表団も同省の指導のもとで任務を遂行している。また二国間加盟交渉の代表団は外務省の国務副長官（Deputy State Secretary）が団長を勤め、各省庁の担当官吏、欧州統合同局長官、ラトビア銀行（中央銀行）の代表者から成っている。交渉団は国内法制の見直しのほか、委任されたEU加盟の交渉内容を政府に提出し、各省庁・産業界などから提出された交渉姿勢プロジェクトを評価してその結果を欧州統合同評議会へ提出している。欧州統合同局は、政府が起草した国内規制法令案とEU法との整合性について結論を出し、ラトビアの行政機関と欧州委員会の情報交換を確保し、加盟交渉の進展について国民へ情報提供を行っている。

各省庁は、例えば国内法令とEU法の基準との調和など、EU加盟が所掌する部門に関わる事項について責任をもち、EU加盟を担当する職員は全省庁に配置されている。また省庁間の作業部会は、ラトビアとEU間の合意により生じた義務や加盟パートナーシップの優先事項の達成の確保に役立ち、加盟交渉を促進する結果となっている。

ラトビアのEU加盟交渉の進展には、一般国民の理解と支援が不可欠である。そのため欧州統合同局は加盟交渉の状況を国民に常に告知するほか、EUおよび加盟国に関する情報資料を作成・提供しており、議論への参加や

インターネットを通じて、多様な視点の受け入れを図っている。また特定のEU法規をラトビアに導入する際には、それに関連する企業や業界団体に対してアンケート調査を行っている。

2．EU加盟に関する企業側の要望

ラトビアのEU加盟に賛成する割合は、企業側の方が一般の人々よりも多い。ディエナス・ビジネス紙（Dienas Bizness）の企業向けアンケート調査によると、回答企業のうち46.7%がEU加盟に賛成している。また欧州統合同局が国家事務局（State Chancellery）と世論研究センター（Centre for Studies of Public Opinion, CSPO）と共同で2001年11月に行ったアンケートでは、ラトビア国民の43.2%がEU加盟を支持しており、企業による支持率を若干下回った。

企業が加盟への賛成理由として挙げるのは、経済発展の効果、企業利益の保護、取引安全性の向上、EUによる金融支援、財・資本・人の自由な移動である。加盟に反対する企業は、加盟によりラトビアが様々なEUの規定を受け入れなくてはならないこと、環境が悪化する可能性があること、地元メーカーの受注機会が狭まることを理由に挙げている。

ラトビアのEU加盟に対する企業側の関心は競争力に集まっており、EU市場における競争力を確保するために、加盟交渉の間でできる限り有利な状況となることを政府に求めている。一方、より厳しい競争に対する準備ができていない企業はEU加盟を発展の機会と考えている。

3．企業が政府に求める法令・規則の改革

企業の要望は、主に税制などの法令・規制に関する行政面での障壁の問題に向けられている。スウェーデン国際開発庁（SIDA）とラトビア開発庁（LDA）の世論調査データ

によると、企業活動に対する行政面の障壁のうち主たるものは行政組織における不親切な対応、行政組織間の連携不足、不透明な事務処理、手続きに関する情報の不足、汚職である。また、企業は法案作成に関与したいと考えている。このため経済政策問題に関する政府と産業界の対話の構築を目的として、経済省では国民経済評議会（NEC）の下部組織として専門家評議会を99年以来設けている。NECは経済大臣を議長とし、ラトビアを代表する企業、公共・民間組織の経営者21人で構成されている。NECは政策策定の役割を担っており、経済政策の主要な方向性について助言を与え、戦略ペーパーやプログラムの勧告を行い、起草された法令を再吟味し、支援スキームやインセンティブの優先事項や目標を明らかにする。またNECはビジネス環境の向上に関する協議にも参加している。NECの活動を支えるため、19の分野別専門家評議会は担当分野についての勧告の作成や政策実施に向けた具体的な提案の用意、起草された法案や規則についての意見陳述を行っている。NECによって採択された決議は内閣と議会に送られる。このような協議プロセスによって、省庁間の調整や、ラトビア銀行・国税庁・国家企業登記所などの連絡を図っている。

99年には代表的な外国の投資会社がラトビア外国投資家評議会（Foreign Investors' Council in Latvia）を設立し、政府と定期的な会合を行い、ビジネス環境の向上策を半期ごとに見直している。

欧州委は2001年のプロGRESS・レポートでラトビアのビジネス環境が向上しているという評価を下している。同レポートはさらに税制と通関手続の煩雑さについて言及し、加盟プロセスのさらなる促進とラトビアの企業に対する行政面の障壁撤廃の必要性を指摘している。

4．EU加盟についての政府見通し

政府は2004年の欧州議会選挙への参加を目指して、2002年末に交渉を終了することを公約している。ラーケン宣言では、EUが2004年までに新たに10カ国の加盟を承認するとしている。これを成功に導く前提条件は、加盟候補国が公約事項をタイムリーに達成することである。ラトビアの改革の現在の進捗状況に対する欧州委の評価は、ラトビアが2002年内に加盟条件に合致するという前向きな見通しを確認するものである。2000年2月に加盟交渉を開始して以来、2001年末までにラトビアはEU加盟交渉において23の交渉項目を完了している。現在交渉中の項目は、農業、税制、通信情報技術、地域政策、司法・内務、財政・予算規定である。

ラトビアは2002年上半期中に残りの交渉項目を完了する見込みである。ラトビアの交渉の進展は、その信頼性、現実性、公約の実施能力にかかっている。

5．EU加盟時期の政府見通し

2002年末にはEU加盟交渉が完了する見込みである。その後加盟合意文書が作成され、ラトビア議会と加盟国による批准の後、欧州議会で承認されることになる。加盟の最終段階においては、2003年8月23日にバルト3国で同時にEU加盟に関する国民投票が行われる可能性がある。政府は2004年にラトビアがEU加盟国になると見込んでいる。

6．プロGRESS・レポートに対する政府、経済界の反応

政府は欧州委によるラトビアのEU加盟のプロGRESS・レポートを好意的に評価している。レポートはラトビアの達成状況を示した上でEU加盟上の問題点が指摘されているので、今後の国内改革を促進するものとみられている。レポートの勧告は今後の改革におい

.....

て十分に考慮され、戦略プログラムに掲げられる。欧州委による評価は国家経済の発展の方向を検討する際に言及されている。

一方、企業はレポートをあまり重要なものとは考えていない。例えばラトビア工業連合会（Latvian Federation of Industry）のジクマニス会長は企業の多数意見として、実際にビジネスを行うためというよりはラトビアに関する一般的な情報の理解のために有用であるに過ぎないと評価している。同会長は欧州委による最近のプログレス・レポートが、国家全体の発展にとって重要な役割を果たす、工業の発展や科学に対する取り組みに十分焦点を当てていないと考えている。現在サービス部門の比重が圧倒的であることに鑑みれば、経済発展のためにはまず工業の発展に目を向ける必要があるとしている。

同様の視点は経済省顧問のクラスティンス氏からも提起されている。同氏によると、欧州委のプログレス・レポートはEUとしての意見を述べているだけで、問題とされている事項はラトビアではよく知られているものであるとしている。

エコノミストの視点はまた異なる。例えばラトビアの著名なエコノミストであるウルデイス・オシス氏は、プログレス・レポートによるラトビアの評価は、必ずしも政府のものと同じではないものの、正当であると確信している。

7．貿易・投資システムの変化

政府は経済改革プログラムを実行し、市場経済の導入を継続的かつ着実に進展させてきた。ラトビアは99年に欧州委より十分機能する市場経済を有すると認められている。経済・金融政策の分野におけるEU法規との法制度の調整はほぼ完了している。

ラトビアの貿易政策は、グローバル化と経済の収斂化のもとで、EUの貿易政策を尊重した2国間および多国間合意に基づいてい

る。従ってラトビアの貿易政策はEUの共通安全保障政策および共通貿易政策と密接に関わっているといえる。

近年、ラトビアの国内市場を保護する強固な法的基盤が整備されてきており、EUの貿易保護関連法制の導入は完了している。2001年には、二重規制の導入問題が解決し、ラトビアがEU加盟後に第三国からの繊維・鉄鋼製品の輸入について二重規制が行えるようになった。

ラトビア議会はEUのイニシアチブのもと、特惠関税制度の導入に関する法案を現在検討している。これにより、ラトビアはいくつかの発展途上国との関係において、兵器を除く全製品に0%の関税率を適用することになる。

市場経済への移行を促すため、政府は経済における民間部門の役割を重視し、様々な経済部門で外国投資や競争の促進を図ってきた。外国投資を呼び込み、企業にとって魅力的な投資環境を確保するため、積極的に法整備を進めている。このような法整備には、様々な税制優遇措置、不動産の取得および活用、簡便な関税手続き、特別経済地区および自由港へのアクセス、ビザおよび就労許可に関する規制の改善といった、外国投資家が特に関心を有する分野が含まれている。

8．近年の企業活動に関する法令、規則等の変化

ラトビアにおける企業関連法制の改善に資する主な動きの1つは商法の採択である。同法は、簿記および監査を除く全てのEU内の企業活動の原則を取り入れており、2002年1月1日より施行されている。これによってラトビアの企業環境の国際的調和と向上が保証されるものとみられる。

新しい競争法は2001年10月4日に採択され、2002年1月1日より施行されている。本法の目的は支配的地位の濫用防止、合併・買

収（民営化の過程で起こるものを含む）の規制、不公正な競争慣行の防止である。同法に対する違反の調査のため、独立した競争評議会と競争局が設立された。競争評議会は経済省への報告を行うが、経済省は評議会の調査や決定に影響を与えることはできない。ただし評議会の決定を不服として裁判を起すことは可能である。

ラトビアには他国と同様、複雑なインフラが必要なために競争が制限される、いわゆる自然独占の部門がある。2000年11月、ラトビア議会は公共サービス規制者法（Law on Regulators of Public Services）を可決した。同法のねらいは経済的に妥当な費用に対応した料金で、安全・良質な公共サービスを受ける機会を持続的に確保することにある。同法はまた、公共サービスに対する規制と適切な法的関係に関わる手続きを確立することで、規制部門において経済原理に基づいた競争の発展を促進するものである。同法の規定に基づき、2001年9月1日より公共サービス規制委員会（Public Services Regulation Commission）が国家規制部門における規制者としての役割を統一して担うことになった。

2002年1月1日には「自由港および特別経済地区における税制の適用に関する法律」が施行された。本法は自由港および特別経済地区における間接税と直接税の減免について規定を設け、また自由港および特別経済地区における国家社会保険負担金の支払い方法を定めている。ベンツピルス自由港、リガ自由港、レゼクネ特別経済地区、リエパヤ特別経済地区で活動を行う企業に対する主な減免内容は以下のとおりである。

特別経済地区で企業に供される石油製品の物品税を免除

付加価値税適用対象者によるリエパヤ特別経済地区の企業および同地区での建設サービスについて付加価値税を免除、また自由地区外での自由港・地域の運営に

かかる建設サービスについては2003年12月31日まで付加価値税を免除

不動産税の80～100%の還付

法人所得税の80%の還付

9．製品認証などのシステムの改善状況

ラトビアにおける製品認証システムの変更は、EU統一市場内の財とサービスの自由移動に関わる問題である。ラトビアは財の自由移動に関するEU法規の大部分を取り入れ、必要な認定・標準化・度量衡・市場監視機関のほぼ全てを確立している。財の自由な移動が意味することは、ラトビアの企業がEU全域でいかなる制限も受けずに自社の製品を売る機会が与えられるということである。ただしその企業はラトビアおよびEUの認証を受けていなくてはならない。逆にEUのメーカーは追加的な認証を受ける必要はない。ラトビアは認証・試験といった適合性評価を追加的に受けることなくEUへ財を輸出できるよう、適合性評価に関するEUとの協議を2000年に開始し、2002年5月に合意書を締結することが見込まれている。現在までに、ラトビアは本合意（適合性評価の範囲内の部門）に加えて、電気製品の安全性と電磁波シールド性、玩具、建設資材の3つの添付事項を起案した。現在、医薬品・身辺警護装置・エレベーター・機械工学・接触圧成形について交渉が進行中である。

EU標準規格への適合はスムーズに進んでいる。70%の標準規格は既に適合しており、見通しでは少なくとも80%の標準規格が2003年までに適合する予定である。顧客や共同事業者からの信頼確保に役立つことから、ラトビアでは自発的な標準規格化の動きが徐々に広がっている。

.....

10. 法・規則の施行により起こった変化

ラトビアで商法が施行されたことにより、共同経営（個人・有限会社）や資本会社などの形で、外国企業や個人がラトビアで企業を単独で設立、登記できるようになった。なお個人は独立実業家として行動することも可能となった。

同法が企業環境を向上させた他の例としては、取引や合意が代表権のない者により締結されたために無効と認定された場合について、相手方企業が保護されるようになったことである。同法は、企業の代表者であれば無制限に取引を締結できる権利があるが、その取引の責任の所在はその企業内の問題である、という立場を取っている。

商法ではさらに、固定資本の増減に関する情報を十分公開し、一般に公表する義務を規定することで、第三者や少数株主の保護を確保している。

11. 対内投資の阻害要因とされたシステムの变化

欧州委が2001年に発表した、99年以降の加盟候補国による企業家精神・競争力促進政策に関する報告書でも強調されているように、ラトビアでは企業環境の向上にむけ、透明性が高く効率的なメカニズムが設置されてきている。これは政府、外国投資家評議会および商工会議所などの他の経済団体との間で、法律や行政面での投資に関する障壁について定期的な協議を行うという形を取っている。こうした活動は99年2月2日に内閣により採択され、その後見直しを行った「企業環境向上のための行動計画」(Action Plan to Improve the Business Environment)にも反映されている。本行動計画は厳格な日程のもとで様々な省庁により実施される30の詳細項目から成る。これは2年に1度更新され、経済界に対

する政府の公約としての働きを有しており、その実施についてはラトビア開発庁が監視している。

このプロセスはいくつかの分野で具体的な成果を導いてきた。最近のものとしては国税庁内に不服申立機関が設立されたこと、国境警備と税関の責任の範囲がよりはっきりしたこと、不動産税を決定するための土地評価に係る情報がより明確になったことが挙げられる。今後の課題は残りの障壁のより詳細な分析と、本プロセスへの地元企業の参加を確保することである。その結果として、専門家団体（例：運輸業者団体、仲介人団体）の介入増、他の企業協議メカニズムとの調整強化、地方レベルへのプロセスの分権化といった傾向が見られる。

12. ラトビアの税制の变化

ラトビアはEUで規制されている税制上の問題について一部は既に調和を図っており、残りについても調和を公約している。ラトビアにおけるEUの要求基準への税制調和は、EUが規制している間接税（物品税、付加価値税、関税）の税率の引き上げ、新税の導入、および様々な税制優遇の適用の幅を狭めるような国家援助に対する条件の追加を意味する。ラトビア税法のEU要求基準への調和は、次のような変化を生み出した。

付加価値税の免税一部廃止。2003年以降、現在免税とされている財の一部に9%または18%の税率を適用。

物品税の税率引き上げ。2003年までに、ディーゼル燃料にかかる物品税が1,000リットル当たり現在の100ラツツ（1ラツツ=約210円）から130ラツツに、石油燃料は1,000キロ当たり5ラツツから7ラツツに引き上げられる。ガソリンは既に現在EU水準にある。アルコールにかかる物品税は既にEUの最低水準を超えている（エタノール100リットル当たり

EUは310ラツツ、ラトビアは550ラツツ)、ビールは2003年までに100リットル当たり現在の2~4.4ラツツから8.1ラツツに引き上げられる。タバコの物品税については、ラトビアはEUといかなる合意にも達しておらず、2010年までの経過期間が設けられるよう請求している。EUでは合計の税率が小売価格の57%を下回らないことになっているが、ラトビアではタバコ1,000本当たり5.1ラツツに固定されている。

関税はEUの要求水準に調整されている。EU加盟後に、ラトビアは追加的な農業関税を導入しなくてはならない。

政府により推進されている政策は、投資に対する追加的なインセンティブ(税制優遇や納税猶予)の導入、法人税や社会保険負担金などの負担軽減により、投資に有利な環境を提供することをねらいとしている。2002年1月1日よりラトビアの法人税はそれまでの25%から22%に軽減され、2004年までには

15%に軽減される。雇用者による社会保険負担金は、現在賃金支払コストの27%であるが、負担率が軽減され、また2003年より被雇用者と折半となることで、16%になる。

2001年1月1日より、1,770万ユーロ以上の投資を3年以内に行う外国投資家は投資金額の40%相当分まで法人税の納税猶予を受けることができる。ただしこの納税猶予を受けるには投資家の投資計画が政府に承認されなくてはならない。

さらに2001年6月6日より、ハイテク製品のメーカーに対する、30%の法人税払戻しが施行された。ただし当該企業がISO9001またはISO 14001の認証を得ていること、支援対象の製品が企業の売り上げの75%以上を占めていることが条件である。

これらの投資家に対するインセンティブ、税制優遇措置、企業環境の向上は、EU法への国内法制の調和を図ると同時に、ラトビアが企業および投資にとって安全かつ有益な場所であることを保証するものである。

急ピッチで進むEU加盟交渉(リトアニア) ~農地購入解禁と原発閉鎖が課題~

コペンハーゲン事務所

リトアニアのEU加盟交渉が急速に進展している。2000年2月15日の加盟交渉開始時に、サウダルガス元外相は「2002年までに加盟交渉を終了、2004年1月1日に正式加盟を実現する」と発言し、内外から「楽観的過ぎる」との批判を受けたが、現在の加盟交渉進捗状況からみて、この目標が実現される可能性が高くなってきた。

1. EU加盟交渉の進捗状況とプロセスレポートの評価

(1) 加盟交渉の進捗状況

リトアニアは、2000年2月15日にEU加盟交渉を開始した。2001年末時点、アキ・コミュニテールの31項目のうち、29項目について交渉を行っており、うち23項目が終了している。政府は、残っている交渉項目(農業、税制、エネルギー、地域政策、司法・内務、財

政・予算規定など)について2002年末までに交渉を終了し、2004年1月の加盟を実現したい意向である。

(2) プロGRESSレポートの評価

EUの年次報告書であるPROGRESSレポートでリトアニアは、97年以来継続して政治基準を満たしているとの評価を得ている。経済基準に関しては、2000年の同レポートで初めて、「正常な市場経済が機能しているとみなすことができる」という評価を受けたが、2001年のレポートでは、「リトアニア経済は正常な市場経済である。現在実施している構造改革プログラムが継続すれば、近い将来EU域内の競争圧力と市場諸力に対応可能な能力を確保できるであろう」という評価を得た。これによりリトアニアの市場経済への移行が確固となったことを示している。アキ・コミュノテルの採択・実施に関して2000年の同レポートでは「行政能力の強化では、予算の制限が支障になっている側面もあり、継続的により一層の努力が行われるべきである。」との評価であった。2001年の同レポートでも、「行政能力の強化では、2001年の行政構造の変革などは進展しているが、まだ必要な行政能力を得る過程にある」という評価であった。

このように、同国は加盟に向けて、着実に準備を行っているが、政治基準に関しては、汚職の問題において透明度の高い行政処理方法の確立など行政機構内の安定を図るための早急な対応、EU補助金の執行に関するさらなる改善がEUから求められている。

経済基準に関しては、近年上昇を続けている失業率(年平均:98年6.4%、99年8.4%、2000年11.5%、2001年12.5%)に対する労働市場の構造改革、エネルギー市場の再編成と自由化、金融仲介業、対内投資の活性化がEUから求められている。

(3) PROGRESSレポートに対する政府・産業界の評価

政府の評価

外務省は、PROGRESSレポートが発表された翌日(2001年11月14日)に同レポートに対する見解を発表している。その見解では、「リトアニアの現在までの達成事項は、EU側で十分に認識されていることがわかる。政府は欧州委員会の指摘する未達成事項について十分認識しており、改善を行うべく最善を尽くしている。リトアニアの目標である2002年内に加盟交渉を終了し、2004年1月1日にEU加盟を実現する見込みである。リトアニアの経済が、近い将来EU域内の競争圧力に対応可能な能力を確保できるという欧州委員会の評価は、現政権・前政権の政策が肯定的な評価を受け、これからのEU加盟準備への原動力となるものである」と発表している。

それに加え、リトアニア政府EU加盟準備委員会(各省庁のEU加盟基準達成への取り組みをまとめる政府下に設置された機関)のパウクスニス副委員長に対しジェトロ・コペンハーゲン事務所が実施したインタビューでは「今回のPROGRESSレポートは今までの中で最も評価が高く、2002年中に加盟交渉を終了できる可能性が高いとするものである。未達成事項で改善の必要な点などは、事前に認識もっていた。経済基準と行政能力に関する評価が良いものであったことは、喜ばしい」とのコメントを得た。また経済省へのインタビューでも同様の回答を得た。

産業界の評価

産業界の評価も政府と同様に好意的である。リトアニア産業連盟(主に製造業が加盟)のアレルーナス副事務局長に対しジェトロが実施したインタビューでは、「産業界は、今回のPROGRESSレポートを歓迎している。EU加盟は、産業界にとって非常に重要なものと認識している。EU加盟によりEUと強い

つながりを持つこととなり、企業はEUの巨大市場でビジネスチャンスを得ることができる。しかし、EUはサンタクローズのように単にプレゼントをリトアニアに運んでくれるものではなく、リトアニアは自分自身でチャンスを利用し成長していかなければならない。そのためにも、リトアニア企業の転換が必要である」とのコメントを得た。

専門家の評価

ヴィルニウス大学講師のチチンスカス氏は、「今回のレポートは評価が非常に肯定的である。2000年に初めて市場経済が機能していると評価されたリトアニア経済が、今回のレポートでは市場経済は継続して機能しているとされており、市場経済が確固としたものになったと理解できる。行政能力に関しては、既に必要な行政機関の設立は終了しており、これからの問題は、設立した機関をどのように機能させていくかにある。」とコメントした。

独立系シンクタンクであるリトアnian・フリー・マーケット・インスティテュートのヴィルピサウスカス政策アナリストは、「今回のレポートは、リトアニアに対する評価としては現在までで最も良かった。今回のレポートと2001年12月にベルギーのラーケンで開催された欧州理事会（EU首脳会議）の結果を踏まえると、リトアニアのEU加盟は予定通りに行われると考えられる。今回のレポートでは、加盟国の行政能力に評価の重点が置かれ始めたということが注目される。」とコメントした。

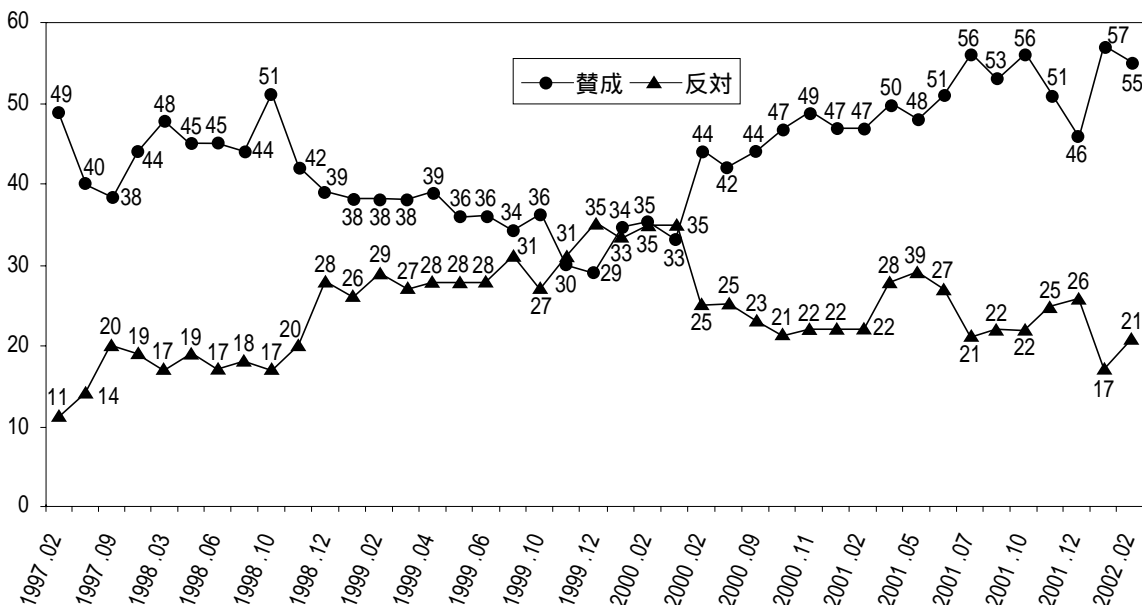
国民の評価

プログレスレポートに対する国民の評価に関する意識調査は実施されていない。そのため、チチンスカス氏とヴィルピサウスカス氏にコメントを求めたが、両者とも「マスメディアでの報道を見る限り、国民は満足しているようだ」とコメントしている。

国民のEU加盟への支持は、2000年半ば以

リトアニア国民のEUに対する姿勢の移り変わり（1997～2002年）

明日リトアニアのEU加盟批准に関する国民投票が行われた場合、賛成しますか、反対しますか？



出所：ヴィルモルス 2002年

降安定している。さらに、2001年半ば頃より、反対派は20%程度に定着したままで、賛成派が過半数を超えるという結果になっている。

これについてチチンスカス氏は、「EUに関する報道やキャンペーンなどにより、国民の間にEUへの理解が深まっている。これまで「わからない」と回答、または無回答であったグループの一部が、EU賛成派に回っている」と分析している。

2. 政府、産業界の加盟交渉に対する取組みと重点課題

(1) 農業用地の外国人への売却

リトアニアでは外国人による商業目的の土地購入は認められているが、農地購入については憲法により禁じられている。これを外国人に開放することが、EU加盟交渉の農業項目の終了を左右する状況となっている。この変更には憲法の改正が必要となり、国会議員総数の4分の1以上または有権者30万人による賛成をもって、憲法改正案が国会に提出され総議員の3分の2の賛成で2度可決されなければならない。この2度の投票の間隔は最低3カ月が必要である。

2001年10月30日に国会に提出された改正案は、2002年1月15日に初審議が行われ、第1回の投票が同年1月25日に行われる予定であったが、国会で意見がまとまらず、結局、第1回投票は1カ月後に持ち越されることとなった。この原因のひとつとして、多くの農民によるロビー活動があげられる。農民の政治的影響力は大きいため、この憲法改正は難航する見通しである。

これに対し、リトアニアEU加盟準備委員会は「この憲法改正案は外国人の農地購入に対し、移行期間を設けて通過するであろう」と予測している。

この動きに対して、前述のヴィルピサウスカス政策アナリストは、「憲法改正を実現させるためには、外国人の農地購入に移行期間

を設けるのが現実的な方法であろう。しかし、この決定には、EU加盟とリトアニアの経済の再編に関して悪影響が出てくるであろう。EU加盟に関しては、既に資本の自由移動についての交渉を移行期間なしとして終了している。外国人の農地購入の解禁に関しては、農業項目だけではなく資本の自由移動にも影響するなど、解禁への移行期間設定が交渉進展に悪影響を与える可能性がある。経済面では、外国人の農地購入解禁により、問題となっている生産性の低い農業分野の改編を促進させると考えられる。既に農地を借入し、農業を始めている外国人投資家は存在する。外国人による農業分野への進出により同産業の生産性の向上をもたらすが、移行期間の設定によりこの動きが減速される恐れがある」とコメントしている。

(2) イグナリナ原発問題

リトアニア国会は99年、イグナリナ原発の原子炉2基のうち1基を2005年までに閉鎖し、残り1基の将来の取扱いを2004年までに取り決めるとした。しかし、EUは残る1基の閉鎖を2009年までに行うように要求している。99年に決定された同国のエネルギープランは、2004年に改定される予定であったが、EUの要求に従い2002年中に改定され、残る1基の閉鎖も決定される見込みである。プラザウスカス首相は、2002年中に残る1基の取扱いを決定するとEUに対して約束をしている。

前出のEU加盟準備委員会・専門家は、「イグナリナ原発閉鎖はアキ・コミュニテールに含まれていないが、残る1基の閉鎖なしにEU加盟交渉は終了できない」と分析する。

一方、産業界は閉鎖に反対している。リトアニア産業連盟のアレルナス副事務局長は、「原発の閉鎖はリトアニアの重要な電力源を失うこととなり、産業界にとって大きな損失である。政府に対しロビー活動を行って

いる」とコメントした。

イグナリナ原発発電所長は、「政府が以前発表したように、残る1基は2012年頃まで稼働を続けるのが最善だと考える。閉鎖を2009年に行うとなると、閉鎖作業を急ぐ必要があり、そのような状況は事故発生の確率を高くする。また発電所の職員は、原発が閉鎖される際に職員への社会保障が行われる可能性が低いことなどから、彼らの勤務モラルが将来低下することも心配する」と地元英字紙にコメントしている。

イグナリナ原発は、ラトヴィア・ベラルーシ国境に近いヴィサギナスの町にあり、現在同国の電力の80%以上を供給している。さらに、余剰電力はラトヴィア、カリニングラード、ベラルーシなどへ輸出されている。

ヴィサギナスの住民の大部分は同原発の職員であり、その多くは原発が建設されたときにロシア、ベラルーシ、ウクライナなどから移住してきて人々でリトアニア語を話さない。原発閉鎖後のこの町の活性化のために、現在各種産業誘致活動が行われている。しかし、原発職員で他の職を見つけた者の流出がとまらず、また不動産価格も低下している。原発閉鎖後の高失業率やこの町の過疎化を防ぐための対策が必要となっている。

(3) 国営企業の民営化

リトアニアでは2001年、842の国営企業または国有不動産が売却され、4億6,800万リタスの歳入があった。中小の国営企業の民営化はほとんど終了し、現在は大企業民営化が行われており、国営企業の民営化は最終段階にある。

セーピングバンク（リトアニア最大のリテール銀行）の民営化は、2000年10月の入札に唯一参加したハンザバンクと交渉が進められていた。しかし、ハンザバンクの株式を56%所有するスウェーデンのフォイーグス・スパーバンクとスカンディナヴィスカ・エン

スキルダ・バンケン（リトアニア最大の銀行ヴィリニウスバンクスの株式を約98%所有）が合併の予定を発表したため、国内での同2行からなる新銀行の市場占有率に関わる問題から交渉が一時中断していたが、結局ハンザバンクがセーピングバンクの株式90.73%を1億9,040万リタスで購入した。

2001年5月には、リトアニア国営海運会社の株式76.36%をデンマークのDSDFトアラインが、1億9,040万リタスで購入した。最後の国営銀行となったアグリカルチュラルバンクの株式76.01%は、既に99年9月と2000年5月に2度の入札が行われたが、入札額が低すぎたこと、最低入札額を満たした銀行との交渉決裂により、民営化は失敗に終わっていた。3度目の入札は2001年8月に行われ、ドイツのノルドドイッチェ・ランデスバンクが入札に成功し、2001年の12月に交渉が開始され、2002年2月18日に76.01%の株式が7,100万リタスで合意し、これを以って同国の国営銀行の民営化は完全に終了した。この売却合意の発表は非常に好意的に受け止められており、リトアニア中央銀行レイノルディユス・サルキナス総裁は、「リトアニアの主要貿易相手国であるドイツの著名な銀行への売却は非常に喜ばしい。今回の売却により、北欧勢が優勢であるリトアニアの金融業界に、ドイツの銀行が参入することになり、業界にバランスがとれるのではないかと地元紙にコメントしている。

97年に発表された戦略的民営化案件（大企業民営化案件）の14件のうち、残る案件は、リトアニア航空のみとなった。2001年11月には同社の民営化アドバイザーとして、ドイツのインデコン・コンサルティングが選定された。2001年9月の米国テロ事件以降の世界の航空会社の経営状態の悪化より、民営化には時間を要するようである。ヴィルニウス大学講師のチチンスカス氏からも、「リトアニア航空の民営化は、一時中断している」

とのコメントを得た。2002年2月27日付けデンマークの経済紙ビューアセンによれば、民営化はこの春に開始される見込みで、民営化されるのは株式の49%分と見込まれている。

EUからも指摘を受けているエネルギー分野の民営化も準備が進みつつある。リトアニア国営ガス会社の民営化プランが、2001年11月14日国会で承認を受けた。2002年の第2四半期に、同社の株式34%を西欧の戦略的投資家に売却するために、入札が実施される。この戦略的投資家が決定した後、ガスの供給会社へ株式の30%が売却される予定。

電力分野では、企業規模が非常に大きいため現在3社（発電1社、送電2社）の再編成を行っている。送電2社は、それぞれリトアニアを地理的に東西に分割し、各地域を担当する。EU加盟準備委員会のパウンスニス副委員長によれば、各社の民営化はイグナリナ原発の残る1基の閉鎖時期が決定され新エネルギープランが制定される2002年下半年以降になるとのことである。

3. ビジネス環境の変化

(1) リタスを米ドルペグからユーロペグへ

中央銀行は99年10月31日、「固定為替制の基準通貨を米ドルからユーロとドルの通貨バスケット制にせず、ユーロとする最終決定を2001年の後半に行う」と発表した。2001年4月5日に基準通貨変更法案が国会を通過し、同年6月28日に2002年2月2日から基準通貨としてユーロを採用することが正式に発表された。2002年2月2日の基準通貨ユーロの導入時には通貨の切上げ・切下げを全く行わず、同年2月1日の欧州中央銀行ドル・ユーロ為替レートと今までの1ドル=4リタスを用いて新レートの換算が行われ、新レートは1ユーロ=3.4528リタスとなった。

今回の変更で懸念される点としては、リトアニアの主要産業の1つである石油精製・エネルギー産業への影響である。同産業の輸出

入は基本的にドルによって決済が行われており、今回の基準通貨変更により今後はドル・ユーロの為替相場の変動による影響を受けることになる。一方、EU諸国・EU加盟候補国への輸出を中心に行う企業にとっては朗報である。近年のドル高がリトアニア製品の国際競争力を低下させたため、輸出企業は非常に厳しい状況にあった。同国の輸出は対EU諸国・EU加盟候補国の割合が増えてきており、両地域への輸出は2000年、総輸出額の54.9%となっている。両地域に輸出を行う企業は、変更以降為替相場の変動の心配がなくなり、さらに輸出割合が増えるものと見込まれる。

また、基準通貨のユーロへの変更は、将来的な欧州通貨統合参加にむけての準備にもなる。ユーロとリトアニアリタスの為替レートを固定することで、他の基準を満たすことに専念することができる。

中央銀行サルキナス総裁は、ユーロ導入は早くも2007～2008年になる見込みであると発言している。

(2) 投資優遇措置の変更

同国では現在、フリーエコノミックゾーン（FEZ）を除いて外資のみを対象とした投資インセンティブは存在しない。経済省に行ったインタビューによると同ゾーンは現在稼働しておらず、クライペダのフリーエコノミックゾーンは2002年3月より、カウナスは2002年末より実質稼働し始め、廃止の予定はないとのことである。

法人への課税に関する法改正が2001年12月に行われており、2002年1月1日から施行されている。今回の改正により、法人所得税率は24%から15%に引き下げられた。また小企業については、2001年までは従業員数50人未満、年間総売上が100万リタス未満の企業に対して税率15%であったが、2002年より10人未満の従業員、年間総売上が50万リタス未満の企業に対し税率13%を適用することとなっ

た。配当送金への源泉徴収税が現行の29%から2003年1月1日より15%に引き下げられる。また受け手側が、当該リトアニア企業の株式の10%以上を所有する場合、無税となる。一方、再投資・固定資産への投資に対する税免除は廃止された

2002年の半ばには、新しい投資インセンティブが施行される予定であるが、現在法案作成中で詳細は明らかになっていない。大きな流れとしては、外国と国内の投資家を同等に扱うという基本姿勢のもとに投資インセンティブが作成されると経済省からコメントを受けた。

今回の税制度変更についてリトアニア産業連盟は「法人所得税の税率引き下げは歓迎するが、再投資・固定資産への投資に対する税免除が廃止されたことは非常に残念である。外国投資家が、この税免除の必要性はあまりないと政府に回答したために廃止されたが、これはリトアニア企業の設備投資へ大きく影響すると考えられる。この事例からわかる通

り、リトアニアで外国投資家は非常に優遇されている。現在は外国投資家と国内投資家の同等な取扱いに向けて、政府と会合をもっている」とコメントしている。

(3) EU加盟による関税率が貿易に与えるインパクト

リトアニアは現在、EU加盟に向けた関税率の調整を行っている。外務省は、リトアニアの関税率がEU関税率と均一となることにより、EU圏外で貿易関係の深い13カ国（日本、米国、カナダ、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、中国、インド、マレーシア、台湾、イスラエル）に与える影響について調査を実施した。

最も大きな打撃を受けるのは、現在リトアニアが自由貿易協定を締結しているウクライナである。EUへの加盟が実現した場合、ウクライナとの自由貿易協定は失効するためである。

（猪木 祥司）

EU拡大交渉進捗状況（2002年3月26現在）

	ブルガリア	キプロス	チェコ	エストニア	ハンガリー	リトアニア	ラトビア	マルタ	ポーランド	ルーマニア	スロベニア	スロバキア	
1	モノの自由移動		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
2	人の自由移動		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
3	サービスの自由移動	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
4	資本の自由移動	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	
5	会社法	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
6	競争政策				×	×	×				-	×	
7	農業									-			
8	漁業	×	×	×	×	×	×			×	×	×	
9	運輸政策		×		×	×	×	×			×		
10	税制			×		×	×		×		×	×	
11	経済通貨同盟 (EMU)		×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
12	統計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
13	社会政策・雇用		×	×	×	×	×	×	×		×	×	
14	エネルギー		×	×		×		×	×		×	×	
15	産業	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
16	中小企業 (SMEs)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
17	科学・研究	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
18	教育・訓練	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
19	通信・情報技術	×	×	×	×	×		×	×		×	×	
20	文化・オーディオビジュアル	×	×	×	×		×	×	×		×	×	
21	地域政策												
22	環境		×	×	×	×	×		×		×	×	
23	消費者保護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
24	司法・内務		×	×	×			×		-	×		
25	関税同盟		×	×	×	×	×		×		×	×	
26	対外関係	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
27	共通外交・安全保障政策 (CFSP)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
28	財務管理		×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	
29	財政・予算規定									-			
30	機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		14	24	24	24	24	24	23	21	22	9	26	23

× … 交渉が終了。

… 交渉中のもの。

× … 暫定的に交渉が終了(3月21日時点)。6月のEU閣僚理事会で正式に合意。

- … 交渉未開始

出所：欧州委ホームページより作成

コアビジネスの強化を図る製薬各社 (欧州)

ロンドン・センター

欧州大手製薬各社の2001年の業績は、各社とも増収増益の好調な結果であった。各社とも米国市場と医薬品事業に重点を置き、競争力の強化を図っている。また、日本市場の拡大に積極的に動く企業もあった。最近の欧州委員会の動きとしては、ビタミン製品に関するカルテルに対し過去最大額となる罰金を命じたこと、漢方薬の登録手続について提案を行ったことなどが挙げられる。

1. 大手各社が業績を発表

2002年2月、欧州の大手製薬会社の多くが2001年の業績を発表した。業績発表を行なった製薬会社はグラクソ・スミスクライン社 (GlaxoSmithKline plc、英国)、アベンティス社 (Aventis S.A.、フランス)、ノバルティス社 (Novartis International AG、スイス)、ロシュ社 (F-Hoffmann-La Roche Ltd、スイス)、アストラゼネカ社 (AstraZeneca plc、英国) などで、各社とも増収増益となり、好調な内容だった。

(1) グラクソ・スミスクライン社

同社の2001年の売上高は前年比13%増の204億8,900万ポンド、営業利益は同20%増の60億5,300万ポンド、税引前利益は同16%増の61億6,900万ポンドとなった。同社は2000

年12月にグラクソ・ウェルカム社 (英国) とスミスクライン・ピーチャム社 (英国) の合併により発足したため、2000年の業績は合併前の2社の業績を合算したものであり、2001年決算が合併後初の決算となった。

同社の売上高のうち、医薬品の売り上げは前年比12%増の172億500万ポンドで売り上げ全体の84%を占めた。同社は地域別の売り上げの内訳を発表しており、これをみると、米国が90億3,700万ポンド (前年比17%増) で同売り上げの53%と半分以上を占めた。欧州は45億6,100万ポンドで26%、その他が36億700万ポンドで21%となり、世界の全ての地域において好調な業績を達成した。

また、同社は合併に伴う事業統合を順調に進めており、2001年の合併によるコスト削減は4億ポンド、生産部門の再編によるコスト削減は3億5,000万ポンドとなっており、

2003年までに総額18億ポンドのコスト削減を目標としている。

同社のガーニエCEOは、今回発表された業績について、同社の製品ポートフォリオの広さと強さを証明したと評し、米国市場において最も急成長を遂げている製薬会社の一つであると述べた。

なお、今後の利益予想は、1株当たり利益の伸び率を2002年は10%台半ば、2003年は10%台前半かそれ以上としている。

(2) アベンティス社

同社の2001年の売上高は前年比3%増の229億4,100万ユーロ、営業利益は同8%増の36億3,900万ユーロ、税引前利益は同100倍以上となる28億8,600万ユーロとなった。

同社の売上高のうち、医薬品の売り上げは前年比10%増の176億7,400万ユーロで売り上げ全体の77%となった。同社は売り上げの国別内訳(上位10カ国のみ)を発表しており、これをみると、米国が前年比21%増の64億7,700万ユーロと、同売上上の37%を占めた。販売先上位10カ国に入った欧州各国はフランス、ドイツ、イタリア、英国、スペインであったが、この5カ国の売上の合計は48億7,800万ユーロとなり全体の28%を占めた。

同社は99年12月にヘキスト社(ドイツ)とローヌ・プーラン社(フランス)の合併により発足した。2001年までの合併に伴うコスト削減はコアビジネス(中核事業)である医薬品部門で累計6億6,000万ユーロ、非コアビジネスでは2億7,000万ユーロとなった。このコスト削減は2001年度末までに終了し、2002年以降は合併に伴うコスト削減は生じない見込みとなっている。

同社のドルマン取締役会長は、医薬品業界において同社が最も成長のスピードが速い1社となったとし、米国市場の強化など、戦略的にコアビジネスを強化したと述べた。

なお、今後の業績について、2004年まで1

株当たり利益の伸び率が前年比25~30%になると予想している。

(3) ノバルティス社

同社の2001年の売上高は前年比10%増の320億3,800万スイスフラン、営業利益は8%増の72億7,700万スイスフラン、税引前利益は同6%増の84億8,300万スイスフランとなった。

同社の売上高のうち、医薬品の売り上げは前年比11%増の201億8,100万スイスフランで売り上げ全体の63%となった。同社の売り上げにおける米国の占める割合は43%の86億3,600万スイスフラン(前年比18%増)となった。

同社は2000年にアグリビジネス部門を分離し、医薬品を中核とするヘルスケア事業を基盤とする戦略をとっている。同社のパセラ会長兼CEOは、今回の業績について、医薬品ビジネスと米国市場に重点を置く経営戦略の成功と評し、米国市場における同社の地位を、最も急速に成長し続ける製薬企業の一つに高めたと述べた。

なお、2002年の業績見通しについて、医薬品の売り上げは1ケタ後半あるいは2ケタの前半の成長が期待されるとし、グループ全体としては1ケタ半ばから後半レベルの売り上げの伸びと2001年を上回るレベルの利益が期待されるとしている。

(4) ロシュ社

同社の2001年の売上高は前年比6%増の291億6,300万スイスフラン、営業利益が11%増の47億8,400万スイスフラン、税引前利益は同5%増の62億9,900万スイスフランとなった。売上全体における北米の占める割合は39%の112億6,400万スイスフラン(前年比6%増)となった。

同社の売上高のうち、医薬品の売り上げは187億2,300万スイスフランで売り上げ全体の

64%となった。これに次いで臨床検査薬・機器が69億スイスフラン(24%)、ビタミン・ファインケミカルが35億4,000万スイスフラン(12%)となった。医薬品の売り上げについては、販売額上位20位の処方薬については、米国向けの販売額が発表されている。これによると、上位20位合計販売額123億6,600万スイスフラン(医薬品売上の66%)のうち、米国向け販売額は60億7,800万スイスフランで49%を占めた。

同社は、2000年6月に香料・フレーバー部門を分社化、2001年12月には中外製薬の株式取得を行い、企業体質の強化を進めている。

同社のフーマー会長兼CEOは、2001年を同社にとって成功した年とし、現在進めている各部門の再生は将来の成功を導くと述べている。

なお、同社は2002年の売上を1ケタ半ばから後半の伸びと予想している。

(5) アストラゼネカ社

同社の2001年の売上高は前年比4%増の164億8,000万ドル、営業利益が4%増の41億5,600万ドル、税引前利益は同5%増の42億6,900万ドルとなった。

同社の売上高のうち、医薬品の売り上げは163億7,700万ドルで売り上げ全体の99%となった。同売り上げの米国の占める割合は53%の87億ドル(前年比7%増)と同売り上げの半分以上を占めた。

同社は99年4月にアストラ社(スウェーデン)とゼネカ社(英国)の合併により発足した。2001年には10億ドルの合併効果を出すことができ、合併による統合プログラムは2001年にほぼ完了した。また、同社は2000年に農薬事業を売却しており、医薬品事業への特化を図っている。

同社のマキロップCEOは、研究開発および営業マーケティング強化への投資により有望な流通ルートを最大限に利用できると述べて

いる。

なお、同社の2002年の業績は、売上が横ばい、1株当たり収益が1.51~1.66ドル(2001年は1.77ドル)と予想している。

2. 経営資源の集中を図る各社

各社の業績報告をみると、各社に共通することとして、経営資源を有望市場およびコアビジネスに集中するという戦略を採用していることがわかる。

(1) 米国市場を重視

各社の2001年業績発表をみると、各社とも米国市場を重視していることがわかる。

グラクソ・スミスクライン社およびアストラゼネカ社では、医薬品の売り上げの半分以上(両社とも53%)が米国での売り上げとなっている。米国での医薬品売上比率が最も低いアベンティス社でも37%を占める。

また、各社の業績に対するコメントでも、「米国市場の強化」、あるいは「米国で最も成長した企業の一つ」などの表現が目立ち、米国市場の有望性を高く評価していることがうかがえる。欧州では新薬の価格が低く抑えられているため、欧州の製薬会社は米国市場で収益を確保しようとしている(本誌2002年1月号(No.50)参照)。このことが、各企業が米国市場に重点を置く理由とみられる。

(2) 医薬品事業の強化を図る

ここ数年、欧州大手製薬会社は、合併、事業部門の整理など事業体制の見直しを行っている。

グラクソ・スミスクライン社、アベンティス社およびアストラゼネカ社は99年から2000年の間に合併により発足した会社である。いずれの会社も合併効果をあげるのに時間をかけておらず、2~3年でコスト削減等の効果を出している。

また、ノバルティス社およびアストラゼネ

カ社は農業関連事業部門を分離し、医薬品事業への特化を図っている。ロシュ社は2000年6月に香料・フレーバー部門を分社化した。

製薬会社が収益を上げていくためには、新薬の開発が不可欠であり、このため研究開発への投資を継続していく必要がある。この投資を確保するために、各社は合併によるコスト削減、非コアビジネスの分離による経営資源のコアビジネスへの集中を推進している。2001年の売上全体に占める医薬品の割合は、アストラゼネカ社が最も高く99%となっている。最も低いノバルティス社では63%であるが、同社は医薬品をビジネスの中核とするヘルスケア事業を成長の基盤とする戦略をとっているため、これを考慮すると同社の売り上げの大半はコアビジネスが占めるといえる。また、ロシュ社の医薬品売上は64%であるが、同社は医薬品および臨床検査薬・機器をコアビジネスと位置付けたヘルスケア企業を目指しており、コアビジネスの全売上に占める割合は89%となる。なお、グラクソ・スミスクライン社の医薬品売上は84%、アベンティス社は77%であった。

3 . 日本市場におけるシェア拡大を図るロシュ社

2001年12月、ロシュ社と中外製薬は日本国内における医薬品事業を柱とする戦略的提携にかかわる基本契約に調印した。提携の内容は、ロシュ社の100%子会社である日本ロシュ社と中外製薬が合併、中外製薬が存続会社となり、中外製薬の株式の50.1%をロシュ社が取得するものである。中外製薬はロシュ社のグループ企業となるが、今後も上場企業として存続することになる。この提携により、両社は営業面、研究開発面の強化を期待している。

4 . 欧州委員会の動向

(1) カルテルに対し過去最高の罰金を命令

2001年11月21日、欧州委員会は日欧の製薬会社8社に対し、ビタミン製品の価格を維持するためにカルテルを行ったとし、総額8億5,522万ユーロの罰金を命じた。この金額はカルテル行為に対し欧州委が命じた罰金としては過去最大であった。8社のうち、最も罰金の額が大きかったのはロシュ社で、4億6,200万ユーロの罰金を命じられた。これに次ぐのがBASF社(ドイツ)の2億9,616万ユーロで、欧州委はこの2社がカルテルで中心的な役割をしたとみなしている。

欧州委はこのカルテルについて、シリアル、飲料、飼料、医薬品、化粧品といった製品に関連し、これまで同委員会が調査したカルテルのなかで最も有害なものと述べている。

これに対し、ロシュ社では、今回の件は99年に既に米国とカナダで調査がされ、結論が出ていることと述べ、今後の対応を検討している。また、他の各社も、今後の対応を検討、罰金の減額を求めて欧州裁判所に控訴する状況であり、欧州委の命令する罰金は確定していない。

(2) 漢方薬の登録手続を提案

欧州における漢方薬の需要は増加傾向にある。しかし、漢方薬を管理する規則はEU各国で異なる。このことは、欧州内における商品の自由な移動を妨げる。このため、2002年1月17日、欧州委は伝統的な漢方薬の登録方法についての提案を行なった。

この提案の内容は、品質要求事項は全ての医薬品と同一としているが、製品の安全性および効能上の新しい試験および試用を行うかわりに、少なくとも30年間の使用により集められた情報に基づいて評価することができるとしている。なお、この使用に関する情報については、EU域外での使用も含まれる可能

性がある。

欧州委では、この提案について、漢方薬が明瞭で信頼できる規制による監督下に置かれることにより、患者と製薬会社（主に中小企業）の双方に役立つとしている。

（3）ベルギーを欧州裁判所に提訴

2002年2月8日、欧州委は、EU指令（89/105/EEC）に違反している疑いがあると、ベルギー政府を欧州裁判所に提訴した。

同指令は対人使用の医薬品の価格決定と国民健康保険の対象範囲に関する規制の透明性に関するもので、医薬品の国民健康保険に対する適格性の決定を180日以内とすることなどが定められている。同委員会は、ベルギー政府の規制による手順で適格性を決定するには180日以上の日数を要すると思われるとの見解を示し、また透明性にも疑念を示している。

（松本 哲）

外注化で競争力を維持する エレクトロニクス産業 (欧州)

デュッセルドルフ・センター

大手メーカーの占める割合が高い欧州のエレクトロニクス産業では、事業のグローバル化に伴い製造の外注化が急速に進んでいる。特に携帯電話やパソコンの製造において顕著で、製造受託サービス会社は複数メーカーの製造を請け負い、工場の稼働率を引き上げることで低コストの維持を可能としている。

主要国での電子部品の生産、市場規模を見ると、英国、ドイツ、フランスの三カ国で大部分を占めている。ただ域外からの輸入も多く、2001年では輸入部品が域内生産の部品を上回っているとみられる。

個別の企業に目を向けると、総合電機メーカーのシーメンスではさまざまな部門の売却や合併が行われている。総合家電のフィリップスは一般的なリストラや外注化のほか、他社の持つ技術を積極的に導入することで開発の迅速化を図っている。一方、急成長しているコンピュータ製造のゲリコムはアジアの安価な部品を輸入、組み立てを自社で行い、大手流通企業と提携することでノート型パソコンや携帯情報端末(PDA)の大量販売を実現している。

1. エレクトロニクス産業の概況

2001年の欧州主要8カ国のエレクトロニクス製品(電子部品を除く)の合計生産高は2,199億ユーロと推定される(表3参照)。一方、欧州の電機・電子メーカー大手10社の売上げ合計額は3,000億ユーロを超えている。後者の数字は域外子会社の売上げも含めたもので単純な比較はできないが、欧州の電機・電子産業がいかに大手メーカーに集中しているかがわかる。

これらの大手メーカーの殆どは事業をグロ

ーバル化し、組織を多国籍化している。ドイツのシーメンスやフィンランドのノキアにとって国別で最大の市場は米国だ。研究開発の拠点も本国や米国のほか、ハンガリー、中国、シンガポールなどに広がっている。しかし大手メーカーの大半は、総合電機メーカー特有の構造問題に加え、半導体の景気サイクルやIT不況の影響をもろに受け、多くの赤字部門を抱えている。このため事業の再編成のみならず、製造コストの安い東南アジアや中・東欧への工場の移転も更に加速している。こうしてパソコンや携帯電話の大半がアジアで生

産されるようになった。自社工場移転だけではなく、製造部門そのもののアウトソーシングも進められ、自社の業務を研究開発とマーケティングのみに集中させる傾向が顕著に見られる。これらブランド・メーカーの委託を受けて製造を受け持つアジアの製造受託サービス会社（EMS）では、ノキア、エリクソン、アルカテルなどの様々なブランドの製品が同じ工場内で作られているのが現状だ。最近では欧州内の工場もEMSに売却され、その工場からの調達を続けるという形でのアウトソーシングも盛んだ。

携帯電話は元々外注率が高く、2001年春にエリクソンがスウェーデン、英国、マレーシア、米国、ブラジルなどにある自社の携帯電話工場の全てをEMSのフレクストロニクスに売却すると、アルカテルもフランス国内の工場を同社に売却、フィリップスなど他の大手メーカーもこれに続いた。こうして欧州内の携帯電話工場の売却ラッシュが激しくなっている。アルカテルは動きが早く、既に98年からネットワーク機器工場のEMSへの売却を進めていた。2002年に入ってから、フランスのシェルブール工場（マイクロ波通信機

器）、ドイツのグンツェンハウゼン工場（交換機、データ伝送機器）、スペインのトレド工場（有線ブロードバンド機器）の3工場をEMSのサンミナSCIに売却する契約を結んだ。目指す目標は米シスコのような完全なファブレス企業だ。

アウトソーシングは生産現場だけではない。研究開発や販売部門をアウトソースするケースも出現している。エリクソンは2001年末、スウェーデンと米国にあるソフトウェア試験センターを7億5,000万ドルで売却し、この施設をリースバックする契約を銀行シンジケート団と結んだ。またアルカテルは2002年1月、欧州の販売と技術サービスの部門を米国の投資会社プラティナム・イクィティに売却することを決定した。年商15億ユーロのこの部門は欧州17カ国に6,500人の従業員を抱え、アルカテルの40万人の顧客と直接の接触を保っている部門だ。

パソコンの世界では、既存工場のEMSの売却が最も進んでいる。米国のHPでは、欧州最後のパソコン工場であったグルノーブル工場をサンミナに売却し、製品の100%を外部調達に切り替えた。これまで自社で営んで

表1 欧州の大手電機・電子メーカー（2000年）

	メーカー	売上げ (100万ユーロ)	利益 (100万ユーロ)	従業員数
1	シーメンス	78,396	7,901	447,000
2	フィリップス	37,862	9,602	219,429
3	エリクソン	32,394	2,489	105,129
4	アルカテル	31,408	1,324	131,598
5	ノキア	30,376	4,078	58,708
6	ABB	24,856	1,562	160,818
7	EADS	24,208	909	88,879
8	BAEシステムズ	20,008	11	85,000
9	アルストーム	16,228	349	120,700
10	エレクトロラックス	14,742	582	87,128
11	マルコーニ	11,399	445	52,000
12	シュナイダー	9,696	625	72,200

出所：Wem gehört was in Europa? 2002

きた工場や製造設備をEMSに売り渡すことにより、大手ブランド・メーカーは設備投資や人件費などの固定費から解放され、工場の稼働率の変動に悩まされずに済むようになる。設備と人員を引き取ったEMSは、多くのブランド・メーカーからの受注を集めて生産量を拡大し、製造プロセスを最適化させてコストダウンを達成している。

EMS最大手のフレクトロニクスが富士通シーメンスから2000年初めに買い取ったパーダーボルンのパソコン工場（従業員750人）では、これまでより稼働率が50%上昇した。現在ここでは富士通シーメンス向けのパソコンだけでなく、グルンディヒやブラウブントなどのブランドでいろいろな製品を組み立てている。スケールメリットを生かすことで、部品の購入コストも従来よりずっと安くなった。こうして高賃金のドイツでもエレクトロニクス製品の組み立てで利益を出すことが十分に可能であることが証明された。

欧州における生産活動のEMSへの移行は、過去2年間で急激に進んだ。米テクノロジー・フォアキャスターの調査では、2000年の世界の電子機器生産8,200億ドルのうち、13%がEMSによって製造されていた。ガートナー・グループの予測では、EMSによる生産額は2002年は1,600億ドルに達する。欧州電子部品工業会の報告によると、英国では既に50%以上をEMSに納入している電子部品メーカーがある。EMSが購入する電子部品の4分の3以上が、次の大手EMS5社の買い付けによるものだ。

表2 大手EMSの売上高

社名	年間売上高
フロクストロニクス	143億ドル
ソレクトロン	129億ドル
サンミナSCI	127億ドル
セレスティカ	105億ドル
ジャビル・サーキット	39億ドル

出所：First Call, CSFD/Handelsblatt

サンミナとSCIの合併で誕生したばかりのEMS、サンミナSCI社は、世界21カ国に約100の工場を持つ。フレクトロニクスも27カ国に100以上の工場を操業し、7万人の従業員を抱えている。大手EMSは、いずれも同様に世界中に多くの生産拠点を持つ多国籍企業だ。その売上げ規模は欧州の大手電機メーカーに匹敵するほどになっている。大手EMSは次第に製造ノウハウを蓄え、開発やデザインの仕事も請け負うようになりつつある。

しかしこうした多国籍のEMSによる生産が増えたために生産拠点の変更が頻繁に行われ、市場の不透明感が増している。新たに買収した工場での生産を、別のよりコストの安い生産拠点に切り替えることはいとたやすい。技術者の質や立地条件などの他の理由がない限り、西欧での生産は次第に人件費の安い東欧やアジア、南米などに移転して行く運命にある。生産現場の国外移転に伴い、部品の調達先も国内から中国や東南アジアへと切り替えが進んでいる。携帯電話メーカーが主な顧客であったドイツのプリント基板メーカーのPPE社やエーリヒ・ケルン社は、既に破産申告を裁判所に申し立てた。オーストリアのプリント基板メーカー、AT&Sでは、2001年度（2002年3月末決算）の売上げは15%減少する見込みだ。シーメンスと松下が合併で設立した大手電子部品メーカー、エプコスでも、2001年10 - 12月期の売上げは前年同期比45%の減少で3億1,800万ユーロとなった。税引き後利益（400万ユーロ）は95%も減少している。

20年前に繊維メーカーやスポーツシューズのメーカーが製造を外国に移転し、経営資源をデザインとマーケティングに集中させてきたのと同様の現象がエレクトロニクス・メーカーでも起きている。エレクトロニクス産業のファブレス化、脱製造業化が始まった。しかし2001年のIT不況はEMSにも大きな影響を与え、サンミナでは2001年10 - 12月期の利

益が10分の1に減少している。

2. 電子部品の国別生産状況

エレクトロニクス製品の欧州最大の生産国は、日系メーカーの工場が集中する英国である。2001年の推定生産額は657億ユーロ（電子部品を除く）で、欧州主要8カ国の30%を占める。2位のドイツが27%、3位のフランスが23%だ。

一方、電子部品の最大生産国はドイツで、2001年の推定生産額は108億ユーロである。これは欧州主要8カ国の34%に当たる。2位のフランスは28%、3位の英国が14%と推定されている。ドイツの生産する電子部品は、

表3 電子機器生産額（電子部品を除く）

（単位：10億ユーロ）

国名	1999	2000	2001	2002
オーストリア	2.5	2.8	2.9	3.0
ベルギー	4.8	5.0	5.2	5.4
フランス	42.4	48.2	51.2	58.8
ドイツ	49.2	56.6	58.8	61.8
イタリア	19.1	19.8	20.2	20.9
オランダ	8.1	8.4	8.7	9.1
スペイン	6.5	6.9	7.2	7.7
英国	54.5	64.5	65.7	69.4
合計	187.1	212.2	219.9	232.7

（注）表4～11とも、2001年以降は推定
出所：表4～11とも、欧州電子部品工業会（EECA）

表4 電子部品生産額

（単位：100万ユーロ）

国名	1999	2000	2001
オーストリア	1,262	1,846	1,920
ベルギー	666	730	749
フランス	6,036	8,160	8,708
ドイツ	9,160	10,220	10,753
イタリア	2,159	2,320	2,458
オランダ	1,274	1,385	1,410
スペイン	758	845	917
英国	3,830	4,516	4,472
合計	25,145	30,022	31,387

その40%がプリント基板、コネクタ、スイッチなどの「メカニカル電子部品」で、14%がコンデンサや抵抗器などの「受動電子部品」だ。ドイツが特に強い分野がメカニカル電子

表5 能動電子部品生産額

（単位：100万ユーロ）

国名	1999	2000	2001
オーストリア	694	1,034	1,104
ベルギー	169	204	214
フランス	3,955	5,856	6,327
ドイツ	4,000	4,730	5,000
イタリア	1,624	1,746	1,850
オランダ	408	481	497
スペイン	317	351	375
英国	1,863	2,142	2,143
合計	13,030	16,544	17,510

表6 受動電子部品生産額

（単位：100万ユーロ）

国名	1999	2000	2001
オーストリア	259	360	365
ベルギー	268	286	291
フランス	721	795	826
ドイツ	1,430	1,570	1,513
イタリア	212	243	250
オランダ	267	266	261
スペイン	137	151	163
英国	690	908	844
合計	3,984	4,579	4,416

表7 メカニカル電子部品生産額

（単位：100万ユーロ）

国名	1999	2000	2001
オーストリア	309	452	451
ベルギー	229	240	244
フランス	1,360	1,509	1,552
ドイツ	3,730	3,920	4,240
イタリア	323	331	358
オランダ	599	638	652
スペイン	304	343	379
英国	1,277	1,466	1,485
合計	8,131	8,899	9,361

部品で、欧州 8ヶ国での生産シェアは45%にも達している。続くフランスと英国はそれぞれ17%と16%だ。ICや電子管（電磁波を発生させる部品。電子レンジなどに使用）ディスプレイ素子などが含まれる「能動電子部品」ではフランスのシェアが36%と最も高く、ドイツのシェアは29%に下がる。

これらの国で電子機器に組み込まれる電子部品には、域外から輸入される部品も多い。欧州 8ヶ国の電子部品の市場規模は、2001年は540億ユーロと推定されるが、欧州内での推定生産高は314億ユーロである。欧州産電子部品の域外輸出も考慮すると、欧州で使われる電子部品の半分以上が域外から輸入されていることになる。

3. 欧州市場の特徴

電子部品の市場規模ではドイツが欧州最大で、8カ国全体の37%を占める。2位の英国は26%、3位のフランスは21%で、この3国で84%となる。電子部品市場の半分を占めるICでも、ドイツが38%を占めており、これが電子部品全体の市場に影響している。特に2000年にドイツとフランスで急速にICの需要が増え、前年からの増加率はドイツでは51%、フランスでは82%に達している。IC以上に需要がドイツに集中しているのが、プリント基板、コネクタ、スイッチなどのメカニカル電子部品で、全体の44%がドイツで使われている。2位の英国は21%、3位のフランスは16%と開きがある。コンデンサや抵抗器などの受動電子部品もドイツが40%を占める。しかし電子管では、最も需要が多いのは英国とフランスで、それぞれ8億ユーロ以上、ドイツが2億4,600万ユーロとみられている。フラットパネル・ディスプレイも英国の7億ユーロに対してドイツは5億ユーロだ。しかし日本のメーカーが英国でのテレビ生産を縮小しているため、これらの部品の英国での需要は今後減少すると予想される。

表 8 電子部品の市場規模

(単位：100万ユーロ)

国名	1999	2000	2001
オーストリア	1,083	1,208	1,239
ベルギー	1,080	1,177	1,204
フランス	7,076	10,646	11,344
ドイツ	14,976	19,876	19,898
イタリア	2,765	3,165	3,300
オランダ	1,293	1,522	1,579
スペイン	1,388	1,537	1,575
英国	10,959	13,378	13,918
合計	40,620	52,512	54,057

表 9 能動電子部品の市場規模

(単位：100万ユーロ)

国名	1999	2000	2001
オーストリア	685	767	788
ベルギー	624	707	730
フランス	4,844	8,037	8,618
ドイツ	8,823	12,906	12,905
イタリア	1,713	2,033	2,150
オランダ	736	920	970
スペイン	831	957	988
英国	8,068	9,814	10,364
合計	26,324	36,141	37,513

表10 受動電子部品の市場規模

(単位：100万ユーロ)

国名	1999	2000	2001
オーストリア	156	185	186
ベルギー	156	159	160
フランス	809	978	1,021
ドイツ	1,745	2,223	2,293
イタリア	222	241	248
オランダ	285	305	308
スペイン	183	191	193
英国	1,037	1,400	1,340
合計	4,593	5,682	5,749

電子部品の需要を用途別に見ると、通信機器向けが最も多く、コンピュータ向けがこれに次ぐ。通信機器向けではドイツ、フランス、

表11 メカニカル電子部品の市場規模

(単位：100万ユーロ)

国名	1999	2000	2001
オーストリア	242	256	265
ベルギー	300	311	314
フランス	1,423	1,631	1,705
ドイツ	4,408	4,750	4,700
イタリア	830	891	902
オランダ	272	297	301
スペイン	374	389	394
英国	1,854	2,164	2,214
合計	9,703	10,689	10,795

英国の順で需要が多く、いずれも40億から50億ユーロの間であるが、コンピュータ向けでは英国の58億ユーロ、ドイツの48億ユーロの順となり、3位のフランスは19億ユーロでドイツの半分以下だ。このほかに需要が多いのが自動車向けで、ドイツが50億ユーロ、フランスが10億ユーロとみられている。産業機器向けではドイツで37億ユーロ、英国で18億ユーロ、フランスで16億ユーロ、家電用ではフランスで15億ユーロ、英国とドイツで13億ユーロなどとなっている。

4. 主要企業の現状

(1) シーメンス

欧州最大の総合電機メーカー、ドイツのシーメンスは、様々な部門の切り離しによって過去3年間に大きな変貌を遂げた。半導体と電子部品の部門は99年に分離独立させ、それぞれ「インフィニオン」、「エプコス」として株式を上場した。メカニカル電子部品の部門は米タイコに売却、光ファイバー部門もやはり米国のコーニングに売却した。航空機管制部門はフランスのトムソンCSFとの合併に、コンピュータ部門は日本の富士通との合併に切り替えた。防衛電子機器部門はEADSのコンソーシアムに売却、電線部門もイタリアのピレリに売却している。原子力発電部門はフ

表12 シーメンスの業績

(単位：10億ユーロ)

	2000	2001
受注額	83.4	92.5
売上げ	77.5	87.0
税引き利益	8.9	2.1
社員数(1,000人)	448	484

(9月決算)

出所：Die Zeit

ランスのフラマトムとの合併に、水力発電部門もドイツのフォイトとの合併に切り替えた。

こうして多くの事業を切り離すと同時に、企業買収も盛んに行っている。過去3年間に80億ドルを投じて米国のIT機器や通信機器、医療機器のメーカーなどを手に入れた。これによって米国市場でのシーメンスの売上げは250億ドルに達し、米国はシーメンスにとって本国のドイツを凌ぐ最大のマーケットとなった。急成長の中国市場は三番目に大きな市場となっている。

アルカテルやマルコーニのように事業を通信機器部門のみに集中させることなく、むしろGEのようなコングロマリットを目指したシーメンスでは、自動制御機器のほか、火力発電や鉄道部門などの重電部門もコア業務として残している。これらの部門でも企業買収による拡大とグローバル化を目指しており、米ウェスティングハウスの火力発電部門やスイスの建築設備会社エレクトロワットも手に入れた。更に2000年には97億ユーロで旧マンネスマン(ボーダフォン)からATECS部門(通信以外の事業)を引き取った。

しかしこのように買収した企業の多くが赤字に陥っている。ITブームに乗って積極的に買収を進めてきた米国子会社は、2001年に始まったIT不況の影響で6億ユーロの赤字を出した。

赤字を出しているのはITや通信機器の子会

表13 シーメンスの6つの事業

事業部門 (2001年9月期)	売上 (10億ユーロ)	損益 (100万ユーロ)
情報通信		
ネットワーク	12.9	861
携帯電話	11.3	307
ビジネス・サービス	6.0	259
自動化・制御		
自動化機器	8.9	981
産業用サービス	4.6	97
デマティック(物流)	2.5	59
建築設備	5.5	132
パワー		
発電設備	8.6	634
送配電設備	4.1	96
交通		
交通システム	4.0	186
VDO(自動車部品)	5.7	261
医療機器	7.2	808
照明機器	4.5	462

出所：シーメンスHP

社ばかりではない。旧マンネスマンから買収した事業の中で、利益を出しているのは発電タービンだけだ。好景気に沸いている自動車部品でさえ、旧マンネスマンのVDO(売上げ57億ユーロ)は2001年9月期の決算で2億6,000万ユーロの赤字を出した。自動化・制御機器事業でも、旧マンネスマンの物流自動化機器メーカー、デマティック(売上げ25億ユーロ)は5,900万ユーロの赤字を出した。この「自動化・制御機器」事業は売上げの4分の1を占めて、情報通信に次ぐシーメンス第2の部門となっている。しかしデマティックの赤字にも関わらず、自動化・制御機器事業全体では10億ユーロ以上の黒字を出してシーメンスの稼ぎ頭となっている。

売上げ300億ユーロ以上でシーメンス最大の基幹事業である「情報通信」では、赤字も14億ユーロを超えて最大だ。この事業は「ネットワーク」、「携帯電話」、「ビジネス・サービス」の3つの部門に分けられているが、い

ずれの部門でも巨額の赤字を出した。特に赤字が大きいのが固定電話設備の「ネットワーク」部門だ。この部門は売上げも最大の部門であるが、その中で従来型音声通信事業者向けの設備だけが利益を出している。ユーザー企業向け通信機器、ブロードバンド技術、インターネット技術などはすべて赤字だ。音声通信からデータ通信への技術の切り替えが遅れたことが原因として挙げられている。IP技術関連製品はこの部門の売上げの3分の1にしかならない。米国のルーター・メーカー、ユニスフェア社を買収したシーメンスは、ルーターの世界市場で、シスコ、ジュピターに次いで3位のシェアを持つ。しかしその売上げ規模はシスコの7分の1だ。既にシスコの製品を採用している通信事業者は、異なるメーカーの機器をネットワークに接続することを躊躇するため、シーメンスの挽回は容易ではない。15億ドルで買収したばかりのエフィシエント・ネットワークス社のDSLモデムの売上げもアルカテルの4分の1である。ゴールドマン・サックスのアナリストは、シーメンスのネットワーク部門の赤字は、2001年の8億6,100万ユーロから2002年は10億ユーロに増えると推測する。

情報通信事業で赤字が二番目に大きかった部門は携帯電話だ。ここでもシーメンスは競争相手に出遅れたが、その後挽回して何とか世界ランキング3位に入ることができた。しかしシェア競争で抜いたばかりのエリクソンがソニーと提携したため、シーメンスは再び世界4位に後退した。既に欧州の携帯電話市場は飽和状態で、GPRS(2.5世代携帯電話)やUMTS(第3世代携帯電話)の普及も遅々として進まない。一方、米国を抜いて世界最大となった中国市場では熾烈な戦いが繰り広げられており、シーメンスも世界最大の携帯電話工場を上海に立ち上げた。中国の第三代携帯電話でもシーメンスは北京の大唐電信(Datang Telecom)との提携で、中国が提案

したTD-SCDMA規格に基づく機器の開発を行っている。

売上げ規模ではネットワーク部門や携帯電話部門の半分であるが、ビジネス・サービス部門の赤字も2億6,000万ユーロと大きい。2002年1月末に発表された2001年10 - 12月期の業績では、携帯電話、ビジネス・サービス、およびデマティックの黒字化に成功した。しかしネットワークとVDOの赤字は解消されておらず、特にネットワーク部門では受注額や売上げが更に大幅減少を示している。ネットワーク部門では2001年9月に責任者交代が行われた。新たに責任者となったトーマス・ガンズヴィント氏は、全世界20ヶ所ある製造拠点を半分に減らし、この部門の現在の社員数5万3,000人のうち主に米国と英国を中心に1万人を削減する方向を打ち出している。残されるのは自動化の進んだドイツ、ブラジル、中国の工場となる見込みだ。

(2) フィリップス

70億ユーロを超える事業売却益によって2000年には96億ユーロの記録的な利益を出したフィリップスであったが、翌2001年は一転して26億ユーロの純損失となった。5年ぶりの赤字転落で、しかも過去最大の赤字幅である。リストラのコスト16億9,600万ユーロの特別損失を計上したためでもあるが、中核事業の半導体、電子部品、音響映像機器のいずれでも営業損益は大幅な赤字となっている。

表14 フィリップスの業績

(単位：10億ユーロ)

	売上げ	営業損益	純損益
1997	29.7	1.71	2.60
1998	30.5	0.69	6.05
1999	31.5	1.75	1.80
2000	37.9	4.28	9.60
2001	32.3	1.37	2.60

出所：フィリップス年次報告書

2001年5月にフィリップスの社長に就任したジェラルド・クライステル氏は、ポーンストラ前社長のリストラ路線を引継ぎ、これを完遂させるべく事業の再編を進めている。就任に当たって目標売上利益率を10%に設定、高利益率部門では15%という高い目標を設定した。達成不可能と見られる部門は売却する方針を発表しており、これまでに売却したり閉鎖した事業は40以上に上る。ブラウン管の事業は韓国のLG電子と合併させた。情報処理サービスやコンサルティングを手がけていた子会社のオリジンも、仏のソフト会社アトスと合併させている。2002年に入ってからファックス事業(従業員450人)を仏サジェムに売却した。今後も1年半の間に27の事業が売却または閉鎖される予定だ。

中核事業での開発や製造をアウトソースすることもタブーではなくなっている。既に2000年に15億ユーロの営業赤字を出していた携帯電話端末は、開発と製造を中国電子(CED)に完全に委託した形になっている。売上げの33%を占める音響映像機器部門では、テレビやビデオなどの成熟商品はすべて開発や製造を外部に任せ、社内ではDVD機器や薄型スクリーンなどの先端商品の開発に集中する方針だ。これに添ってビデオデッキの開発と製造も2001年8月に日本の船井電機に委託されている。

フィリップスではこれまでに1万2,000人の人員削減が行われている。しかしクライステル社長のリストラ戦略は、単なる人員削減やコア業務への集中だけではない。技術の独自開発に拘ることを止め、タブーとされていた先端分野での他社技術の導入も積極的に行うようになっている。またこれまで部門別の組織は独立志向が強く人事や総務なども別々であったが、こうした管理部門も統合された。会社全体の利益を考慮した各部門間の協力体制にも力が入られるようになった。2001年夏に打ち出されたDVDレコーダーで

も、ソニー、リコー、ヤマハなどの日本企業の技術を導入し、更に社内の半導体部門、光学システム部門、家電部門の三者が連携してデザイン・開発と製造計画を短期間に進めることによって、他社に先駆けて発売することができた。

(3) ゲリコム

オーストリアのリンツに本社を持つゲリコム (Gericom AG) は、1990年に設立された若い企業だ。ノート型パソコンを中心に、通信機器や携帯情報端末 (PDA) を生産しているが、短期間に売上げを増大させて業界トップの東芝に追いついてしまった。同社は家電量販店やデパート、大型スーパーなど、大手流通企業と提携して大量販売を行っている。量販店の一回のオーダーは5,000台から1万台だ。しかし消費者への直販も売上げの17.6%を占める (2000年)。

ノート型パソコンの1カ月の納入台数は2万2,000台 (2001年8月) で、オーストリアだけでなく、ドイツでもノート型パソコンのシェアでトップに立っている。欧州および中東アフリカを含めた地域でのシェアは9.8%で、3位に入る。2001年の上半期の売上げは2億6,824万ユーロで、これは前年同期の1億4,602万ユーロと比較すると84%増だ。税引前・利子支払前利益 (EBIT) は1,331万ユーロで、これは前年同期比122%増となっている。2001年の売上げ予想は5億4,000万ユーロだ。売上げの64%はドイツ市場に依存しており、オーストリアは20%、英国が8.4%、フランスが2.4%となっている (2001年上半期)。このほかにスペイン、ベルギー、オランダ、スイスでも販売している。

創立者で社長のヘルマン・オーバーレーナー氏は、1年の半分をアジアやアメリカで最新のコンピュータのトレンド調査に費やす。そして他社に先駆けてマーケティングを行って大量の販売契約を結び、台湾や上海で安価

な部品を仕入れて組み立て、顧客に納入する。リンツの本社では270人の従業員が組立てにあっている。ゲリコム社の資産は信用だ。大手スーパーのチェーンがアクション・セールを行う場合は、何千という支店のすべてに当日の朝、決められた数のコンピュータがきちんと納入されていないといけない。一度でも納入が遅れると、次回には相手にされなくなる。オーバーレーナー社長は、部品の手当ても確実に必ず納期を守る自信がある場合以外は、初めから契約を行わない。

表15 ゲリコムの販売台数

	ノート型 パソコン	PDA	携帯電話機能 付パソコン	売上げ (100万ユーロ)
1997	4,000	612	34	235
1998	5,400	980	107	333
1999	7,300	1,580	314	540
2000	9,900	2,323	693	641
2001	13,300	3,072	1,220	957

(注) 2002年以降は予測・推定

出所: ゲリコムHP

西欧の家庭の8割方が既にパソコンを少なくとも一台所有している。しかしノート型パソコンの普及率はまだ16%に留まっており、デスクトップ型に劣らない性能を持つようになったノート型パソコンの需要を広げる余地は十分にある。ゲリコムはシーメンスから通信技術の供与を受け、2002年1月に世界初のGPRS内臓のノート型パソコンを発売した。GPRS (General Packet Radio Service) は、現在の携帯電話国際規格、GSM通信網を使ったパケット情報通信で、ISDNとほぼ同じ速度でデータの送受信ができる。端末は常に接続状態にあるが、課金は実際に伝送されたデータ量による。同社では2002年に5万台の販売を見込んでいる。

5. 主要国のIT環境

表16 住民100人あたりの携帯電話台数(2001年)

ルクセンブルグ	99
イタリア	89
ポルトガル	85
オーストリア	82
フィンランド	82
スウェーデン	81
オランダ	79
英国	79
スイス	78
ノルウェー	76
アイルランド	76
ベルギー	76
スペイン	75
ギリシア	74
デンマーク	71
ドイツ	69
フランス	60
日本	53
米国	47

表18 住民1,000人あたりのDSL接続数(2001年)

スウェーデン	22
ドイツ	21
ベルギー	21
デンマーク	20
米国	18
オーストリア	16
オランダ	11
フィンランド	11
フランス	9
スペイン	9
スイス	8
イタリア	7
日本	7
ノルウェー	6
ルクセンブルグ	5
英国	4
アイルランド	3
ポルトガル	2
ギリシア	1

出所：表17～24とも、ドイツIT・通信・ニューメディア協会(Bitkom)

表17 住民100人あたりのISDN接続数(2001年)

ノルウェー	40
ルクセンブルグ	39
デンマーク	33
ドイツ	29
スイス	29
オランダ	24
日本	22
ベルギー	14
オーストリア	14
フィンランド	13
スウェーデン	12
イタリア	10
ポルトガル	8
フランス	8
英国	8
米国	7
アイルランド	7
スペイン	6
ギリシア	4

表19 100世帯あたりの衛星TV接続数(2001年)

オーストリア	44
ドイツ	33
ノルウェー	27
スウェーデン	25
英国	23
デンマーク	23
ルクセンブルグ	19
フランス	18
スペイン	16
スイス	15
イタリア	11
アイルランド	11
フィンランド	10
ポルトガル	8
ベルギー	5
オランダ	5
ギリシア	2

表20 100世帯あたりのCATV接続数(2001年)

オランダ	90
ベルギー	89
ルクセンブルグ	84
米国	65
スイス	63
アイルランド	60
デンマーク	58
スウェーデン	56
ドイツ	56
フィンランド	43
ノルウェー	41
オーストリア	39
ポルトガル	29
日本	21
英国	15
フランス	14
スペイン	9
イタリア	3
ギリシア	2

表22 住民100人あたりのパソコン台数(2001年)

米国	82
ノルウェー	55
スウェーデン	54
デンマーク	52
スイス	44
オランダ	43
日本	39
フィンランド	37
英国	35
ドイツ	33
フランス	29
アイルランド	28
オーストリア	28
ベルギー	25
ルクセンブルグ	25
イタリア	15
ポルトガル	14
スペイン	13
ギリシア	10

表21 1,000世帯あたりのケーブル・モデム設置数(2001年)

米国	67
オランダ	66
ベルギー	36
オーストリア	32
スウェーデン	23
ノルウェー	23
スイス	21
ルクセンブルグ	19
デンマーク	16
フィンランド	13
アイルランド	12
ポルトガル	11
フランス	9
日本	7
英国	6
スペイン	6
ドイツ	2
ギリシア	0.3
イタリア	0

表23 住民1,000人あたりのインターネット・サーバー台数(2001年7月)

米国	273
フィンランド	183
スウェーデン	177
ノルウェー	129
オランダ	118
デンマーク	98
オーストリア	84
スイス	74
英国	69
ベルギー	60
ドイツ	50
日本	48
イタリア	40
アイルランド	34
フランス	27
スペイン	26
ギリシア	17
ポルトガル	14

表24 住民100人あたりのインターネット利用者数(2001年)

スウェーデン	57
フィンランド	56
デンマーク	56
米国	55
ノルウェー	51
英国	45
スイス	45
オランダ	44
ドイツ	37
ベルギー	36
オーストリア	34
日本	34
イタリア	32
ルクセンブルグ	30
アイルランド	27
フランス	24
スペイン	24
ポルトガル	22
ギリシア	18

ドイツにおける 食品リサイクルの法的基盤

ベルリン・センター

ドイツで96年に導入された「循環経済および廃棄物に関する法律（循環経済・廃棄物法）」は、商品の製造業者および流通業者に変革をもたらした。使用済みとなった原材料を環境に適合する方法でリサイクルする問題は、以前は環境保護団体や同種の社会グループによって議論されていたが、次第に行政もこの問題を重要視するようになり、現在は事業者、商業界、産業界もこのテーマに積極的に取り組んでいる。

1. ドイツの廃棄物法の経緯

(1) 循環経済・廃棄物法の成立

産業界は以前、環境問題およびリサイクル問題に取り組むことを拒否し、廃棄物はゴミ捨て場に投棄するか焼却処理すべきであると主張していた。従来、廃棄物を処分することは行政、特に市町村および郡の課題であったが、循環経済・廃棄物法の導入により企業自身がその責任を負うこととなった。つまり、企業は製品を製造し、流通させるだけでなく、使用済みとなった製品の処理または処分に対しても責任を負わなければならない。廃棄物処分の責任は、国家から民間経済へと移された。

ここでいう廃棄物とは、商品の所有者が商

品の目的に合った方法で使用しなくなったものすべてを指す。例えば過剰生産や賞味期限切れなど何らかの理由で食品の所有者が食品を人々の食用または嗜好用として使用しない場合には、食品は廃棄物となり、96年に発効した「循環経済および廃棄物に関する法律（KrW-/AbfG、循環経済・廃棄物法）」の対象となる。

72年まで廃棄物法は自治体の定める政令であり、廃棄物処分の責任は市町村にあった。家庭ゴミの収集は自治体政令の中で定められた。一方、産業廃棄物については、投棄先の土地所有者が合意し、行政当局が危険予防措置を警察に指示しない限りにおいて、廃棄物の排出者は空き地に投棄することができた。経済成長による消費拡大とともに廃棄物の排

出量は爆発的に増加し、この方法では廃棄物処理を管理することができなくなった。

連邦立法府は、72年に基本法第75条第24号に定められる競争的立法事項の適用を決定した。この規定に基づき、州が立法をなしえる事項は連邦の定める事項以外の範囲に制限された（基本法第72条第1項参照）。こうして連邦法として初めて成立したのが72年の廃棄物処分法であるが、今日の観点から見ると廃棄物の処分（収集、運搬、処理、在庫、埋立処分）のみを対象としており、広い意味での廃棄物処理（廃棄物の発生を抑制、廃棄物発生量の少ない製品技術の導入、製品ライフサイクルの長期化、廃棄物からのエネルギー回収）は含まれていなかった。ただし、公共の利益が廃棄物によって侵害されてはならないという基本理念は、同法によって初めて確立された。

同法はこれまで何度も改正されたが、はじめて従来型の廃棄物処分から廃棄物経済への移行を促したのは第4次改正法（86年）であった。このことは、法律文の中で廃棄物処分という言葉が廃棄物処理に置き換えられたことから明らかである。よって、規制の対象となる範囲も拡大された。また、廃棄物法の目標に優先順位が設けられ、廃棄物の発生抑制（廃棄物の発生そのものを防ぐこと）、廃棄物の再利用（廃棄物からエネルギーやその他の資源を得ること）、そして廃棄物の処分（廃棄物の埋立）という分類が初めて打ち出された。循環経済・廃棄物法の草案は、91年に連邦参議院が提出して立法手続きが開始された。その後、連邦参議院、連邦政府、社会グループの間で相反する議論を含む交渉が続けられ、最終的に合意に達したのは94年になってからであった。一連の法律は「循環経済および廃棄物に関する法律」の他に7つの施行令を含む大型のものとなった。この法律は96年10月7日に発効したが、官庁側の対応能力が不足していたことから段階的に99年まで

かけて執行されていった。連邦の廃棄物法を補完するのは州法であり、廃棄物に関する詳細を定める自治体条例によって補完される。

(2)「動物死体の処理に関する法律」との境界

特定の物質および製品に関しては、特別規定の適用により循環経済・廃棄物法の規定を補足または代替する。法律が特別規定を認めている理由は、部分的に慣習または廃棄物の特性に起因している。

食品に関連する特別規定には、動物死体処理法および動物伝染病予防法がある。動物の死体処理を廃棄物法の適用除外として認める理由は、どちらかという慣習に基づいたものである。39年の動物死体処理法は、第1次の廃棄物処分法が公布された時点で既に存在していた。現在有効な動物死体処理法は75年に改正されたもので、動物の死体およびその一部の処理ならびに動物を原材料とする製品の処理を規制対象としている。ここには精肉加工された肉のほか、卵および牛乳が含まれる（動物死体処理法第1条第1項第3号）。動物死体処理法と循環経済・廃棄物法の規制内容はほぼ同一であり、一部には動物死体処理法の規定をより具体化するために循環経済・廃棄物法が引用されることもある。その他にも93年に発効した動物伝染病予防法があり、伝染病に感染した動物、または感染の疑いのある動物の死体が廃棄物となった場合の諸規定が定められている。つまり、動物死体処理法の規制から外れる部分は、これらの特別規定によってカバーされる。

2. 「循環経済および廃棄物に関する法律」の基本事項

(1) 廃棄物の概念

ドイツの法律では、廃棄物の概念をEUの指令（EG指令259/93）に適合させながら非常に広義に定めている。循環経済・廃棄物法第1条第1項によれば、廃棄物とは「付表

.....

1に記載されるグループに属する可動性のもので、その所有者がこれを廃棄するか、廃棄する意志があるか、あるいは廃棄しなければならないものすべて」を指す。この付表1には16の事例グループが記載されている。この中で、明らかに食品または嗜好品として人の飲食に用いられる物質および製品（食品または食料品）と判断されるものは次の3つがある。

- ・廃棄物グループQ3：賞味期限が切れた製品
- ・廃棄物グループQ1：生産または消費より生じる残渣で、以下に詳細が記載されないもの
- ・廃棄物グループQ16：種類を問わず、その他いずれにも属さない物質または製品

これを見ると、Q3は比較的具体的な定義を含んでいるが、Q1およびQ16の記述は極めて不明確かつ広範囲に及ぶものとなっている。とりわけQ16は事実上の受け皿であり、すべての種類の食品をここに包含することができる。よって、法律の付表に記載される廃棄物の分類は、廃棄物の概念を具体化するには適当でない。

廃棄物・非廃棄物を判断するためには、「廃棄する」という行為の概念が重要である。

- ・「廃棄する」(事実上の廃棄物)
- ・「廃棄する意志がある」(主観的な廃棄物)
- ・「廃棄しなければならない」(客観的な廃棄物)

廃棄するという行為は、可動性のものをその所有者が再利用または処分した場合、あるいはものに付随するその他の目的をすべて無視した上で実際にものに対する支配を放棄した場合にその存在が認められる(循環経済・廃棄物法第3条第2項を参照)。つまり、可動性のものを手放すという行為のみでなく、可動性のものを廃棄物処理(再利用または処分)に投入することも廃棄するという行為であり、廃棄されたものは法律上廃棄物となる。

(2) 循環経済の基本方針

循環経済・廃棄物法の目的は、循環型の経済を促進して自然資源を保護し、環境に適合した方法による廃棄物処分を確実にすることである(同法第1条)。

循環経済においては、廃棄物の発生を抑制する。とりわけ廃棄物の排出量と有害性を減少させる。廃棄物は物質として再利用する、またはエネルギー回収に活用する(エネルギー・リサイクル)ことが必要である。廃棄物を環境に適合した方法で処分することは循環経済の一部とは見なされないが、その理由は、処分が廃棄物を経済循環から除去することを目的に行われるためである。したがって廃棄物の処分は最終段階を意味し、他の方法に劣後して行われる。このため廃棄物の処分は、再利用の可能性がない場合に限って行うこととされている。循環経済の基本方針は、物質を可能な限り長期間にわたって経済循環の中にとどめておくことである。廃棄物から資源を得る場合もエネルギーを得る場合も、再利用(リサイクル)という意味では法的に同じと見なされる。ただし、環境によりやさしい再利用方法が優先されるべきとされている(循環経済・廃棄物法第6条)。

(3) 循環経済の基本的義務

廃棄物の発生抑制の義務は循環経済の第一段階であるが、この義務の主な根拠は生産者の責任に関する規定である。廃棄物を再利用する義務を負うのは、廃棄物の排出者あるいは所有者である。廃棄物に関しては、処分よりも再利用が優先されなければならない(循環経済・廃棄物法第5条第2項)。再利用優先の義務を免除されるのは、環境負担の少ない方法で処分が可能な場合のみである。その際に決定的となるのは、有害物質の排出予測値、法律の主旨である天然資源の保護、使用または回収されるエネルギーの量、添加物の有無などである。また、研究開発の一環で廃棄物

が発生する場合、再利用優先原則の適用を免れる。再利用できない廃棄物（循環経済から取り除くべき廃棄物）は、公益保全のために処分されなければならない。ただし、廃棄物の処分が公益を侵害することは許されない。特に考慮しなければならないのは、環境保護の利害関係ならびに公共の安全と秩序の問題である。廃棄物を処分する典型的な方法には、埋め立てや、採掘坑や岩塩坑などの空洞に詰める方法がある。また、地表に投棄する方法や、湖沼・海洋への投棄も廃棄物処分として認められている。

(4) 国内処分の原則

国境を越えて廃棄物を輸出する場合ならびに廃棄物が国内を經由して運搬される場合には許可を取得することが義務付けられており、この義務は既に廃棄物法第3次改正（85年）で定められている。循環経済・廃棄物法第10条第3項第1文は、廃棄物を国内にて処分することを規定しており、例外は一切認めない（国内処理の原則）。この原則は、EU域内市場における商品の自由な流通を制限する規定であるが、欧州裁判所は、環境に適合した（廃棄物）原産国の原則（EC基本条約第174条第2項を参照）は商品の自由流通を取り消すという判決を下し、国内処分の原則を裁可している。

ただし、国内処理の原則は、廃棄物の再利用（リサイクル）には適用されない。再利用に関しては、欧州レベルでの競争が好ましいとさえされている。

(5) 生産者責任の原則

循環経済の第一段階の特徴は、生産者責任の原則（循環経済・廃棄物法、第22条および第23条、ならびに関連する施行令）にある。この原則により、製品を製造する場合には、その製造および使用の過程では廃棄物の発生を抑制し、使用後に廃棄物となったときには

再利用および環境に配慮した方法での処分が確実にできるよう配慮しなければならない。生産者責任を負うのは、製品の開発、製造、加工または流通を行う者である。ただし、食品に関しては食品法の規定が重複して適用されることから、循環経済の前述の範囲は食品には無関係である。食品法の主な目的は、健康に有害なすべての物質について、これらが食品として流通することを阻止し、消費者と消費者の健康を守ることである。食品法には他にも、欺きから消費者を保護する目的がある（「食品および生活必需品に関する法律」第1条）。食品法の基盤をなすのは、食品・生活必需品法と多数の付属法である。例えば、添加物を使用して食品の賞味期限を延長すべきかという問題があった場合には、製造物責任法に基づく措置を考えることもできる。しかしこの場合には、消費者が健康を害する可能性を優先して調査すべきである。よって、この問題に対しては、食品法に照らして回答を出さなければならない。また、食品の表示義務についても、賞味期限は単なる賞味基準であり、実際に食品を消費する決断は消費者に委ねられている。同様に消費期限の表示も、日持ちしない食品を販売する際の時間的ナリミットを示すものである。これらの表示義務を課しているのは、廃棄物発生抑制の原則ではなく食品法である（食品・生活必需品法第19条第1項第2b号との関連における食品表示命令第3条第4号、第7号、第7a号）。

3. 食品の再利用

(1) 再利用の概念

法律は「再利用」という言葉を頻繁に使用しているが、再利用（リサイクル）または処分という概念そのものは、法律では定義されていない。よって循環経済・廃棄物法は、ここでもまた同法記載されている付表の処理プロセスを参照するよう指示している。廃棄物処理技術は、実際に採用すべき方法と

.....

してこの付表に記載されているが、ここで疑問視されるのは、この列記された付表の事項をいくつかの例が記載されたものとして見るべきか、あるいはその他の方法を一切排除する特定の処理技術の一覧表として理解すべきかである。この疑問点を解決しなければ、リストに記載のない再利用技術が許可された場合に、これを廃棄物処理技術として認めるか否かが明確にならない。

法律の文言ならびにEU裁判所の規定は、リストを排他的な一覧表であるとしている。したがって、革新的な再利用技術についても、付属文書のいずれかのグループに分類されたときに初めて廃棄物法のいう意味での再利用として認められることとなる。この方法により、廃棄物処理技術の中でも、実際に稼働して良い成果を上げ、しかも環境に適合した方法で再利用を確実にする技術のみが採用され、実際に適用されることとなる。安全かつ規定通りに再利用を行う原則は、新技術の検証・実験に優先されるものである。

法律の付表リストのうち、食品に関連する再利用技術には以下のものがある。

- ・ R1：燃料として、またはエネルギーを回収するための材料として主に使用する
- ・ R3：溶剤以外の用途（コンポストおよびその他の生物学的変換を含む）に使用される有機物質を再利用・回収する
- ・ R10：土壌にまいて農業またはエコロジーに活用する

廃棄物の焼却に関しては、焼却から得られたエネルギーが実際に利用された場合のみを再利用という点に注意すべきである。エネルギーを利用しないまま廃棄物を焼却した場合、これは単なる処分と見なされる。食品に関して実際に採用されている再利用の方法、例えばバイオガス（R1）回収や肥料（R10）は、規定通りに事例グループに分類することができる。

再利用（リサイクル）については、いわゆ

る再使用との区別を明確にする必要がある。再使用とは、同じ製品を複数回にわたって同じ目的で使用することをいう。例えば福祉施設で消費してもらうことを目的として食品を提供する場合には、これはリサイクルではなく再使用であり、廃棄物法は適用されない。

（2）再利用義務の内容

環境に適合した経済では、資源およびエネルギーを節約することが重要である。廃棄物の再利用はそのための一つの手段である。廃棄物に含まれる資源を回収したり、廃棄物からエネルギーを得ることは、多くの分野で可能である。この目的はまた、循環経済・廃棄物法の目的でもある。同法は、廃棄物の処分ではなく、再利用を優先することを義務付けている。再利用は規定通りの方法で、有害物質などによる汚染のない形で行わなければならない。可能な限り価値の高い再利用が目指されている（循環経済・廃棄物法第5条第2項および第3項）。

廃棄物からエネルギーを得ることをエネルギー・リサイクル、またはサーマル・リサイクルという。廃棄物から資源を回収する場合には、素材リサイクルまたはマテリアル・リサイクルが可能である。物質として再利用するか、あるいはエネルギーとするかを選択する際には、環境に適合した再利用の方法が原則として優先順位を決定する（循環経済・廃棄物法第6条第1項）。ただし、再利用を強制的な義務として課すことが認められるのは、再利用が技術的に可能かつ経済的に容認しうる範囲内であり、とりわけリサイクル製品を販売するための市場が確保されていなければならない。

技術的な可能性

廃棄物の再利用技術が技術的観点から可能と見なされるのは、この技術の導入が技術水準に基づいて可能（循環経済・廃棄物法第12

条第3項)と判断される場合である。再利用技術は、廃棄物の再利用に適合していなければならない、長期間の研究開発を要するものであってはならない。単なる可能性が抽象的に存在するだけでは、技術的な可能性は十分ではない。また、廃棄物の事前処理が必要な場合にも、廃棄物の再利用の可能性は認められる(循環経済・廃棄物法第5条第4項)。

経済的な容認可能性

経済的な容認には、企業の経営能力(主観的要素)および企業にとって負担可能な処理コストとの関係(客観的要素)が重要となる。今日において支配的な意見は、経営学的観点からの容認である。明白な判断ができない場合には、環境保護の利害を考慮した際に当該事業所の収益が減少することが容認し得るという旨を、管轄当局が説明しなければならない。

市場性

廃棄物から回収された物質またはエネルギーは、市場で販売することが可能でなければならない。よって、既存市場の存在または新規市場の創出が必要となる。リサイクル製品または再資源化製品の市場が存在しない場合、あるいは市場開拓中の場合には、再利用製品を有意義に循環経済に戻すことができない。この理由から、リサイクル製品の販売可能性は再利用の前提条件となっている。例えば、肥料市場の条件が変化したために市場崩壊に至った場合には、市場性が疑われることとなり、よって再利用の原則はもはや適用できなくなる。

前述の前提条件が満たされている場合には再利用が義務付けられるが、その際にも規定通りに、かつ有害物質などの排出なしで行わなければならない。規定通りの再利用とは、化学物質禁止命令や危険物質命令などを含むすべての法規の遵守を意味する。無害(ゼ

ロ・エミッション)の再利用とは、環境に適合した方法で再利用が行われ、その際に資源サイクルに有害物質が蓄積しないと予測される場合をいう(循環経済・廃棄物法第5条第3項第3文)。

(3) 処理義務

従来の廃棄物法は、廃棄物処理は国家の責任であるとしていたが、この基本方針は循環経済・廃棄物法第5条第2項により撤回された。この基本方針は現在も家庭系廃棄物には無制限に適用され、家庭ゴミは公法上の処理業者に引き渡すことが原則となっている。ただし、その他の廃棄物に関しては、この引き渡し義務の原則が全く逆方向に働くわけであり、例外としては、廃棄物の排出者が自分の設備内で廃棄物を処分(自己処理)できない場合、あるいは卓越的な公益目的のために廃棄物を公法上の処理業者に引き渡すことが不可欠な場合に限り、引き渡し義務付けられる。その他の廃棄物、とりわけ業務用の食品は、すべて廃棄物の排出者および所有者が自ら処理しなければならない。これらの事業者は廃棄物の処理を公の処理業者に委託することもできるが、その際には高額な処理料金を支払わなければならない。したがって、業務用廃棄物および産業廃棄物の排出者にとっては、廃棄物を自ら処理することが当然関心事となる。事業者は、廃棄物処理を誰に委託するか、または自己処理設備を用意すべきかを決定しなければならない。また、廃棄物処理においては、規定遵守、無害、可能な限り高価値の再利用という前提条件を満たさなければならない。

再利用における規定遵守とゼロ・エミッションの前提条件は、廃棄物の排出者だけでなく、廃棄物の処理を委託される公法上の処理業者に対しても拘束力を有する。なお、企業および公共の処理業者は、廃棄物処理団体または自治法人(例えば商工会議所)などの第

.....

三者に処理業務を委託することもできる。企業であれ公共体であれ、廃棄物処理業務を第三者に委託することができることから、廃棄物経済の構造は、廃棄物処理サービスを提供する市場を形成する。よって、公法上の処理業者に廃棄物を引き渡すという行政の補助措置については、これを完全に排除することができる（循環経済・廃棄物法第15条）。行政の処理義務、特に家庭ゴミの処理義務は、規定に基づいて個々の郡または市町村に委任されることから、具体的な処理の手法にはばらつきがある。

(4) 監視手段

廃棄物の発生抑制、再利用および処分という課題は、基本的には既に行政の手を離れ、廃棄物の発生源である排出者、または委託を受けた第三者の管轄に移っている。しかし、環境に適合した廃棄物処理が公益に貢献することから、国家による監視がとりわけ重要となっている。

処理証明

規定通りの廃棄物処分が行われているかを監視する上で、最も重要な手段の一つがいわゆる処理証明である。廃棄物の排出者は、廃棄物を処理場に運搬する前に、処理に対する認可を得ていなければならない。廃棄物の収集と運搬に際しては、処理証明書のコピーを1部携帯することとなっている。処理証明書は、廃棄物の種類、構成、発生地を証明する言明書、廃棄物の受入を認める処理場の発行した言明書、官庁が発行した廃棄物処理の証明書からなる。これに加えて、廃棄物所有者（例えば排出者や廃棄物処理施設の運業者）は証明のために、特定の廃棄物について種類、量、処理方法を記録することが義務付けられている。

具体的な証明義務は、廃棄物が「特に要監視」、「要監視」または「監視不用」のいずれ

の種類に類別されるかによって異なる。食品、特に再利用（リサイクル）される食品は、「監視不用」の種類に分類されるため、証明は特に官公庁がこれを要求しない限り必要ではない（廃棄物キー02 Bestbu AbfV）。証明は、公益上の理由から正当である場合にのみ要求することができる。また、食品の処分の場合には、この食品は単純に「要監視」として分類される。その際には、いくぶん簡略化された証明手続が適用され、特に官庁の承認は必要ない。食品の場合、「特に要監視」の廃棄物に分類されることはなく、管理措置の要求事項もあまり高くない。

廃棄物経済コンセプトと廃棄物収支

特定の廃棄物グループについて「特に要監視」廃棄物の年間排出量が合計2,000kgを越えるかあるいは「要監視」廃棄物の排出量が年間2,000トンを超える排出者ならびに公共の処理業者は、「廃棄物経済コンセプト」を作成しなければならない。コンセプトには廃棄物の種類、量、所在に関する情報と、実施または予定される処理措置、廃棄物処分が予定される場合はその理由、処理工程の説明などが記載される。廃棄物収支は廃棄物経済コンセプトと対をなすものであり、コンセプトは将来について、収支は過去の実績に基づいてそれぞれ作成される。廃棄物経済コンセプトは、まず第一に事業者内部の計画・管理手段として役立つものであり、国の管理手段としての利用は二次的なものである。廃棄物収支は、自己管理を目的としているが、処理証明と共に管理にも活用されている。

(5) 動物死体処分法におけるリサイクル

動物死体、肉加工食品、卵および牛乳の再利用は、動物死体処分法の規定に従って行われる。ここでの定義付けから見ると、再利用はまだ処分の一環として位置付けられている。この種の食品には危険（伝染病など）が

潜在することから、再利用は実質的には行われていない。ただし、食品の残飯だけは例外的に飼料に加工することができる。しかしここにも、豚コレラと狂牛病危機以来、ドイツでは厳重な条件が付与されている。

循環経済・廃棄物法の目的に従い、小売業および卸売業は廃棄物の発生を事前に防ぐための努力をしている。循環経済・廃棄物法の他にも、様々な施行令がコスト負担の大きい廃棄物処理基準を定めており、その結果として廃棄物処理にかかる費用が増加した。純粋に経済的観点から見た場合、商業界は過剰生産から廃棄物が発生しないよう細心の注意を払うこととなる。ただし食品製造に関しては、例えば保存剤の使用制限などの食品法規定がある。食品が廃棄物として排出される場合、企業は自分の事業所で処理するか、第三者に処理を委託するか、あるいは公法上の処理業者に引き渡すかを決めなければならない。大手食品卸売業者は、自己処理を行うにはコストが高すぎ、また必要なノウハウが欠けていることから、民間の処分業者に廃棄物を引き渡して処理してもらっているのが実状である。その際にも法規の意図に基づいて、処分よりも再利用が優先される。その主な理由は再利用の方がコストが安いからである。さら

に企業は、年間2000トン以上の食品を廃棄物として処分する場合は、廃棄物経済コンセプトおよび廃棄物収支を作成することを義務付けられる。その結果、ドイツでは循環経済・廃棄物法の導入以来、廃棄物の排出量は減少したが、その量はまだ僅かである。その反面で再利用率は大きく伸びており、これと同じ割合で最終処分廃棄物の排出量が減少した。循環経済・廃棄物法は各州が制定する施行令や施行法によって補完されることから、廃棄物処理のそれぞれの措置や形態は統一されていない。また、価格面でもばらつきが見られる。したがって大手チェーン店の場合、その廃棄物処理は全店一括した方法ではなく、各支店の所在地の条件に基づいて行われる。この理由から、連邦全体の食品廃棄物再利用が一目で分かるような統計は存在しない。

循環経済・廃棄物法はその基本方針から、民間経済によって組織された廃棄物処理を可能にし、生存のための措置という分野における行政課題を民営化するという政治目標に適ったものである。その結果、廃棄物処理は一つのサービス業務となり、その価値は市場が決定することになる。

(菅野 一義)

ドイツ小売業における 食品廃棄物の発生抑制と再資源化

ベルリン・センター

廃棄物をめぐる環境問題への基本的な対応として、循環型経済社会構築への流れを欧州が先導し、世界的に波及しつつある。本レポートでは、バイオ廃棄物、コンポスト商品などの例を通じて環境先進国ドイツの小売業における食品廃棄物処理について報告する。

1. 食品廃棄物の発生抑制と再資源化のためのコンセプト

連邦環境省によると、小売業で発生する食品廃棄物の処理は、原則的に、自治体の廃棄物技術指令で規定されている。この技術指令は、廃棄物はその種類および量に基づいて家庭ゴミとともに、あるいは家庭ゴミのように処分できる限りにおいて、営業者、商店、サービス業者、公共施設、工業で発生する「家庭ゴミに類似する産業廃棄物」にも適用される。包装されていない野菜・果物の廃棄物やねり粉で作った食品の廃棄物には、バイオ廃棄物令が適用される。このバイオ廃棄物令は、「農業、林業ないし園芸農園に利用される土地」に投入できるようにするためのバイオ廃棄物処理について規定し、処理されていないバイオ廃棄物と処理されているバイオ廃棄物に対する有害物質の上限を定めている。また、

バイオ廃棄物令は、動物性廃棄物が動物死体処理法ないし獣疫法で規定されていない限りにおいて、その動物性廃棄物の処理を規定している。循環経済および廃棄物法は、全般的な廃棄物の発生抑制、再資源化、法規に基づく処分を規定している。

包装材令は、不必要な包装材の発生抑制を目的としており、特に小売業に対して、顧客が食品包装材を店の回収容器に無料で棄てることをできるようにすることを義務づけている。

小売業連盟によると、食料品店で発生するバイオ廃棄物の処理に関する別個の規定はない。バイオ廃棄物の処理と再資源化は、上述の集落廃棄物技術指導やバイオ廃棄物令、循環経済および廃棄物法、包装材令のようなバイオ廃棄物処理に関する連邦法で規定されている。

ドイツでは、大半の小売業者が地方自治体

のゴミ回収を利用しており、その地方郡の廃棄物コンサルティングにおいて、そこで有効な廃棄物経済規定について照会することができる。この廃棄物経済規定は連邦州ごとに、場合によっては地方郡ごとに異なっているため、食品小売業におけるバイオ廃棄物の処理と再資源化に関する普遍妥当な言明はできない。

複雑かつ多層的な法律であるため、多くの大手食品販売会社（例えば、EDEKA、カールシュタット、ファミラ、COOP、アルディ）には独自の環境受託者がおり、環境受託者が廃棄物の発生抑制・再資源化・処分の問題と取り組んで、各支店に助言している。

小さなスーパーマーケットや小売店の責任者に食品廃棄物の処理について照会したところ、発生する廃棄物を「法的規定に基づいて」処理しているという回答だけが得られた。賞味・消費期限を越えたが、まだ消費できる食品は、比較的小さな都市でも「ターフェルン^(注1)」のような社会施設に提供されている。しかし、照会した会社の中で、特に「食品」領域のための特別な廃棄物コンセプトを持っている会社はなかった。

比較的大きなスーパーマーケットでは、専門の廃棄物処理会社がバイオ廃棄物の回収・分別・処理・再資源化の任務を引き受けている。全国的に事業展開している食料品部門を有する大手デパートの環境受託者は、連邦州ごとに異なる法的規定に基づいて、各支店ごとに別個の廃棄物処理コンセプトを追求しているとのことである。一般に、どの小売店も、商品の流れを厳しくコントロールすることにより、廃棄物処理される商品の量をできるだけ少なくしようと試みている。それにもかかわらず売れ残りが発生した場合には、「ター

フェルン」を通して貧困者に提供している。北ドイツで広く事業展開しているスーパーマーケットグループの環境受託者によると、特別な食品廃棄物処理コンセプトはないという。地域毎に、廃棄物処理会社にその地域内各支店の廃棄物処理を委託しており、この業者が廃棄物回収容器の提供から専門的な廃棄物処理に至るすべての作業を引き受けている。調査した他の企業はすべて、その販売店で発生する食品廃棄物の処理に関する具体的な回答をすることができなかった。調査したどのスーパーマーケットでも、廃棄物の発生抑制コンセプトは包装材とパッキングの削減ないし発生抑制に関連するものであった。

2. バイオ廃棄物の処理

食品販売店では、バイオ廃棄物は基本的に3種類に分類される。

- ・認可された廃棄物処理業者が動物死体処理法と獣疫法に基づいて処理し、飼料法に基づいて肥育飼料に再資源化する動物性廃棄物。
- ・地方自治体の廃棄物処理業者が「バイオ廃棄物回収容器」から回収・処理し、コンポスト設備で再資源化する、包装されない果物と野菜の廃棄物。
- ・一部は納入業者に返品され、その納入業者が処理するか、あるいは地域の廃棄物処理業者が官庁の規定に基づいて処理し、肥育飼料に再資源化する、包装された食品廃棄物（例えば、有効期限の切れた乳製品、米やヌードルのような基本的食料品、甘い菓子類など）

さらに、多くの市町村では、まだ飲食できる売れ残り食品（包装されているものと包装されていないもの）を販売店に取りに行き、

(注1)「ターフェルン」は個人や教会により組織されていることが多く、活動は食料品販売店との個人的な申し合わせで行われている。「ターフェルン」の職員は販売店に売れ残った食品をとりに行き傷んだ商品を取り除き飲食できる商品を貧困者に与えている。

.....

それを貧困者に与えている「ターフェルン」が定着している。

3 . バイオ廃棄物の発生抑制

食品部門における「廃棄物の発生抑制」のテーマは、包装材令が規定している包装材の発生抑制に制限されている。しかし、この政令は販売用包装材だけでなく、輸送用包装材とパッキングにも関連している。そこで、多くの販売店は、顧客の要望に応じた包装や、果物や野菜の量り売りにより、不要な包装材を回避しようとしている。同じ理由から、店の大きさが許せば、肉やチーズのカウンターを設けて、包装しない食品を販売している。

調査した企業（EDEKA、カールシュタット、COOP、ファミラ）の環境受託者は、食品廃棄物の発生抑制に関する具体的な戦略を挙げるができなかった。しかし、商品の流れを広範にコントロールすることにより、余分な商品が出ないようにしている。

また、賞味・消費期限が切れたばかりで、まだ飲食できると思われる食品を特別価格で提供する小売業者が増えている。消費者が食品を直接に「再利用」するので、「廃棄物」として処理する必要がなくなる。

しかし、すでに賞味・消費期限の切れたソーセージ類、乳製品、基本的食料品を包装し直して、賞味・消費期限の日付を変え、新たに販売するという、「賞味・消費期限の日付を変更した食品」のスカンダルも過去に何度となく暴露されている。

4 . バイオ廃棄物の再資源化

動物性廃棄物は、認可された廃棄物処理業者が回収して、再資源化する。

包装されていない野菜や果物、パン菓子の廃棄物は、地方自治体の規定に基づいて、個人世帯のバイオ廃棄物のように、いわゆる「バイオ廃棄物回収容器」から回収・処理される。廃棄物処理業者はこれらの廃棄物を地

方自治体のコンポスト設備で主として高価なコンポストに再資源化する。このコンポストは農業や園芸、個人の庭園の培養土ないし肥料として利用される。

バイオ廃棄物の発酵プロセスからメタンガスを回収するコンポスト設備もある。回収されたメタンガスは、エネルギーと熱を生産する複合発電所に投入される。このように、コンポスト設備は残留物の量を削減すると同時に、その地方のエネルギー供給にも少なからず貢献している。

しかし、公共のコンポスト設備はバイオ廃棄物回収容器で回収されるすべての廃棄物を処理するので、個人世帯から出るバイオ廃棄物と食品販売店から出るバイオ廃棄物を区別することは不可能である。したがって、特別に小売業者から出る「バイオ廃棄物」の再資源化に関するデータ（量、再資源化された商品など）はない。

5 . コンポスト商品の需要

ヴィスマール大学で廃棄物経済を専門とするヴェルナー・ビドリグマイヤー教授（2001年6月7日付のディ・ツァイト紙「体系的な狂気の沙汰」）によると、公共コンポスト設備から得られるコンポスト商品の評判は相変わらず悪い。バイオ廃棄物回収容器における有害物質に関する議論が再三行われているが、実際にはバイオ廃棄物令の規定により、もはやこの問題はなくなっている。また、コンポストメーカーはコンポスト商品販売業者と共同で、消費者と販売店にコントロールされた品質保証付き商品を供給するために、連邦コンポスト品質共同体（BGK e.V.）を設立した。

今では、巧みな宣伝活動とコンポスト品質保証マーク（RAL-GZ251）のおかげで、コンポスト商品を「園芸農園用培養土」、「植物用腐植土」、「草花栽培用肥土」として表示し、地域の園芸センターや自社の販売部門を通し

Report 14

て市場に提供することに成功しているコンポスト設備運用事業者が多くなっている。

連邦コンポスト品質共同体（BGK e.V.）によると、ドイツでは約700～900台のコンポスト設備が全国で年間約600万～800万トンのバイオ廃棄物を300万～400万トンのコンポスト商品に処理している。ただし、このテーマに関する全国的な調査が行われていないため、連邦コンポスト品質共同体の数字は推定にすぎない。

コンポスト設備では、主として、土地改良と肥料のためのコンポストと土地に覆いをするためのコンポストが生産される。生産された商品には化学肥料令の規定が適用される。

90年代初期のドイツにおけるコンポスト施設の力強い成長はここ数年間で大幅に鈍化した。これは、既存設備の設備利用率の低下、焼却や熱利用のようなコンポストに代わるバ

イオ廃棄物処理方法の増加に起因している。

生産されたコンポスト商品は様々な領域で利用されている。連邦コンポスト品質共同体によると、98年はコンポスト商品の40%が園芸・造園（生業と趣味の園芸を含む）で、36%が農業で、4%が公共緑地で利用された。連邦コンポスト品質共同体は、土地改良手段としてコンポストの投入を強化する大きなポテンシャルがまだ農業にはあると見ている。園芸・造園では、すでに現在、コンポスト商品の大きな需要があるが、適切な宣伝活動によりさらに需要を高めることも可能である。

「コンポスト経済」は比較的新しい、若い業界である。従って、連邦コンポスト品質共同体によると、業界の経済展開や将来の展望に関する広範な調査はまだ行われていない。

（菅野 一義）

PSAの伸びが目立つ欧州の自動車市場

ミュンヘン事務所

企業の買収合戦から一線を画して、独自路線を打ち出したプジョー・シトロエン・グループ（PSA）の勢いが止まらない。同社は、ほぼ横ばいで推移した2001年の欧州市場で、前年比10.9%増の214万台を販売した。新車投入効果が販売増に寄与した。米国市場では、前年に引き続きドイツ車の売れ行きが好調だった。2002年に入り、欧州自動車メーカー各社は、輸出減少を受けて生産を抑制し始めており、業績の見通しは不透明である。

1. 独自路線で成功収めたPSA

(1) 販売台数300万台乗せ

2001年の乗用車の世界市場では、米国や日本の自動車メーカーの大半が振るわない中で、フランスのPSAが大きく躍進した。販売台数を前年比で11%増やして313万台とし、ついに合併や買収なしに、300万台を超えるメーカーになった。PSAは特に欧州市場で販売台数を伸ばしている。売り上げは前年比17%増の516億6,300万ユーロ、純利益は記録的な29%増の16億9,100万ユーロとなった。

2001年はドイツのBMWも、10.2%増と大きな伸びを示し、過去最大の90万5,700台を販売した。この数字は年半ばに新しく発売された英国子会社のミニを含むものだが、BMW車だけでも7%増の88万台だ。特に米国市場では、販売台数を12.5%も伸ばした。

ダイムラークライスラー（Daimler Chrysler）

でも、メルセデス部門（スマートを含む）の販売は122万5,000台で、6%の増加だった。このうち11万台が超小型車のスマートだ（8%増）。しかし、クライスラー部門は10%減の274万台で、商用車部門も10%減の49万2,000台。クライスラー部門が足を引っ張るかたちとなり、ダイムラークライスラーの乗用車と商用車を合わせた合計販売数は445万台で、前年の475万台から6%以上後退した。

欧州の大手メーカーが、すべて好調だったわけではない。2001年のルノー（Renault）は、2.2%増の240万8,000台にとどまった。韓国や日本などアジア地域での販売を伸ばしたものの、ホームグラウンドの西欧市場では、モデルチェンジの不足のためにわずか1%の伸びだった。ルノーの自動車販売による営業利益は、2000年の15億ユーロから2001年は2億1,600万ユーロに縮小し、自動車金融部門の営業利益を下回った。日産自動車からの5億

ユーロに近い配当により、最終利益は10億5,000万ユーロ（2.8%減）と、10億のラインをようやく保っている。

欧州最大のフォルクスワーゲン（Volkswagen, VW）グループでは、ドイツのオーディ（Audi）とチェコのシュコダ（Skoda）の活躍が目立つ。オーディは11%増の72万6,000台で、シュコダも7.4%増43万5,000台を販売した。しかしVWブランド車は0.7%減の310万5,000台に、スペインのセアト（Seat）は5.5%減の48万7,000台に落ち、さらに軽トラック部門では8.8%減の30万台だった。VWグループ全体の販売台数は0.4%の微増だったが、508万台という数字は過去最高で、世界シェアも12.5%となった。ただし、利益は10億ユーロに満たず、1位の座をPSAに譲った。

（2）米国市場で好調なドイツ車

世界最大の米国市場では、特にドイツ車の躍進が目立っている。乗用車市場全体が2000年から2001年に1%縮小したのに対し、ドイツ車は合計販売台数を3.3%伸ばして88万2,000台となった。最も伸びたBMWは、12.5%増の21万3,000台だった。価格帯でBMWと競合するメルセデス車は、2001年は0.5%増の20万6,600台にとどまり、米国市場での販売台数でBMWに逆転された。メルセデスCクラスは48%増加したが、レクリエーショナルビークル（RV）車のMクラスが13%減と大きく落ち込んだためだ。

2002年1月に入っても、BMWは前年同月比16.2%増で、さらに加速している。メルセデスでも小型のCクラスが良く売れたために、伸び率では19%とBMWを上回ったが、再逆転には至っていない。

高級スポーツ車のポルシェ（Porsche）も、2001年は前年比3%増の2万3,000台と好調だったが、2002年1月に入ると前年同期比27%減と大きく落ち込んだ。これは小型ロードスター「ボクスター」の売れ行きが悪化したことが一

因だが、輸送船の遅れという特殊事情によって、前年1月にポルシェ車の米国での登録が集中していた影響も考慮する必要がある。VWグループでは、2001年はオーディが前年比36%増の8万3,000台だった。しかし、VW車は前年と同じ35万5,000台にとどまっている。2002年1月はオーディが前年同月比25%増、VWはパサートの売れ行きが好調で6%増となった。

好調なドイツ車だが、2002年の米国市場全体はさらに縮小しており、年間販売台数は1,600万台以下になるとみられている。メリルリンチは、2002年の米国の年間販売台数を1,460万台と予測している。これは前年より15%の減少になる。市場の縮小に最も痛みを感じているのは米国のメーカーだが、今のところ好調なドイツ車の売れ行きにも今後、影響が出ることは避けられそうにない。

（3）2001年の欧州新車市場は横ばい

西欧市場は既に飽和状態になったといわれて久しい。しかし西欧18カ国（EU加盟国とスイス、ノルウェー、アイスランド）では、2001年の新車登録台数が前年比0.6%増の1,483万3,735台となり、99年に次ぐ史上2番目の販売を記録した。特に英国では10.7%増の2ケタ成長で、フランスやスペインでも平均を大きく上回る伸びを示した。

英国での市場拡大は値引き販売によるもので、持続的な拡大は不可能とみられている。前年並みを保ったイタリアでも、フィアット（Fiat）などが0%金利のクレジットを付けた、実質上の値引き販売をしており、2002年のイタリア市場は7%減との予測（J.D. Power-LMC社）も出ている。

PSAは前年比10.9%増で、200万台の壁を突破し214万台を記録した。特に人気の新車種「C5」を発売したシトロエンは12.7%増と、アルファロメオ（Alfa Romeo）、シュコダに次ぐブランド別3位の伸びとなった。やはり新車種の「307」が好評のプジョーは9.8%増

で、これもブランド別5位の伸び率。西欧市場で200万台以上を販売したのは、VWグループ(280万台)以外ではPSAが初めてである。本国のフランスで、PSAは34%のシェアを持つ。

VWグループの中では、13.6%増と伸び率が2位だったシュコダが24万7,000台を販売したほか、11.4%増と伸び率が4位のアウディも、54万4,000台を販売した。しかしVWブランドとセアトブランドの車が振るわず、グループ全体では1.8%増にとどまっている。

アウディは特に英国(24%増)、イタリア(14%増)、スペイン(9%増)など市場規模が比較的大きい国で販売増加が目立っている。市場規模が最大のドイツでは、新車登録台数全体は1.1%減と縮小している中で、アウディの販売台数は6%増だった。アウディは東欧でも、販売台数を伸ばしている。

(4) 2002年は生産縮小続く

このように欧州市場でも、フランスのPSAと並んでドイツ車の躍進が目立つ。しかし欧州最大の自動車生産国、ドイツでは2001年半ばから、生産台数が頭打ちとなり、年末にかけては、月産で前年同月を下回るようになった。2002年は本格的な後退期に入るとみられている。既に1月の生産台数は、乗用車が前年同月比8%減、商用車は34%減となった。乗用車の落ち込みは、輸出の減少が原因だ。

現在、世界の自動車メーカーの生産設備は過剰と指摘されている。西欧では30%の過剰といわれる。これまではフォード(Ford)、ゼネラル・モーターズ(General Motors, GM)、フィアットなど一部のメーカーだけに出ていた過剰設備問題の影響が、今後次第にほかのメーカーにも波及してくることが懸念される。

表1 西欧新規自動車登録台数(国別)

(単位:台数、%)

	2001年	2000年	前年比
オーストリア	294,233	309,427	4.9
ベルギー	488,683	515,204	5.1
デンマーク	95,789	112,690	15.0
フィンランド	109,441	134,646	18.7
フランス	2,254,733	2,133,884	5.7
ドイツ	3,340,544	3,378,343	1.1
ギリシャ	280,214	290,222	3.4
アイルランド	164,744	230,795	28.6
イタリア	2,425,300	2,423,084	0.1
ルクセンブルク	42,857	41,896	2.3
オランダ	530,302	597,625	11.3
ポルトガル	248,553	257,836	3.6
スペイン	1,436,880	1,381,256	4.0
スウェーデン	246,581	290,529	15.1
英国	2,458,769	2,221,647	10.7
EU計	14,417,623	14,319,084	0.7
アイスランド	7,273	13,569	46.4
ノルウェー	91,916	97,376	5.6
スイス	316,923	316,519	0.1
EFTA計	416,112	427,464	2.7
西欧合計	14,833,735	14,746,548	0.6

(注) オーストリア、ルクセンブルク、アイスランド、スイスの数字は暫定値。

出所: 欧州自動車工業会

表2 西欧の新車登録台数(メーカー別)

(単位:台、%)

	シェア		台数		前年比
	2001年	2000年	2001年	2000年	
合計	100.0	100.0	14,833,735	14,746,548	0.6
VWグループ	18.9	18.7	2,803,996	2,755,060	1.8
フォルクスワーゲン	10.8	11	1,607,648	1,619,352	0.7
アウディ	3.7	3.3	544,419	488,905	11.4
セアト	2.7	2.9	405,020	429,375	5.7
シュコダ	1.7	1.5	246,909	217,428	13.6
プジョー・シトロエン	14.4	13.1	2,140,151	1,929,451	10.9
プジョー	8.6	7.9	1,278,782	1,164,982	9.8
シトロエン	5.8	5.2	861,370	764,469	12.7
フォードグループ	11.1	10.8	1,649,059	1,590,387	3.7
フォード	8.8	8.5	1,306,421	1,247,948	4.7
ボルボ	1.5	1.6	224,660	230,504	2.5
ランドローバー	0.5	0.5	75,691	77,689	2.6
ジャガー	0.3	0.2	42,287	34,246	23.5
GMグループ	10.8	10.8	1,601,167	1,597,378	0.2
オペル・ヴォクソール	10.2	10.2	1,518,021	1,508,238	0.6
サーブ	0.5	0.5	74,319	78,785	5.7
その他	0.1	0.1	8,827	10,355	14.8
ルノー	10.6	10.6	1,575,720	1,559,462	1.0
日本	10.4	11.4	1,540,514	1,676,302	8.1
トヨタ	3.7	3.7	547,443	542,054	1.0
日産	2.5	2.7	365,724	393,736	7.1
三菱	0.9	1.1	130,618	160,281	18.5
マツダ	0.9	1.2	138,906	181,710	23.6
ホンダ	1	1.2	154,295	181,600	15.0
スズキ	0.9	0.9	137,811	131,587	4.7
その他	0.4	0.6	65,717	85,334	23.0
フィアット・グループ	9.6	10	1,422,473	1,475,045	3.6
フィアット	7.2	7.6	1,067,286	1,122,832	4.9
ランチャ	1	1.2	149,476	173,303	13.7
アルファロメオ	1.4	1.2	202,031	174,956	15.5
その他	0	0	3,680	3,954	6.9
ダイムラー・クライスラー	6.4	6.2	942,927	909,356	3.7
メルセデス	5	4.8	739,146	709,657	4.2
スマート	0.7	0.7	104,410	101,853	2.5
クライスラー	0.7	0.7	99,371	97,846	1.6
BMWグループ	3.7	3.4	545,744	499,273	9.3
BMW	3.5	3.4	520,372	499,273	4.2
ミニ	0.2	0	25,372	0	0.0
韓国	2.8	3.4	409,727	507,553	19.3
現代	1.5	1.5	219,782	227,210	3.3
その他	1.3	1.9	189,945	280,343	32.2
MGローバー・グループ	1.1	1.3	159,961	197,597	19.0

(注) 速報値。

GMグループのその他にはIBCと米国GMを含む。

フォード・グループには米国フォードを含む。

フィアット・グループでフィアットにはイノチェント、その他にはフェラーリ、マセラッティを含む。

西欧とはEU、アイスランド、ノルウェー、スイス(リヒテンシュタインを含む)の合計。

出所: 欧州自動車工業会

.....

2. 注目浴びるポルシェの敏腕社長

ポルシェのヴィーデキング社長に注目が集まっている。92年に就任した同氏は、経営が悪化していたポルシェを立て直し、販売台数を約3倍、税引き前利益を約10倍に引き上げた。政府から受けられる補助金を拒否するなど、自らの経営手腕にすべてをかける「強い企業経営者」としての同氏のイメージが、ポルシェに反映し、販売促進に貢献している。

(1) 「経済界のスーパースター」、社長続投

2001年11月、ポルシェの監査役会は満場一致で、現社長ヴェンデルリン・ヴィーデキング氏の続投を決め、同氏との契約を2007年まで延長した。ドイツの自動車メーカーで最も高額な社長報酬を得ている同氏だが、会社に対する貢献は、報酬に十分見合っていると監査役会が認めたことになる。

92年末に社長に就任して以来、当時経営が悪化していたポルシェを、数年のうちに見事に立て直し、一時は1万5,000台以下に落ち込んだ販売台数を2万5,000台以上に押し上げた。売り上げは3.4倍、税引き前利益はほぼ10倍になった。生産される車の半分以上が米国に輸出されている。ヴィーデキング氏は経済界のスーパースターとして、経済誌ばかりでなく、一般のマスコミにも頻繁に登場するようになった。2000年以降、ドイツの平均株価が次第に下がる中、ポルシェ株は乱高下を繰り返しながらも着実に上昇している。

(2) 新車開発で車種を拡大

現在、ポルシェの車種は、64年に登場してからモデルチェンジ8代目の「カレラ911」と96年に市場投入された「ボクスター」の2つしかない。ボクスターは小型ロードスターで、比較的手軽な価格のスポーツカーに乗りた層をターゲットにしているが、2001年の販売台数はさえないなかった。

カレラ911の売れ行きは順調だが、スポーツカーの成長に限界を見るヴィーデキング氏は、VWと共同でオフロード用RV車を開発した。メルセデスのGクラスに対抗する車種で、オフロード車にポルシェ特有のスポーツ性を加味した。最高時速250キロでアウトバーンを飛ばすこともできる。生産拠点はライプチヒに決まり、現在工場の建設が進められている。2002年後半の市場投入が予定される、この「カイエン」は、年間2万5,000台の生産計画で、これによってポルシェの販売台数を一挙に倍増させることになる。

スポーツカーでも、長年の懸案だった上位モデルを開発し、車種を増やすことが2002年1月に決まり、「カレラGT」の2003年半ばからの生産開始が発表された。558PSの10気筒エンジンを搭載して、最高時速330キロで走るこのGTは、価格が36万～41万ユーロで、カレラ911の最上仕様の3倍、ボクスターのほぼ10倍だ。

製造地はまだ決まっていないが、今のところ新たな工場の建設は計画されておらず、シュツットガルトの本社工場か、カイエンを生産予定のライプチヒ工場のどちらかになるとみられている。こうして拡大されるスポーツカーのラインと、新たなRV車の二本立てで、ポルシェは2年後の年間販売台数目標を8万台に設定している。

(3) イメージ戦略でも卓越

ポルシェの成功は、ヴィーデキング氏の個人的な人気を作り出すイメージによるところが大きい。ポルシェの車はいまや、単なるステータスシンボルではなく、以前よりずっと幅の広い層から支持されるブランドになっている。

スピードは出せるが、同乗者や荷物の積載量が限られ、環境にも良くないスポーツカーは、本来なら「無用のぜいたく品」として、社会的には認知されにくい。ヴィーデキング氏が社長になった90年代初めは、米国でも燃

費の悪い大型車は時代遅れとされ、小型軽量の日本車が躍進していた。ドイツでもメルセデスSクラスのような大型高級車は、「絶滅寸前の恐竜」といわれていた。

ヴィーデキング氏は、日本人技術顧問をドイツの本社に呼び寄せて、日本メーカーの生産技術を取り入れ、製造コストの大幅な削減に成功した。その事実を米国で大いに宣伝した。こうしてアジアからも謙虚に学び、社長自らがハンドルを握って出社するオープンなドイツの会社というイメージを、米国人の中に植え付けた。

一方ドイツでは、ヴィーデキング氏は中堅企業経営者の代表として、政府にはっきりとモノを言うことにより、税制改革や補助金削減に積極的で、独立心の強い中小企業経営者としてのイメージを固めた。ポルシェの顧客層の多くは、中小企業のオーナーや独立自営業者だ。東部ドイツのライプチヒに新工場を建てる際にも、大手メーカーのように連邦政府の補助金を当てにせず立地を決断した姿勢は、まさに中小企業経営者のお手本としてマスコミの賞賛を浴びた。

大型企業合併ブームに沸いて、自動車メーカーでも規模の拡大が重視されていた時期、ポルシェは逆に小さくて強いことを常に強調して、世間の共感を得てきた。ローバーを傘下に収めたBMWや、クライスラーと合併したダイムラーが苦境に陥ると、ヴィーデキング氏の独立路線の正しさが証明され、同氏の人気はさらに上がっている。

ポルシェは従業員に高給を支払うことでも知られ、労働組合の受けも良い。業績予測の際には、常に控えめな発言によって、その後の好業績発表を演出する。四半期ごとの業績を発表するようになると、証券業界やアナリストの圧力をきっぱりとはね付けることができたのも、社長のヴィーデキング氏とPRマネジャーのアントン・フンガー氏による周到的なイメージ戦略のおかげだ。

車自体のイメージも大切にする。伝統の「カレラ911」を40年近くも守り続け、デザインは60年代の原型の曲線をあまり大きく変えず、「ポルシェ神話」を守り抜いてきた。97年に初めて水冷式エンジンを導入した際には、30人の技術者が苦勞して、それまでの空冷エンジンの音を再生したといわれている。

3. リストラ進めるダイムラークライスラー

ダイムラークライスラーがリストラを進めている。2001年はクライスラー部門、商用車部門の不振を、好調のメルセデス部門がカバーできず、合併以来初の赤字となった。同社は米国工場の閉鎖、コスト削減、不採算部門の売却などを進める。

(1) 2001年は合併後初の赤字決算

ダイムラークライスラーは2月6日に発表した2001年決算で、合併後初の赤字を出した。自動車部門では、好調なメルセデス部門とは対照的に、クライスラーや商用車の部門で2001年の販売が前年より10%減少した。グループ全体の売り上げは、前年の1,620億ユーロから1,530億ユーロへと5.9%減少、13億ユーロの営業赤字を出している。

売り上げが1割減少した米国のクライスラー部門23億ユーロの赤字で、北米6カ所の工場が閉鎖された。一時解雇(レイオフ)や早期退職で、2001年は1万9,000人の従業員を削減し、2002年も7,000人の削減を計画している。欧州でも組み立てていたクライスラー・PTクルーザーは、2001年はわずかに2万1,000台しか売れなかったため、オーストリアのグラーツにある工場を売却して、メキシコからの輸入によって欧州での需要を賄うことになった。キャブレターやカーエアコンの子会社、DTP(従業員2,000人)も、ドイツの部品メーカー、ベア(Baer)に売却される。コスト削減とともに進めている品質の改

善は、メルセデスと同じ部品を使うことによって行われている。2003年からドイツでも生産が始まるスポーツクーペの「クロスファイアー」は、39%の部品がメルセデス用に開発されたものだ。

このほかクライスラーでは、コア部門以外の業務を売却して、自動車に集中することによる経営の改善も図っている。金融サービス部門は、13億ユーロでGEキャピタル（GE Capital）に売却した。クライスラーの金融サービス部門は、自動車クレジットだけでなく、不動産ローンや船のローンも扱っていた。

さらに不動産の売却によって、2002年第1四半期にも何とか赤字を解消し、2003年には20億ユーロの黒字を出すという目標を設定した。しかし肝心の自動車事業で、米国市場が縮小しつつあり、市場が受け入れる車種を十分にそろえることができないクライスラーの現状では、急速な回復は期待できない。

（2）商用車部門が重荷に

クライスラー部門の危機に加えて、もう一つの問題は、商用車部門で大きな損失が出ていることだ。2001年の商用車販売は、前年比10%減の49万3,000台。特に米国の商用車部門「フレートライナー」は32%減の8万9,400台で、大幅な赤字に陥った。オンタリオ州ウッドストックのバス組み立て工場を閉鎖したほか、カナダのプリティッシュ・コロンビアのトラック工場や、オレゴン州ポートランドの部品工場の閉鎖も決まっている。99年以来、2万5,000人の従業員のうち9,000人を削減したが、今後も事務部門を含めて合計2,700人の人員を削減し、15%のコストダウンを目指している。

欧州でも商用車市場は低迷しており、メルセデス商用車の2001年の販売台数は、3%減少した。トラック工場では操業短縮している。株式の37.3%を取得して傘下に収めた三菱自動車工業でも、経営の改善は進んでいない。

ドイツでも事業の見直しが進められており、2001年に鉄道部門子会社のアドトランス（Adtranz）をカナダのボンバルディア（Bombardier）に7億9,000万ユーロで売却した。

（3）監査役会は経営陣を信任

これまで頻繁にマスコミに登場したユルゲン・シュレンプ社長が、2001年半ばからは、あまり姿を見せなくなっている。このため、現在の経営方針に対する監査役会の不信や、社長交代のうわさが一部に流れていた。そうしたうわさを打ち消すためかのように、2001年9月末に突然、契約期限が来る2年も前にシュレンプ社長とフッパート取締役の契約更新が行われ、2005年4月までの2人の続投が、監査役会で満場一致で決定された。

これは現在の経営陣を支持するヒルマー・コパー監査役会会長の主導で行われたものである。ドイツの株式会社法では、取締役の契約は、期限が来る12ヵ月前以降でないとは更新ができないことになっている。このため、2人を一時的に解任してから再任するトリックが使われた。これによって、現在の経営方針を監査役会が信認していることが強く印象付けられ、米国テロ事件後に30ユーロまで下落したダイムラークライスラーの株価はその後、50ユーロまで回復した。

4．売れる車のキーワードは「高級感」

売れる自動車のキーワードが「生産性と品質」から、「高級感」に変化してきた。欧州自動車メーカーは、普通車よりもステータスシンボルとなる高級車を続々市場に投入、売れ行きも好調だ。メーカーの中には、自社ブランドに高級感を植え付けるため、採算を度外視した超高級車を開発する企業も出始めた。

（1）自動車が「ステータスシンボル」に

メルセデス、BMW、ポルシェ、ジャガー（Jaguar）など、生産設備を広げているとこ

るはいずれも、高級車のイメージが強いプレミアムカーのメーカーである。多くの市場分析者は、このプレミアム性こそ、今後一層過熱する国際競争に勝ち抜くためのカギとみている。

90年代初めごろまでは、将来の競争力の源泉は「生産性」と「品質」にあるとされ、その模範が日本車だった。当時、マサチューセッツ工科大学が出した分析レポートも、消費者が「価格に見合う価値」を求めているために、ガソリンをまき散らしながら走る重量級のメルセデスや高馬力のポルシェではなく、故障が少なく燃費もよい安価な日本車が北米市場を席けんするとみていた。

しかし90年代後半に入ると、消費者の世代交代が起き、自動車に新たなステータスシンボルを見いだす人が増えてきた。社会的に成功した人が乗る車は、キャデラックやリンカーンではなく、メルセデス、BMW、アウディなどドイツのブランド車になった。トヨタのレクサスやホンダのアクア、フォードが買収したジャガーも、この部類に入る。米国市場でシェアの3分の1を握っていたGMは、5年間でシェアを4分の1に落としている。

(2) プレミアムカー、欧州でも売り上げ増

欧州市場でもプレミアムカーの売れ行きは伸びている。ドイツでは、プレミアムブランドのメルセデスCクラスが、同じサイズのクラスでありながら价格的にずっと安価なオペル(Opel)・アストラよりもよく売れている。

プレミアムブランドとしての定着にはまだ成功していないのが、GM傘下のサーブ(Saab)や、フィアットの子会社のランチア(Lancia)である。フィアットのもう一つの子会社、アルファロメオは、提携先のGMからエンジンやプラットフォームの提供を受けているが、これによってプレミアム車として、独自のイメージに傷がつく危険を冒している。

フォードでは、同グループの高級車戦略を再編し、ジャガー、ランドローバー(Land

Rover)、アストン・マーティン(Aston Martin)、リンカーン(Lincoln)、ボルボ(Volvo)の5つのブランドをまとめた持ち株会社、「プレミアム・オートモーティブ・グループ(PAG)」を設置することになった。PAGのトップには、BMWから移籍したドイツ人のヴォルフガング・ライツレ氏を起用した。上記のブランドのうち、最初の3つの英国ブランドは、共通の企業文化を持つため、別途にジャガー・ランドローバー・グループとして、製造や販売を集中的に管理する。

シンボルとなるジャガーの販売台数は、2001年に初めて10万台を超えた。98年の5万台から、わずか3年で倍増したことになる。新型車のXタイプが、メルセデスCクラスやBMWの3シリーズの客層を奪って、3万2,000台売れたことが要因である。旧来の車種であるSタイプやXX、XJシリーズはいずれも販売台数を落としているが、これは2002年春にSタイプのモデルチェンジが予定されているための、買い控えとみられる。計画では2002年に12万台、2006年には20万台を販売し、その後5年間でさらに倍増させることになっている。

(3) 各社、「超高級車」も投入

プレミアムカーの上位車種でも、積極的な動きが見られる。ダイムラークライスラーは2002年秋から、「マイバッハ」の生産を始める。価格が30万ユーロの超高級車で、予定年間生産数が1,500台だ。ポルシェも2003年には、価格が40万ユーロの「カレラGT」を年間1,000台生産する。VWは「ブガッティ」を、BMWは新しい「ロールスロイス」を、いずれも2003年に生産開始する。フォードは30万ユーロの「アストン・マーティン・ヴァンクィッシュ」を既に2001年夏から、年間300台生産している。

多くのメーカーが新たに超高級車を売り出すことで、価格帯が13万ユーロ以上の超高級車の生産能力は、2008年には年間4万台にな

ると推測される。このクラスの車の販売は、2000年には2万3,000台で、将来も需要はせいぜい2万8,000台程度と予測されている。ほとんどのメーカーは、自社ブランドのイメージアップにこれらの超高級車を利用しているものとみられ、利益は二の次のようだ。

(4) 小型ミニバン市場が拡大

これまで欧州のミニバンは、中型車をベースにしている。ルノーの「メガーヌ」をベースにした「セニック」や、オペルの「アストラ」をベースにした「ザフィラ」などが人気を集めた。2001年に入ってもこの流れは続き、トヨタが欧州で「ヤリス・ヴェルソ」を発売、欧州のメーカーも同じような小型ミニバンの開発を計画している。

フォードは小型車「フィエスタ」をベースにしたミニバン「フュージョン」を、2002年3月に発表する予定だ。コンセプトカーとして2001年9月、フランクフルトのモーターショーで紹介されたもので、さまざまな車種の異なったコンセプトを融合させた多目的車だ。小型車の使いやすさと、ミニバンのゆっ

たりとしたスペースを兼ね備え、乗用車のデザインでありながら高い位置の座席で見通しを良くしている。直噴スパークイグニッション(DISI)のガソリンエンジンで、ディーゼルの粘りや経済性も実現する。コンセプトカーの段階では、1100ccのエンジンで1800cc並みの110PSのパワーを出すと言われていた。発売は年末になるとみられるが、小さな子供がいる流行に敏感な家族をターゲットにしている。

オペルも小型車「コルサ」をベースにしたミニバン「ヴィヴァ(仮称)」を計画している。VWやフィアットも、それぞれの小型車である「ポロ」や「プント」をベースにしたミニバンの開発を、2003年発売を目標に進めているとうわさされる。ルノーも2004年には、同様の車種を出す計画を持つ。

調査会社のDRI-Wefaは、このような小型車のミニバンの需要は、2005年までに年間50万台になると予測している。これは小型車全体の20%に相当する。当初は消費者の目が慣れるのに時間がかかるが、次第に通常の小型車のユーザー層や、VW「ゴルフ」やオペル「アストラ」に代表されるコンパクトクラス

表3 各自動車メーカーの強みと弱点

	プレミアム性	グローバル性	量産効果	戦略的競争力
GM	-	+	+	
フィアット	-	-	-	
フォード・グループ	+	+	+	
フォード	-	+	+	
ジャガー	+	+	-	
ダイムラークライスラー	+	+	+	
メルセデス・ベンツ	+	+	-	
クライスラー	-	-	+	
三菱	-	-	-	
トヨタ	-	+	+	
フォルクスワーゲン	+	+	+	
ルノー・日産・グループ	-	-	+	
ルノー	-	-	-	
日産	-	-	-	
PSA	-	-	-	
ホンダ	-	-	-	
BMW	+	+	-	
ボルシェ	+	+	-	

出所: Institut für Automobilwirtschaft / manager magazin

のユーザー層からも顧客を奪っていくものと考えられる。全ミニバンの約3分の1が、このように小型車をベースにしたものになるとみる専門家もいる。

5. メーカーから生産受託する欧州企業

フィンランドのヴァルメット社は80年代から、ドイツの自動車メーカーを中心に生産を受託してきた。同社の工場はドイツよりも賃金水準が低く、生産効率が高い。このため、ドイツ自動車メーカーにとっては、国内生産するよりも委託した方がコストを低く抑えられる。オーストリアのマグナ・シュタイル社も自動車メーカーから生産を受託するが、同社は多品種少量生産を得意とする。同社工場では1つのラインで、デザインや部品が全く異なる車種を生産できる。

(1) フィンランド企業に生産委託

ボルシェは96年に売り出した小型ロードスター「ボクスター」の生産を、その翌年からフィンランドのヴァルメット社 (Valmet) に委託している。シュツットガルト本社工場の自動車生産能力は年間3万台が限度で、この生産能力のほとんどを主力車種の「911」に向けるため、ボクスターの生産の大半を外部に委託することにしたのだ。ヴァルメットを選んだ理由は、当時数ヶ月以内にボクスターの生産を立ち上げられる企業は、ヴァルメットだけだったためだ。

現在、シュツットガルトで組み立てられるボクスターは年間約5,000~9,000台で、需要の変動は主に、ヴァルメットへの発注数の増減で調整している。こうしてフィンランドでは、年間1万7,000~2万3,000台のボクスターが組み立てられている。エンジンや車体部材のほか、部品の80%はドイツから運ばれる。

ここで生産されるボクスターのほぼ全量が、再びフィンランド国外に輸出されている。

輸送コストはかかるが、フィンランドの労働コストはドイツの3分の2で、ヴァルメットでのチームワーク作業による生産効率も高く、最終的な生産コストはフィンランドの方が低いとされる。2001年10月、ポルシェとヴァルメットの契約期限は4年延長されて2008年までとなった。

(2) 70年代から受託生産

ヴァルメット (従業員1,600人) は、68年にスウェーデンのサーブ・スカニア (Saab Skania) とフィンランドのヴァルメット・コーポレーションの合併会社として設立され、これまで70万台以上のサーブ車のほか、クライスラー・タルボ (79~85年) やオペル・カリブラ (91~97年) を製造してきた。特にカプリオレに強く、サーブで最も人気が高かった900型コンバーティブルをはじめ、サーブのカプリオレはこれまでに作られた16万台のすべてが、ヴァルメットで製造されている。

現在はボクスターのほか、サーブ9-3コンバーティブルを作っており、年間生産台数は約4万台だ。ヴァルメットは組み立て工場のほか、ボディー部材工場と塗装工場を持つ。一時はGMの資本も入ったが、その後フィンランドの複合企業、メトソグループ (Metso) の傘下に入った。2001年11月、ドイツのテッセン・クルップ・オートモーティブ (Thyssen Krupp Automotive、車軸、ボディー、シャーシなど主要部材のメーカー) が10%の資本参加を行い、2年以内にヴァルメット株の全量を買取るオプションも獲得した。

(3) 開発から製造まで請け負う：ドイツ・カルマン

ドイツのカルマン (Wilhelm Karmann、従業員6,000人、売上高12億5,000万ユーロ) は、自動車のボディーや内装のメーカーである。しかし単なる部品メーカーではなく、自らを車のデザインや開発・設計から製造まですべ

.....

てを請け負う「フルサービス・サプライヤー」と定義する。

1949年以来、VW、BMW、ポルシェ、フォードなどのブランドで、300万台の乗用車を生産している。北ドイツのオスナブリュックにある本社工場では現在、メルセデスCLKのカブリオレとクーペを一貫生産しているほか、同じくメルセデスSLKの車体モジュールも生産している。65年からは、オスナブリュックから50キロ西のライネに建てた新工場で、アウディ・カブリオレのボディとルノー・メガーヌ・カブリオレのトップ・システムを製造している。外国での製造も早くから行っており、60年に建てたブラジル工場（サンパウロ、従業員400人）では、VWのカルマン・ギアやフォードのエスコートを一貫生産、98年からはランドローバーのディフェンダーを生産している。

96年にはデトロイトにも開発設計事務所を開設、2000年にはパーペブルクにある自動車テストコースに70%の資本参加をした。92年にはポルトガルに従業員200人の内装工場を稼働させて、自動車や航空機の座席や内装作業も始めている。

オスナブリュックの本社工場とブラジル工場は、プレス金型製造部門を持ち、工具や治具も工場内で作る。最新のCAD/CAM技術を使って、開発や設計の段階から自動車メーカーと協力する。2003年から生産が開始されるクライスラーブランドの新型スポーツクーペ「クロスファイアー」も、カルマンがドイツで製造することになっている。

(4)「売り」は多品種少量生産：オーストリア・マグナ・シュタイル

オーストリアのグラーツにあるマグナ・シュタイル（Magna Steyr、従業員6,000人、売上高50億ユーロ）は、RV車が得意な請負生産自動車メーカーで、年間8万5,000台を生産している。ダイムラー・ベンツ（当時）の

委託で79年から始まった四輪駆動車、メルセデスGクラスの生産は、当初の年間3,300台から、現在は年間6,000台に増えている。

94年からは、クライスラーのジープ「グランド・チェロキー」の欧州現地生産の委託も受け、現在は年間3万8,000台のクライスラー車がグラーツで生産されている。96年からは、メルセデスEクラスの4MATICモデルも製造開始され、現在は年間1万8,000台になっている。99年5月には、それまで米国だけで組み立てられていたメルセデスMクラスの製造も開始された。

マグナ・シュタイルは、多品種少量生産を得意とする。メルセデスのMクラスは97年秋、米国アラバマ州タスカルーサのダイムラー自社工場で生産開始されたが、同工場は北米市場の需要を賄うだけで手いっぱいだったため、欧州市場向けの少量生産がマグナ・シュタイルに委託された。99年5月の製造開始後2年間で、5万台のMクラスが製造されたが、これは4気筒2300ccから8気筒4300ccまでの4種類のバリエーションを合わせた数字だ。

2001年秋から、バリエーションが一つ加わった。生産量はそれまでの日産108台から130台に上がった。同一車種の異なるバリエーションばかりでなく、Mクラスと同じ製造ラインで、クライスラーのグランド・チェロキーも組み立てている。この2車種はもともと別々のメーカーで開発され、デザインもコンセプトも全く違う車で、共通部品は一つもない。

(5)カナダ企業が親会社

マグナ・シュタイル社の契約パートナーは、ダイムラークライスラーばかりではない。2001年10月末、BMWとの製造委託契約にも調印し、BMWのスポーツ車「X3」の開発と製造を行うことになった。この車はXシリーズの新しいスポーツ車で、既に基本コンセプトがBMWによって作られており、BMW製エンジンのほか、主要コンポーネントもほ

表4 カルマンの製造実績(ドイツ国内のみ)

車種	1999	2000	2001
完 成 車			
Audi Cabriolet	4,071	2,452	115
Mercedes CLK Cabriolet	29,855	25,047	26,378
Mercedes CLK Coué	-	9,527	16,714
VW Golf Cabriolet	19,219	17,490	14,880
VW Golf Variant	11,145	-	-
完成車合計	64,290	54,516	58,087
コンポーネント			
Jaguar XK8	8,297	8,901	7,380
Mercedes SLK	56,959	49,257	42,701
Renault 19/Mégane Cabriolet	12,313	14,280	12,169
VW Golf Cabriolet	15,021	13,702	13,314

出所:カルマン社ホームページ <http://www.karmann.de/internet/website.nsf>

かのBMW車のモジュールを使う。マーケティングのほか、部品調達や技術サービスはBMWが行うが、車体製造と塗装はマグナ・シュタイル社の既存の工場で行い、組み立ても同社が新たに建設する工場で行う。2004年からは2,500人の従業員によって1日に300台のBMWがグラーツで生産される。マグナ・シュタイル社が現在サブ向けに開発中のカプリオレも、2003年には製造開始の予定だ。

マグナ・シュタイルの親会社は、年商100億ドルを超えるカナダの多国籍複合企業、マグナグループだ。グループ全体で、18カ国に168の製造拠点と、33の開発拠点を持ち、合計6万4,000人が働く。同グループの自動車部門は、世界10位の部品メーカーだ。

傘下には、四輪駆動車の開発と車体製造を行うパワー・トレイン(Powertrain)や、プレス部材のメーカー、マグナ・シュタイル・メタルフォーミング(Magna Steyr Metalforming)などがあり、シャーシ、座席、ドア、窓、計器パネルなどのシステムコンポーネントのほか、金属部品、エンジン部品、ラジエーター部品など、さまざまな部品類を製造している。2001年5月に完成したメキシコ工場でも、GM向けに四輪駆動システムや後輪車軸モジュール、金属

部品、内装、車体枠などを製造している。

(6) 同系会社の買収で生産能力拡大

グラーツのマグナ・シュタイルの工場敷地の隣には、やはり自動車メーカーのユーロスター(Eurostar)がある。同社はもともと、合併前のクライスラーとマグナ・シュタイルの合併で設立された会社だったが、99年に合併したダイムラークライスラーがマグナ・シュタイルの持ち株を買い取って、100%子会社とした。現在クライスラーの「ボエジャー」と「PTクルーザー」を生産している。

2002年2月半ば、マグナ・シュタイルは、このユーロスターの全株を再びダイムラークライスラーから買い取り、受託生産のかたちでボエジャーの生産を続けることになった。PTクルーザーは需要不足のため、生産中止となる。2,000人の従業員のうち800人がマグナ・シュタイルに移籍し、残りの1,200人は、2004年にBMWのX3の生産が開始されるまでの期間、再教育を受けながら待機することになっている。この買収によって、マグナ・シュタイルの年間生産台数は2004年には年間18万台となり、さらに7万台の生産余力を持つことになる。

欧州・CISの投資関連コスト一覧

在欧・CISセンター・事務所

ジェットロは2002年1月、世界の主要都市の投資関連コスト比較調査を実施した。欧州・CIS諸国の調査対象は28ヵ国で、賃金、地価・事務所賃料、通信費、公共料金などにつき調査した。

2002年1月のユーロ貨幣の流通開始や、2004年にも実現が見込まれる中・東欧諸国のEU加盟などにより、在欧日系企業の中には欧州戦略を練り直す動きがある。具体的には、欧州の統括本部や物流・生産拠点を適地に配置し直そうとするもので、生産拠点の西欧から中・東欧諸国へのシフトがあげられる。総合電機や自動車部品企業を中心に自社工場をハンガリーやチェコ、ポーランドなどに設立する動きが多くみられ、その一因として同地域の安価な労働力があげられる。

今回の調査でも中・東欧諸国およびCISとEU加盟国の労働賃金の差は明確となった。中欧3カ国（ハンガリー、チェコ、ポーランド）の平均月給（ワーカー）が404ドルであるのに対し、EU諸国（ルクセンブルグを除く）の平均月給は約3.9倍の1,569ドルである。

ただし労働賃金はEU域内でもかなりの差がある。ワーカーの月給で比較すると、最も高いデンマークと最も低いポルトガルでは約5.5倍の格差がある。在欧日系企業は各国の投資コストや税制度なども検証しながら、今後も最適な欧州経営戦略を練っていくものとみられる。

今回の調査はジェットロ在欧および在CISの各センター・事務所を通じて、各国統計・資料の参照および関係機関・企業などへの聞き取りを中心に行い、原則として2002年1月時点のデータを収集した。一覧表のドル建て金額は原則として現地通貨建て金額を2002年1月17日付のインターバンクレートで換算している。なお、表中データについて注記が必要な場合は備考欄に追記した。

< 調査項目の定義にかかわる補足説明 >

【賃金】

調査項目 1.~3. 賃金（一般工職）、エンジニア（中堅技術者）、中間管理職（部課長クラス）

原則、現地採用者の平均的な月給（諸手当を含む）を税引き前のグロスで表示した。

調査項目 5. 賞与支給額

賞与という概念があり、かつ、慣習などで一般的な支給率がある場合は、「賞与支給額」に基本給の何カ月分かを表示した。ボーナスが、「固定賞与」と企業の業績などに応じて支払われる「変動賞与」などからなる場合、その内訳がわかれば、それぞれ何カ月分かを記載した。

調査項目 6. 社会保障負担率

グロス給与に対する社会保障料の雇用者（企業側）および被雇用者（従業員など）の負担率を記載した。

調査項目 7. 名目賃金上昇率

原則、政府統計の名目賃金上昇率（年率）を記載した。

【地価・事務所賃料等】

調査項目 8. 工業団地（土地）購入価格

原則、代表的な工業団地の1㎡当たりの土地購入価格（税、諸経費を含む総コスト）を記載した。現地で工業団地の購入ができない場合はその旨明記した。

調査項目 9. 工業団地賃借料

原則、代表的な工場団地の1㎡当たりの月額賃借料（税、諸経費を含む総コスト）を記載した。

調査項目 10. 事務所賃借料

原則、代表的な地区の1㎡当たり月額賃借料（税・諸経費を含む総コスト）を記載した。

調査項目 11. 駐在員用住宅借上料

駐在員の住宅として標準的な住居（100～120㎡程度、家具なし）を選定し、月額借上料（税・諸経費を含む総コスト）を記載した。

【通信料金】

調査項目 12. ~16. 電話架設料・基本料金、携帯電話加入料・基本通話料、国際通話料

原則、当該地域で利用度が最も高い通信会社で、利用度の最も高い月額料金を記載した。

調査項目 17. ~18. インターネット接続料金

原則、通常電話回線およびブロードバンドの通信速度は、おのおの56kbps、1.5Mbpsを目安とし、日系企業が最も利用する定額料金（常時接続による月額、電話料金込み）を記載した。

【電力料金】

調査項目 19. 業務用電気料金、20. 一般用電気料金

1 KWhの料金。

【水道料金】

調査項目 21. 業務用水道料金、22. 一般用水道料金

1 m³の料金。

【ガス料金】

調査項目 23. 業務用ガス料金、24. 一般用ガス料金

1 m³の料金。

【輸送】

調査項目 25. コンテナ輸送

40ftのコンテナ（輸送物は一般機械が原

.....

則)。

原則、進出日系企業などが一般に利用しているフォワダーにヒアリングし、海上保険料、通関諸経費などを除く単純な海上輸送費のみを記載した。

【自動車】

調査項目 26. 乗用車購入価格

原則、1500ccの新車価格。エアコンやカーステレオなど、日本でいう標準的な装備を備えた現地国産車を対象とした。

調査項目 27. 大型乗用車購入価格

原則、2500cc以上のセダンのベンツなどの新車価格。エアコンやカーステレオなど、日本でいう標準的な装備を備えた現地国産車を対象とした。

調査項目 28. レギュラーガソリン価格(1リットル)

原則、サービスステーション(セルフサービスを除く)での小売価格を記載した。

【税制】

調査項目 29. 法人所得税

基本税率を記載した。税率が多段階にわた

る場合は、その概要を記載した。

調査項目 30. 個人所得税

最高税率を記載した。税率が多段階にわたる場合は、その概要を記載した。

調査項目 31. 付加価値税(VAT)

標準税率を記載した。

調査項目 32. ~34. 日本への利子送金課税、日本への配当送金課税、日本へのロイヤルティー送金課税

最高税率を記載した。税率が多段階にわたる場合は、その概要を記載した。

【投資】

調査項目 35. 投資優遇措置

投資コストに影響を与える投資優遇措置を簡潔にまとめた。

【為替】

調査項目 36. 現地通貨対ドルレート

欧州各国については2002年1月17日のインターバンク・レート(TTSとTTBの中間値)。

英 国 (ロンドン)

		米ドル	ポンド	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1, 728. 4	1, 203	出所: 国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) Other labourers in making and processing industries n.e.c)
	2. エンジニア (中堅技術者)	3, 596. 1	2, 503	出所: 国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) (Process and production engineers)
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4, 354. 6	3, 031	出所: 国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) (Production, works and maintenance managers)
	4. 法定最低賃金	18~21歳 : 5. 0/時間 22歳以上 : 5. 9/時間	18~21歳 : 3. 50/時間 22歳以上 : 4. 10/時間	2001年10月1日から 出所: 貿易産業省
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	なし		一般的な支給率なし
	6. 社会保障負担率	被雇用者: 10%、雇用者: 11.9%		出所: 内国歳入庁
	7. 名目賃金上昇率	98年4. 9%、99年2. 5%、2000年2. 7%		出所: 国民統計局 LabourMarketTrends (2001年12月)
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	124. 26 ~ 195. 26	86. 49 ~ 135. 91	工業団地所在地: ミルトン・キーンズ。 税、諸経費の内訳はn. a.
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	5. 80 ~ 7. 73	4. 04 ~ 5. 38	同上
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	93. 39	65	ロンドン(シティー)の価格、地方税7. 58 ポンド、諸経費5. 83ポンド含む。 出所: Knight Frank(Global Office Report)
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	3, 562. 15	2, 479. 40	ロンドン、2ベッドアパート、100㎡の平均価格 出所: Knight Frank (London Residential Review)
通信費	12. 電話架設料	167. 13	116. 33	ビジネス向け料金 出所: BT
	13. 電話基本料金(月額)	22. 93	15. 96	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	昼間: 2. 474 夜間: 2. 100 週末: 1. 991	昼間: 1. 722 夜間: 1. 462 週末: 1. 386	出所: BT
	15. 携帯電話加入料	50. 79	35. 35	ビジネス向け料金 出所: ボーダーフォン社
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	20. 11	14. 00	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	19. 40	13. 50	Dial 56kbps 出所: Netscalibur
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	354. 51	246. 75	ADSL(2M) 出所: Netscalibur
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 1086 ~ 0. 1102	0. 0756 ~ 0. 0767	支払い方法により単価が異なる。基本料 金は30日当たり6. 06 ~ 7. 17ポンド。 出所: London Electricity
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	3ヵ月の使用料 が225kW未満 の場合0. 1491、 225kW以上は 0. 0917	3ヵ月の使用料 が225kW未満 の場合0. 1038、 225kW以上は 0. 0638	出所: 同上

		米ドル	ポンド	備 考
水道金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	上水道 0. 855 下水道 0. 609	上水道 0. 595 下水道 0. 424	出所：Thames Water
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	上水道 0. 994 下水道 0. 718	上水道 0. 692 下水道 0. 500	その他パイプ径による基本料金がかかる。 出所：同上
ガス金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	n.a.	n.a.	出所：London Electricity
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 198	0. 1375	基本料金は30日当たり3. 20ポンドかかる。 出所:London Electricity
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 (ミルトン・キーンズ) 最寄り港 (サウザンプトン) 横浜港	600. 00	417. 62	New Wave Logistics (U.K.) Limited ただし、金額は海上輸送費のみ、陸上輸送費は除く。VATを含まない (VATは荷物の関税から算出される)。
	第三国輸出：工場 最寄り港 (サウザンプトン) 第三国仕向け港 (アムステルダム)	641. 49	446. 50	New Wave Logistics (U.K.) Limited ただし、金額は海上輸送費のみ、陸上輸送費は除く。
	対日輸入：横浜港 最寄り港 (サウザンプトン) 工場 (ミルトン・キーンズ)	2, 750. 00	1, 914. 11	New Wave Logistics (U.K.) Limited ただし、金額は海上輸送費のみ、陸上輸送費は除く。VATを含まない (VATは荷物の関税から算出される)。
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	19, 366. 72	13, 480. 00	ボクソール (Astra Comfort) 1600cc, 車両価格10, 872. 34ポンド、VAT1, 902. 66ポンド、諸経費705ポンド。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	51, 649. 37	35, 950. 00	ジャガー (XJ8 SE3. 2) 3200cc, 車両価格29, 995. 74ポンド、VAT5, 249. 26ポンド、諸経費705ポンド
	28. レギュラーガソリン価格 (1ガロン)	1. 00	0. 699	セルフサービス価格
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		30	(注)
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		40	課税所得額が1, 880ポンドまでは10%、1, 881ポンドから29, 400ポンドは22%、29, 400ポンドを超える場合は40%が適用される。
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)		17. 5	国 税
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10	日英租税条約第12条2項
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10 (25%以上の議決権を持つ企業の場合) 15 (その他)		同11条2項
	34. 日本へのロイヤルティ送金課税 (最高税率、%)		10	同13条2項
投 資	35. 投資優遇措置	地域別優遇措置。プロジェクト別優遇措置。保税区あるいは特別奨励区内の優遇措置。各優遇措置には法人税の減免、原材料輸入の関税減免、設備機械等の資本財輸入に関する優遇措置が含まれる。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ポンド = 1. 4367ドル		
特 記 項	注：課税所得額が1万ポンド以下の小規模企業は10%、1万1～5万ポンドの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、5万1～30万ポンドの企業には20%、30万1～150万ポンドの企業には係数を40分の1とした限界軽減税率が、150万1ポンド以上の企業には基準レートの30%が適用される			

ドイツ (デュッセルドルフ)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	2, 119. 12	2, 405. 63	出所：連邦統計局 (2001年)
	2. エンジニア (中堅技術者)	男性 2, 937. 04 女性 2, 451. 07	男性 3, 334. 13 女性 2, 782. 45	出所：連邦統計局 (2001年)
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	平均 8074. 33 (2, 202. 25 ~ 36, 703. 58)	平均 9, 166 (2, 500 ~ 41, 666)	業種、規模により異なる。 出所：キーンバウム
	4. 法定最低賃金	旧西独：8. 63/時 旧東独：7. 60/時	旧西独：9. 80/時 旧東独：8. 63/時	出所：労働局 (2001年)
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	クリスマス手当が、月給の20% ~ 100% (業界により異なる) 分。		出所：経済社会研究所 (WSI)
	6. 社会保障負担率	41. 3%(年金 19. 1%、失業保険 6. 5%、 健康保険 14. 0%介護保険 1. 7% 定雇 用者、被雇用者で50%ずつ負担)		2002年税引き前給与より算出 旧東独地 域の健康保険は14. 3% 出所：iwd
	7. 名目賃金上昇率	98年1. 7%(2. 5%)、99年2. 9%(3. 4%)、 2000年2. 4%(2. 3%)		()内は東独地域 出所：WSI
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地 (土地) 購入価格 (㎡当たり)	171. 78	195	デュッセルドルフ経済振興局、不動産仲介業 者へのヒアリング(以下No.11まで)(注)
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	8. 37	9. 5	ほかに必要経費としてVAT16%、敷 金2~3ヵ月分(以上は必須)。仲介業者 利用の場合手数料(10年以上の契約が 一般的で契約額の2~3% 度。
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	事業所：4. 40 オフィス・事務所 混合：6. 17	事業所：5. 00 オフィス・事業所 混合：7. 00	
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1, 030. 65 (共益費、暖房費 を含む)	1, 170 (共益費、暖房費 を含む)	コンドミニウム。不動産業者への仲 介料は家賃の2ヵ月分プラス付加価値 税16%、敷金は3ヵ月分が相場。
通信費	12. 電話架設料	既設のものを引き継ぎ : 22. 78 新規架設 自己設置 : 45. 43 新規架設 業者設置 : 相談	既設のものを引き継ぎ : 25. 78 新規架設 自己設置 : 51. 57 新規架設 業者設置 : 相談	
	13. 電話基本料金月額	T-NET100 : 13. 46 ISDN : 20. 22	T-NET100 : 15. 28 ISDN : 22. 95	
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	ドイツテレコム2.11 01051社 対固定電話: 0. 26 対携帯電話: 0. 79	ドイツテレコム 2. 40 01051社 対固定電話: 0. 30 対携帯電話: 0. 90	
	15. 携帯電話加入料	ドイツテレコム 22. 50	ドイツテレコム 25. 54	
	16. 携帯電話基本通話料	ドイツ国内 AktivMobil100 昼間0. 45 夜間0. 09より AktivMobil300 昼間0. 44 夜間0. 07より AktivMobil600 昼間0. 44 夜間0. 07より	ドイツ国内 AktivMobil100 昼間0. 51 夜間0. 10より AktivMobil300 昼間0. 50 夜間0. 08より AktivMobil600 昼間0. 50 夜間0. 08より	基本料金は3段階に分かれており、 使用頻度・目的に応じ利用者が 契約時に選択。 基本料金はそれぞれ、 50. 62 (44. 59)、35. 74 (31. 48)、 58. 80 (51. 80) (ユーロ、ただし括弧 内は\$)
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	T-Online 3. 60 / 月 0. 0131 / 分	T-Online 4. 09 / 月 0. 0149 / 分	フラット・レートはなし

		米ドル	ユーロ	備 考
通信費	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	設置: 519.73 + 税 = 602.89 月額: 123.33 + 税 = 143.06 + 0.05/1MB ファイアットレート : 431.64 + 税 = 500.70	設置: 590.00 + 税 = 684.40 月額: 140.00 + 税 = 162.40 + 0.05/1MB ファイアットレート: 490 + 税 = 568.40	1.5Mbps (ADSL)
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.1157	0.1313	出所: デュッセルドルフ市現業公社 (2002年 1月現在、以下No.24まで同様) その他年間 基本料122.72(金額はすべてVAT込み)
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.1261	0.1431	年間基本料: 46.20ユーロ (VAT16%込み)
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	1.37	1.56	年間基本料: 153.18ユーロ (VAT7%込み)
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	1.37	1.56	年間基本料: 76.59ユーロ (VAT7%込み)
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.0344	0.039	年間基本料: 157.17ユーロ、 規模により1,067.58ユーロ
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.0428	0.0486	年間基本料: 94.89
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出: 工場 最寄り 港(ロッテルダム) 横浜港	1,250程度	1,419程度	金額は、概算値。ロッテルダム港での THC(ターミナル・ハンドリング・チ ャージ)を含む。原油価格の動向によ っては、料金が上乗せされることもある。
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	17,483.13	19,846.89	フォルクスワーゲン・ゴルフ 1600cc。 VAT16%、諸経費(工場から販売地ま での輸送費、登録料など)込み。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	33,301.86	37,804.40	メルセデス240E 2,600cc。VAT16%、 諸経費(工場から販売地までの輸送費、 登録料など)込み。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.838	0.951	セルフサービス価格
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	25		
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	48.50		
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	16		食品などは7%
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	なし		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	10		
投 資	35. 投資優遇措置	特定地域での新規工場設立、既存施 設近代化などを行う国内外企業は、補 助金、税法上の優遇措置などを受けれる。 特に雇用創出効果の高い投資、省エネ ルギーは優遇される。窓口は、連邦経 済省、州政府、市町村、連邦労働局、連 邦研究技術省。東部ドイツでは、主に製 造業に投資奨励金、投資助成金、特別 償却などの優遇措置がある。	同出所: Ernst & Young	
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		
特 記 事 項	注: 金額は、デュッセルドルフ市内のもの(以下No.11まで同じ)。ほかに必要経費として不動産取得税3.5%、 公証手数料1.5%(以上は必須)、仲介業者利用の場合、手数料3%程度(交渉可)。			

フランス (パリ)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1,563.8	1,769	パリ首都圏の電気・電子メーカー(従業員数500人)の生産部門におけるワーカー(高卒、30歳、配属5年)。諸手当・賞与込み。出所: ミニテル給与推定サービス
	2. エンジニア (中堅技術者)	4,147.7	4,692	エンジニア(大卒以上、35歳、配属5年)。諸手当・賞与込み。出所: 同上
	3. 中間管理職 (部長クラス)	5,643.5	6,384	同上。中間管理職(大卒以上、45歳、配属10年)。諸手当・賞与込み。出所: 同上
	4. 法定最低賃金	(1) 5.90 (2) 995.74	(1) 6.67/時 (2) 1,126.40/月 (169時間)	2001.07.01改定 出所: INSEE(仏国立統計経済研究所)雇用連帯省
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	現地企業の一般的な支給率は基本給の1カ月分		労働慣行上年末に支給。
	6. 社会保障負担率	管理職: 雇業者40.75% 被雇業者21.2% 非管理職: 雇業者39.25% 被雇業者21.2%		名目賃金2,352ユーロ以下の場合。比率は名目賃金、企業(リスクの度合い、任意加入の相互保険や共済組合への加入状況等)地域により異なる場合がある。出所:(注1)
	7. 名目賃金上昇率	97年1.9%、98年0.9%、99年2.2%		出所: INSEE
地価・事務所賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	72.53~88.65	82.05~100.28	名称なし(Ref n°82.0139)。パリ南東部に車で1時間以内。VAT19.6%込み。職業税(注3)含まず。出所:(注2)
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	0.77	0.87	名称「Z. I Portuaire(Ref n°73.0094)」。パリ南東部に車で1時間以内。VAT19.6%込み。諸経費(管理費・水光熱費等)抜き。職業税(注3)含まず。出所: 同上
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	(1) 6.71~ 47.00 (2) 5.37~ 28.21	(1) 7.59~ 53.17 (2) 6.08~ 31.91	(1)X 新建・改築 (2)X 旧建築)パリ首都圏(最高値はパリ8区、16区に該当する)。VAT19.6%込み。職業税(注4)含まず。諸経費(管理費・水光熱費等)含まず。出所: 企業向け不動産屋Bourdais。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	2,033.20	2,300	パリ3区のアパート。100m ² 。諸経費(管理費・水光熱費等)込み。出所: 一般向け不動産サイト「WWW.immoneuf.com」。
通信費	12. 電話架設料	(1) 40.75 (2) 108.82	(1) 46.1 (2) 123.1	(1)アナログ回線。(2)高速デジタル回線。VAT19.6%込み。出所: フランス・テレコム(FT)
	13. 電話基本料金月額	(1) 13.35 (2) 34.48	(1) 15.1 (2) 39.0	(1)アナログ回線。(2)高速デジタル回線。VAT19.6%込み。出所: 同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	(1) 0.52/分 (2) 0.26/分 (3) 1.62	(1) 0.59/分 (2) 0.29/分 (3) 1.84	(1)平日中料金 (2)割引時間帯料金 (3)平日中料金 VAT19.6%込み。出所: テレコム情報サイト「fr.kelkoo.com」
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	オレンジ(FT傘下) 出所: 同上
	16. 携帯電話基本通話料(月額)	27.40	31	オレンジ(FT傘下)。月間通話時間2H契約で基本料金と通話料金込み。VAT19.6%込み。出所: 同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	19.94	22.56	ワナドゥー(FT傘下)。月間接続時間30時間契約で接続料金と通話料金込み。VAT19.6%込み。出所: 同上
18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	(1) 40.16 (2) 133.41	(1) 45.43 (2) 150.92	ワナドゥー(FT傘下)。ADSL。(1)月間接続時間無制限契約で接続料とコミュニケーション込み。(2)ADSL開設料金。VAT19.6%込み。出所: 同上	
電 気 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	(1) 2,578.38/年 (2) 0.0256~ 0.1193	(1) 2,916.72/年 (2) 0.029~ 0.135	(1)基本料金(出力180kVA) (2)従量制の電気料金 VAT(注5)込み。消費時間、季節などにより異なる。出所: 仏電力公社(EDF)
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	(1) 47.00/年 (2) 0.083	(1) 53.17/年 (2) 0.094	(1)基本料金(出力6kVA) (2)従量制の電気料金 VAT(注5)込み。出所: 同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水道金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	(1) 2. 0507 (2) 2. 1782	(1) 2. 3198/m ³ (2) 2. 4640/m ³	(1)基本料金。VAT5.5%込み。(2)年間消費量120m ³ の場合。メーター賃賃料・維持費込み。料金は自治体により異なる。出所:(注6)
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	同上	同上	同上
ガス料金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	(1) 5, 985. 07 (2) 0. 0222 ~ 0. 0335	(1) 6, 770. 44/年 (2) 0. 0252 ~ 0. 0379/kwh	(1)基本料金(年間消費量500万~800万kwh)(2)従量制のガス料金。天然ガス。VAT(注7)込み。自治体、季節により異なる。出所:GDF(仏ガス公社)
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	(1) 29. 44 (2) 0. 0438	(1) 33. 30/年 (2) 0. 0495/kwh	(1)基本料金(年間消費量1000~6000kwh)(2)従量制のガス料金。VAT(注7)込み。出所:同上
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出:工場 最寄り港 (ル・アーブル) 横浜港	(1) 364. 20 (2) 1, 499. 26	(1) 412 (2) 1, 696	(1)パリ近郊の工場 ル・アーブル港 (2)ル・アーブル港 横浜港 出所:現地進出日系企業
	対日輸入:工場 最寄り港 (ル・アーブル) 第三国仕向け港(ドバイ)	(1) 364. 20 (2) 1, 691. 09	(1) 412 (2) 1, 913	(1)パリ近郊の工場 ル・アーブル港 (2)ル・アーブル港 ドバイ港 出所:同上
	対日輸入:横浜港 最寄り港 (ル・アーブル) 工場	(1) 2, 575. 09 (2) 364. 20	(1) 2, 913 (2) 412	(1)横浜港 ル・アーブル港 (2)ル・アーブル港 パリ近郊の工場 出所:同上
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	13, 744. 43	15, 548	ルノー「クリオ」1400cc。VAT19.6%込み。出所:自動車専門誌「L'AUTO JOURNAL」
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	37, 004. 24	41, 860	プジョー「607」2200cc。VAT19.6%込み。出所:同上
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0. 866	0. 98	出所:パリ市内ガソリンスタンド。
税制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	年商763万ユーロ以上の企業: 35. 43 年商763万ユーロ未満の企業: 15. 45		税率は受取利息含む。キャピタルゲイン(二年以上保有の非金融投資等が対象)は19.57%。受取配当金は一部のキャピタルリスク投資分についてのみ19.57%。このほか、使用する事業所(賃貸含む)に係る地方税の職業税がある。(年商763万ユーロ以上の企業:34.33~35.43%)税率のばらつきは、社会保障負担金の実質的な税率が年商によって異なるため。出所:法令解説書(MEMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBVRE/FISCAL)、経済財政産業省。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	52. 75		0、7.5、21、31、41、46.75、52.75%の7段階 出所:同上
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	2. 1		19.6%、5.5%、2.1% 出所:同上
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所:同上
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15(過去6カ月以上にわたり15%以上の資本を保有する企業からの配当金の場合に5)		日本との租税条約第10条。出所:同上
34. 日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率、%)	10		0~10% 出所:同上	
投資	35. 投資優遇措置	外資のみを対象とする特典はない。窓口は対仏投資庁。企業の設立や拡張、生産や研究開発用拠点の建設、人件費の削減や生産性の向上、研究開発制度等により、国土整備補助金(PAT)、地方自治体による奨励金(PRE、PRCE)等が交付される。出所:DATAR		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1. 13225ユーロ		
特記事項	注1:法令解説書「La revue fiduciaire」、APCE(Agence pour la creation d'entreprises)。 2:ヴァルド・マルヌ県商工会議所発行「事務所賃料・地価2002.01」 3:税率は自治体(ヴァルド・マルヌ県内の)により13~28%のばらつきあり。 4:税率は自治体により異なるが、パリ首都圏で3.20~11.28ユーロ/m ³ /年。 5:VAT税率は基本料金5.5%、消費料金19.6%、場合により地方税19.6%。地方税率は自治体により異なる。 6:パリ市環境保護局 DIRECTION DE LA PROTECTION DE L'ENVIRONNEMENT。 7:VAT税率は基本料金5.5%、消費料金19.6%。年間消費量500万kwhを超えるとTICGN(天然ガス国内消費税) TIFP(石油製品国内消費税)が課税。			

イタリア (ミラノ)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1, 104 ~ 1, 590	1, 250 ~ 1, 800	高卒、入社5年目程度。
	2. エンジニア (中堅技術者)	1, 943 ~ 2, 650	2, 200 ~ 3, 000	大卒、入社5年目程度。
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	2, 208 ~ 4, 151	2, 500 ~ 4, 700	同上
	4. 法定最低賃金 (2002年)	829. 62、1, 305. 29	939. 30、1, 477. 85	機械金属部門(大企業)の1等級、7等級の場合。産業部門別全国労働協約にて規定。
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている(賞与として1ヵ月分を支給する)。企業によっては、さらに1ヵ月分を上乗せしたり、業績に応じて加算するケースもある。		
	6. 社会保障負担率 (2002年)	39. 35%(雇用者30. 46%、被雇用者8. 89%) ~ 43. 07%(雇用者33. 88%、被雇用者9. 19%)		企業規模、職種により異なる。
	7. 名目賃金上昇率	98年2. 4%、99年1. 8%、2000年1. 9%		被雇用者の平均賃金上昇率
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	159. 65 ~ 273. 69	180. 76 ~ 309. 87	ミラノ市内。有効建設許可付き。 VAT20%別
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	45. 93	52	ミラノの複数の工業団地から算出 VAT20%別
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	21. 20 ~ 22. 96 14. 13 ~ 19. 43 7. 07 ~ 11. 48 5. 30 ~ 11. 48	24 ~ 26 16 ~ 22 8 ~ 13 6 ~ 13	ミラノ市中心部 ミラノ市ビジネス街 トリノ市中心部 トリノ市ビジネス街 IVA20%別
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1, 148 ~ 1, 590	1, 300 ~ 1, 800	ミラノ市内住宅地(日本人学校近辺) コンドミニアム、120m ² ~ 150m ² 程度 プール・駐車場の有無はケースバイケース。共益費は通常、家賃に含まれる。
	12. 電話架設料	109. 48	123. 95	IVA20%込み。 出所:テレコム・イタリア
通信費	13. 電話基本料金月額	15. 49	17. 54	2ヵ月単位の基本料金(35. 08ユーロ)を折半 IVA20%込み。 出所:テレコム・イタリア
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	2. 57	2. 9126	出所:テレコム・イタリア
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	出所:OMNITEL
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	0. 11 0. 22	0. 1212 0. 2448	国内の固定電話向け・OMNITEL携帯 電話向け通話料 国内の 以外の電 話向け通話料 VAT20%込み。 出所:同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線) 月額	基本料 なし 接続料 1回接続ごとに5. 47 使用料 15分以下1. 68 / 15分超1. 52 15分以下0. 96 / 15分超0. 87	基本料 なし 接続料 1回接続ごとに6. 19 使用料 15分以下 1. 90 / 15分超 1. 72 15分以下 1. 09 / 15分超 0. 98	PSTN回線56Kb/sまで・ISDN回線 64Kb/sまで イタリア国内で一般電話で アクセスした場合 VAT20%込み 月~金8:00~18:30 / 土8:00~13:00 月~金18:30~8:00 / 土0:00~8:00・13:00~24:00 / 日0:00~24:00
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)月額	接続料 191. 58 月額基本料 106. 74 合計 298. 32	接続料 216. 91 月額基本料 120. 85 合計 337. 76	ADSL、光ファイバー、640Kbit/s、常時接続、 ルーター借料・配達料・メンテナンス料込み、 VAT20%込み

		米ドル	ユーロ	備 考
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	使用料 0.07 電気使用税 0.01 月額基本料 124.08	使用料 0.08 電気使用税 0.01 月額基本料 140.48	中圧電力、月220時間以上使用、消費量 8GWhの場合 年間基本料から月額を算出、リラ表示を ユーロに換算、VAT20%込み
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	使用料 0.13 電気使用税 0.03 月額基本料 0.65	使用料 0.15 電気使用税 0.03 月額基本料 0.74	低圧電力、3kWまでの需要、151～ 220kWh / 月消費の場合。VAT10%込 み
水 道 料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.72	0.81	下水道使用料、VAT20%込み
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	3ヵ月の使用量が 25m ³ 以下の場合 0.57ユーロ 25m ³ 超の場合 0.72ユーロ	3ヵ月の使用量が 25m ³ 以下の場合 0.65 25m ³ 超の場合 0.81	下水道使用料、VAT10%込み
ガ ス 料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	使用量が 0.1Mm ³ /年以下 の場合 30.12 0.1Mm ³ /年超の 場合 28.58	使用量が 0.1Mm ³ /年以下 の場合 34.11 0.1Mm ³ /年超の 場合 32.36	天然ガス 25.0332/m ³ +税1.2498/m ³ +基本料金 2.1381/m ³ +VAT20% 23.5809m ³ +税1.2498/m ³ +基本料金 2.1381/m ³ +VAT20%
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	使用料 39.29 基本料金1.51/月	使用料 44.48 基本料金1.70/月	天然ガス35.9547/m ³ +4.4849/m ³ +VAT10% 基本料金1.549371/月+VAT10%
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出:工場 最寄り港(ジェノバもしくは ラ・スベツツィア) 横浜港	500前後	566前後	～ は業界内の競争が激しく、値下げ・ 値上げの変動があるため、調査時点の目 安の金額を記載。 第三国輸出は、金額 的に最も多い仕向け地。 ニューヨークよ り先距離の遠い日本向け料金が安いのは、 取扱量の差(需要)による。
	第三国輸出:工場 最寄 り港(ジェノバもしくはラ・ス ベツツィア) 第三国仕向け 港(ニューヨーク)	900前後	1,020	
	対日輸入:横浜港 最寄り港(ジェノバもしくは ラ・スベツツィア) 工場	1,100前後	1,245	
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	12,952.48	14,664.79	フィアット プント 1600cc ELX12 州税、 道路車両税、VAT20%込み
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	39,386.72	44,593.65	メルセデスE270 CDI エレガンス 2700cc 州税・道路車両税、VAT20%込み
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.85～0.87	0.96～0.98	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	33		2002年財政・予算法で、生産活動税(州 事業税 : IRAP)の引き下げ、廃止を決定。 2002年2.5%、2003年2.0%、2004年廃止
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	45		18.0%～45.0%。2002年財政・予算法で、税 率改定を決定。 10万ユーロ以下23%、10万ユーロ超33%
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20		食料品等の特定商品・サービスについては、 10%、4%の軽減税率がある。
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		日伊租税条約に基づき軽減税率が適用。
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		受取人が配当企業の資本の25%以上を 直接保有している場合は10%。
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率、%)	10		同上
投 資	35. 投資優遇措置	南部等の特定地域で所得税減免、補助金交付、銀行利子の一部政府負担、R&D 活動に対する補助金・低利融資制度がある。政府による特定地域への中小企業振 興、起業支援の優遇措置、各州レベルでの産業・業種別インセンティブがある。 2002年財政・予算法において、生産活動への再投資に対する減税措置を実施。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

スペイン(マドリード)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	864. 13	979. 85	2000年第4四半期データ 出所：国家統計局(工業・サービス産業アンケート)
	2. エンジニア (中堅技術者)	4, 855. 81	5, 506. 08	ジェトロ・マドリードセンターで算出。
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4, 741. 05	5, 375. 95	同上
	4. 法定最低賃金 (2002年)	389. 98	442. 20	地域別・産業別、性別、年齢別区別なし。 出所：官報
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	通常は年間で給与2カ月分。多くの企業は7月と12月の年2回に分けて支払う。企業によっては賞与分を織り込んだ14カ月分の年収を12カ月払いとしているところもある。		
	6. 社会保障負担率 (2002年)	基本負担率：雇用者(企業) 23. 6% 被雇用者(本人) 4. 7%(2002年)		(注)
	7. 名目賃金上昇率	98年2. 1%、99年2. 0%、2000年2. 1%		使用データ：会社員および一般工職の平均給与額。国家統計局の統計を基にジェトロ・マドリードセンターで算出。
地価・事務所賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	153. 71 ~ 461. 13	174. 29 ~ 522. 88	VAT16%込み。 マドリード市郊外半径10 ~ 40kmの範囲内。 出所：CBリチャードエリス
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	3. 70 ~ 7. 99	4. 19 ~ 9. 06	VAT16%込み。 出所：CBリチャードエリス
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	16. 60 ~ 40. 58	18. 82 ~ 46. 01	VAT16%込み。 共益費の有無は物件による。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1, 322. 85 ~ 1, 909. 31	1, 500. 00 ~ 2, 165. 00	非課税。家具、駐車場付き。契約時、1カ月分の保証金要。
通信費	12. 電話架設料	97. 19	110. 20	VAT16%込み。
	13. 電話基本料金月額	11. 95	13. 55	VAT16%込み。
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	3. 00	3. 40	VAT16%込み。
	15. 携帯電話加入料	18. 56	21. 04	出所：テレフォニカ(スペイン電話局)
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	6. 15	6. 97	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線) 月額	24. 56 ~ 222. 62	27. 85 ~ 252. 43	最高通信速度 56 ~ 64Kbps、 電話料金は別。
18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)月額	39. 97 ~ 478. 77	45. 32 ~ 542. 88	最高通信速度 256 ~ 2048Kbps、 電話料金は別。	
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 0743 ~ 0. 0813	0. 0843 ~ 0. 0922	VAT16%込み。 出所：イベルドロラ社
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 081	0. 0919	同上
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (㎡当たり)	0. 558 ~ 1. 467	0. 633 ~ 1. 664	VAT7%込み。 出所：カナル・デ・イサベルセグンダ社
	22. 一般用水道料金 (㎡当たり)	0. 576 ~ 0. 661	0. 653 ~ 0. 750	同上

		米ドル	ユーロ	備 考
ガ 料 入 金	23. 業務用ガス料金 基本料金 (月額)	5.09 ~ 168.07	5.77 ~ 190.58	VAT16%込み。 出所：ガス・ナチュラル社
	同 (m ³ 当たり)	0.290 ~ 0.518	0.329 ~ 0.587	同上
	24. 一般用ガス料金 基本料金 (月額)	2.54 ~ 62.62	2.88 ~ 71.01	同上
	同 (m ³ 当たり)	0.290 ~ 0.518	0.329 ~ 0.587	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ft コンテナ) 対日輸出:工場(マドリード) 最寄り港(バルセロナ) 対日輸入:最寄り港 (バルセロナ) 最寄り港 (バルセロナ)	1,077.68	1,222.00	ただし、実際の値段は、輸入・輸出貨物の重量等によって売り値・買い値が変わってくる。
	対日輸出:最寄り港 (バルセロナ) 横浜港	700.00 +BAF US\$ 100.00	793.74 +BAF 113.39	BAF : Bunker Adjustment Surcharge (重油の値上げによる割増料金)
	第三国輸出:最寄り港 (バルセロナ) 第三国仕向け港(バンコク)	800.00 +BAF US\$ 100.00	907.13 +BAF 113.39	
	対日輸入:横浜港 最寄り港(バルセロナ)	1,700.00 +BAF US\$ 100.00	1,927.66 +BAF 113.39	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	12,315.73	13,965.00	SEAT社 LEON 1.6 STELLA (国産) 1597cc。車体価格・輸送費・VAT16%・ 登録税込み。登録税は含まず。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	41,705.05 ~ 57,398.46	47,290 ~ 65,085	ボルボ S80 2.8 T6 2783cc。車体価 格・輸送費・VAT16%・登録税込み。登 録税は含まず。
	28. レギュラーガソリン 価格 (1リットル)	0.687	0.779	出所：レプソール社
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	35		キャピタルゲイン、受取配当、受取利息を 含む。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	国税：最高 39.6 州税：最高 8.4		国税(15%, 20.17%, 23.57%, 31.48%, 38.07%, 39.6%)州税(3%, 3.83%, 4.73%, 5.72%, 6.93%, 8.4%)
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	16		軽減税率7%、特別軽減税率4%
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		日西租税条約
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10：子会社資本の25%以上を 1年間以上保有 15：上述以外		同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	10		同上
投 資	35. 投資優遇措置	中央政府、自治州、市町村の各レベルで、中小企業振興策、技術革新奨励策、研究 開発活動奨励策などの優遇措置を設けている。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		
特 記 事 項	注：失業保険負担率(無期限雇用契約)：雇用户 6.00%、被雇用户 1.55% 職業訓練保険負担率：雇用户 0.60%、被雇用户 0.10%			

オランダ (アムステルダム)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1,661	1,887.5	業種：金属 出所：EPROM(人材コンサルタント会社)
	2. エンジニア (中堅技術者)	3,157	3,587.5	業種：製造業、エネルギーなど 出所：同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4,209	4,783.33	業種：人事 出所：同上
	4. 法定最低賃金 (2002年)	1,061.81	1,206.6	23歳以上、月額、2002年1月1日改定。 出所：De Lorijn Accountants and Tax Adviosrs
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与2ヵ月分相当(1ヵ月は義務、通常1ヵ月分追加)		
	6. 社会保障負担率 (2002年)	雇用者：18.66% 被雇用者：36.05%		出所：Implementation Institute Em- ployee Insurance
	7. 名目賃金上昇率	98年3.0%、99年2.6%、2000年3.3%		出所：中央計画局(CPB)
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	166.5~261.8	189.21~297.5	1996年以来、工業団地の用地は購入では なく、リースとなっている。工業団地名： Sloterdijk (VAT19%込み) 出所：アムステルダム開発公社
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	4.95	5.63	2001年上期のデータ、VAT19%込み。 出所：NVM Real Estate
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	30.25	34.38	出所：IMD
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,130	1,284.09	都市の3部屋付きアパート(諸費用含む) 出所：IMD
通信費	12. 電話架設料	124.17	141.1	ISDN、VAT19%込み。 内訳 加入料：34ユーロ、 回線工事費(機器込み)88.07ユーロ、 接続工事費：39.03ユーロ出所：KPN
	13. 電話基本料金月額	20.94	23.79	ISDN、VAT19%込み。出所：同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	0.95	1.08	接続料金0.09ユーロ+通話料金0.33ユーロ/分 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	46.2	52.5	出所：Libertel
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	50.6	57.5	月当たり500分の通話が含まれるパッケージ料金、VAT19%込み。出所：同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線) 月額	基本料金：23.8 インターネット 接続料金 ：0.025/分	基本料金：27.04 インターネット 接続料金 ：0.028/分	ISDN、接続料金は市内通話料と同じ、 VAT19%込み。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)月額	73.79	83.85	ADSL(常時接続)、月額固定料金、 VAT19%込み。
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	基本料金： 31.94/月 電力量料金： 昼間0.0411、 夜間0.0239	基本料金： 36.3/月 電力量料金： 昼間0.0467、 夜間0.0272	VAT19%および環境税別。環境税は電力消費量1万kWhまで0.1285ユーロ/kWh、 1万kWh超0.0427ユーロ/kWh 出所：NUON
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	基本料金： 4.39/月 電力量料金： 0.1404	基本料金： 4.99/月 電力量料金： 0.1595	VAT19%、環境税込み。 2001年10月1日から 出所：同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水道金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	基本料金：3.07 ～53.05/月 従量料金：1.31	基本料金：3.49 ～60.28/月 従量料金：1.49	VAT6%込み。 従量料金には水道税を含む。 出所：アムステルダムウォーターボード
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	基本料金： 36.83/年 従量料金：1.31	基本料金 ：41.85/年 従量料金：1.49	VAT6%込み。 従量料金には0.13?の水道税(使用量に応じて課される)を含む。 出所：同上
ガス金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0～5,000m ³ ： 0.364 5千～17万m ³ ： 0.2974 17万～100万m ³ ： 0.1888 100万～300万m ³ ： 0.178	0～5,000m ³ ： 0.414 5千～17万m ³ ： 0.3379 17万～100万m ³ ： 0.2145 100万～300万m ³ ： 0.202	VATおよび環境税込み。 出所：NUON
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	基本料金：4.08/月 従量料金： 0.3645	基本料金：4.64/月 従量料金： 0.4142	
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出:工場 最寄り港(ロッテルダム) 横浜港	766.7	871.25	内訳: 国内輸送251.84 国際輸送368.52 燃料貯蔵料113.39 港湾ハンドリング料137 出所：日本通運
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	14,163.6	16,095.00	オベル・アストラ GL1.6-8V(マニュアル、輸入車、1600cc) 諸税および廃車回収費用(45ユーロ)込み
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	41,829.46	47,533.48	メルセデス・ベンツE240セダン(マニュアル、輸入車)排気量：2500CC 諸税および廃車回収費用(45ユーロ)込み
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.95	1.08	VAT19%込み。 出所:シェル(セルフサービス)
税制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	22,689ユーロ(19,966ドル)までは29%、それ以上の金額については34.5%		資本参加免税が認められており、ある基準を満たせばキャピタルゲイン、受取金配当金に関しては免税。貸付金に対する受取利息は左記の税率が適用。 その他：資本税(0.55%)株式発行時に払込金額・無償増資額に対して課税される。 出所:オランダ財務省
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	52		32.35% 37.85% 42% 52%の4段階 出所：オランダ財務省
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	商品およびサービスの国際貿易に対しては0%、食料、薬、農業製品もしくはサービス、文化事業に対しては6%、その他の商品・サービスに対しては9%		同上
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	非課税		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	5% (ただし、6ヵ月以内にわたり25%以上の出資をしている場合)		租税条約
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率、%)	非課税		
投資	35. 投資優遇措置	地方投資助成制度(IPR)：特定開発指定地域への直接投資、進出に対する地方投資助成金制度 雇用機会創出補助金(PSOL)：タックスレーリング：事前に課税内容について納税者と税務当局が協議する。30%ルール：外国人駐在員(10年間まで)は課税対象給与の30%は非課税。		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

ベルギー（ブリュッセル）

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー （一般工職）	2, 142. 44	2, 429. 35	2000年平均 出所：Vacature
	2. エンジニア （中堅技術者）	2, 553. 48	2, 555. 26	出所：同上
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	3, 073. 76	3, 485. 38	出所：同上
	4. 法定最低賃金	1, 025. 67	1, 163. 02	21歳以上 出所：Secretariat Social Partena
	5. 賞与支給額 （固定賞与 + 変動賞与）	年2回支給が一般的 夏：月給の92%、冬：月給の100%		出所：同上
	6. 社会保障負担率	雇用者数20人以上の企業の初任給の場合 被雇用者：13. 07% 雇用者：32. 44%		出所：Secretariat Social Partena & National Office of Social Security
	7. 名目賃金上昇率	97年2. 53%、98年2. 39%、99年2. 04%		出所：Ministry of Economic Affairs
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格（㎡当たり）	97. 01 ~ 220. 48	110 ~ 250	ブリュッセル市郊外10km程度 出所：リヤード・リス社、ブリュッセル首都圏開発公社
	9. 工業団地借料 （月額）（㎡当たり）	8. 23 ~ 11. 02	9. 33 ~ 12. 50	諸経費、税除く 出所：同上
	10. 事務所賃料 （月額）（㎡当たり）	5. 51 ~ 16. 39	6. 25 ~ 18. 58	諸経費（20 ~ 25%）は含まれない。 出所：同上
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	1, 146. 47 ~ 1, 411. 04	1, 300 ~ 1, 600	アパート（家具なし） 諸経費は含まれない。 出所：同上
通信費	12. 電話架設料	58. 2	65. 99	VAT：21%込み。数値は既存の回線が存在する場合。 新設の場合は134.38EUR（VAT21%込み）。 出所：ベルガコム資料
	13. 電話基本料金月額	14. 29	16. 2	21%込み。 出所：同上
	14. 国際通話料金 （日本向け3分間）	1. 28	1. 45	VAT：21%込み。加えて1通話当たり 0.0992ユーロの接続料が必要。 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	BC：32. 63 ~ 43. 65 FT：0	BC：32. 63 ~ 43. 65 FT：0	VAT：21%込み。 出所：BC；ブロクシス（ベルガコム系）、 FT；モスター（フランス・テレコム系）
	16. 携帯電話基本 通話料（月額）	BC：11. 46 ~ 20. 72 FT：21. 42 ~ 52. 91	BC：13. 00 ~ 23. 50 FT：24. 29 ~ 59. 99	FTの24.29は通話料2h、59.99EURは 同8h込み。VAT：21%込み。 出所：同上
	17. インターネット 接続料金（電話回線）	定額制なし	定額制なし	出所：ベルガコム
	18. インターネット 接続料金 （ブロードバンド）	47. 98（LANによる 接続1台）~ 105. 83 （同無制限）	54. 41（LANによる 接続1台）~ 120. 00 （同無制限）	常時接続、電話料金込み、通信速度1M、 接続方式ADSL、VAT：21%込み。 出所：同上
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 （kWh当たり）	基本料金：20.30 電力量料金：0.1189	基本料金：23.02 電力量料金：0.1348	原則、個別契約。 出所：同上
	20. 一般用電気料金 （kWh当たり）	基本料金：4.89/月 電力量料金：0.1390	基本料金：5.55/月 電力量料金：0.1576	料金は、VAT（21%）およびエネルギー税 （0.00136EUR/kWh）含む。 出所：同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水道料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	基本料金：1.83/月、 使用量料金：1.65 (年間使用量500m ³ まで)、 0.95(年間使用量500m ³ 超過分)	基本料金：2.07/月、 使用量料金：2.01 (年間使用量500m ³ まで)、 1.08(年間使用量500m ³ 超過分)	料金は、VAT6%込み。 出所：ベルガコム
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	基本料金：1.93/月 使用量料金：1.88	基本料金：2.19/月 使用量料金：2.13	料金は、VAT6%込み。 出所：同上
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	基本料金：8.1951/月 使用量料金：0.0313742	基本料金：9.2925/月 使用量料金：0.0355757	料金は、VAT21%およびエネルギー税 (0.00136EUR/m ³)含む。 出所：同上
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)			
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (アントワープ) 横浜港	800	907.13	最寄港はアントワープ、第3国仕向け港は頻度が多いニューヨークとした。 出所：日通アントワープ 港湾支店 海上輸送費のみ、アントワープ港での手数料THC (ターミナルドリングチャージ) 111.63EUR含まず
	第三国輸出：工場 最寄り港 (アントワープ) 第三国仕向け港 (ニューヨーク)	1,604	1,818.80	同上
	対日輸入：横浜港 最寄り港 (アントワープ) 工場	2,100	2,381.22	海上輸送費のみ、横浜港での手数料THC (ターミナルドリングチャージ) 40,982円含まず
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	13,193.22	14,960	VWゴルフ 1.6 1595cc。国産自動車メーカーはない。VAT21%込み。その他、車両税 (購入年123.95ユーロ、次年度から207.78ユーロ)は別。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	30,198.90	34,243	ベンツC240 2597cc 国産。VAT21%込み。車両税 (購入年1,239.47ユーロ、次年度から527.48ユーロ)は別。
	28. レギュラーガソリン価格 (1リットル)	0.83	0.94	同国は原則セルフサービス 価格帯は、0.939~0.944EUR
税制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	0~25,000.00ユーロ 25,000.01~89,000.00ユーロ 89,500.01~323,750.00ユーロ 323,750.01ユーロ~	28.84 37.08 42.23 40.17	課税対象所得を分割して各レベル毎に各税率が適用される。 出所：Mement Fiscal、Moniteur Belge
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	55		25~55%の7段階 出所：同上
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	21		標準21%、新聞0%、その他軽減税率6、12%の全4段階 出所：同上
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		日本との租税条約 (第11条) 出所：同上
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		持分25%以上を最低6カ月間維持している場合は5%。日本との租税条約 (第10条) 出所：同上
	34. 日本へのロイヤルティ送金課税 (最高税率、%)	10		日本との租税条約 (第12条) 出所：同上
投資	35. 投資優遇措置	次の目的で投資を行う場合、税制上の控除が受けられる。 ・省エネルギーの推進・新製品 ・技術の研究開発・再利用可能な梱包の製造		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

アイルランド (ダブリン)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1759.16	1,997	出所: 中央統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	2,568.70 ~ 5,138.29	2,916 ~ 5,833	出所: アイルランドエンジニアリング協会
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	3251.40	3,691	出所: 中央統計局
	4. 法定最低賃金 (2002年)	5.26	5.97	時給。2002年10月1日以降は6.27ユーロに変更予定 出所: 同上
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	ストックオプションを中心とする変動賞与 が大企業に浸透		
	6. 社会保障負担率 (2002年)	週給356ユーロ未満: 8.5%、 週給356ユーロ以上: 12% 被雇用者: 2% (健康保険) + 4%		
	7. 名目賃金上昇率	98年5.44%、99年6.25%、2000年9.6%		出所: 中央統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	27.31 ~ 543.52	31 ~ 617	出所: アイルランド政府産業開発庁 (IDA)
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	42.28 ~ 72.23	48 ~ 82	出所: 同上
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	17.62 ~ 33.47	20 ~ 38	出所: Sherry FitzGerald Research
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,321.35 ~ 5,285.40	1,500 ~ 6,000	アパート 1,500ユーロ ~ (2ベッド、駐車場 付き、市中心より3km) 一軒家 2,000ユ ーロ ~ (3ベッド以上、駐車場・庭付き、市 中心より3 ~ 20km) 出所: MyHome.ie社
通 信 費	12. 電話架設料	109.81	124.66	出所: eircom社
	13. 電話基本料金月額	16.65	18.9	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	2.41	2.74	平日、日中料金。 出所: 同上
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	加入料はない。 出所: 同上
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	月額基本料 : 17.17 ~ 44.74 通話料 : 0.11 ~ 0.38	月額基本料 : 19.5 ~ 50.79 通話料 : 0.13 ~ 0.44	出所: 同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線) 月額	29.79	36.83	ISDN。 出所: 同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)月額	n. a.	n. a.	アイルランドでは一般的ではない。
電 気 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.11	0.13	8,000kWhを超過した分については0.10 ユーロ/kWhが適用される。大口割引あり。 出所: ESB(Electricity Supply Board)
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.08	0.095	出所: ESB(Electricity Supply Board)
水 道 金	21. 業務用水道料金 (㎡当たり)	0.56	0.997	下水処理も含む。 出所: Dublin City Council
	22. 一般用水道料金 (㎡当たり)	ダブリンは無料		一般に無料。地域により支払要の場合あり。

		米ドル	ユーロ	備 考
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.03	0.03	出所：Bord Gais
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.17	0.2	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出:工場 最寄り港(ロッテルダム) 横浜港	1,000 ~ 1,200	1,132 ~ 1,359	アイルランドでは40ftコンテナ本船が入れる港がないため、他ヨーロッパ諸国の港、例えば、ロッテルダムやサザンプトンなどを經由して送る場合が多い。(市内輸送はEuro 150~170) 出所：日通アイルランド
	第三国輸出:工場 最寄り港(ロッテルダム) 第三国仕向け港 (ノーフォーク)	2,100 ~ 2,500	2,378 ~ 2,831	最寄港(ロッテルダム) 第三国仕向け港(ノーフォーク、NYなど)。(ヨーロッパに輸送する場合はトラックが使用される) 出所：同上
	対日輸入:横浜港 最寄り港(ロッテルダム) 工場	3,500 ~ 3,800	3,963 ~ 4,303	出所：日通東京営業事務所
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	17,336.11	19,680	トヨタ カローラ(Tarra), 1400cc, マニュアル(VAT20%、自動車税25%込み) 出所：Tom Hogan Motors社
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	22,776.55	25,856	トヨタ カムリ, 2400cc, マニュアル(VAT20%、自動車税30%込み) 出所：Tom Hogan Motors社
	28. レギュラーガソリン 価格(1ガロン)	0.73	0.84	無鉛ガソリン 出所：Shell社
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	標準税率：16、軽減税率：10		2003年より12.5%。軽減税率が適用されているものについては、引き続き業種により2005或いは2010年まで適用。 出所：アイルランド政府産業開発庁(IDA)
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	20(収入が、独身：28,000ユーロ、片親世帯：32,000ユーロ、既婚で働き手1人：37,000ユーロ、既婚で共働き：56,000ユーロ以下の場合) 42(上記以外)		出所：Ireland Revenue Commissioner
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	21		0%、4.3%、12.5%、21%の4段階 出所：Ireland Revenue Commissioner
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		租税条約。租税条約非締結国とは22%の税率を適用。
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0		同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率、%)	10		同上
投 資	35. 投資優遇措置	アイルランド政府産業開発庁(IDA)からの補助金(雇用、教育など)。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

ギリシャ (アテネ)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	745.4 ~ 784.8	836 ~ 880	推定 (公式統計は1998年まで)
	2. エンジニア (中堅技術者)	1,098.7 ~ 1,440.3	1,232 ~ 1,615	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	1,275.3 ~ 1,364.4	1,430 ~ 1,530	同上
	4. 法定最低賃金	421.7	472.89	同上
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	基本給の2カ月分		クリスマス: 月給の1カ月分、イースター、夏季にそれぞれ: 0.5カ月分支給。法律で支払いが義務付けられている。
	6. 社会保障負担率	雇用者: 27.96% 被雇用者: 15.90%		
	7. 名目賃金上昇率	98年6.3%、99年4.5%、2000年6.2%		
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地 (土地) 購入価格 (m ² 当たり)	テッサロニキ: 26.2 ポロス: 19.4 スレス: 6.3 ~ 11.5	テッサロニキ: 29.35 ポロス: 21.72 スレス: 7.04 ~ 12.91	出所: ギリシャ投資開発銀行 (ETVA)
	9. 工業団地借料 (月額) (m ² 当たり)	n. a.	n. a.	工業団地の賃借不可。購入のみ。
	10. 事務所賃料 (月額) (m ² 当たり)	アテネ中心部: 19.6 ~ 26.8 Maroussi地区 23.06 ~ 30.75 テッサロニキ中心部 7.68 ~ 11.53	アテネ中心部: 22.0 ~ 30.0 Maroussi地区 26.40 ~ 35.20 テッサロニキ中心部 8.80 ~ 12.30	出所: ギリシャ不動産業者協会
	11. 駐在員用住宅借上料	Kolonaki地区: 7.3 ~ 11.8 アテネ郊外: 7.4 ~ 11.0	Kolonaki地区: 8.20 ~ 13.20 アテネ郊外: 8.80 ~ 12.30	出所: 同上
通信費	12. 電話架設料	26.2 + VAT 18%	29.35 + VAT 18%	出所: ギリシャ電信電話会社 (OTE)
	13. 電話基本料金月額	基本料金: 14.7 0.03/unit + 18% VAT	基本料金: 16.43 0.03/unit + 18% VAT	出所: 同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	0.74 + 18% VAT	0.83 + 18% VAT	出所: 同上
	15. 携帯電話加入料	6.5 + 18% VAT から	7.34 + 18% VAT から、電 話会社の販売策による	契約により異なる。 出所: 同上
	16. 携帯電話基本通話料		0.002/秒	同上
	17. インターネット 接続料金 (電話回線)	3カ月: 43.2 6カ月: 83.3 1年: 157.1 月額: 11.8 + 18% VAT	3カ月: 48.42 6カ月: 93.41 1年: 176.21 月額: 13.21 + 18% VAT	出所: 同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	11.8 + 18% VAT	13.21 + 18% VAT	出所: ギリシャ
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	低電圧: 0.07 中電圧: 0.05	低電圧: 0.08 中電圧: 0.05	出所: 公共電力公社 (PPC)
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	4.01 (3カ月ごと 固定) + 0.09 + 8% VAT	4.50 (3カ月ごと 固定) + 0.10 + 8% VAT	出所: 同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水道金	21. 業務用水道料金 (m^3 当たり)	0~1,000 m^3 : 0.63 1,000 m^3 以上: 0.74 +8%VAT	0.71 0.83 +8%VAT	出所: アテネ水道公社 (EYDAP)
	22. 一般用水道料金 (m^3 当たり)	1.3 \times (3ヵ月ごと固定) 15 m^3 まで: 0.32 16~60 m^3 : 0.49 61~81 m^3 : 1.41 82~105 m^3 : 1.97 105 m^3 以上: 2.76 +8%VAT	1.4 \times (3ヵ月ごと) 0.36 0.55 1.58 2.21 2.76	出所: 同上
ガス金	23. 業務用ガス料金 (m^3 当たり)	0.16~0.17(平均) 18%VAT	0.18~0.19(平均) 18%VAT	出所: 天然ガス公社 (DEPA)
	24. 一般用ガス料金 (m^3 当たり)	0.2 \times (暖房用) 0.3 \times (その他用) +18%VAT	0.2 \times (暖房用) 0.3 \times (その他用) +18%VAT	出所: 同上
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	600~700	680~800	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	15,480~17,400	17,358~19,512	VW ゴルフ
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	47,109~50,120	52,825~56,200	アウディ 2400A6
	28. レギュラーガソリン 価格(1 $litre$)	0.63	0.71	無鉛
税制	29. 法人所得税率 (基本税率、%)	32.5(アテネ証券取引所上場企業) 37.5(非上場企業)		出所: 経済財務省
	30. 個人所得税率 (最高税率、%)	42.25(2001年) 40.00(年)		出所: 同上
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	18(一般) 8(食品、医薬品、 ユーティリティ等) 4(新聞、書籍等)		出所: 同上
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	37.5(2001年) 35.0(2002年)		出所: ギリシャ投資センター
	33. 日本への配当金送金 課税(最高税率、%)	無税(法人所得税課税対象)		
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	10または20 (ロイヤルティの内容により異なる)		
投資	35. 投資優遇処置	適切な投資、事業に対し、資金による支援優遇措置および税制上の優遇措置が適用される。すなわち、次のような形式、助成金、利子補給、リースに対する補助金、税控除、特に重要な工業、鉱業、観光業で、250億DRSを超える投資に対する特別優遇措置が、新規投資家、旧投資家にわけて、供与される。さらに、上記優遇措置は、四地域にわけ、各地域ごとに供与される。		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

ポルトガル（リスボンとテージョ河流域）

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	423.75	480.5	99年度。 出所：労働・連帯省統計による
	2. エンジニア (中堅技術者)	1,097.53	1,244.51	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	1,622.12	1,839.35	同上
	4. 法定最低賃金	306.9	348	月給、2002年1月1日改定
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	夏期賞与およびクリスマス助成金として、それぞれ基本給の1カ月分を支給		労働法による
	6. 社会保障負担率	雇用者：23.75% 被雇用者：11.00%		
	7. 名目賃金上昇率	98年3.9%、99年2.1%、2000年3.79%		出所：国立統計院
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	251.27	284.92	ALFRAGIDE工業団地、リスボンより 10km
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	用地の賃貸は行われていない		
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	23.81	27	市中心部リベルダーデ通り沿い
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,759.56	1,995.19	コンドミニウム、面積：165m ² 。駐車場： 1台。原則として入居時に家賃2カ月分 を前払い。
通信費	12. 電話架設料	アナログ：74.11 I S D N：148.22	アナログ：84.04 I S D N：168.07	VAT17%込み。
	13. 電話基本料金月額	アナログ：12.22 I S D N：24.65	アナログ：13.86 I S D N：27.95	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	通常時間帯：1.08 割引時間帯：0.82	通常時間帯：1.23 割引時間帯：0.93	同上
	15. 携帯電話加入料	無料		
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	11.47	13.01	VAT17%込み。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	17.98	20.39	VAT17%を含む。使用時間無制限。 通信速度：56Kbps、電話料金は別。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	128.66	145.89	VAT17%含む。常時接続、電話料込み、 ADSL方式、通信速度：ダウンストリー ム=1Mbps、アップストリーム=128Kbps。
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料金：89.17 電力量料金：0.08	月額基本料金：101.11 電力量料金：0.09	VAT17%込み、月額基本料金が41.4kVAの 場合。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料金： 5.24 電力量料金： 0.09	月額基本料金： 5.94 電力量料金： 0.10	VAT17%込み、月額基本料金が3.45kVAの 場合。

		米ドル	ユーロ	備 考
水道料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	月額基本料金：66.97 使用量料金：0.96	月額基本料金：75.94 使用量料金：1.09	VAT 5%込み、50m ³ まで。
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	月額基本料金：3.10 使用量料金： 0.11(5m ³ /月まで)、 0.41(6~15m ³ まで)	月額基本料金：3.51 使用量料金： 0.12(5m ³ /月まで)、 0.47(6~15m ³ まで)	VAT 5%込み、50m ³ まで。
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	月額基本料金：8.62 使用量料金：0.49	月額基本料金：9.78 使用量料金：0.55	VAT 5% 込み。1000~9999m ³ まで)。 同料金はリスボアガス社料金のためリス ボン県にのみ適用
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	月額基本料金：2.15 使用量料金：0.55	月額基本料金：2.44 使用量料金：0.63	VAT 5%込み。150~999m ³ まで。 同料金はリスボアガス社料金のためリス ボン県にのみ適用
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(リスボン) 横浜港	528.87(輸送費) +79.33(BAF)	599.69(輸送費) +89.95(BAF)	BAF=Bank Ajustment Factor (当国の経済的諸要素により変動)
	第三国輸出：工場 最寄り港(リスボン) 第三国仕向け港 (ニューヨーク)	1,011.07(輸送費) +69.96(BAF)	1,146.47(輸送費) +79.33(BAF)	
	対日輸入：横浜港 最寄り港(リスボン) 工場	1,804.37(輸送費) +61.7(BAF)	2,046(輸送費) +69.96(BAF)	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	20,257.24	22,970	ホンダ・シビック 1.6ES 4ドア1590cc。 VAT17%+自動車税1cc x 8.09~8,043.19 ユーロ(1251cc以上)
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	79,676.66	90,346.59	メルセデス・ベンツ S320 3199cc。 VAT17%+自動車税1cc x 8.09~8,043.19 ユーロ(1251cc以上)
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.76	0.86	無鉛95ガソリン
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	30		市町村付加税 = 最高10%
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	40		12%、14%、24%、34%、38%、40%の 6段階
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	17(12)		17%(12%)、12%(8%)、5%(4%)、 ()内表記はアソーレスおよびマデイ ラ地域の税率
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	20		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	25		
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	15		
投 資	35. 投資優遇措置	49,879,790ユーロ超の投資案件は政府と、24,939,895ユーロ超の投資案件は 投資・観光・貿易振興庁(ICEP)との個別交渉により優遇措置を得ることが できる。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

オーストリア (ウィーン)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	2, 119	2, 400	出所：オーストリア統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	3, 505	3, 970	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4, 937	5, 590	同上
	4. 法定最低賃金	927	1, 050	オーストリア労働組合総同盟(法定最低賃金はなく、団体協約に基づく実質的な推定額)
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常1カ月分を夏、秋の2回(計2カ月分)支給。業績により加算もある。		一般的な支給率無し
	6. 社会保障負担率	雇用者29.58%、被雇用者 17.65%		(注)
	7. 名目賃金上昇率	98年1.8%、99年2.2%、2000年2.9%		出所：オーストリア労働組合総同盟、連邦労働院
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	309	350	ウィーン市内不動産業者への聞き取りから推計。
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	6.18	7	同上
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	17.66	20	同上
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	882~1,590	1,000~1,800	同上
通 信 費	12. 電話架設料	138.66	157	出所：Telekom Austria
	13. 電話基本料金月額	12.45	14.1	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	1.15	1.3	同上
	15. 携帯電話加入料	0~309	0~350	携帯電話購入時に申し込んだ場合は無料となることが多い。
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	17.66	20	事業者により料金が異なる。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	0.018/分	0.02/分	出所：Telekom Austria通常料金 (データ通信)
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	63.59~	72~	Jet2Web, Business Access (ADSL)
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.1411	0.1598	出所：オーストリア統計局、ウィーン・エネルギー社
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.1244	0.1409	同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水道料金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	上水 1.15 下水 1.17	上水 1.30 下水 1.32	出所：ウィーン市
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	上水 1.15 下水 1.17	上水 1.30 下水 1.32	同上
ガス料金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.3369 ~ 0.4063	0.3815 ~ 0.4600	出所：ウィーン・エネルギー社
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.3369 ~ 0.4063	0.3815 ~ 0.4600	同上
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(ハンブルク) 横浜港	3,868	4,380	ロッテルダム港経由でもほぼ同じ
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	15,898	18,000	オベルアストラ(1600cc)
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	41,510	47,000	メルセデス E 280(2800cc)
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.7	0.79	ウィーン市内B Pスタンド
税制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	34		キャピタルゲインは通常の法人税率で課税。受取配当金、受取利子はそれぞれ25%の源泉徴収。ただし、国内で事業に従事している法人の場合、利子所得は課税所得に含める。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	50		10%、22%、32%、42%、50%の5段階
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20		軽減税率10%
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	なし		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	なし		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	なし		
投資	35. 投資優遇措置	外資のみを対象とした優遇措置はないが、租税の減免、地域振興策の枠内での投資補助、低金利融資制度などの優遇措置がある。		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		
特事項	注： 雇用人負担分：失業保険3%、健康保険3.4%、年金12.55%、労災保険1.4%、住宅建設基金0.5%、倒産保険0.7%、家族手当基金5.03%(家族手当基金の率は州により異なる)。給与付帯費用として地方税3%。 被雇用人負担分：失業保険3%、健康保険3.4%、年金10.25%、住宅建設基金0.5%、労働院負担金0.5%			

フィンランド (ヘルシンキ)

		米ドル	ユーロ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1584.55	1796.75	出所：統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	1885.65	2138.17	出所：同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4,354.6	3,031	出所：同上
	4. 法定最低賃金	なし		
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	なし		日本的な意味での賞与という概念はない
	6. 社会保障負担率	雇用者21.29~38.49%、被雇用者5.2%		労災、グループ保険料の負担率は職場により異なる。
	7. 名目賃金上昇率	98年3.5%、99年2.8%、2000年4.1%		出所：統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	167.61	190.05	VAT22%込み。 出所：全国土地調査2001年7~12月平均値。
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	5.19~7.42	5.89~8.41	VAT22%込み。
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	17.80~25.21	20.18~28.59	VAT22%込み。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	964~2,077	1,093~2,355	ヘルシンキおよびエスボー市内 コンドミニアム、100㎡前後、保証金 2ヵ月分
通信費	12. 電話架設料	111.24	126.14	VAT22%込み。 出所：Elisa Communications
	13. 電話基本料金月額	10.98	12.45	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	1.87	2.12	VAT22%込み。
	15. 携帯電話加入料	6.96	7.89	VAT22%込み。 出所：radiolinja
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	4.3	4.88	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	7.27(基本料金) +通話料	8.24(基本料金) +通話料	
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	120.72	136.89	月額、ADSL
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	1.23(基本料金) +0.065	1.4(基本料金) +0.074	VAT22%+電気税0.86c/kWh込み。 出所：ヘルシンキエネルギー
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	1.23(基本料金) +0.065	1.4(基本料金) +0.074	出所：同上

		米ドル	ユーロ	備 考
水 道 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	年間使用1.59+ 使用量に応じた 基本料金+使用料	年間使用1.8+ 使用量に応じた 基本料金+使用料	下水道料金およびVAT22%込み。
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	年間使用1.59+ 使用量に応じた 基本料金+使用料	年間使用1.8+ 使用量に応じた 基本料金+使用料	同上
ガ ス 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.12~0.19	0.14~0.22	天然ガス。VAT22%込み。
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	5.43(月額) +0.36	6.16(月額) +0.31	都市部においてガスは家庭用として一般的でない
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(ヘルシンキ) 横浜港	1,431.65	1,618.37	
	第三国輸出：工場 最寄り港(ヘルシンキ) 第三国仕向け港 (USAフロリダ)	2,682.9	3,042.18	
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	16,597.56	18,820.23	オベル アストラ 1600cc。VAT22%込み。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	46,740.7	53,000	ボルボ S80 2900cc。VAT22%込み。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.92~0.95	1.04~1.08	VAT22%込み。
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	29		課税所得にキャピタルゲイン、受取配当金その他の収入を含む
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	37		非課税限度額(11,500ユーロ)から収入に応じた5段階の累進課税
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	22：一般 17：食品/飼料 8：書籍、薬、公共輸送サービス等		
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	29		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	29		
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	29		
投 資	35. 投資優遇措置	EU共通施策および一般の中小企業向け施策以外、外資向け独自の優遇措置はなし		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.13225ユーロ		

デンマーク (コペンハーゲン)

		米ドル	デンマーク・クローネ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	2,324.72	19,586	出所: 産業連盟統計課 (2001年第3四半期)
	2. エンジニア (中堅技術者)	4,477.34	37,722	出所: 同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4,749.50	40,015	出所: 同上
	4. 法定最低賃金	なし		法定最低賃金はないが、賃金は労使協定で定められる。製造業関連の企業が加盟するデンマーク産業連盟の会員企業については、時給86.4DKK、2002年3月1日から86.4DKKと統一されている。
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	なし		多くの企業において、良い業績をあげた個人・課などに売上報奨金を支給している。
	6. 社会保障負担率	公的医療機関での医療および国民年金はすべて税金でまかなわれる。労働市場付加年金の負担は、1カ月当たりの勤務時間によって異なるが、いずれの場合も企業が3分の2、被雇用者が3分の1を負担。失業保険は、被雇用者がすべて負担、労災保険は雇用者がすべて負担。		
	7. 名目賃金上昇率	98年4.0%、99年4.8%、2000年3.6%		出所: 財務省 Oekonomisk Redegoerelse2002
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	47.48~94.95	400~800	アベドゥア・ホルム (Avedoere Holm) 工業団地 出所: Sjælsø Gruppen A/S
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	5.34~3.14	45~90	同上(価格は、土地と建物代の合計)
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	9.50~16.62	80~140	税込み価格。電気・暖房費は含まない。 出所: Sadolin & Albaek A/S
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,780.39~ 2,373.86	15,000~20,000	高級賃貸マンション料金。100~150㎡。 契約時に、家賃3カ月分の敷金と、家賃1カ月分を支払う必要がある。 出所: 不動産業者Q-Management
通信費	12. 電話架設料	112.76	950	出所: テレデンマーク
	13. 電話基本料金月額	13.89	117	出所: 同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	2.49	21	日本の一般回線への料金。携帯電話へは、26.25DKK。 出所: 同上
	15. 携帯電話加入料	18.99	160	出所: TELIA
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	9.50	80	出所: 同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	0.00285/分	0.24/分	月額基本料金はない。出所: TISCALI
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	82.49	695	ADSL (UP 512Kbit, DOWN 1536Kbit) 出所: 同上
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.150~0.197	1.263~1.659	年間に10万kWh使用した場合で、10KVの場合。同じ消費量で、30KVの場合は、1.228~1.590DKK 出所: コペンハーゲンエネルギー
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.192 (昼間) 0.160 (夜間)	1.618 (昼間) 1.346 (夜間)	出所: 同上
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (㎡当たり)	3.531	29.75	基本料が年間286~17,156DKKかかる。 出所: 同上
	22. 一般用水道料金 (㎡当たり)	3.531	29.75	基本料が年間286DKKかかる。 出所: 同上

		米ドル	デンマーク・クローネ	備 考
ガ 入 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	最初500m ³ まで：59.89 500m ³ を超過分、 4,000m ³ まで：44.46 4,000m ³ 超過分、 12,000m ³ まで：37.34 12,000m ³ 超：33.78	504. 6 374. 6 314. 6 284. 6	計測費が1時間当たりの使用可能容量に応じて年間、以下の通りかかる。5m ³ 以下の場合、300DKK、5～15m ³ の場合477.5DKK、15～25m ³ の場合、843.75DKK、25～50m ³ の場合1,078.75DKK、50～100m ³ の場合1,435.00DKK、100m ³ を超える場合2,025DKK。出所：同上
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	最初500m ³ まで：59.89 500m ³ を超過分、 4,000m ³ まで：44.46 4,000m ³ 超過分、 12,000m ³ まで：37.34 12,000m ³ 超：33.78	504. 6 374. 6 314. 6 284. 6	計測費が1時間当たりの使用可能容量に応じて年間、以下の通りかかる。5m ³ 以下の場合、300DKK、5～15m ³ の場合477.5DKK、15～25m ³ の場合、843.75DKK、25～50m ³ の場合1,078.75DKK、50～100m ³ の場合1,435.00DKK、100m ³ を超える場合2,025DKK。出所：同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(コペンハーゲン) 横浜港	1,724. 63	14,530. 160	このうちコペンハーゲン近郊の工業団地より、コペンハーゲン港への輸送費は1,050DKK
	第三国輸出：工場 最寄り港(コペンハーゲン) 第三国仕向け港 (ニューヨーク)	1,774. 63	14,951. 415	同上
	対日輸入：横浜港 最寄り港(コペンハーゲン) 工場	699. 63	5,894. 433	同上
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	22,552	190,000	三菱カリスマ セダン1.6(注1)
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	89,020	750,000	メルセデス ベンツE 240 Classic 2.6(注2)
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.93	7.81	オクタン95、Statoil、2002年1月11日
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		30	
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		59	(注3)
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)		25	国 税
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		0	日本での受取人が、デンマークでの納税義務を追っている場合は、10%
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)		15	日本企業が送金元のデンマーク企業を25%以上所有する場合は、10%、日本企業が送金元のデンマーク企業の親会社にあたり25%以上所有する場合は、0%
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)		10	
投 資	35. 投資優遇措置	基本的にはデンマーク企業と同じ扱いを受ける。デンマークの国籍を有しないもので、月収が52,400DKK以上の場合、または研究者でその研究プロジェクトがデンマークの研究省の承認をうけていれば、特例として最初の3年に限り所得税を一律25%とする。4年目以降はデンマーク国籍を有するものと同様の所得税率が適用される。8年を超えた場合は、研究者のステータス以外でこの制度を利用した者以外は、最初の3年の減税分を払い戻さなければならない。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 8.4251デンマーク・クローネ		
特 記 事 項	注：1 「基本価格66,586DKK」+「登録税 60,270DKK(基本価格のうち、57,400DKKの105%)」+「登録税 46,498DKK(基本価格から57,400DKKを差し引いた額の180%)」+「付加価値税16,646DKK(基本価格の25%)」 2 「基本価格226,586DKK」+「登録税 60,270DKK(基本価格のうち、57,400DKKの105%)」+「登録税 406,498DKK(基本価格から57,400DKKを差し引いた額の180%)」+「付加価値税56,646DKK(基本価格の25%)」 3 所得税(国税)33,400DKK未満 0%、33,400DKK超過額で、191,200DKK未満5.5%、191,200DKK超過額で、285,200DKK未満6.0%、285,200DKK超過分15.0%、地方税(平均32.60%)に上記の税率でそれぞれを乗算した額を加算。ただし最高税率を59%とし、59%を超える分は差し引かれる。			

スウェーデン (ストックホルム)

		米ドル	スウェーデン・クローナ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	1,868	19,467	出所：中央統計局 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) (Other labourers industries n.e.c)
	2. エンジニア (中堅技術者)	2,687	28,000	出所：投資庁 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) (Process and production engineers)
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	3,647	38,000	同上 Labour Market New Earnings Survey 2000(2001年12月改定) (Production, works and maintenance managers)
	4. 法定最低賃金	なし		組合により労使協定に基づく基本額があるところがある。
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	なし		企業によっては業績に応じてボーナスを支給するところがある。
	6. 社会保障負担率	被雇用者：0%、雇用者：32.82%		2002年適用率。
	7. 名目賃金上昇率	98年3.89%、99年4.58%、2000年5.57%		出所：中央統計局 Labour Market Trends(2001年12月)
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	n.a.		土地は購入ではなく、賃借が一般的。 出所：ストックホルム市産業局情報
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	77~144	800~1,500	出所：ストックホルム市産業局
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	96~365	1,000~3,800	出所：ストックホルム市産業局
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,440~2,399	15,000~25,000	ストックホルム市内。家具付きアパート3部屋。70m ² 。 出所：Bostads-direct社
通信費	12. 電話架設料	240+144	2,500+1,500	加入料+架設料。 出所：Telia社
	13. 電話基本料金月額	58~	600~	契約形態により金額が異なる。 出所：同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	0.3	3.5	電話会社により金額の差大。 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	24	250	契約形態により金額が異なる。 出所：同上
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	0.3	3.5	企業対象の値段。個人はより高くなる。 出所：同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	38~345	395~595	接続量のみからルータモデム使用まで4段階 の料金制。電話会社により金額に大きな差。 出所：同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	48~163	500~1,700	0.5Mbps~2Mbpsまで3段階の料金制。
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.0214	0.224	税別。10,000kWh以上の大口向け。 出所：KinnekulleEnergi社
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.0238	0.249	税別。 出所：Storuman社

		米ドル	スウェーデン・クローナ	備 考
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.8	8.35	下水道料金込み。工業用。 出所：ストックホルム市水道局
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0.8	8.35	下水道料金込み。家庭用。 出所：同上
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	n.a.	n.a.	契約による。 出所：GoteborgEnergi社
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.06	0.63	出所：同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(ヨーテボリ) 横浜港	800(2002年3月から +200~300)	8,336	NYK社。国内鉄道輸送5,000SEK + ヨー テボリ港 横浜港700USD(東京は 100USD安。2002年3月から200~ 300USD引き上げ予定) + 石油税40USD (2002年2月15日までの値段。2月16日 からは100USD) + ヨーテボリ港使用料 1,125SEK + ヨーテボリ港倉庫使用料 305SEK
	第三国輸出：工場 最寄り港(ヨーテボリ) 第三国仕向け港 (N.Y.) 'アムステルダム	1,500 600	15,630 5,538	
	対日輸入：横浜港 最寄り港(ヨーテボリ) 工場	1,500	15,630	
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	22,351	232,900	VAT25%および廃車税(モデル、製造年 で異なる)込み。SAAB9-5(2000cc)。 出所：スウェーデン消費庁レポート2001。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	25,288	263,500	VAT25%および廃車税(モデル、製造年 で異なる)込み。SAAB9-5(2300cc)。 出所：同上
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.86	8.98	ストックホルム市内。Shell。
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		28	北部地域では特別優遇措置により実質 26%適用が可。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		50	28~50%(注)
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	25：一般 12：ホテル・輸送など 6：新聞・書籍・劇場入場料など		
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		28	0~28%。日本との租税条約による。
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)		30	0~30%。同上
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)		0	
投 資	35. 投資優遇措置	中部以北の特定地域で中小企業補助金等受給可能。雇用コストに対し 公的補助金受給可能。北部地域で輸送費補助あり。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 10.42スウェーデン・クローナ		
特 記 項	注：居住地域(コミューン)によって税率が異なる。年収237,800SEK以上の所得に関してはそれを超える分に対 して20%の国税が、414,200SEK以上の所得に関してはそれを超える分に対してさらに5%分の国税が課せられ る(2002年の数字)。237,800SEK以下の所得に対する国税は200SEKである。2001年に外国人管理職や専門職 員を対象とする所得税減税制度導入。要申請。所得の75%のみが課税対象とされる(最初の3年間の期間のみ。 滞在期間は5年をこえてはいけない)。スウェーデンへ&スウェーデンからの引越し費用も非課税となる。			

ノルウェー（オスロ）

	米ドル	ルウェー・クロネ	備 考	
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	2,680	24,000	平均値 出所: Monthly Bulletin
	2. エンジニア (中堅技術者)	4,130	37,000	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4,690	42,000	同上
	4. 法定最低賃金	なし		法定最低賃金はないが、最低賃金水準は Nkr. 15,000(US\$1,670)程度。 出所: Wage statistics
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	なし		一般制度ではないが、業績に応じ1カ月程 度の手当か自社製品を支給するところもある。 (注)
	6. 社会保障負担率	社会保障税として 被雇用者: 7.8%、雇用者: 14.1%		出所: 税務署 (SKATTE ETATEN)
	7. 名目賃金上昇率	98年6.5%、99年5.2%、2000年4.3%		出所: Economic Analysis 2001/5
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	70	630	グロルッド(GRORUD)工業地域(オスロ)。 左記に加え、不動産購入登録印紙税(購入 価格の2.5%)がかかる。
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	6	54	グロルッド工業地域
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	19~28	170~250	共益費込み。駐車場別
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,670~2,010	15,000~18,000	オスロ市中心部から車で20分以内。フラット 100~130m ² 。駐車場付き。電気代別。原則敷金 3カ月前払い。
通信費	12. 電話架設料	84	750	出所: テレノール(Telenor)
	13. 電話基本料金月額	16.7	150	出所: 同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	2.2	20	出所: 同上
	15. 携帯電話加入料	28	250	出所: 同上
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	29	260	出所: 同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	30	270	出所: 同上
18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	45	400	出所: 同上	
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.06	0.5	業務用、一般用に差はないが、電力多消 費型産業は交渉で50%のディスカウント 適用可。2002年7月1日から電気消費税が kWh当たり1オーレ引き下げられ同9.30 オーレに。左記数値は税込み料金。 出所: Oslo energi
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.06	0.9	

		米ドル	ルウェー・クロネ	備 考
水道料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.56	0.5	出所：オスロ市水道局 (Oslo KOMMUNE: Water Administration office)
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	1.1	10	出所：同上
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.09	0.9	オスロ地域ではガス利用は不可。ノルウェー西海岸地域の一部のみ利用可。出所：インターネット情報 (SKATTEJATTEN.)
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	なし		一般用ガスはまだ利用できない。
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場最寄り港 (オスロ) 横浜港	850	7,616	数字は海上輸送費のみ。出所：New Wave Logistics AB
	26. 第三国輸出：工場最寄り港 (オスロ) 第三国仕向け港 (ロッテルダム)	873	7,822	
	27. 対日輸入：横浜港最寄り港 (オスロ) 工場	1,750	15,680	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	22,310	199,900	日産ALMERA 1.5L 4ドア・セダン。左記に加え、自動車保有税 (道路税) 年間Nkr. 2,310。出所：Nissan Norge as
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	65,848	590,000	Mercedes-Benz 240E。国内諸税込み 出所：B.O.Steen AutoStern AS
	28. レギュラーガソリン価格 (1リットル)	0.89	7.93	市内Statoi 1 スタンド
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	28		出所：The Norwegian Institute of Public Accountants (DnR) Oslo
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	28		課税所得Nkr320,000超の部分は13.5%、Nkr830,000超の部分は19.5%のトップ税がさらに課税。出所：税務署 (SKATTE ETATEN)
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	一般24、食品12		出所：2001/2002年度政府予算
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0		出所：The Norwegian Institute of Public Accountants (DnR) Oslo
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0		出所：同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 (最高税率、%)	0		出所：同上
投 資	35. 投資優遇措置	外資に対する公的優遇措置なし。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル=8.96ルウェー・クロネ		
特 記 項	注：休暇手当の支給：雇用者は夏期休暇手当として、前年給与総額 (賃金、残業等を含むが、前年度の休暇手当には含まず) の10.2%を支給。60歳以上は12.5%。なお、休暇手当は休暇開始前の通常給与日に全額支払われるのが一般的であるが、休暇が分割される場合は休暇手当もそれに依りて分割支払いも可能。これについては労使間で最も合理的な支払い方法につき合意できる。休暇手当は被支給者にとっては無税であるが、雇用者は通常の給与と同様、雇用者負担税 (社会保障税) が課せられる。ただし休暇中、賃金は支払われない。(参考) 休暇法 (1988年4月29日付け法律第21号) に基づく。夏期休暇は6月1日～9月30日の期間にとることができる。			

スイス (チューリヒ)

		米ドル	スイス・フラン	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	2,599.44	4,333	月給 出所: 1999年チューリヒ統計資料
	2. エンジニア (中堅技術者)	3,219.15	5,366	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	4,279.20	7,133	同上
	4. 法定最低賃金	なし		ホテル業2,562スイス・フラン/月、建築業3,806スイス・フラン/月など産業部門で定められた契約賃金が最低賃金に該当。
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般には基本給の1カ月分		
	6. 社会保障負担率	老後年金5.05% 失業保険1.5% 事故保険1.2% 育児補助金1.8% 企業年金6.5%		
	7. 名目賃金上昇率	98年0.7%、99年0.3%、2000年1.5%		
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	175.18	287	不動産取得税: 売り手の不動産所有年数が10年以下の場合は売却価格の1.5%、10年以上の場合は1%で、通常の場合売り手、買い手での両方で折半。 出所: 99年チューリヒ統計資料。
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	66.99~101.99	110~170	
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	749.90~16.80	1,250~28	駅前など中心地は高価だが、市内でも駅から路面電車で10分以内では大きく価格が下がる。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	3,299.54	5,500	4部屋、約100㎡、ガレージ付き
通 信 費	12. 電話架設料	工事 239.67 開設 102.11	工事 400、開設 170.20	
	13. 電話基本料金月額	15.15 25.80	5.25 43	アナログ1本 ISDN最低パッケージ(回線3本)料金
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	平日 1.20 週末・休日 0.90	平日 2 週末・休日 1.50	
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	45	75	Businessサービス(フルサービス) 出所: スイスコム社
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	基本料金: 25.80 +電話料金: 8時~16時1.68/ 1時間、16時~22時1.08/ 1時間、22時~8時0.42/時間	基本料金: 43 +電話料金: 8時~16時2.80/ 1時間、16時~22時1.80/ 1時間、22時~8時0.70/時間	ISDN回線 出所: スイスコム子会社Bluewin
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	47.99 +電話基本料金 (最低15.15)	80 +電話基本料金 (最低25.25)	同上
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	日中0.135 夜間0.03	日中0.225 夜間0.05	年間使用量6,000kWh以上の場合。 基本料金はなし。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	日中0.105 夜間0.03	日中0.175 夜間0.05	年間使用量2,400kWh以内の場合。 基本料金はなし。

		米ドル	スイス・フラン	備 考
水道料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	基本料金：29.79/年 +保証金 従量料金：0.86	基本料金：49.65/年 +保証金 従量料金：1.44	業務用、家庭用の区別なし。
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)			
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	基本料金：18.90 従量制料金：0.10	基本料金：31.50 従量制料金：0.17	1,400Kwh Hoまで。最高では、 269,300Kwh Ho、基本料金2,088、 従量制料金0.109
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)			
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (ロッテルダム) 横浜港	2,399.66	4,000	
	第三国輸出：工場 最寄り港 (ロッテルダム) 第三国仕向け港 (ニューヨーク)	5,999.16	10,000	
	対日輸入：横浜港 最寄り港(ロッテルダム) 工場	3407.54 (1ドル=132.06円)	450,000円	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	23,996.64	40,000	フォルクスワーゲン ゴルフ1600cc。 VAT7.6%別。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	31,315.62 +付加価値税7.6%	52,200 +付加価値税7.6%	メルセデス ベンツ2600cc。 VAT7.6%別。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.74	1.24	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	8.5		連邦、州、市町村税の3つがある。 連邦税は一律8.5%
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	11.5		連邦、州、市町村税の3つがある。 連邦税0.1~11.5%
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	7.6		2.4%(軽減税率)
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	なし		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	なし		
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	なし		
投 資	35. 投資優遇措置	制度としては設けられていない。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 1.6669スイス・フラン		

ポーランド (ワルシャワ)

		米ドル	ズロチ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	現地企業: 480.4 外資系企業: 662.0	現地企業: 1, 982 外資系企業: 2, 731	出所: 中央統計局 (GUS)
	2. エンジニア (中堅技術者)	現地企業: 1, 049.80 外資系企業: 1, 490.70	現地企業: 4, 331 外資系企業: 6, 150	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	現地企業: 2, 406.4 外資系企業: 3, 671.7	現地企業: 9, 928 外資系企業: 15, 148	同上
	4. 法定最低賃金	184. 22	760	出所: 社会政策省
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	一般的には月給の10~60%を年1回		金銭ではなく、乗用車、携帯電話、老人看護の費用負担を賞与としている企業もある。
	6. 社会保障負担率	雇用者: 20.41% 社会保険負担料 (年金保険9.76%、 生活保護保険6.5%、 障害保険1.62%) + 失業保険 2.45%、 失業保険 0.08%)	被雇用者: 18.71% 社会保険負担料 (年金保険9.76%、 生活保護保険6.5%、 疾病保険2.45%) + 健康保険料	再就職のための職業訓練 会社が倒産した場合に支払われる保険 (給料 - 社会保険料) × 7.5%
	7. 名目賃金上昇率	98年16.1%、99年36.0%、2000年12.1%		99年から実施された社会保険料の一部 従業員負担が給与に上乗せされたため、 大幅な賃金上昇となった。 出所: G U S
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	ワルシャワ: 49.7 クラクフ: 18.4 グダンスク: 13.6	ワルシャワ: 205 クラクフ: 76 グダンスク: 56	
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	3~10	12.4~41.3	ワルシャワおよび近郊の貸し工場およ び貸し倉庫
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	23.3	96.2	VAT22%、スペース料の25%程度の共 益費が必要。 出所: IPC ビジネスセンター
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,500~1,800	6,188~7,426	ワルシャワ中心部および近郊のコンド ミニウム(100~120m ²)。家具、駐車 場、警備付き。その他の大都市での価 格は30~50%安い。
通信費	12. 電話架設料	88.71	366.00	VAT22%込み。
	13. 電話基本料金(月額)	10.35	42.71	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	5.25	22.88	同上
	15. 携帯電話加入料	Plus社: 29.57 Idea社: 88.71	Plus社: 122 Idea社: 366	同上
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	Plus社: 10.35 Idea社: 8.87	Plus社: 42.70 Idea社: 36.59	VAT22%込み。 15分通話の場合。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	6:00~18:00 : 0.08 18:00~6:00 : 0.04	6:00~18:00 : 0.31 18:00~6:00 : 0.16	VAT7%込み。 3分通話の場合。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	310.97	1,282.93	VAT7%込み。 月額。2Mbps、ADSL 出所: Neostrada社
	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.0388	0.1600	VAT22%込み。 出所: STOEN社
電 気 料 金	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.0342	0.1410	同上

		米ドル	ズロチ	備 考
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.48	1.99	VAT7%込み。 2002年3月1日から2.16PLNに値上げ 予定。
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0.48	1.99	同上
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.1224	0.505	VAT22%込み
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.1224	0.505	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (グダンスク) 横浜港	710	2,929.18	ワルシャワ グダンスク ロッテルダム 横浜
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	13,283	54,800	オベル アストラII 1598cc。 物品税6.4%、VAT22%を含む。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	44,070	181,815	メルセデス・ベンツ E280 物品税17.6%、VAT22%を含む。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.725	2.99	「Eurosuper95」、物品税1.46ズロチ、 VAT22%を含む。
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	28		2003年から24%、2004年から22%
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	40		19%、30%、40%の3段階 19%：37,024ズロチ以下 30%：74,048ズロチ以下 40%：74,048ズロチ超
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	22		医薬品は2%。
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		租税条約を締結。
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	22		同上
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	20		同上
投 資	35. 投資優遇措置	2001年1月1日より施行された「新経済活動法」により、総投資額の最大50% まで各種優遇措置を受けられる。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 4.1256ズロチ		

チェコ (プラハ)

		米ドル	チェコ・コルナ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	324.66	11,897	税込み月給、日系製造企業5社対象(2001年5月) 出所:チェコ日本商工会「現地従業員給与に関するアンケート」
	2. エンジニア (中堅技術者)	516.66	18,933	税込み月給、日系製造企業6社対象(2001年6月) 出所:同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	1,199.35	43,950	税込み月給、日系製造企業5社対象(2001年7月) 出所:同上
	4. 法定最低賃金	155.55	5,700	最低賃金制令(2002年1月1日)
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1~2カ月分などのケースがあるが、対応は企業により異なる。		
	6. 社会保障負担率	雇用者:35%、被雇用者:12.5%		
	7. 名目賃金上昇率	98年9.4、99年8.3、2000年6.5		出所:統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	プラハ:21.83~38.20 ブルノ、ビルゼン等: 16.37~27.29、その他: 5.46~13.64	プラハ:800~1,400、 ブルノ、ビルゼン等: 600~1,000、その他: 200~500	
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	工業団地は売却が一般的。一部の例外を除いて、賃貸対象となっていない		
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	プラハ中心地 :16.37~18.56 プラハ郊外 :10.92~15.82	プラハ中心地 :600~680 プラハ郊外 :400~580	
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,692	62,000	プラハ郊外 庭付集合住宅
通信費	12. 電話架設料	(回線)95.51 (ISDN)81.84	(回線)3,500 (ISDN)2,999	出所:チェコ・テレコム
	13. 電話基本料金月額	(回線)4.78 (ISDN)12.28	(回線)175 (ISDN)450	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	平日7~19時:1.74 その他の時間:1.23	平日7~19時:63.9 その他の時間:45.0	同上
	15. 携帯電話加入料	14.18	519.75	出所:ユーロテル
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	15.90	582.75	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	2分間:0.07 1時間:0.43~1.49	2分間:2.60 1時間:15.60~54.60	出所:チェコ・テレコム
18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	ISDN基本料金(1カ月) :12.28~17.71 ISDN接続料金(1時間) :0.3~1.8	ISDN基本料金(1カ月) :450~649 ISDN接続料金(1時間) :10.4~65.0	同上	
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.02~0.012	0.88~4.37	出所:プラハ電力会社
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.02~0.012	0.69~3.96	同上

		米ドル	チェコ・コルナ	備 考
水道料	21. 業務用料金 (KWh当たり)	1.03	37.77	出所：ブラハ水道局
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	1.03	37.77	同上
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.18~0.26	6.51~9.56	月額基本料金：20~170チェコ・コルナ 出所：ブラハ・ガス会社
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.15~0.28	5.46~10.29	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (ハンブルク) 横浜港	1,000	36,645	出所：チェコフラフト社、国際海運社
	対日輸入：横浜港 最寄り港 (ハンブルク) 工場	2,450	89,780	
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	12,959	474,900	国産シュコダ・オクタビア 1.6HPI/74kw
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	34,466	1,263,000	輸入車メルセデス・ベンツ C270CD1. 2700 cc
	28. レギュラーガソリン 価格 (1リットル)	0.58~0.7	21.40~25.50	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		31	
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		32	
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	商品：20%、サービスおよび特定 商品 (医薬品、紙製品、ホテル・ レストランなど)：5%		
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10	
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)		15	配当支払い日に先立つ6か月間、当該法人株式の最低25%を所有する法人である場合、10%
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)		10	文化的ロイヤルティーは免税
投 資	35. 投資優遇措置	(対象) 製造業、グリーンフィールド、あるいはブラウンフィールド型投資形態 3年以内に3億5,000万コルナ投資 (内容) 10年間 (既存企業における投資の場合は 5年間) 法人税免除、その他投資地域により新規雇用・訓練補助金支給。なお、 戦略的サービス業 (ITサービス、R&D、ソフトウェア開発など) への投資に関 しては、法人税10年間50%免除率等の優遇適用を現在、個案件ごとに閣議決定。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 36.645チェコ・コルナ		

スロバキア (ブラチスラバ)

		米ドル	スロバキア・コルナ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	225. 21	10, 860	出所: Luger&Makler Salary Benchmarking Research (スロバキア企業243社の2001年調査結果)
	2. エンジニア (中堅技術者)	249 ~ 311	12, 000 ~ 15, 000	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	363 ~ 460	17, 500 ~ 22, 200	同上
	4. 法定最低賃金	102	4, 920	2001年10月1日から
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1~2カ月相当(企業業績による)		
	6. 社会保障負担率	雇用者: 38.6%、被雇用者: 11.9%		
	7. 名目賃金上昇率	98年8.4%、99年7.2%、2000年6.6%		出所: 統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	16. 6 ~ 50. 0	800 ~ 2, 400	出所: スロバキア投資貿易開発庁 (SARIO)
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	1. 72 ~ 5. 18	83 ~ 250	同上
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	3. 80 ~ 17. 3	183 ~ 833	同上
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	166 ~ 1, 037	8, 000 ~ 50, 000	同上
通信費	12. 電話架設料	25. 483	1, 228. 8	出所: スロバキアテレコム
	13. 電話基本料金月額	5. 077	244. 8	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	1. 50	72	同上
	15. 携帯電話加入料	GLOBTEL 16. 6 EUROTEL 18. 7	GLOBTEL 799 EUROTEL 900	出所: GLOBTEL, EUROTEL
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	GLOBTEL 11. 4 (80分登録) EUROTEL 10. 4 (60分登録)	GLOBTEL 549 (80分登録) EUROTEL 500 (60分登録)	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	繁忙期 1. 254 閑散期 0. 489	繁忙期 60. 50 閑散期 23. 60	1時間当たり
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	3. 83 ~ 52. 53	184. 50 ~ 2. 533	使用登録時間等による 1カ月当たり
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 023 ~ 0. 097 固定料金 0. 248 ~ 93. 3/月	1. 10 ~ 4. 70 固定料金 12 ~ 4, 500/月	2002年2月1日から
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 058 ~ 0. 082 固定料金 0. 353 ~ 2, 385/月	2. 8 ~ 4. 0 固定料金 17 ~ 115/月	2002年2月1日から

		米ドル	スロバキア・コルナ	備 考
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m^3 当たり)	0. 6076	29. 30	
	22. 一般用水道料金 (m^3 当たり)	0. 394	19. 0	
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m^3 当たり)	0. 127 ~ 0. 135	6. 10 ~ 6. 50	2002年2月1日から
	24. 一般用ガス料金 (m^3 当たり)	0. 0912 ~ 0. 133 固定料金 0. 145 ~ 0. 788/月	4. 40 ~ 6. 40 固定料金 7 ~ 38/月	2002年2月1日から
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出: ブラチスラバ工場 ハンブルグ 横浜港	1, 587	76, 500	出所: 日本通運ウィーン支店
	第三国輸出: ブラチスラバ工場 ロンドン	2, 424	116, 900	トラック輸送 出所: 同上
	対日輸入: 横浜港 ハンブルグ ブラチスラバ工場	2, 071	99, 900	トラック輸送 出所: 同上
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	6, 178 ~ 16, 020	297, 900 ~ 772, 400	シュコダFabia、シュコダOctavia
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	38, 939	1, 877, 656	メルセデスベンツE320
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	(ノ・マル90) 0. 597 (ス・パプラス98) 0. 643	(ノ・マル90) 28. 80 (ス・パプラス98) 31. 0	2002年1月15日時点
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	25		2002年1月から
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	38		2002年1月から
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	10、23		
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	10		
投 資	35. 投資優遇措置	2002年1月から新投資促進法が施行された。一定の要件を満たす企業に対して、10年間までの法人税免除を適用。その他、新規雇用、職業訓練費用に対する助成金や、工業団地開設に対する自治体への補助金がある。従来の投資優遇策も引き続き有効。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 48. 221スロバキア・コルナ		

ハンガリー（ブダペスト）

		米ドル	ハンガリー・フォリント	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	235 ~ 469	65,000 ~ 130,000	2001年1 ~ 12月 出所: OMMK (National Labor Center)
	2. エンジニア (中堅技術者)	433 ~ 1,805	120,000 ~ 500,000	出所: 同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	903 ~ 1,805	250,000 ~ 500,000	出所: 同上
	4. 法定最低賃金	180	50,000	2002年1月1日から
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	基本給の1 ~ 2ヵ月分など対応は 企業により異なる。		
	6. 社会保障負担率	雇用者 : 29% + 健康税4,500フォ リント + 失業保険3% 被雇用者 : 11% + 失業保険1.5%		
	7. 名目賃金上昇率	98年18.3%、99年16.1%、2000年13.5%		グロス。出所: 中央統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	8 + 25% VAT	2,200 + 25% VAT	アソード (Aszod、ブダペスト近郊)、 25% VATは返金が可能。 出所: 工業団地協会
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	7 + 25% VAT	1,938 + 25% VAT	全国平均、25% VATは返金が 可能、出所: 同上
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	23 ~ 25	6,369 ~ 6,929	ブダペスト市街一等地、25% VATが 課税、出所: Dunaholding、MTI - Ecc
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	A : 2,000 ~ 2,500 B : 1,000 ~ 1,500 C : 2,500 ~	A : 553,840 ~ 692,300 B : 276,920 ~ 415,380 C : 692,300 ~	A : 新築アパート120㎡、3LDK、ガレージ2台分、 ブダペスト2区または12区。 B : 中古アパート築10年もの、その他条件はA と同じ。 C : 新築一軒家床面積180㎡、4LDK、ガレージ2 台分、ブダペスト12区。 出所: Eurocenter Real Estate
通信費	12. 電話架設料	個人 : 122 ビジネス : 270.8	個人 : 33,750 ビジネス : 75,000	アナログ回線、2002年2月1日から適用 料金、VAT25%込み。 出所: ハンガリー・テレコム社
	13. 電話基本料金(月額)	個人 : 10.4 ビジネス : 13.99	個人 : 2,885 ビジネス : 3,875	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	契約電話 : 1.01 公衆電話 : 1.47	契約電話 : 281.25 公衆電話 : 409.08	2002年2月1日から適用料金、VAT25% 込み。出所: ハンガリー・テレコム社
	15. 携帯電話加入料	A : 9.02 ~ 33.85 B : 9.93 ~ 16.70 C : 7.67 ~ 18.05	A : 2,500 ~ 9,375 B : 2,750 ~ 4,625 C : 2,125 ~ 5,000	VAT25%込み。 A : Westel900、B : PannonGSM、 C : Vodafone
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	A : 0.11 ~ 0.44 B : 0.20 ~ 0.46 C : 0.13 ~ 0.44	A : 31.25 ~ 123.75 B : 55 ~ 129 C : 37.5 ~ 123.75	1分当たり料金(昼のピーク時間帯)、 VAT25%込み。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	A : 173 +25% VAT B : 33	A : 47920 +25% VAT B : 9000	A : ADSL384または768(1年契約) B : 月間使用時間30時間以内、月料 金、25% VAT込み。出所: Axelero
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	469 + 25% VAT	129,900 + 25% VAT	ADSL1500の月額料金。 出所: 同上

		米ドル	ハンガリー・フォリント	備 考
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	120KV : 0.02~0.036 10KV, 20KV : 0.025~0.041 0.4KV : 0.028~0.048	120KV : 5.8~10.0 10KV, 20KV : 7.1~11.6 0.4KV : 7.9~13.4	12% VAT含まず。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.09	24.64	12% VAT込み。 出所: ELMU、 Electrical Works of Budapest"
水 道 料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	上水 : 0.45 下水 : 0.46	上水 : 126 下水 : 127.70	12% VAT込み。 注)ブダペストの水道コストは国内で最 低価格帯に分類される。 出所: 首都水道局 (ブダペスト)
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	同上	同上	同上
ガ ス 料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	20m ³ /h未満 : 0.126 20m ³ /h以上 : 0.114	20m ³ /h未満 : 34.85 20m ³ /h以上 : 21.96	天然ガス、12% VAT含まず。 出所: 首都ガス供給局
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.126(20m ³ /h以下) ~0.079 (500m ³ /h以上)	34.85(20m ³ /h以下) ~31.76 (500m ³ /h以上)	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出: 工場 最寄り港 (ハンブルク) 横浜港 第三国輸出: 工場 最寄り港 (アムステルダム) 第三国仕向け港 (ニューヨーク)	1,862 1,600	515,625 443,072	税込み。 (参考) 1m ³ =333キログラムを超えない 場合は1,790ドル(輸送費)+72ドル (書類代) 税込み。 (参考) 1m ³ =333キログラムを超えない 場合は1,528ドル(輸送費)+72ドル (書類代)
	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	9,851	2,728,000	スズキSedan 1.3GLX、国産車、1300cc、 AB・ABS・AC・PS・RC・エアバッ グ・AC・PS・RC付。VAT25%、消費税 21%込み。
自 動 車	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	38,372	10,626,000	メルセデスベンツ C240、輸入車、2600cc、 VAT25%、消費税21%込み。
	28. レギュラーガソリン 価格 (1リットル)	オクタン95 : 0.72 オクタン98 : 0.75	オクタン95 : 199.9 オクタン98 : 208.9	2002年1月8日時点。 出所: MOLガソリン・スタンド
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		18	
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		40	2002年1月1日から
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)		25	国税。基礎生活品、公共料金、書籍、 新聞、食料品などは12%。
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10	日本との租税条約
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)		10	同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)		10	同上
投 資	35. 投資優遇措置	国の支援の場合、100億HUF以上の投資で、500人以上を雇用、かつ年間売上高が投資額の5%相当以上拡大した年度は、操業後、2011年末を期限に法人税を免除するなど、大規模投資への優遇措置を用意。また低開発地域への投資に対する税制面での支援や、研究開発事業などに対する補助金の交付を行っている。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 276.92ハンガリー・フォリント		

ルーマニア（ブカレスト）

		米ドル	レイ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	121.96	3,935,000	2001年9月時点 (出所) 国家統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	147.69	4,765,000	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	185.97	6,000,000	同上
	4. 法定最低賃金	43.39	1,400,000	
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1~3ヵ月分の月給分		1年間に1回の賞与
	6. 社会保障負担率	雇用者: 49% (社会保険: 35%、 健康保険: 7%、 失業保険: 5%、 危険保険: 2%)	被雇用者: 19.67% (社会保険: 11.67%、 健康保険: 7%、 失業保険: 1%、)	
	7. 名目賃金上昇率	98年69.9%、99年44.8%、2000年49.7%		(出所) 国家統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	ブカレスト市内: 5~500 ブカレスト市外: 5~100	ブカレスト市内: 161,320~16,132,000 ブカレスト市外: 161,320~3,226,400	
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	10~20	322,640~645,280	
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	10~20	322,640~645,280	
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	300~3,000	9,679,200 ~96,792,000	
通 信 費	12. 電話架設料	49.59	1,600,000	VAT19%込み。
	13. 電話基本料金(月額)	4.96	160,000	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	3.56	115,000	同上
	15. 携帯電話加入料	14.3~35.7	460,730~ 1,151,825	同上
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	なし		(通話料) 国内: 0.17ドル/分(5,375.2レイ/分) 国外: 2.98ドル/分(95,985.4レイ/分) VAT19%込み。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	119	3,839.42	VAT19%込み。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	535.5	17,277.372	同上
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.09	2,856	VAT19%込み。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.09	2,856	同上

		米ドル	レイ	備 考
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.26	8,330	VAT19%込み。
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0.26	8,330	同上
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.1	3,213	同上
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.1	3,213	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (コンスタンツァ) 横浜港	1,200 ~ 1,400	38,716,800 ~ 45,169,600	所要日数：45日間以上
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	5,000	161,320,000	VAT19%込み。 ダチアNOVA
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	31,800	1,025,995,200	VAT19%込み。 ボルボ S60 (2490cc)
	28. レギュラーガソリン 価格 (1リットル)	0.53	17,100	VAT19%込み。
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	25		
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	40		5段階 (18%、23%、28%、34%、40%)
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	19		
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	10		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	10		
投 資	35. 投資優遇措置	100万ドル以上の直接投資に対して優遇措置を付与する直接投資法のほか、工業団地法、特定地域振興法などの投資優遇法がある。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 32,264レイ		

ブルガリア (ソフィア)

		米ドル	レバ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	81.037	179.76	2001年第3四半期平均賃金。 出所：ブルガリア統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	161.96	359.52	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	243.11	539.28	同上
	4. 法定最低賃金	45.08	100	2001年10月から
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1ヵ月分		一般的にクリスマス時のみ。
	6. 社会保障負担率	雇用者31.5%、被雇用者10.5%		出所：Capital誌
	7. 名目賃金上昇率	98年23.97%、99年7.30%、2000年14.72%		出所：統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	5~50	11.09~110.90	国内には工業団地が存在しないので、一般の道路・鉄道駅最寄りの地価を表示。
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	1~5	2.22~11.09	国内には工業団地が存在しないので、一般の道路・鉄道駅最寄りの賃料を表示。
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	23	51.06	世界貿易センタービル
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	250~3,500	554.56~7,763.87	規模、立地により大きく異なる
通信費	12. 電話架設料	81.15	180	出所：Pari誌
	13. 電話基本料金月額	業務用 6.49 家庭用 2.97	業務用 14.4 家庭用 6.60	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	2.33	5.18	同上
	15. 携帯電話加入料	18.03	40	出所：M-TEL、Globul、Mobicom
	16. 携帯電話基本通話料	6.49	14.4	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	20	44.36	同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	6.76	15	ISDN
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	昼間：0.076 夜間：0.038	昼間：0.168 夜間：0.086	
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	昼間：0.053 夜間：0.0287	昼間：0.118 夜間：0.0636	

		米ドル	レバ	備 考
水 料	水道金			
	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 1504	0. 334	
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 356	0. 79	
ガ 料	入金			
	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 168	0. 3744	
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 1872	0. 4152	
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(テサロニケ) 横浜港	2, 120	4, 704	出所：現地企業Messrs DESPRED OOD
	第三国輸出：工場 最寄り港(テサロニケ) 第三国仕向け港(イタリア)	1, 640	3, 638	同上
	対日輸出：横浜港 最寄り港(テサロニケ) 工場	3, 740	8, 296	同上
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	15, 780	35, 000	メルセデスベンツA Class A-140、1500 cc。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	54, 097	120, 000	メルセデスベンツC-240、2600 cc。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0. 5905	1. 31	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		15	
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		29	
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)		20	
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10	出所：Bulgarian Business Guide
	33. 日本への配当送金 課税(最高税率、%)		15	同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率、%)		10	同上
投 資	35. 投資優遇処置		法人税15%	
為 替	36. 現地通貨対ドルレート		1ドル = 2. 218レバ	

スロベニア (リュブリャナ)

		米ドル	トラール	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	531.90	134,800	2001年11月 出所：スロベニア統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	970.28	245,900	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	1,652.52	418,800	同上
	4. 法定最低賃金	363.75	92,186	2001年8月から
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1,500.76	380,338	勤務中の食事代として月額21,920 SIT、パケージボーナスとして年額117,298SIT(法定最低額)の年間合計とした。
	6. 社会保障負担率	雇用者：16.1%、被雇用者：22.1%		出所：スロベニア統計局ほか
	7. 名目賃金上昇率	98年9.6%、99年9.4%、2000年10.4%		2001年11月 出所：同上
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	108.51	27,500	リュブリャナ郊外「BTC工業団地」の例。土地の購入にはVATは課税されない。現在、外国人の土地購入は認められず、外国企業(法人)は認められる。EU加盟後はEU域内の外国人も購入可。
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	8.99	2,280	8.の工業団地の例
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	14.68	3,720	リュブリャナ市内の例。電気・暖房・水道代込み料金。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	アパート：331.45 一戸建て：804.95	アパート：84,000 一戸建て：204,000	アパート：75㎡、車庫無し。 一戸建て：150㎡、車庫付き価格。
通 信 費	12. 電話架設料	99.43	25,200	出所：テレコム・スロベニア
	13. 電話基本料金月額	6.81	1,718	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	7時～19時：2.28 19時～7時：1.83	7時～19時：580 19時～7時：464	出所：テレコム・スロベニア
	15. 携帯電話加入料	n. a.	n. a.	
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	4.16～11.83	1,056～3,000	月額基本料金。 その他に1分当たり15～25トラールの通話料。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	1.42/h	360/h	出所：テレコム・スロベニア。1時間当たり料金。56k
18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	34.09～41.66	8,640～10,560	ADSL(128～512k)利用、月額、常時接続。	
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	14時から7時および 23時～7時：0.026 7時～14時および 17時～23時：0.049	14時から7時および 23時～7時：6.83 7時～14時および 17時～23時：12.51	11～3月はいずれも1時間繰り上げの適用。出所：リュブリャナ電力。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	14時から7時および 23時～7時：0.065 7時～14時および 17時～23時：0.094	14時から7時および 23時～7時：16.5 7時～14時および 17時～23時：23.95	同上

		米ドル	トラール	備 考
水道料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.47	119.24	出所：Holding Ljubljana
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0.21	54.37	同上
ガス料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.28	72.82	出所：JP Energetika Ljubljana
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.32	81.99	同上
輸送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場最寄り港 (コペル) 横浜港	1,426	361,500	税込み。コペル・横浜33日間。
自動車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	11,656	2,954,000	車種：ルノー「Megane」 排気量：1600cc VAT (20%) および自動車税 (約2%) 込み。自動車税は車種によって変動 (0~7%)
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	34,522	8,749,000	車種：メルセデス「E240」 排気量：2400cc VAT (20%) および自動車税 (約6%) 込み
	28. レギュラーガソリン価格 (1リットル)	0.66	168.2	無鉛、VATおよび石油税込み。
税制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	25 (自由経済区域では10)		課税所得はキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。自由経済区域はコペル、マリボールの2地域。地方税無し。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	50		17%、35%、37%、40%、45%、50%の6段階
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	基本税率：20 軽減税率：8.5		非課税対象：医療サービス、教育分野など 軽減税率対象：食料品 (アルコール除く)、肥料、薬品、宿泊費など
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	非課税		
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		
	34. 日本へのロイヤルティ送金課税 (最高税率、%)	非課税		
投資	35. 投資優遇措置	欧州内で最も低い水準である法人税 (25%) に加え、自由貿易区域での軽減税率 (10%) のほか、固定資産 (自動車除く) に投資した場合は、最大40%まで控除対象となる。また、3年間で新規雇用を100人 (低開発区域では50人、R&D部門の場合は20人) 実現した場合は、スロベニア投資促進庁 (TIPO) から補助金が交付される。失業者を雇用した場合は、その教育訓練費などが地域の雇用局から支給。		
為替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 253.43トラール		

エストニア (タリン)

		米ドル	エストニア・クローン	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	169 ~ 450	3,000 ~ 8,000	出所: 投資庁
	2. エンジニア (中堅技術者)	338 ~ 1,182	6,000 ~ 21,000	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	338 ~ 1,182	6,000 ~ 21,000	同上
	4. 法定最低賃金	104.12	1,850	2002年1月から
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	1ヵ月もしくはなしとする企業が多い		
	6. 社会保障負担率	33% (年金20%、健康保険13%)		すべて雇用者負担。健康保険料は健康保険機構で労災と医療保険に分けられる。
	7. 名目賃金上昇率	98年15.4%、99年9.3%、2000年10.4%		出所: 統計庁
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	2.8 ~ 14.1	50 ~ 250	Maarsu Industrial Park
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	3.4	60	同上
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	4.5 ~ 14.2	80 ~ 250	タリン中心部
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	844 ~ 1,126	15,000 ~ 20,000	
通 信 費	12. 電話架設料	法人: 310 個人: 46	法人: 5,500 個人: 824	
	13. 電話基本料金月額	法人: 36.4 個人: 5.5	法人: 650 個人: 98	
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	法人: 3.6 個人: 4.2	法人: 63 個人: 75	
	15. 携帯電話加入料	5.57	99	EMTビジネスパッケージ
	16. 携帯電話基本通話料	11.26	200	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	昼間(7-19時) : 0.019 夜間(19-1時) : 0.015 深夜(1-7時) : 0.008	昼間(7-19時) : 0.34 夜間(19-1時) : 0.28 深夜(1-7時) : 0.14	
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	294	5,225	エクストラパッケージ(1Mbps)
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0.045 ~ 0.1	0.8 ~ 1.9	
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0.024 ~ 0.055	0.42 ~ 0.97	

		米ドル	エストニア・クローン	備 考
水 道 料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	1. 97	35	
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 84	15	
ガ 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 13	2. 25	
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 13 ~ 0. 27	2. 25 ~ 4. 7	ガス暖房を家庭において使用している場合は2003年1月1日まで年間使用料に関わりなく2. 25クローン/m ³ 、暖房を使用していない場合は、2002年1月1日より年間使用料に応じた料金体系。
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(タリン) 横浜港	1, 000	17, 768	
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	10, 688	189, 900	日産Almera 1. 5、 物品税18, 200クローンとVAT18%込み。
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	53, 461	949, 900	メルセデスベンツS320 物品税18, 200クローンとVAT18%込み。
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0. 54	9. 55	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		26	再投資に回される場合は非課税
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		26	
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)		18	
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		35	
	33. 日本への配当送金 課税(最高税率、%)		35	
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)		15	
投 資	35. 投資優遇処置		なし	
為 替	36. 現地通貨対ドルレート		1ドル= 17. 768エストニア・クローン	

ラトビア (リガ)

		米ドル	ラツツ	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	282 ~ 410	179 ~ 260	グロス。 出所：Fontes R&I社の調査（119の製造業を対象）
	2. エンジニア (中堅技術者)	553 ~ 895	351 ~ 568	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	511 ~ 3, 333	324 ~ 2, 116	同上
	4. 法定最低賃金	94. 5	60	2001年7月1日～
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	労働法ではボーナスの概念はない。 企業はそれぞれ独自に賞与を設定。		
	6. 社会保障負担率	雇用主負担：26. 09% 被雇用者負担：9%		2003年以降、雇用主負担率が下がる予定。
	7. 名目賃金上昇率	98年11. 1%、99年5. 8%、2000年6. 1%		出所：中央統計局
地 価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格 (m ² 当たり)	7. 7 ~ 15. 5	4. 9 ~ 9. 8	整地されていない製造業向けの土地、商業地、建設予定地など
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)	0. 3 ~ 4. 0	0. 2 ~ 2. 5	付加価値税18%を含まず。
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	3. 0 ~ 28. 0	1. 9 ~ 17. 8	付加価値税19%を含まず。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	アパート50 ~ 200m ² ： 250 ~ 1, 800 アパート150 ~ 500m ² ： 1, 500 ~ 3, 500	アパート50 ~ 200m ² ： 159 ~ 1, 143 アパート150 ~ 500m ² ： 952. 5 ~ 2, 222. 5	
通 信 費	12. 電話架設料	111. 5	70. 8	付加価値税18%含む。 出所：Latttelekom社
	13. 電話基本料金月額	個人用：5. 57 業務用：11. 15	個人用：3. 54 業務用：7. 08	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	1. 951	1. 239	同上
	15. 携帯電話加入料	24. 16	15. 34	付加価値税18%込み。 出所：Latvian Mobile Telephone(LMT)社
	16. 携帯電話基本通話料	15. 59	9. 9	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	96. 19	61. 08	付加価値税18%を込み。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	119. 69	76	付加価値税18%込み。 384Kbps。ライン設置料(初回のみ)95 ラツツ(149. 61ドル)
電 気 料	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	年間契約料：19. 09 電気使用料：0. 0535	年間契約料：12. 12 電気使用料：0. 0340	
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 0614	0. 039	付加価値税18%込み。 Latvenergo社(国営独占)

		米ドル	ラツツ	備 考
水 道 料	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 6456	0. 41	個人家庭は付加価値税なし。 出所：RigasUdens社（リガ水道局）
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 6456	0. 41	付加価値税18%を含まず。
ガ ス 料	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 1052	0. 0668	最高価格値で付加価値税を含まず。
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	A : 0. 093 B : 1. 76 C : 4. 83	A : 0. 059 B : 1. 12 C : 3. 07	付加価値税18%込み。 出所：Latvijas Gaze (Latvian Gas) 社。 A：標準、B：ガス調理、ガス湯沸し器等 使用の場合、C：Bに加え、ガス暖房も使用
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港(リガ) 横浜港	1, 950	1, 238	
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	メルセデスベンツ A Class : 17, 480 ボルボ S40 : 15, 572	メルセデスベンツ A Class : 11, 100 ボルボ S40 : 9, 888	100%輸入車
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	メルセデスベンツ G Class : 66, 772 ボルボ S80 : 31, 496	メルセデスベンツ G Class : 42, 400 ボルボ S80 : 20, 000	同上
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0. 543	0. 345	
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)		22	政府は2004年までに税率を15%に下げる 法律を承認。(2003年は19%、2004年以 降は15%の見込み)
	30. 個人所得税 (最高税率、%)		25	一律25%
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)		18	
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)		10	
	33. 日本への配当金送金 課税(最高税率、%)		10	
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率、%)		15	
投 資	35. 投資優遇処置	<p>1 . 2001年1月1日より1, 000万ラツツ(157万5, 000ドル)以上を投資する ものに対して3年間投資額の40%相当額を法人税タックス・ホリデーとす ることができるようになった。このタックス・ホリデーを受けるには政府 による投資計画の承認が必要。</p> <p>2 . 政府は小規模企業に対しては法人税を20%下げることができる。</p> <p>3 . ハイテク製品にリストアップされている製品(2001年6月より)ISO9001、 ISO14001を取得済みで、該当企業が法令によって保証され、医療企業対 象のグッド・マニュファクチャリング・プラクティスに沿っている場合 には法人税の30%払い戻しがある。</p> <p>4 . 特別経済地区(Liepaja、Rezekne)と自由港(Riga、Ventspils)の 企業には税軽減措置あり。不動産税の80%払い戻し。100%までの価値低 下率判定、10年間の損失計上期間、ゾーンによる収入の法人税の払い戻し、 保留税の80%払い戻し等。</p>		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル=0. 6350ラツツ		

リトアニア (ヴィリニウス)

		米ドル	リタス	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	258.5	1,034	2001年統計 出所: 統計局
	2. エンジニア (中堅技術者)	500	2,000	出所: 同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	750	3,000	出所: 同上
	4. 法定最低賃金	107.5	430	出所: 同上
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	制度として定着しておらず、支給額も企業により異なるが、最高で月給1ヵ月程度。		出所: 開発庁
	6. 社会保障負担率	雇用者: 31% 被雇用者: 3%		出所: 同上
	7. 名目賃金上昇率	98年19.5%、99年6.2%、2000年2.1%		2001年統計 出所: 統計局
地価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	地方工業都市: 5~70 ヴィリニウス市内 ・郊外: 10~150	地方工業都市: 20~280 ヴィリニウス市内 ・郊外: 40~600	税、地方自治体に支払う地域開発貢献金 (ケースにより異なる)やその他の諸経 費は含まず。地税はオーナーが支払う。 ただし、農地としての土地購入は不可。
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	土地のみ(主要工業 団地): 0.008~0.013 建物付(地方主要工 業都市): 0.63~1.2 建物付(ヴィリニウ ス市内・郊外工業団 地): 1.25~4	土地のみ(主要工業 団地): 0.032~0.052 建物付(地方主要工 業都市): 2.52~4.8 建物付(ヴィリニウ ス市内・郊外工業団 地): 5~16	土地のみ(主要工業団地): 税込み。 その他: 税、諸経費は含まず。 不動産業者への仲介料は通常借上料の3 %+VAT。
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	10~17	40~68	ヴィリニウス市内・郊外の新オフィスビ ル。パーキング場は通常月額30~40USD。 税、諸経費は含まず。不動産業者への手 数料は借上料1ヵ月分の50%。 出所: 同上
	11. 駐在員用住宅借上料	800~2,000 1,000	3,200~8,000 4,000	ヴィリニウス市内の家具付アパート(100 ~200㎡)、駐車場代込み。ヴィリニ ウス市中心OldTownのアパート(110㎡)。 セントラルヒーティング完備。電気オー プン、家具、無料駐車場(中庭)付。 (注)通常は貸方・借方が共に個人の場合 は無税。貸方が個人で借方が法人の場合 は貸方の所得税20%が通常借料に含まれる。 貸方が法人の場合は賃借料のVAT18%必 要。、共に電気代等の諸経費は含まず。 不動産業者への手数料は借上料0.5ヵ月。
通信費	12. 電話架設料	62.5	250	出所: Lietuvos Telekomas社
	13. 電話基本料金月額	一般用: 4.75 工業用: 7.00	一般用: 19 工業用: 28	出所: 同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	5.84 4.16	23.37 16.62	曜日6~22時 22~6時と週末、祭日 出所: 同上
	15. 携帯電話加入料	13	52	出所: Omnitel社、Tele2社、Bite社
	16. 携帯電話基本通話料	5~12.25	20~49	同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	平日6~22時: 0.0425 22~6時と週末、 祭日: 0.0125	平日6~22時: 0.17 22~6時と週末、 祭日: 0.05	同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	1,868	7,473	月当たりの基本料金、VATを含まず。 1.5Mbps 出所: Bite社

		米ドル	リタス	備 考	
電 料	気 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 041 ~ 0. 065	0. 161 ~ 0. 26	週末、夜間、昼間、電気オープン利用の可否などで異なる。 出所：Lietuvos Energija社
		20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 0325 ~ 0. 0725	0. 13 ~ 0. 29	同上
水 料	道 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	上水道：0. 85 ~ 1. 05 下水道：0. 63 ~ 0. 85 温 水：2. 42 ~ 3. 21	上水道：3. 40 ~ 4. 20 下水道：2. 60 ~ 3. 40 温 水：10. 68 ~ 13. 84	出所：Vilniaus vandenys社
		22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	上・下水道： 1. 03 ~ 1. 05 温 水：2. 42 ~ 3. 21	上・下水道： 4. 11 ~ 4. 20 温 水：10. 68 ~ 13. 84	同上
ガ 料	入 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 1075 ~ 0. 12	0. 43 ~ 0. 48	天然ガス。基本料はなく、使用量に応じて支払い。 出所：Lietuvos dujos社
		24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 145 ~ 0. 295	0. 58 ~ 1. 18	同上
輸 送		25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (Klaipeda) 横浜港	1, 350	5, 400	積み込み手数料を含む海上輸送費。 出所：Arijus社
		対日輸出：工場 最寄り港 (Klaipeda) 第三国仕向け港 (NewYork、USA)	2, 100	8, 400	同上
		対日輸入：横浜港 最寄り港 (Klaipeda) 工場	2, 900	11, 600	同上
自 動 車		26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	12, 250	49, 000	三菱カリスマ (1600cc)、VAT18%込み。 出所：Kauno Autokompleksas社
		27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	39, 723	158, 918	メルセデスベンツE320 Sdn.3.21V6, 3200cc、奢侈税15%、VAT18%込み 出所：同上
		28. レギュラーガソリン 価格 (1リットル)	オクタン価92：0. 5075 オクタン価95：0. 5275 ディーゼル：0. 4575	オクタン価92：2. 03 オクタン価95：2. 11 ディーゼル：1. 83	出所：Uno X社
税 制		29. 法人所得税 (基本税率、%)	従業員数が10人以上：15 従業員数が10人未満：13		出所：経済省
		30. 個人所得税 (最高税率、%)	主たる所得：33 従たる所得：10 ~ 35		出所：同上
		31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	18		出所：同上
		32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		出所：同上
		33. 日本への配当送金 課税 (最高税率、%)	29		ただし、2003年から15% 出所：同上
		34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	10		出所：同上
投 資	35. 投資優遇処置	5, 000万ドル以上の投資については、政府との交渉で特別優遇措置が受けられるほか、フリーエコノミックゾーンへの投資に関し数々の優遇措置がある。(注)			
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 4リタス (ただし、2002年2月2日より固定相場制の基準通貨がドルからユーロに変更となり、1ユーロ = 3. 4528リタス)			
特 事 記 項	注：フリーエコノミックゾーンへの投資をした場合、以下のような税に関する優遇措置・特例措置を受けることが出来る ・100万米ドル未満の投資：最初の5年間は、80%軽減 (現税率は、29%軽減後の実行税率は5.8%となる。) 続く5年間は50%の軽減。(実行税率は14.5%となる) ・100万米ドル以上の投資 (そのうち最低30%が外資)：最初の5年間の法人所得税を免除。続く10年間は50%の軽減。(実効税率14.5%となる)				

ロシア (モスクワ)

		米ドル	ルーブル	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	460 ~ 710	-	出所: Salary Survey Report No. 1 2002. 税引き前。
	2. エンジニア (中堅技術者)	800 ~ 1, 320	-	同上
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	3, 100 ~ 5, 750	-	同上。*製造業に限らず。
	4. 法定最低賃金	9. 84	300	2001年7月1日から。
	5. 賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	-	-	企業や職種により異なり、特定は出来ない。 基本給の1~3カ月分。
	6. 社会保障負担率	雇 用 者 : 35.6%、被雇用者 : 0%		*年収10万ルーブル以下の場合の基本税率。 それ以上の場合、定額 + 定率の逆累進税率が適用(全4分類)。
	7. 名目賃金上昇率	98年10. 6%、99年44. 8%、2000年47. 9%		出所: 社会経済統計2000年12月、1999年12月
地 価・ 事務所 賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(㎡当たり)	-	-	2001年10月発効の土地基本法により、外国人による土地(農地などを除く)の購入は可能となったが、実態上取引は未だ少ないと見られ、情報入手不可。
	9. 工業団地借料 (月額)(㎡当たり)	0. 08	2. 5	モスクワ州フリャジノ市テクノパーク(モスクワ北東40キロ)49年借地契約の場合の価格。契約時に500ルーブル(=16.41ドル)/㎡で権利取得。VAT20%込み。
	10. 事務所賃料 (月額)(㎡当たり)	37. 5 ~ 125	-	VAT20%込み。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1, 800 ~ 6, 800	-	100 150㎡。VAT20%込み。
通 信 費	12. 電話架設料	540	-	VAT20%込み。出所: Comstar社
	13. 電話基本料金月額	45. 6	-	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	4. 97	-	同上
	15. 携帯電話加入料	130. 8	-	出所: MTS社。'Elite teriff'の場合(携帯電話機Nokia3300の取得費込み)。 VAT20%込み。
	16. 携帯電話基本 通話料(月額)	基本使用料 10. 8 通話料(発着信) 0. 30/分	-	出所: MTS社。'Elite tariff'の場合。 VAT20%込み。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	102	-	出所: Sofintel社。電話料金別。 VAT20%込み。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	5, 160	-	出所: Sofintel社。2Mbpsの場合(L-2 プラン。VAT20%込み。
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 03	0. 96	VAT20%込み。
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 01 ~ 0. 02	0. 44 ~ 0. 63	VAT20%込み。

		米ドル	ルーブル	備 考
水 料 道 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0.4	12.04	VAT20%込み。
	22. 一般水道料金 (m ³ 当たり)	1.24/人 1.47/人	37.86/人 44.84/人	冷水、温水。VAT20%込み
ガ 料 入 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.02	0.516	VAT20%込み。
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0.15~0.38	4.7~11.5	VAT20%込み。
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出：工場 最寄り港 (サンクトペテルブルク) 横浜港	2,600	-	出所：日新
	第三国輸出：工場 最寄り港 (サンクトペテルブルク) 第三国仕向け港 (ハンブルグ)	1,600	-	同上
	対日輸入：横浜港 最寄り港 (サンクトペテルブルク) 工場	の30~40%増	-	同上
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	14,700	-	VAT20%込み。 出所：正規ディーラー。ルノー・メガーヌ1.6(1600cc)。国産車
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	51,000	-	VAT20%込み。 出所：正規ディーラー。メルセデスベンツE240(2600cc)。輸入車
	28. レギュラーガソリン 価格(1リットル)	0.29	8.9	出所：BP
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	24		内訳：連邦税7.5%、地方税14.5%、市町村税2%。2002年1月1日改訂。
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	13		2001年1月1日改訂
	31. 付加価値税(VAT) (標準税率、%)	20		医薬品、一部医療機器、新聞・雑誌、教育図書等に10%、基本食品、児童用品に0%が適用。
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	10		租税条約
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	15		租税条約
	34. 日本へのロイヤルティ 送金課税 (最高税率、%)	10		租税条約
投 資	35. 投資優遇措置	* 製造業などの大規模な投資に対し、企業利潤税(地方税)の軽減などの税制優遇が受けられる場合がある。 * 2002年1月1日、法人税が35%から24%に引き下げられ、欧州各国と比較しても最も低い水準となった。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 30.4778ルーブル		
特 記 事 項	* 通信分野では、国際通話料の下落傾向がみられる。特に携帯電話では競争が活発化し、1年前と比較して加入料や基本料金の引き下げが進んでいる。			

ウズベキスタン (タシケント)

		米ドル	スム	備 考
賃 金	1. ワーカー (一般工職)	65.52 ~ 71.18	44,806 ~ 48,676	韓国合弁繊維工場労働者。ただし、日本企業を含む外国駐在員事務所現地スタッフの給与水準とは必ずしも関連していない。これらスタッフの給与水準は、ジェットロ・タシケントの推定では、下級事務員で300ドル前後、上級事務員で500~1,000ドル前後の水準にある。
	2. エンジニア (中堅技術者)	99.6	68,085	
	3. 中間管理職 (部課長クラス)	112.4	76,862	
	4. 法定最低賃金	5.0	3,430	大統領令第UP - 2893号(2001年6月29日付)により 2001年8月1日から施行。
	5. 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.	n.a.	(例) 国有航空機修理工場では、四半期ごとに月額給与相当額、年末に同年の業績結果により支給。
	6. 社会保障負担率	雇用者: 名目月額賃金の40.0% (年金基金37.3%、雇用基金1.5%、労働組合基金1.2%)、被雇用者: 名目月額賃金の3.5% (年金基金2.5%、労組基金1.0%)	雇用者: 名目月額賃金の40.0% (年金基金37.3%、雇用基金1.5%、労働組合基金1.2%)、被雇用者: 名目月額賃金の3.5% (年金基金2.5%、労組基金1.0%)	閣僚会議決定第372号 (99年7月30日付)
	7. 名目賃金上昇率	98年45.4%、99年65.7%、2000年48.7%		マクロ経済統計省
地価・事務所賃料等	8. 工業団地(土地) 購入価格(m ² 当たり)	現時点では工業団地は存在しない。土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる。土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で6,556.458スム/ha)の支払いが必要。賃借の場合、農地以外の用途では当該区画の土地税相当額の1~3倍が賃料となる(ウズベキスタン共和国土地法。98年4月30日付)。		
	9. 工業団地借料 (月額)(m ² 当たり)			
	10. 事務所賃料 (月額)(m ² 当たり)	33.0	(米ドル建て)	インターナショナル・ビジネス・センター。階、面積、場所によって変動。米ドル払い。
	11. 駐在員用住宅借上料 (月額)	1,000 ~ 3,000	(米ドル建て)	一戸建て。6部屋、180m ² 。家具、庭100m ² 、ガレージ付。米ドル払い。
通信費	12. 電話架設料	468.0	319,836	ズトン社。中央銀行レート(1米ドル=683.41スム)換算でスム払い。
	13. 電話基本料金月額	架設料に込み	架設料に込み	同上
	14. 国際通話料金 (日本向け3分間)	6.3	4,305	同上
	15. 携帯電話加入料	420.0 (加入料300.0 + メモリカード50.0 + 付加価値税20%)	(米ドル建て)	デウユニテル社 (左記に加え100~300ドル分の通話料前払い+電話機代)
	16. 携帯電話基本通話料(月額)	16.00 (無料通話時間150分/月) 40.00 (無料通話時間360分/月) 80.00 (無料通話時間720分/月)	(米ドル建て)	デウユニテル社
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	1.8/時間	(米ドル建て)	ズトン社
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	n.a.	n.a.	

		米ドル	スム	備 考
電 気 料 金	19. 業務用電気料金 (kWh当たり)	0. 012 (750kWhまで) (付加価値税20%を含む)	10 (750kWhまで) (付加価値税20%を含む)	ウズエネルギーズフィット社
	20. 一般用電気料金 (kWh当たり)	0. 005 (付加価値税 20%を含まない)	3. 25 (付加価値税 20%を含まない)	同上
水 道 料 金	21. 業務用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 058 (付加価値税 20%を含まない)	39. 66 (付加価値税 20%を含まない)	ヴォドズフィット社
	22. 一般用水道料金 (m ³ 当たり)	0. 023 (付加価値税 20%を含まない)	16 (付加価値税 20%を含まない)	同上
ガ ス 料 金	23. 業務用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 014 (付加価値税20%を含む)	9. 28 (付加価値税20%を含む)	ウズガスズフィット社
	24. 一般用ガス料金 (m ³ 当たり)	0. 004 (付加価値税 20%を含まない)	2. 7 (付加価値税 20%を含まない)	同上
輸 送	25. コンテナ輸送 (40ftコンテナ) 対日輸出 : 工場 最寄り港 横浜港	3, 600	(米ドル建て)	イブラコム社 工場 バンダルアバス港 (イラン) 横浜港
自 動 車	26. 乗用車購入価格 (1500ccセダン)	外国人価格 4, 940 ~ 6, 570	6, 227, 650 ~ 7, 614, 250 (個人、現金払い) 7, 161, 795 ~ 8, 756, 340 (法人、銀行送金決済)	ウズデウオート「ネクシア」 1600cc、本体価格
	27. 大型乗用車購入価格 (2500ccセダン)	70,000 ~ 100,000 ドイツマルク	(ドイツ・マルク建て)	メルセデスベンツE240 2400cc、本体価格
	28. レギュラーガソリン 価格 (1 リットル)	0. 26 (オクタン価76) 0. 32 (オクタン価93)	180 (オクタン価76) 220 (オクタン価93)	閣僚会議決定第393号 (2001年9月28日付)
税 制	29. 法人所得税 (基本税率、%)	基本税率26%その他 外資出資比率30%以上50%未満の外資系製造業企業 : 25、 資本金が30万ドル以上100万ドル未満、かつ外資出資比率50%以上 : 20、 外資出資金が100万ドル以上 : 16。		閣僚会議決定第500号 (2000年12月26日付)、第554号 (99年12月31日付)
	30. 個人所得税 (最高税率、%)	12 (法定最低賃金の4倍未満の所得の場合)、 25 (同4倍以上8倍未満)、36% (8倍以上)		大統領令第UP2793号 (2000年12月26日付)
	31. 付加価値税 (VAT) (標準税率、%)	20		中央税。税法、閣僚会議決定第554号 (99年12月31日付) により2000年1月より施行
	32. 日本への利子送金課税 (最高税率、%)	0		財務省・国税委員会命令第498号 (98年10月8日付)。日本への利益送金課税率は10%。
	33. 日本への配当送金課税 (最高税率、%)	0		同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 (最高税率、%)	0		同上
投 資	35. 投資優遇措置	国家投資プログラムに含まれるプロジェクトへ投資する外資系製造業、輸出型もしくは輸入代替型の外資系製造業に対する利潤税の控除など。		
為 替	36. 現地通貨対ドルレート	1ドル = 683. 85スム (注)		
特 記 事 項	注 : 米ドル建て価格はスム建て価格を窓口 (銀行間取引) レートで換算。ウズベキスタンでは、中央銀行レート (外国人のホテル宿泊料金など外貨で支払われた料金のスム換算や統計における外貨換算、関税その他の義務的な支払いの算出に適用)、 窓口 (銀行間取引) レート (輸出獲得外貨の強制売却、対外債務の返済に適用)、 外貨交換所レート (現金の両替に適用)、 市場 (ヤミ) レートが併存する。対ドル交換レートは、 は1ドル = 683.41スム、 は同683.85スム、 は同841スム (スム買い) / 851スム (スム売り)、 は同1,420スム前後 (2001年11月30日現在)			

西 欧

EU

EUROPEAN UNION

< 2 月 >

- 5日▶欧州委、欧州市場の自動車メーカー間の競争促進を図るため、複数の自動車メーカーの自動車を1カ所で販売できるスーパー型店舗やインターネットを通じた販売などの解禁を柱とする新車販売の自由化政策案を発表。
- 6日▶欧州自動車工業会（ASEA）、欧州委が発表した新車販売の自由化政策案に対し、新政策案は流通システムを混乱させ、消費者のためにならないと批判する声明を発表。
- 7日▶欧州中央銀行（ECB）ドイセンベルク総裁、任期途中の2003年7月9日に退任すると発表。
- 12日▶EU財務相理事会開催。EU域外のメーカーに対し、インターネットを通して取り込むゲーム、音楽、画像などのソフト販売に付加価値税（VAT）の納付を義務付けることを柱としたネット課税法案を採択。同法案は欧州議会の了承を得たうえで、正式に発効する予定。
- 12日▶同理事会、財政赤字が急拡大している

ドイツ、ポルトガルに対し財政健全化対策の強化を求める警告を出すのを見送り、2004年までの赤字解消を目指すEUの財政安定化協定遵守を求める声明を採択。

- 12日▶同理事会、たばこの税率をEU域内で調和させるため、税率の最低ラインを設定することを承認。
- 15日▶ラミー欧州委員会委員（通商担当）、シンガポールのジョージ・ヨー産業相とFTA締結の可能性について協議。
- 18日▶EU一般問題理事会開催。ボスニア・ヘルツェゴビナに500人規模の警察部隊を2003年1月に派遣することで合意。国連が指揮する警察部隊を肩代わりするため、軍や警察などの部隊を派遣するのは初めて。
- 18日▶同理事会、3月の大統領選挙のために派遣したEU監視団を国外退去させたジンバブエに対し、制裁を科すことで合意。具体的にはムガベ大統領らへのビザ発給停止や資産凍結などで、輸出入停止など国全体に対する経済制裁は見送った。
- 21日▶EU、食品関連問題の早期報告の義務付けなど食品・飼料の安全監視体制を強化する規則を採択、21日に発効。

- 22日▶EU統計局、2001年のEUの貿易赤字額が454億ユーロと前年に比べ半減した旨発表。
- 27日▶欧州委、中東和平に寄与するため、欧州投資銀行の下部機関として「欧州・地中海銀行」の設立を閣僚理事会に提案。
- 28日▶2004年以降のEU拡大をにらんだ主要問題を検討するための協議会（コンベンション）初会合を開催。
- 28日▶EU統計局（EUROSTAT）ユーロ圏の1月および2月（速報値）の消費者物価上昇率を発表。1月の物価上昇率は2.7%、2月（速報値）は2.5%と0.2ポイント低下。
- 28日▶ユーロ圏12カ国の全てで現地通貨の流通停止。

< 3 月 >

- 1日▶ユーロ圏12カ国の全てでユーロが唯一の法定通貨に。
- 4日▶環境相理事会、6月1日までに京都議定書を批准する方針を決定。
- 4日▶欧州委、1,500万ユーロにのぼる2004年までの朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）援助の枠組みを決定。
- 5日▶EU統計局、2002年1月の失業率を、EUは7.7%、ユーロ圏は8.4%と発表。
- 7日▶欧州委、米国が発動を決めた鉄鋼製品に対する緊急輸入制限（セーフガード）はWTO協定違反として、WTOに提訴。
- 12日▶EU統計局、2001年第4四半期のユーロ圏の実質GDP成長率を、マイナス0.2%（対前期比）0.6%（前年同期比）と発表。
- 12日▶欧州議会開催。2005年までにEUの会計基準を策定する決議案を圧倒的多数で採択。
- 12日▶欧州委、政府の支援を受けている域外の航空会社に課税する方針を明らかに。課税はEU加盟国や欧州議会の承認の経て約6カ月間施行される予定。
- 14日▶EU、2006年までに開発援助額を平均でGNPの0.39%に引き上げる旨決定。2000年は254億ドル（GNPの0.33%）。
- 15～16日▶EU特別首脳会議（バルセロナ）開催。2004年までに法人向け電力・ガスの完全自由化を図ることを決定。その他に、金融サービス市場自由化、人口高齢化への対応策として女性や老人の労働市場の柔軟化、教育の改善による労働市場の柔軟化、欧州運輸ネットワークの一部前倒し実施、などを合意。
- 20日▶欧州委、フランスがBSE感染の恐れを理由に英国から牛肉などの輸入を禁止している措置は欧州司法裁判所の判決に違反しているとして、輸入禁止の解除を求め警告。
- 22日▶欧州委、米国の鉄鋼製品へのセーフガード発動に対抗するため、米国からの輸入品に対する報復関税のリスト作りを検討していることを明らかに。
- 26日▶EU、運輸相理事会で欧州独自のGPS「ガリレオ計画」の開発を正式決定。推定で最大36億ユーロの資金を投じ、2008年の運用開始を目指す。
- 27日▶欧州委、米国による鉄鋼製品へのセーフガードに対抗し、EU市場保護のため同様のセーフガードを29日に発動すると発表。EUの措置はホットコイル、熱延・冷延鋼板など15の鉄鋼製品を対象とし、最高26%、最低14.9%の関税を上乗せ。6カ月間の暫定適用とし、その後通常のセーフガードに切り替えるかどうかは改めて検討。
- 29日▶欧州委、鉄鋼15製品の暫定セーフガード（期間6カ月間）を発動。

英国

UNITED KINGDOM

< 2 月 >

- 4日▶CBI（英国産業連盟）、1月の流通業調査で、1月の売上が前年比で上回ったと回答した企業の割合は12月の調査に比べ9ポイント減少し、個人消費の減速に小売業者が備え始めていると発表。
- 7日▶イングランド銀行（中銀）、主要政策金利（レポ金利）を4.0%に据え置くことを決定。堅調な個人消費を背景に利下げ局面は終了したとの見方。
- 8日▶政府、ロンドンの地下鉄の一部民営化を決定。国鉄民営化の経過が良好ではない中でその実施を懸念する声も。
- 13日▶中銀、四半期ごとに発表するインフレレポートで、国内経済は個人消費が減速するが世界経済の回復により好調を維持すると発表。日本経済の状態には懸念を表明。
- 26日▶ジョージ中銀総裁、世界経済が回復し、国内の需要の好調が続くならば政策金利を引き上げる可能性があるとし唆。一方、国内の先物金利が上昇していることには懸念を表明。

< 3 月 >

- 7日▶中銀、主要政策金利（レポ金利）を4.0%に据え置くことを決定。据え置きは4か月連続。
- 7日▶インペリアルタバコ、独たばこ会社レームツマの買収を発表。買収額は58億ユーロ。
- 8日▶ブラウン財務相、法人税の引き下げを表明。企業の国際競争力の増進と国内への企業立地の促進を狙ったもの。
- 11日▶ブレア首相、チェイニー米国副大統領とロンドンで会談。アフガニスタン、中東情勢について協議。

19日▶英連邦、ジンバブエを1年間英連邦会議への出席停止処分に。大統領選が公正に行われなかったとの批判によるもの。ストロー外相は処分を歓迎すると表明。

19日▶中銀ジョージ総裁、講演で利上げの可能性を否定。個人消費の過熱感の高まりで市場に利上げ観測が出ていることを受けたもの。

21日▶CBI（英国産業連盟）、月例の産業動向調査を発表。2カ月続けて企業の業況感は改善し最悪の時期を脱したが、依然回復の足取りは重いと発表。

22日▶ドイツの電力・エネルギー会社RWEが英イノジー社を買収することで合意したと発表。イノジー社は470万世帯に電力を供給し190万世帯にガスを供給する英国のエネルギー会社の最大手。

フランス

FRENCH REPUBLIC

< 2 月 >

- 7日▶経済・財政・産業省、2002年の経済見通しを予算策定時の2.25～2.5%から1.4%～1.6%に下方修正。
- 8日▶ジョスパン首相、ブッシュ米大統領の「悪の枢軸」発言に対し、一方的外交と批判。
- 8日▶仏・アフリカ首脳会議開催。アフリカ13カ国の大統領らを招き、先進国のアフリカ援助について協議。
- 11日▶シラク大統領、4月21日の大統領選への出馬を公式に表明。
- 15日▶ベドリヌ外相、パリ訪問中のロシアのイワノフ外相と会談。イスラエル政府により移動を禁止されているアラファト議長の活動の自由を求める声明を連名で発表。
- 17日▶フランスフラン、流通停止。ユーロ貨幣のみの流通に。

- 19日▶世論調査機関BVA、大統領選挙についての世論調査を実施。第1回投票（4月21日）でのシラク大統領支持率が24%、ジョスパン首相支持は23%と発表。第1回投票で過半数を獲得する候補者がなかった場合の第2回投票（5月5日）では2人とも50%の支持を得ており、大接戦が予想される。
- 20日▶首相、大統領選挙への出馬を表明。95年に続き2期連続の出馬。

< 3 月 >

- 1日▶首相、4月21日に開催される大統領選挙に向け、インタビュー集「返答の時」を出版、シラク大統領を痛烈に批判。
- 7日▶広告大手ピュブリシス、同業の米ビーコムスリーを30億ドルで買収すると発表。これにより同社の規模は現在の約2倍となり、世界の広告業界で6位から4位に。買収手続きは6月末までに完了する見込み。
- 14日▶大統領選挙の立候補者届け出受け付けがパリで開始、締め切りは4月2日。
- 18日▶首相、大統領選挙の公約を明らかにし、所得税減税案を発表。向こう5年間に失業者を90万人削減することを改めて公約。
- 23日▶首相、大統領選挙に向けた演説の中で、原子力エネルギーの放棄はあり得ないと言明。

ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 2 月 >

- 1日▶連邦参議院、脱原発法案を可決、成立。原子力発電所による総発電量を定め、約32年で全廃。また、既存原発の安全水準向上を規定。
- 1日▶第38回ミュンヘン安全保障会議、開催。主要テーマは米国の防衛戦略、国際テ

ロ、中央アジア、NATO拡大。ロバートソンNATO事務総長、38カ国の外相・防衛相が参加。

- 4日▶シュレーダー首相、ベルリンでシラク仏大統領、ジョスパン仏首相と非公式会談。EU拡大、3月のEU特別首脳会議（バルセロナ）での議題について意見交換。
- 6日▶連邦政府、資本市場の透明性を高める倫理指針（Kodex）の草案を閣議決定。同指針は上場企業に対して、監査役会の独立、企業買収時の株主の役割、役員報酬開示などを定める。上場企業に同指針に定められた内容を遵守する義務はないが、上場企業は同指針の遵守しているか否かを公表する義務が生じる。
- 6日▶連邦政府、食糧・農業白書を承認。狂牛病発見後、初の白書。消費者保護、品質管理、環境への配慮を強調。
- 11日▶首相、ラテンアメリカを歴訪。首相、メキシコでフォックス大統領と会談。両国の貿易と投資の拡大に意欲。ドイツ産業連盟（BDI）のロゴウスキ会長、ドイツ商工会議所（DIHK）のブラウン会頭、シーメンスのピーラー社長、フォルクスワーゲンのピエヒ社長などが同行。
- 12日▶シャーピング国防相、アフガニスタンを訪問。国連軍として従軍するドイツ兵を慰問。連邦軍から571人が国連軍に参加。
- 12日▶EU財務相理事会、財政安定協定に基づくドイツへの早期警告を中止。首相、理事会の決定を歓迎するとともに、緊縮財政路線の堅持を強調。
- 13日▶フィッシャー外相、中東歴訪開始。カイロでムバラク・エジプト大統領と会談。
- 13日▶ラテンアメリカ歴訪中の首相、ブラジル訪問。サンパウロ近郊にあるブラジ

Chronology

- ル・フォルクスワーゲンの工場を見学。
- 13日▶欧州委、ドイツ環境税の特定業種への軽減措置について2012年までの延長を認める。前回認可は2002年3月まで。
- 14日▶ラテンアメリカ歴訪中の首相、ブラジルでカルドソ・ブラジル大統領と会談。EUとメルコスールの自由貿易協定の早期締結を強調。
- 14日▶アイヒェル財務相、フランスの国民議会で演説、財政安定協定の遵守を強調。
- 14日▶首相、ラテンアメリカ歴訪最後の地アルゼンチンに到着、ブエノスアイレスでドゥアルデ・アルゼンチン大統領と会談。
- 18日▶首相、ベルリンでカナダのクレティエン首相と会談。クレティエン首相、約300人の州、経済界代表の「チームカナダ」を引き連れ、ベルリンとミュンヘンを訪問。
- 19日▶首相、ベルリンでズリンダ・スロバキア首相と会談。独首相、スロバキアがEU加盟の第一陣に加わることに自信。
- 20日▶フィッシャー外相、プラハでゼマン・チェコ首相、カバン副首相兼外相と会談。両国関係とEU拡大について意見交換。
- 22日▶首相、ストックホルムで開催された中道左派サミットに参加。テロ対策、中東情勢、世界の民主化状況などについて意見交換。
- 22日▶首相とリースター労働・社会相、連邦雇用庁の改革案を発表。新総裁にはラインラント・プファルツ州のフロリアン・ゲルスター氏が内定。連邦雇用庁、職業仲介人数の水増しなどで組織の抜本的改革を求められる。
- 23日▶ボーデヴィッヒ連邦交通相、トランスラピッドへの連邦補助金額を発表。ドルトムント・デュッセルドルフ間(約23億ユーロ)には約17億5,000万ユーロ、ミュンヘン空港・ミュンヘン市内間は5億5,000万ユーロの補助金を支給。来年度予算に組み込む。
- 25日▶首相、ブレア英首相と連名でEU議長国であるスペインのアスナール首相宛てに書簡。意思決定を迅速化する組織改革を提唱。
- 25日▶首相とシリー内相、野党案を汲み入れた移民法草案を公表。
- 28日▶首相、ベルリンで国連のアナン事務総長と会談。テロ対策、アフガン情勢、中東情勢などにつき協議。
- 28日▶政府経済諮問委員会(五賢人委員会)のドンゲス委員長、退任。後任はケルン大学のアクセル・ウェーバー経済学部教授。

<3月>

- 1日▶ブルマン連邦教育・科学相、ベルリンでIT産業の助成計画「IT研究2006」を発表。2002年～2006年で同計画に15億ユーロ、研究機関に15億ユーロを助成。
- 1日▶連邦議会、移民法法案を可決。キリスト教民主同盟(CDU)、キリスト教社会同盟(CSU)、民主社会主義党(PDS)、反対票を投じる。
- 5日▶シュレーダー首相、米国の鉄鋼製品に対するセーフガード発動について、ブッシュ米大統領に書簡を送付。「世界貿易の自由化のさらなる発展にとって誤った兆候を与える可能性がある」と指摘。
- 5日▶ドイツ労働総同盟(DGB)総裁、シュルテ氏に代わり統一サービス産業労組(ヴェル・ディ)代表のゾンマー氏に内定。任期4年。
- 6日▶首相、ベルリンでクワシニエフスキ・ポーランド大統領と会談。両国の経済関係とポーランドのEU加盟について意

- 見交換。
- 6日▶連邦政府、「公共投資白書」を閣議決定。現政権が約370億ユーロを交通網整備に使用、2002年も135億ユーロを計上していることなどを記述。
- 6日▶連邦政府、「社会白書2001年版」を閣議決定。95年から2000年の社会保障の財政状況を詳述。現政権の年金改革や失業者対策を強調。
- 6日▶連邦雇用庁の改革案を出す「労働市場における新しいサービス」委員会、発足。委員長にはフォルクスワーゲンのハルツ人事取締役が就任。
- 13日▶連邦政府、消費者情報法案を閣議決定。官庁が持つ食品安全に関する情報開示を促す。消費者保護に関わる2新組織の設立も決定。
- 13日▶連邦政府、「EU統合白書」を閣議決定。同白書は独・EU関係について毎年まとめるもので、ニース条約、EU拡大などについて詳述。
- 13日▶アイヒェル連邦財務相、パリで経済サミットに参加。2002年後半から経済が回復するとの見通し示す。
- 13日▶連邦政府、「中小企業政策白書」を閣議決定。
- 13日▶世界最大の情報通信見本市CeBIT（セビット）、ハノーヴァーで開幕。20日まで開催。NTTドコモのインターネット接続技術「iモード」、出展。
- 14日▶首相、ベルリンでアフガニスタンのカルザイ議長と会談。アフガン情勢、ドイツのアフガン復興支援について意見交換。
- 18日▶連邦政府、EU域外のIT関連技術者に発給される「グリーンカード」の状況を発表。2002年2月末時点で、1万1,230人に発給。出身国別ではインドが首位（2,445人）、雇用された州別ではバイエルン州が首位（3,097人）。
- 19日▶首相、ミュンヘンで経済界首脳と意見交換。景気が2002年第1四半期に回復期に入った可能性が高いと表明。回復傾向を維持するために、緩やかな賃金交渉が必要と強調。
- 20日▶連邦政府、書籍価格法案を閣議決定。これまで業界で自主的に行われてきた価格規制がカルテルに抵触する恐れがあるため、法律で価格規制を正当化。
- 20日▶連邦政府、飲料容器への保証金制度導入を決定。1.5リットル以下の使い捨てボトルには25セント、それ以上は50セント。2002年6月に全ボトルに占めるリサイクルボトルの割合を調査、一定割合に満たない場合、2003年から保証金制度導入。
- 20日▶首相、ベルリンでマハティール・マレーシア首相と会談。両国の経済関係、国際問題などについて意見交換。
- 21日▶ライプチヒ書籍展示会、開幕。24日まで開催。「ドイツと中・東欧諸国の掛け橋」がテーマ。
- 22日▶連邦参議院、金融サービス庁の設立を可決、2002年5月に業務を開始。同庁、銀行・保険・証券を監督。
- 22日▶連邦参議院、連邦雇用庁の組織改革と民間労働斡旋に報酬を与える法律を可決。2002年4月に施行。
- 22日▶連邦参議院、走行距離に応じた高速料金の導入を可決。12トン以上のトラックが対象。平均で1キロ当たり15セント。2003年に導入。
- 22日▶連邦政府、不法労働対策法を可決。同法、不法労働者を使用した雇用者に対し最高3年間、公共入札への参加を禁じるほか、最高50万ユーロの罰金を課す。
- 22日▶連邦参議院、移民法を可決。
- 25日▶シャーピング国防相、マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボを訪問。マケドニアのトライコフスキー大

Chronology

統領と会談。

- 27日▶連邦政府、「技術白書2001」を閣議決定。ドイツにおけるR&Dの現状、国際競争力などについて詳述。「景気低迷の中、2001年もドイツは開発志向を維持」(ブルーマン連邦教育・科学相)。
- 27日▶連邦政府、「環境白書2002」を閣議決定。4年毎に環境状況と環境政策について議会と国民に公表するもの。
- 28日▶連邦憲法裁判所の第二審、3州が第三世代携帯の免許収入の分配を求めた訴えを棄却。基本法106条、107条から、連邦は通信分野での収入の用途について独自に決められるとの判断。

イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 2 月 >

- 12日▶伊労働総同盟、年金・雇用制度改革に対抗するためゼネスト実施の方針を打ち出す。
- 15日▶ベルルスコーニ首相、ローマでブレア英首相と会談。3月のEU特別首脳会議(バルセロナ)で討議する内容などにつき協議。
- 19日▶ローマに近い海岸で2万5,000ユーロのユーロ紙幣偽札が見つかる。

< 3 月 >

- 8日▶首相、トリエステでシュレーダー独首相と定期会談。EU特別首脳会議(バルセロナ)中東情勢などにつき協議。
- 19日▶モデナ大学のピアジ教授、自宅前で射殺される。同教授、政府が進める経済労働改革を盛り込んだ労働白書の執筆者。
- 23日▶イタリア労働総同盟、政府の急進的な労働改革に反対しローマで大規模デモを実施。

オランダ

KINGDOM OF THE NETHERLANDS

< 2 月 >

- 19日▶フィリップスなど日欧韓の電機10社は次世代光ディスクの企画を統一することで合意。現在のDVD規格が統一されていないことが普及の妨げになっているとの認識。

< 3 月 >

- 5日▶地方選挙で移民の制限などを主張する極右系の「リーフバー」、「フォルトゥイン」党が躍進。人口の約半数がオランダ以外の出身である同国第2の都市のロッテルダムでは「フォルトゥイン」が第1党に。

ベルギー

KINGDOM OF BELGIUM

< 2 月 >

- 14日▶米大手自動車フォード、ヘンクの自動車工場で少なくとも1,400人を削減するとの声明を発表。
- 26日▶政府、閣議で脱原発法案について協議したが合意が成立せず、結論は3月1日の閣議に持ち越し。法案は7ヵ所の原発が2014年から2025年にかけて相次いで40年間の使用期限を迎えた際、後継原発を建設しないことで脱原発を実現する内容。

< 3 月 >

- 1日▶政府、閣議で2025年までに原発を廃止する法案の議会提出を原則的に了承。代替エネルギーの確保は将来的課題とし、原油などのエネルギー供給が困難な場合、閉鎖方針を見直す。
- 5日▶政府、フランスのノワイエ欧州中銀副総裁の後任として、上院通貨委員会の

ド・グロベ委員長を候補として正式に擁立。

28日▶富士重工、欧州事業を統括する100%子会社「スバル・ヨーロッパ」をベルギー北部ザペンタムに設立、4月1日付けで業務を開始。

28日▶トヨタ、欧州事業を統括する持ち株会社「トヨタ・モーター・ヨーロッパ」を4月1日付けでブリュッセルに設立する旨発表。

デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

<2 月>

1日▶中銀、主要政策金利である2週間物C Dレポ金利と貸出金利を3.55%に引き下げると発表。公定歩合は3.25%で据え置き。

<3 月>

25日▶ラスムセン首相、ブッシュ米大統領とデンマークで会談。イラクの大量破壊兵器開発問題に関し、国連査察を優先すべきと要請。

アイルランド

IRELAND

<2 月>

6日▶同国最大の銀行アライド・アイリッシュ銀行の米国子会社オルファースト・フィナンシャル、外国為替の不正取引で6億9,100万ドル(926億円)の巨額損失発生。この損失処理で同行の税引き前利益は前年比47%減6億1,200万ユーロに。

9日▶アイリッシュ・ポンドの流通停止。

<3 月>

4日▶スーパーなどで買い物を入れるビニール袋1枚につき0.15ユーロ(約17円)

の税金がかかる制度が施行。環境保護が目的。

6日▶妊婦に自殺の恐れがある場合でも中絶を禁止する憲法改正の是非を問う国民投票実施。僅差で否決。投票率43%。

スペイン

SPAIN

<2 月>

6日▶アスナール首相、バルセロナでのEU首脳会議でドイツ、フランス、ポルトガルの左派政権を批判するとともに自由化をさらに進めることを強調、経済構造改革の遅れが経済の低迷をもたらすことを「日本化」という言葉で表現。

11日▶EU財務省理事会議長のラト経済相、財政安定化協定をEU各国が遵守することが重要と述べ、ドイツ、ポルトガルの財政赤字の増大に懸念を表明。

<3 月>

21日▶北部オリオ市で地方議会の議員のペレス氏が2人組の男に射殺される。犯行声明は無いがETA(バスク祖国と自由)の犯行と見られる。

ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

<2 月>

12日▶欧州委、2001年の財政赤字がGDP比2.2%を記録したポルトガルに対し、安定成長協定に基づく警告を発しないことを決定。

15日▶BES銀行、ポルトガルの2002年の実質GDP成長率は1.3%で、2003年まで減速傾向が続くとの予測を発表。

28日▶中銀、流通しているエスクードの90%の回収を完了。

Chronology

< 3 月 >

- 17日▶総選挙実施。野党の社会民主党(PSD)が与党の社会党(PS)に勝利。過半数の議席確保のため、保守系の民衆党(PP)と連立政権を発足させる見通し。

ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 3 月 >

- 4日▶シミティス首相、訪日、小泉首相と会談。両国関係の更なる緊密化で合意し、両国間の協力関係をとりまとめた「日本・ギリシャ共同行動計画」に署名。
- 15日▶イランのハタミ大統領、ギリシャを公式訪問。シミティス首相と会談し、石油、天然ガスなどのエネルギー問題について協議。また、大統領はブッシュ大統領の「悪の枢軸」発言について懸念を表明。

オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 3 月 >

- 11日▶クレスティル大統領、ウィーンでハタミ・イラン大統領と会談。

スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 2 月 >

- 8日▶ボルボ、2001年第4四半期の経常利益はトラック部門のリストラ費用などから3億6,400万クローナの赤字と発表。2001年通年でも6億7,600万クローナの損失で、66億6,800万クローナの利益をあげた2000年から赤字に転換。
- 12日▶政府、特定職種の外国人について労働許可の免除を決定。芸術家やスポーツ選手などが対象で、事務効率の改善が目的。
- 13日▶最大与党の社会民主労働者党、中道右派の野党3党と安全保障政策につい

て、これまでの中立から方針転換することで合意。EU加盟後、欧州の共通安全保障政策の進展などで中立政策を不相当と判断したことによるもの。

- 22~23日▶ドイツほか世界10カ国の首脳、ストックホルムで開かれたプログレッシブ・サミットに参加し、現代的・進歩的政策を追求することで合意。雇用創出や教育の充実など市民生活の向上を目指すほか、新たな脅威であるテロリズムをなくすための国際協力を表明。

< 3 月 >

- 1日▶スウェーデン、情報化社会の実現度を示すIDC指数が55か国中で3年連続の1位に。貿易相は2001年の不況下でもIT部門の雇用増加が続き、パソコンの販売が回復に転じていることを挙げ、IT部門の将来性を強調。
- 19日▶中央銀行、レポ金利を3.75%から0.25ポイント引き上げて4.00%に。今後1~2年間のインフレ率予測が中央銀行の設定目標を上回ることによる決定。
- 21日▶政府、国による輸出金融制度の改正法案を国会に提出。主な改正点は輸出企業への融資に伴う手数料の廃止で、国内輸出企業の競争力強化が目的。

フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

< 2 月 >

- 1日▶スタンダード&プアーズ、フィンランド長期国債の格付けをAA+から最高のAAA(トリプルA)に格上げ。
- 1日▶ライモ・タンミレヘト氏(無所属)、農林水産相に就任。経済政策、近隣外交、EU案件に関する内閣委員を兼務。
- 5日▶フィンランド労働組合、EU拡大に伴う新加盟国との賃金格差が国内労働市場に与える影響に懸念を表明。

- 20日▶リッポネン首相、ノルウェーとの首脳会談で天然ガスのバルト沿岸地域諸国への供給体制づくりに協力することで合意。
- 21日▶欧州委、フィンランドの物価はEU平均より21%も高いと指摘。税金の高さや競争の少ないことが主な要因と分析。

< 3 月 >

- 13日▶政府、2003～2006年度の歳出限度額について合意。限度額の設定は政府の歳出増を抑制し、高齢人口の増加に伴う支出の増加に対応することが目的。各年度の限度額は2003年度の物価水準をベースに決定され、2003年度は356億ユーロ。
- 15日▶国会、野党の中央党による内閣の不信任投票を121対53の大差で否決。現内閣への不信任投票は99年の発足以来9回目。
- 22日▶通信大手ソネラ、9月26日より国内主要都市で第3世代携帯電話事業を開始すると発表。2002年1月よりヘルシンキ、タンペレ、トゥルク、オウルの各都市で実験中であり、秋の商業運用開始も対象エリアは主要都市に限定される見込み。
- 22日▶外務省、ロシアとの間で投資保護協定を4月に締結する見通しを表明。同協定は過去2年間締結に向け作業中で、対口直接投資の増大が目的。ロシア側はWTO加盟の支援材料として期待。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 2 月 >

- 6日▶連邦通信委員会（COMCOM）、スイスコムが保有するラストワンマイル独占を認め、アンバンドリング必要なしとの決定。同時にCOMCOMは、アン

バンドリングを推進すべく通信事業者の政令改定を連邦政府に提言。

- 12日▶18歳未満の少年を兵士として徴用し紛争に参加させることを禁じた児童権利条約の選択議定書が発効、ロビンソン国連人権高等弁務官らが参加してジュネーブで記念式典開催。

< 3 月 >

- 3日▶国連加盟の是非を問う国民投票の結果、国連加盟承認。9月の総会から190番目の正式メンバー国へ。投票率57.8%。
- 7～17日▶世界の自動車・部品メーカー約260社が参加する第72回ジュネーブ・国際モーターショー開催。スイスは自動車メーカーがないため、業界では最も中立的なモーターショーとして高い評価。

ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 2 月 >

- 5日▶政府当局者、1月の同国原油生産量が、減産の影響で昨年後半を大幅に下回るとの見通しを明らかに。同国はOPECと協調減産で合意、上半期目標は日量15万バレル減産し、生産量を日量302万バレルと設定。

< 3 月 >

- 6日▶ボンデヴィーク首相、OPECとの協調減産を当初予定通り、6月末まで継続する見通しを表明。同国は現在日量15万バレルの減産を実施中。
- 7日▶ドーボーイ児童家族問題相、職場での男女同権を拡大するため、企業役員のうち最低40%ずつ男女双方に割り当てることを義務付ける方針を発表。年内に新法を制定、国营、半国营企業で1年以内に、民間企業で2005年導入をめざす。

Chronology

20日▶出光石油開発の現地法人である出光石油ノルウェー、北海北部フラム油田にノルウェー政府が保有する権益のうち

15%権益を取得。2003年から1万バレル増産へ。

中・東欧

ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 2 月 >

- 4日▶中央関税局（GUS）、2001年の輸入中古自動車台数は20万3,000台（99年5万4,000台、2000年14万台）と発表。景気低迷の影響で2001年の新車販売が激減（前年比31.6%減の32万7,251台）している中で、安価な中古車の販売が急増。
- 6日▶ポーランド・テレコム、今後3年間に130億ズロチの投資計画を発表。内訳は、電話回線網の拡張（77億ズロチ）、IT関連事業（26億ズロチ）、データ通信事業（15億ズロチ）など。また2002年内に全社員6万100人のうち1万1,000人を削減し（2001年の解雇者数は8,000人）、再編を加速。
- 18日▶ブリュッセルを公式訪問中のカリノフスキ副首相兼農相（農民党〈PSL〉党首）、EUのポーランド農業への支援策強化を要求。主な要求事項は、加盟候補10カ国に対する加盟後3年間の補助金の引き上げ、農業製品（特に牛乳、穀物）の生産割当量の引き上げなど。
- 28日▶いすゞ自動車ポーランド社、本田技研工業とシビック用のディーゼルエンジン（直噴射型1.7リットルエンジン）生産に関する契約を締結。同社は、これまでディーゼルエンジンを主にジェネラル・モーターズ・アダム・オペルAGの欧州工場6カ所に供給。
- ▶下院、ミレル内閣の経済3カ年計画を可決。経済成長、失業率の改善、EU加盟の3点が今後3年間の最重要課題。特に道路・住宅建設などの公共事

業の拡充によって国内経済の活性化を図り、2002年1%、2003年3%、2004年5%の経済成長を目指す。

< 3 月 >

- 4日▶日本精工（NSK）、キェルツェ市の同社工場（NSK Iskra SA）の生産ラインを拡大。採算が合わない英国の生産ラインを移転。2003年末までに月650万個のベアリングを生産する計画。
- ▶スウェーデンのデルネル・クープレルフ（Dellner Couplers）、ポーランド北部バルト海沿岸のグディニャ市で鉄道車両および路面電車の車両用部品を生産する計画を発表。投資額は約3,500万スウェーデン・クローナで、約100名の従業員を採用予定。
- 5日▶政府、物品税を改正。3月10日から、新車と3年未満の中古車の税率を引き下げ一方、3年以上の輸入中古車については、古い車ほど税率を引き上げる。（詳細は3月28日付通商弘報を参照）
- 21日▶米家電メーカーのワールプール（Whirlpool）、ポーランドの大手家電メーカー・ポラル（Polar）の株式95%を2,400万ドルで買収し、同社の1,900万ドルの債務も引き受けると発表。

チェコ

CZECH REPUBLIC

< 2 月 >

- 4日▶チェコ・テレコム、国内の電話回線のデジタル化率は全体の96%（プラハは全国最低の84%）で全回線のデジタル化を2002年半ばまでに完了の予定。
- 5日▶下院、チェコ鉄道（CD）再編成法を

Chronology

- 可決。CD分割後、鉄道輸送管理部門として国営株式会社を、鉄道インフラ管理部門として国営団体を設立。
- 6日▶経済省、2000年の中小企業（従業員数250人以下）数は、10万2,000（97年8万8,000）、個人事業者を含めると76万（同65万7,000）と発表。
- 7日▶下院、国民投票に関する憲法改正案を可決。内政・外交の重要事項に関して、上院、下院、内閣あるいは国民50万人以上の要請があれば、大統領が国民投票を公示する旨を定めたもの。
- 8日▶下院、消費物資の保証期間を現状の6カ月からEUに準じた2年間に延長する民法改正案を可決。
- 11日▶政府、3月1日より公務員11%、保健機関職員18%の賃金引き上げ決定。
- ▶IT市場調査会社IDCによると、2001年の国内IT関連製品・サービスの売上高は前年比11%増の19億ドル。
- ▶1月に実施された世論調査（18歳以上対象）によると、回答者の30%がインターネットを利用。
- 15日▶支持政党に関する世論調査の結果、1位は与党・チェコ社会民主党（CSSD）23.8%。以下市民民主党（ODS）23.0%、KDU-CSLとUS-DEUの「連合」18%、ボヘミア・モラビア共産党（KSCM）8%。

<3月>

- 11日▶内閣、チェコ電力会社CEZとそのディストリビューター8社の民営化延期を発表。政府はCEZの株式の68%とそのディストリビューター6社の国家所有株売却を計画していたが、政府の条件（売却額2,000億コルナ）を満たしたオファーがなかったため。
- 12日▶下院、公務員法を可決。公務員への政治的影響の制限、公務員の質向上および

び待遇改善が目的。

- 18日▶チェコ外国投資庁、青山製作所が北ボヘミア・ロボシツェ市の工業団地に、投資額2,500万ドルで自動車部品製造プラントを設立すると発表。従業員数は3年以内に200名、2004年初めに生産開始の見込み。
- ▶ロウニ市、自動車用プラスチック部品メーカー・高田工業が同市に工場設立の決定をしたと発表。投資額は2億コルナ。工場建設は6月に開始され、2003年生産開始予定。従業員数は当初50名、最終的には最高100名を見込む。
- 20日▶中銀、2001年の対チェコ外国直接投資額（フロー・ベース）は49億1,617万ドル（前年比6.5%増）と発表。国別ではドイツ（13億7,505万ドル）、フランス（13億6,954万ドル）、オランダ（8億1,716万ドル）。同投資額のうち22億8,000万ドルが民営化によるもの。
- 26日▶チェコ外国投資庁のヤーン総裁によると、90年～2001年の対チェコ外国直接投資累計額は265億ドル。うち欧州諸国からの投資が85%。また2001年末時点で外国企業の従業員は全体の約25%、全輸出に占める割合は60～70%。

スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

<2月>

- 7日▶議会、ハンガリーが制定した「在国外国ハンガリー人支援法」に関し、ハンガリーの法律をスロバキア国内に適用すべきでないとの理由で、ハンガリー政府に対して修正を要求する決議。
- ▶欧州投資銀行（EIB）によると、2001年度にEU加盟候補国に融資した26億ユーロのうちスロバキアへの融資は7,900万ユーロ。
- 8日▶99年にドイツテレコムに買収されたス

ロバキアテレコム（ST）、今年度管理部門を中心に1,300人の雇用削減を発表。従業員数は買収当初の1万3,600人から今年度末には1万人に。

- 8日▶米国系CME、スロバキアのTV局TVマルキツァを保有するマルキツァスロバキアの34%の株式を買収。地上放送波業界で初の外資進出。
- 12日▶自動車最大手のフォルクスワーゲン・スロバキア、現在のプラティスラバ工場に加え国内中央部にも組立工場を建設すると発表。
- 13日▶政府、電子署名に関する法律を承認。2002年9月から施行予定。2003年には電子商取引法も整備の予定。
- ▶議会、地方分権法の修正案を承認。これにより地方自治体の政策に中央政府が拒否権を発動することが可能に。
- 15日▶議会、EU加盟準備に関する政府案を了承。競争政策、司法・内務、税制、運輸の4項目については2002年上半期に、残る農業、地域政策、財政・予算の3項目については2002年内に交渉完了を予定。
- 24日▶スロバキア中央銀行（NBS）、外国為替修正法を了承。2003年1月から金融デリバティブが全面解禁され、スロバキア人の海外金融口座開設も自由化。

<3 月>

- 5日▶スロバキアガス（SPP）の49%株式入札で、フランスGdF、ドイツRuhrgas、ロシアガスプロムのコンソーシアム1社のみが、1,300億スロバキア・コルナ（SKK）（27億ドル）で応札し落札。今回の売却で、上流独占企業（ガスプロム）と下流大手（GdF、Ruhrgas）を結ぶ一大ストリーム同盟ができる。
- 10日▶欧州委員会、EUの鉄鋼輸入規制後も、中・東欧諸国は現行の鉄鋼市場へのア

クセスが維持されると発表。スロバキア鉄鋼大手で米国系のUSスチールコシチェ（USSK）の出荷比率はEUおよびEFTAが40%、CEFTAが16%、スロバキア国内が13%。

- 11日▶4月1日からすべての雇用主にスロバキア社会保険（Socialna Poistovna）への加入を義務付け。
- 18日▶Eurobarometerによると、スロバキア国民の65%がEU加盟に賛成、11%が反対。20日発表の統計局世論調査でも、賛成69%、反対25%。
- 19日▶政府、労働法の改正に関して、最大労働時間を当初原案の週48時間から、2007年まで週58時間とすることで最終合意。20日に議会を通過し、4月1日から施行予定。また法改正に伴い、政府は最低時間給を26.6SKKから28.3SKKにすることを了承。
- 21日▶EU加盟交渉31分野のうち、税制分野の交渉を終了。付加価値税（VAT）については、熱料金で5年間、住宅建設業で4年間、電力料金で1年間、タバコ税および小規模醸造家向けアルコール税については5年間の移行期間が認められた。23分野の交渉を完了し、残り8分野は、競争政策、運輸政策、司法・内務、農業、地域政策、財政制度、その他の8分野。

ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

<2 月>

- 6日▶政府、健康保険部門の強化案（2003～2006年）の骨子を発表。予算総額6,068億フォリント。
- ▶磁気フィルターやコンデンサー製造を行うハンガリー西部のエプコス・エレクトロニクス・コンポーネンツ、生産拡大のため35億フォリントを追加投資。

Chronology

- 11日▶経済省、外資系企業の中・東欧地域拠点設置をハンガリーで促進するための環境整備10カ年計画を発表。予算額は1,540億フォリント。
- 14日▶ハンガリー保険業組合（Mabisz）、2001年末の生命保険契約数は256万口で前年末より10万口の減少と発表。同業界は近年高い成長を続けてきたが陰りが見え始めた。
- 18日▶広告にハンガリー語を使うことを規定した法律が発効。
- 20日▶ハンガリー・テレコム（MATAV）、ドイツのT・システムズと共同で、情報通信技術のR&D施設T-Systems Regional Innovation Center（RIC）を設立。ブダペスト経済・技術工科大学など高等研究機関との関係を強化。
- 21日▶ランプ製造のGEライティング、欧州・中東・アフリカ地域代表部を英国からブダペストに移転。
- 23日▶自動車・エンジン製造のアウディ・ハンガリー、2006年までに1億ユーロを越す追加投資を行うと発表。これまでの投資額累計は13億ユーロ。
- 25日▶亜鉛、アルミ、マグネシウムを精密鑄造する英国のダイナキャスト、ハンガリーに子会社を設立。

< 3 月 >

- 1日▶オルバーン首相、ロマ連盟代表ファルカシュの訪問を受け、ロマに対する雇用機会の促進および高等教育の拡充に合意、選挙後に社会家族省と首相官邸内にロマ専用の部署を設置する予定。
- 4日▶東洋シートの子会社Toyo Seat EuropeKFT、サーズハロムバッタ（ブダペストの南西）工業団地内に工場を建設、自動車部品を生産。投資総額は50億フォリント。
- 18日▶金融監督庁、2001年度税引前利益は銀行前年比50%増、保険会社同12%増と発表。
- 20日▶セーケシュヘールヴァールに工場を持つ大手自動車部品メーカーデンソー、今後2800万ドルの追加投資を行うと発表。工場規模の拡大により、トヨタ、フォルクスワーゲン向けのエンジン制御バルブおよびカムシャフトタイミング装置の増産を予定。同社は現在、従業員600人で操業しているが、2006年には950人に増員し、2007年3月頃までに1億600万ドルの売上げの見込み。
- 22日▶ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロバキア環境大臣がヴィシェグラードの会議で共同環境保護プログラムを採択。国際協定履行のための協力関係強化などが主な目的。

ルーマニア

ROMANIA

< 2 月 >

- 4日▶訪日中のイリエスク大統領、2国間協力の共同声明を発表。2002年中に日本はルーマニアに経済ミッションを派遣。
- 15日▶公共事業省、2002～2008年の輸送インフラ計画を発表。費用総額は約30億ドル。
- 17日▶フォレスト・オイル（米）、フォクシヤニ近辺で天然ガス発掘のため600万ドルの投資を発表。政府は面積2,800平方キロメートル、5年間の開発協定を承認。
- 19日▶下院、国内のタバコ製造業者に国産タバコ原料を最低50%以上使用することを義務付ける政令186/2001を承認。
- 21日▶ロムガス、ロスネフチ（ロシア）と合併会社を設立。2002年には15～20億立方メートルの天然ガスを輸入する予定。

- 22日▶ 民営化相によると、2002年末までに民営化予定の国内最大のルーマニア商業銀行（BCR）の販売管理に関し、大和証券グループからのオファーを検討。
- 25日▶ 大宇証券、ルーマニア、ハンガリー、ウズベキスタンにある大宇銀行3行の5,000万ドルでの売却を計画。

< 3 月 >

- 1日▶ 銀行預金保証基金、市中銀行の預金保証額を8,850万レイから1億40万レイに引き上げ。
- 8日▶ 政府と欧州投資銀行（EIB）、道路補修および水道施設改善などのインフラ整備のための融資協定（3億3,300万ユーロ）に署名。
- 12日▶ ベルギーのルイスDelhaizeグループのCora Company、ブカレストで大型スーパー第1号店建設を決定。投資額5,000万ユーロで、来年開業予定。
- 13日▶ 政府、外国投資誘致のための専門機関、ルーマニア外国投資庁（ARIS）の設立を決定。2002年の海外直接投資の受け入れ目標額は18億ドル。
- 26日▶ 議会、所得税法令7/2001を承認。保険収入、損害保証金などは非課税。
- 28日▶ EU、ティミショアラのビジネス・センター建設にPHAREプログラムから230万ユーロを供与。総工費は307万ユーロ。
▶ 政府、国営企業民営化加速法を採択。購入者には分割払いを認めるほか、国営企業の国への債務凍結、業績の悪い企業の1ユーロでの売却などを盛り込む。

ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

< 2 月 >

- 6日▶ 政府、国際協力銀行（JBIC）とソフィア市地下鉄プロジェクトに対する128億9,400万円を限度とする円借款契

約に調印。

- 7日▶ コバチェフ・エネルギー相、家庭用と産業用電力料金の格差を解消するため、2002年内に家庭用料金をさらに引き上げると発表。
▶ 政府、2003年内のEU加盟交渉終了を目指す基本戦略を承認。今後6カ月（6月30日まで）の交渉分野ごとのアクションプランを策定。
- 13日▶ EUの加盟準備構造政策資金（ISPA）プログラムの2002年度支援に関わる覚え書きに調印。EUは、3都市における水処理施設建設、第4回廊区間鉄道電化（プロヴディフ/スヴィレングラード）に1億8,700万ユーロ（2001年度は1億5,800万ユーロ）を拠出。
▶ 中央銀行によると、2001年12月末時点の対外債務残高は98億9,440万ドル（暫定値、対GDP比73.3%）で、2000年末から4,700万ドルの減少。
- 18日▶ バンク・オーストリア、2002年のブルガリアの経済成長率を2.8%と予測（政府予測は4.0%）。EU経済の不調による輸出減の影響を重視。
- 21日▶ 政府、ブルガス港近代化・拡張プロジェクトの予算規模縮小を承認。クレミコヴツィ鉄鋼所の生産縮小が直接の理由。建設される埠頭が一つ減の3つとなり、第1期工事予算（1億2,000万ドル）が1割減少。
- 27日▶ 世銀、2004年までの3カ年にわたる、ブルガリアへの総額4億5,000万ドルの構造転換融資の供与方針を発表。

< 3 月 >

- 1日▶ 政府、ブルガリアテレコム为民営化方針を承認。株式の最高65%が売却対象となるほか、20%を証券市場で公開。
- 4日▶ エネルギー省、国内7つの配電会社の民営化に関わるコンサルタントの選定

Chronology

- を開始。選定後の民営化期限は1年、コンサルタント料（最高95万ユーロ）はEUのPHAREプログラムから支出。
- 12日▶ソフィア空港近代化対策の一環である新滑走路建設入札手続に6社が参加の見込み。新滑走路と付属施設のコスト見積り額は6,500万ユーロ。
- 13日▶議会、47億4,000万ドルのブラディ債の一部借り換え（ユーロ債への転換）に関わる政府プランを承認。債務削減効果は1億～1億2,500ドルの見込み。
- 28日▶ヴェルチェフ財務相、ブルガリアのドイツに対する公的債務（パリ・クラブ諸国中最大の4億6,000万マルク）の返済につき、デット・エクイティ・スワップも含めたスキームで同国と協議中と発表。
- ▶議会、コズロデュイ原発1、2号機の廃止措置支援（総額1億ユーロ）について定めたEBRDとの協定を批准。

スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

< 2 月 >

- 4日▶世論調査によると、EU加盟支持は55.7%と前月比2.3%増、加盟反対は0.2%減の27.3%。NATO加盟については、賛成が1.3%減の48%、反対が3.9%増の36.8%。
- ▶欧州委提案の新規加盟国向け農産物生産割当に対し、政府、農業従事者から一斉に非難の声。特に、牛乳の生産量を2001年生産実績より5万トン少ない年間42万トンとしたことに抗議が集中。
- 12日▶統計局の速報値によると、スロベニアの2001年の輸出は前年比6%増の92億ドル、輸入は0.3%増の101億ドルとなり、貿易赤字が大幅に縮小。
- 15日▶政府とベルギーの金融グループKBCが進めているノヴァ・リュブリャナ銀行の株式売却交渉の期限を3月末まで延長。同行の前身リュブリャナ銀行の負債に対する政府保証などの面で調整が難航。
- 18日▶ブット農相、欧州議会農業委員会に対して、スロベニアが農産物の純輸入国であることを理由に、10年間の農業関連補助金のカット案を適用しないよう要請、3年の移行期間であれば受け入れる意思のあることを表明。
- 25日▶イタリアの金融グループ・サンパオロIMI、コペル銀行のTOBを完了、62.1%の株式取得を発表。
- < 3 月 >
- 5日▶統計局の発表によると、2001年通年の平均賃金月額（税引き前）は21万4,561ト랄（約961ユーロ）で、前年比11.9%増。
- 8日▶スロベニア保険大手のトリグラフ、クロアチア最大手オシグラニエの民営化（株式の51%）に応札したと発表。
- 21日▶政府の民営化委員会、ノバ・マリポール銀行の民営化を一時中止することを決定し、政府に勧告。伊Unicreditoやバンクオーストリアなどが政府保有株式（65%）の買収案を提出していたが、いずれも満足できる内容ではなかったと判断。国有2銀行の民営化には大統領のほか、国民一般からも反対の声が挙がっていた。
- 25日▶2001年の輸出トップ企業は、ルノー傘下のレヴォツ社で輸出総額は7億1,740万ドル、2位以下はゴレニエ社（家電製品）の5億3,040万ドル、プレヴェント社（自動車シートカバー）の2億7,360万ドル。
- 26日▶ポトクニク欧州統合相、昨年EUプログ्रेसレポートの発表以降、スロ

ベニア国内で法制化されたEU関連法規の数は15に止まっており、次期レポート発表時まで法整備を加速させる必要を強調。

クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

<2 月>

- 1日▶経済省内部に外国直接投資のワンストップショップとして「投資センター」を設立。省庁間に渡る手続きや情報収集の窓口として機能。経済省ホームページ：www.mingo.hr
- 7日▶統計局の発表によると、2001年の同国への観光客数は、米国同時テロの影響にも関わらず、前年比10%増の786万人（うち海外からは654万人）と堅調な伸び。また、クロアチア航空の発表（1日）によると、2001年の定期国際便の乗客も前年比18%、チャーター便で同34%と大幅に増加。
- 13日▶統計局によると、2001年のクロアチアの輸出は前年比5%増の46億ドル、輸入は同15%増の90億ドルとなり、貿易赤字は前年比27%増加。
- 15日▶伊UniCredito・独アリアンツが最大手ザグレブ銀行の株式買付を開始。買収規模は5億ドル相当に上る見通し。
- 21日▶政府、国営石油INAおよび国営電力HEPの民営化法案を議会に提出。INA株の25%プラス1株を今後募集する提携企業に売却。15%以上を株式市場に、HEP株については、15~25%を株式市場に公開する予定。
- 25日▶中央銀行の発表によると、2001年の外国直接投資額は13億7,000万ドルに達し、16億ドルを超えた99年に次ぐ規模に。ドイツテレコムによるクロアチア

テレコム株の追加買収などの大型案件が要因。

<3 月>

- 4日▶伊UniCreditoと独アリアンツが共同で実施していた最大手ザグレブ銀行の株式公開買付けが終了。新たに59.1%を取得し、合計で79%を取得。買収規模は5億ドルに上る見通し。
- 6日▶クロアチア観光省、2002年の観光収入は40億ドルで、GDPの15~16%程度を占めると発表。また、2002年中に欧州内で開催される93の観光フェアへの積極的な出展を表明。
- 10日▶中央銀行によると、2001年の対内外国直接投資額は14億ドルで、前年比25%増。クロアチアテレコムの16%の株式（5億ユーロ）を追加買収したドイツテレコムの投資が最大。国別ではドイツ（全体の36.79%）、オーストリア（同33.58%）、英国（8.33%）。と、ドイツ、オーストリアが圧倒的シェア。
- 17日▶中央銀行によると、2001年のクロアチア企業による外国投資は1億1,850万ドル。製薬業が47%、造船関連が40%を占め、国別ではオランダ37%、スイス、ポーランド、ボスニアが各12%。
- 19日▶クロアチア国営電力（HEP）および国営石油（INA）の民営化法案が国会で可決。INAの労働組合は、民営化後の雇用維持などを求め、抗議活動。
- 21日▶連立与党の一つ社会自由党（HSLs）が求めていた閣僚の交代を国会で承認。プディシャ氏は筆頭副首相に、グラニッチ副首相は留任、経済相にはヴォイコヴィッチ氏、運輸相にコヴァチ氏がそれぞれ就任。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	2.6	3.0	7.0	1.1	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6	2.4	3.6	22.2
97年	4.3	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	3.9	2.0	20.8
98年	3.0	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.8
99年	2.1	2.3	4.2	3.0	0.5	11.2	1.8	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.1	2.3	15.9
2000年	3.0	2.1	3.6	3.6	1.7	9.6	3.0	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.1	3.4	14.1
2001年	2.4	2.1	3.2	2.0	1.7	-	0.6	2.5	9.4	1.8	2.7	9.5	2.8	3.6	-
2000年 7～9月	3.0	2.1	3.5	*0.8	-	-	3.2	-	-	2.6	2.6	10.1	4.0	3.6	13.7
10～12月	2.7	2.1	3.4	*0.9	-	-	2.5	-	-	2.4	2.6	10.0	3.5	4.0	13.6
2001年 1～3月	3.0	1.9	3.3	*0.4	-	-	1.8	-	-	2.5	2.9	10.1	3.2	3.8	13.4
4～6月	2.7	2.3	3.2	*0.2	-	-	0.7	-	-	2.2	3.0	9.6	2.9	4.1	13.0
7～9月	2.2	2.4	3.1	*0.5	-	-	0.4	-	-	1.8	2.8	9.2	2.6	3.7	12.8
10～12月	1.7	2.0	3.2	*0.1	-	-	0.0	-	-	0.7	2.5	9.3	2.4	2.8	13.0
2001年 1月	-	1.8	3.3	-	1.2	8.9	-	2.4	10.0	-	3.0	-	-	3.7	-
2月	-	1.9	3.3	-	1.4	8.7	-	2.6	10.1	-	3.0	-	-	3.8	-
3月	-	1.9	3.3	-	1.3	8.7	-	2.5	9.8	-	2.8	-	-	3.9	-
4月	-	2.0	3.2	-	1.8	8.6	-	2.9	9.5	-	3.1	-	-	4.0	-
5月	-	2.4	3.2	-	2.3	8.6	-	3.5	9.0	-	3.0	-	-	4.2	-
6月	-	2.4	3.2	-	2.1	8.6	-	3.1	8.9	-	3.0	-	-	4.2	-
7月	-	2.2	3.2	-	2.1	8.8	-	2.6	9.2	-	2.9	-	-	3.9	-
8月	-	2.6	3.1	-	1.9	8.8	-	2.6	9.2	-	2.8	-	-	3.7	-
9月	-	2.3	3.1	-	1.5	8.9	-	2.1	9.0	-	2.6	-	-	3.4	-
10月	-	2.3	3.2	-	1.8	8.9	-	2.0	9.0	-	2.5	-	-	3.0	-
11月	-	1.8	3.2	-	1.2	9.0	-	1.7	9.2	-	2.4	-	-	2.7	-
12月	-	1.9	3.2	-	1.4	9.0	-	1.7	9.6	-	2.4	-	-	2.7	-
2002年 1月	-	2.6	3.2	-	2.2	9.0	-	2.1	10.4	-	2.7	-	-	3.1	-
2月	-	2.2	3.1	-	2.0	-	-	1.7	10.4	-	2.5	-	-	3.1	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1996年	3.0	3.1	7.3	2.4	8.2	9.8	3.0	1.4	6.6	1.0	2.1	13.8	2.9	1.4	3.3
97年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.4	1.6	13.3	7.3	1.4	3.7
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1	2.4	1.0	12.6	5.0	1.0	3.3
99年	3.0	2.5	4.4	3.4	2.6	11.7	3.7	2.2	3.1	2.7	1.1	11.7	7.6	1.0	2.9
2000年	3.3	2.9	4.0	4.1	3.9	11.1	3.5	2.6	2.6	4.0	2.5	10.9	8.5	3.2	2.6
2001年	-	4.4	4.1	4.1	3.4	10.9	1.1	4.5	2.0	1.0	2.5	10.8	-	2.7	-
2000年 7～9月	3.0	3.4	4.0	-	-	-	3.1	-	2.4	-	-	-	-	-	-
10～12月	3.0	3.9	3.8	-	-	-	2.2	-	2.6	-	-	-	-	-	-
2001年 1～3月	1.9	4.8	4.2	6.1	-	-	1.4	-	2.4	-	-	-	-	-	-
4～6月	2.8	4.6	3.9	4.9	-	-	1.4	-	1.8	-	-	-	-	-	-
7～9月	1.3	4.1	4.0	4.4	-	-	0.8	-	2.0	-	-	-	-	-	-
10～12月	-	3.9	4.1	3.7	-	-	0.4	-	1.9	-	-	-	-	-	-
2001年 1月	-	4.4	-	-	3.4	-	-	4.2	-	-	2.2	10.7	-	2.9	2.7
2月	-	4.8	-	-	3.5	-	-	4.5	-	-	2.3	10.6	-	2.9	2.7
3月	-	5.1	-	-	3.0	-	-	4.6	-	-	2.1	10.3	-	2.9	2.5
4月	-	4.5	-	-	3.5	-	-	4.9	-	-	2.8	10.2	-	2.8	2.5
5月	-	4.8	-	-	3.6	-	-	4.9	-	-	3.1	10.0	-	3.3	2.4
6月	-	4.5	-	-	3.9	-	-	4.5	-	-	2.9	9.9	-	2.9	2.4
7月	-	4.3	-	-	3.9	-	-	4.6	-	-	2.7	11.1	-	3.0	2.4
8月	-	4.0	-	-	3.8	-	-	4.7	-	-	2.7	11.6	-	2.8	2.4
9月	-	4.0	-	-	3.6	-	-	4.7	-	-	2.3	11.7	-	2.4	2.5
10月	-	4.1	-	-	2.8	-	-	4.3	-	-	2.4	11.5	-	2.3	2.7
11月	-	3.9	-	-	2.4	-	-	4.2	-	-	2.1	10.8	-	2.1	2.7
12月	-	3.7	-	-	3.0	-	-	4.4	-	-	2.2	10.8	-	1.7	2.7
2002年 1月	-	3.6	-	-	4.4	-	-	4.0	-	-	2.9	10.9	-	2.3	-
2月	-	3.7	-	-	3.4	-	-	3.8	-	-	2.6	-	-	2.3	-

(注)1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比*は前期比は推定値。
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)失業率は失業保険申請ベース。
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長は、2001年1月より96年まで通り計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.5	2.0	6.8	7.8	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0	1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.3	0.8	4.7
3.0	1.9	5.6	10.8	1.5	9.8	1.6	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.5	1.3	5.2	8.6	2.4	7.4	3.5	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.3	2.1	5.2	10.8	1.6	5.5	2.8	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
3.0	2.7	4.7	11.5	5.6	4.1	3.0	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.0	1.6	2.0
1.2	2.3	4.5	-	-	3.8	1.0	2.7	6.1	1.2	2.5	4.0	-	2.6	-	-	-	-
3.1	2.6	4.7	10.1	-	-	1.7	2.8	5.8	3.7	0.9	4.8	5.6	3.9	8.4	2.9	2.0	1.8
2.7	2.6	4.7	12.1	-	-	2.0	2.8	7.2	2.3	1.1	3.9	5.5	3.9	8.6	2.5	2.6	1.8
2.0	-	4.7	12.7	-	-	2.7	2.8	5.3	2.2	1.6	4.2	3.5	3.1	9.8	2.3	1.0	1.9
0.9	-	4.6	9.2	-	-	1.1	3.1	5.0	1.0	2.7	3.8	0.4	3.1	10.3	2.0	1.5	1.7
1.2	-	4.5	3.2	-	-	0.4	2.6	-	2.8	2.8	4.2	0.3	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
0.7	-	4.4	-	-	-	0.0	-	-	0.7	2.5	3.8	0.9	1.7	8.4	-	0.4	-
-	2.3	4.7	-	5.2	3.6	-	3.0	7.7	-	1.5	4.4	-	3.3	9.9	-	1.3	2.0
-	2.3	4.7	-	5.3	3.6	-	2.6	7.5	-	1.5	4.2	-	3.1	9.8	-	0.8	1.9
-	2.2	4.6	-	5.4	3.6	-	2.7	6.4	-	1.8	3.9	-	2.9	9.6	-	1.0	1.8
-	2.6	4.6	-	5.6	3.7	-	3.0	5.8	-	2.7	3.7	-	3.0	10.3	-	1.2	1.7
-	2.8	4.6	-	5.4	3.7	-	3.4	5.3	-	2.8	3.5	-	3.4	11.3	-	1.8	1.7
-	2.2	4.5	-	5.3	3.7	-	2.8	4.9	-	2.7	4.2	-	3.0	9.3	-	1.6	1.6
-	2.3	4.5	-	4.8	3.7	-	2.8	4.8	-	2.7	4.2	-	2.5	7.6	-	1.4	1.7
-	2.5	4.5	-	4.6	3.7	-	2.5	5.0	-	2.8	4.3	-	2.4	7.8	-	1.1	1.7
-	2.1	4.5	-	4.6	3.7	-	2.6	5.2	-	3.0	4.0	-	2.2	8.7	-	0.7	1.7
-	2.0	4.4	-	4.3	3.9	-	2.5	5.8	-	2.5	4.0	-	1.9	8.3	-	0.6	1.9
-	1.7	4.4	-	3.8	4.0	-	2.1	6.7	-	2.5	3.7	-	1.6	8.8	-	0.3	2.1
-	2.1	4.4	-	4.2	4.0	-	1.9	8.0	-	2.7	3.6	-	1.6	8.1	-	0.3	2.4
-	2.5	-	4.9	4.1	-	-	2.1	8.9	-	2.7	4.4	-	2.3	9.9	-	0.5	2.6
-	2.4	-	-	-	-	-	1.9	8.5	-	-	-	-	-	-	-	0.7	2.6

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
4.9	1.3	4.9	5.2	2.3	4.4	6.0	19.9	13.2	4.3	8.8	3.5	1.3	23.6	9.9	3.9	38.8	6.6
4.7	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.4	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	3.6	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.4	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.3	3.1	3.4	5.5	5.1	1.3	4.1	10.1	15.0	2.9	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.4	3.0	3.6	3.0	6.3	1.4	-	-	-	3.6	-	-	3.8	9.2	5.7	5.3	30.3	8.6
1.5	3.4	3.5	8.8	4.8	1.0	3.1	10.8	-	2.4	4.0	8.9	4.5	9.8	6.3	-	-	-
0.5	3.1	3.1	3.3	4.3	1.1	2.3	9.2	-	3.8	4.2	8.6	4.2	10.4	6.0	-	-	-
0.6	3.5	3.7	6.2	3.8	1.5	2.3	6.7	-	3.8	-	-	4.4	10.3	6.0	-	-	-
1.7	4.0	3.6	3.0	5.6	1.5	0.9	6.6	-	3.8	-	-	4.0	10.5	5.6	-	-	-
1.7	2.6	3.6	-	7.7	1.1	0.8	4.9	-	3.5	-	-	3.7	8.7	5.6	-	-	-
1.7	2.0	3.3	-	8.2	1.5	-	-	-	3.2	-	-	3.3	7.2	5.6	-	-	-
-	3.4	3.6	-	3.5	1.6	-	7.4	15.7	-	4.2	9.1	-	10.1	6.0	-	39.9	10.8
-	3.6	3.4	-	4.1	1.5	-	6.6	15.9	-	4.0	9.0	-	10.4	6.3	-	40.0	10.8
-	3.7	3.3	-	3.9	1.5	-	6.2	16.1	-	4.1	8.7	-	10.5	5.6	-	40.3	10.5
-	3.8	3.2	-	4.5	1.6	-	6.6	16.0	-	4.6	8.3	-	10.3	5.8	-	37.5	9.9
-	4.3	3.4	-	5.5	1.6	-	6.9	15.9	-	5.0	8.1	-	10.8	5.7	-	37.4	9.3
-	3.8	3.5	-	6.8	1.2	-	6.2	15.9	-	5.5	8.1	-	10.5	5.4	-	35.7	8.8
-	2.7	3.6	-	7.0	1.1	-	5.2	16.0	-	5.9	8.5	-	9.4	5.7	-	31.8	8.4
-	2.7	3.6	-	7.9	1.1	-	5.1	16.2	-	5.5	8.5	-	8.7	5.8	-	32.4	8.1
-	2.4	3.7	-	8.4	1.1	-	4.3	16.3	-	4.7	8.5	-	8.0	5.3	-	31.2	7.8
-	2.2	4.0	-	8.0	1.2	-	4.0	16.4	-	4.4	8.4	-	7.6	5.6	-	30.7	7.7
-	1.8	3.7	-	8.1	1.5	-	3.6	16.8	-	4.2	8.5	-	7.1	5.8	-	30.7	8.0
-	2.1	3.6	-	8.6	1.9	-	3.6	17.4	-	4.1	8.9	-	6.8	5.4	-	30.3	8.6
-	1.3	-	-	9.4	-	-	3.5	18.0	-	3.7	9.4	-	6.6	-	-	28.6	12.4
-	0.8	-	-	8.9	-	-	-	-	-	3.9	9.3	-	-	-	-	27.2	13.2

(注)6 デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。

7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。

8 97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。

資料：各国統計による。ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

中・東欧三二情報

《ホテル事情》

ポーランド

早めの予約が必要

ワルシャワには中級クラスのホテルが少ない。高級ホテルとしては、マリオット、プリストル、ハイアット・リージェンシーなどがある。価格はシーズンによって変動するが、4月を例にとると、はシングル（以下S）、ダブル（以下D）とも230ドル、はS379ドル、D409ドル、はS、Dとも140ユーロ。すべて税・朝食は別である。

その他には、ホリデーイン（S210ドル、D245ドル）、メルキュール（S206ユーロ、D223ユーロ）、ソビエスキ（Sobieski：スタンダードはSのみで165ドル、SuperiorはS205ドル、D240ドル）がワルシャワの中心地にあり、便利。

は税・朝食込み価格である。

日本からの投資が多いシロンスク（シレジア）地方に近い古都クラクフは、数日間滞在するビジネスマンにとっては手ごろな観光スポットだが、ホテルの数が少ないのでどのホテルも値段が高めなうえ、1ヵ月以上の余裕をみて予約をする必要がある。また、国際見本市で有名な都市ポズナニでも、見本市の会期中はホテルが満室になるため、数ヵ月以上前から予約を取らなければならない。

なお、主要なホテルの予約やホテル事情の情報入手は以下のサイトで行うことも可能。
Hotels in Poland：www.hotelsinpoland.com
HotelsPoland.com：www.hotelspoland.com
All Hotels in Poland!：www.poltravel.com

チェコ

外資系大型ホテルが中心

チェコには、年間約1億人の外国人が訪れる。さらに、年間ホテル利用者数は、ほぼチェコの人口に相当する1,000万人に及び、うち半数が外国人である。プラハ市内のホテルの主流は、こうした外国人の観光客やビジネスマンをターゲットにした外資系大型ホテルである。インターコンチネンタル、ヒルトン、ラディソンSAS、マリオットのほか、最近フォー・シーズンズも完成した。プラハには、5ツ星ホテル（1泊200～300ドル）が10軒、4ツ星ホテル（100～200ドル）が44軒あり価格はいずれも西欧並みである。ただし、コーポレート・レートを取得

していればこの半額ほどになる。大半がレストラン、会議室のほか、ジム、美容院などを備えているが、小型ホテルの場合、専用駐車場がないものもある。車で来訪するときには、警備員付の室内駐車場のあるホテルの利用をお勧めする。

プラハ市内のホテルは慢性的不足状態にあり、観光シーズン中、特に「プラハの春音楽祭」が開催される5月や大規模な国際会議（2002年11月のNATOサミットなど）の期間中などは市内主要ホテルは満室となる。サービスは年々改善されつつあり、最近では日本人観光客、ビジネスマンの利用が増えてきており、和食を注文できるホテルも出てきている。

ハンガリー

温泉付きホテルでリラックス

ブダペストには、マリオットやインターコンチネンタル、ヒルトン、ケンピンスキー、フォー・シーズンズ（2002年内完成予定）など、欧米系大型ホテルが観光やビジネスの中心地に構えている。一方、地元資本の温泉ホテルが、市街地から少し離れたところにいくつもみられる。街の中心への足はタクシーを使うことになるが、緑の多い閑静な地域にある場合が多く、日ごろの疲れを温泉で癒したいというビジネスマンには人気だ。

ドナウ川の西側ブダ地区にある温泉ホテルとしては、観光ガイドなどでよく紹介されるゲッレルトが有名。建物はアールヌーボー様式で、

ノスタルジックな雰囲気でお湯に浸るにはお勧めだ。また、ブダペスト北部に位置するアクインクムはモダンで清潔な感じだ。ペスト側には、モダンな建物に温泉プールやジャグジーが併設されたヘーリアがある。

市内を流れるドナウ川に浮かぶ緑あふれるマルギット島には、グランド・ホテル・マルギットスイゲトとテルマル・ホテル・マルギットスイゲトがある。なお、先ごろ封切られた映画スパイ・ゲームのロケでブダペストに滞在していたロバート・レッドフォード氏は、宿泊場所を市内の外資系高級ホテルから同島内のホテルに移し、島内でジョギングをしていたといわれている。

温泉では他の欧州と同様、水着着用が一般的。

ルーマニア

概して高いホテル代

ブカレストには約40軒のホテルがある。出張者の多くは、5ツ星（約250ドル）、4ツ星（約180ドル）、3ツ星（約110ドル）のホテルを利用している。春と秋に開催される見本市のシーズンは2割増しとなり、概して高い。

ブカレストの最高級ホテル(5ツ星)はヒルトン、マリオット、クラウンプラザ、ソフィテル、インターコンチネンタルなど、ほとんどが外資系ホテルである。多くがプール、サウナ、フィットネス、カジノなどの設備を揃えており、インターネット接続、レンタカー、通訳の手配も可能。ヒルトンやインターコン

チネンタルはブカレストの中心部、マリオットは議会宮殿の近くに位置している。クラウンプラザ、ソフィテルはロメクスポ（展示場）の近くにある。また、クラウンプラザ、ソフィテルでは日本のテレビの視聴が可能。

4ツ星ホテルには、リド、ブカレスト、マジエスティック、コンチネンタルなどがあるが、いずれもブカレストの中心にある。オトペニ空港近くにはスカイゲートホテルがある。

安価なものとしては、ノルド（北）駅の近くにイビス（仏）が開業し、1泊59ドルの料金で営業しているほか、1泊50～80ドル前後で自炊も可能なアパートがある。

バルト3国

外資系、5ツ星などホテルは多様

エストニア：ホテル協会に属している41のホテルのうち首都タリンにあるのは21。その多くが外資系であり欧米で受けられるホテルのサービスと遜色ない。平均稼働率は6割だが、5～8月の観光シーズンの稼働率はこれより高いので注意が必要。協会所属ホテルの客室料平均は1泊55ユーロ程度だが、日本人が通常利用するようなタリンの高級ホテルになると平均115ユーロ、5ツ星のパークコンスルなどは230ユーロとなる。

ラトビア：2001年のリガ市800年祭に備えいくつものホテルの開業、改修があった。市内にある高層ホテルの改修が終わり2001年5月に業

務再開した。26階のバーから見るリガの夜景はお勧めである。料金はシングルでリガ市内では大体105～110ドルといったところである。ラトビアのホテル情報はwww.latviatravel.comへ。

リトアニア：首都ヴィルニウスではスティクレイホテル、北欧のビジネスマンに人気のあるラディソンSASアストリヤホテルが最高級クラス。シングルで1泊150～170ドル程度である。一般にビジネスマンの利用するホテルは、旧市街を中心に広がっておりシングルで80～120ドル程度。超高級ホテルを除き歯ブラシ・シャンプー等が部屋に準備されていないことがある。ヴィルニウスには、バルト3国最大の展示会場があるため、展示会実施時にはホテルが満室となる。

各国通貨交換レート

2002年4月8日現在

	国・地域名	通貨	略号 (ISO通貨 コード)	交換レート		
				1米ドル当たり 現地通貨	1ユーロ当たり 現地通貨	1現地通貨 当たり円
西 欧	ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	1.14	-	115.82
	英 国	英ポンド	GBP	0.70	0.61	188.28
	ス イ ス	スイス・フラン	CHF	1.67	1.46	78.53
	デンマーク	デンマーク・クローネ	DKK	8.50	7.43	15.46
	スウェーデン	スウェーデン・クローナ	SEK	10.37	9.07	12.67
	ノルウェー	ノルウェー・クローネ	NOK	8.73	7.63	15.06
	アイスランド	アイスランド・クローナ	ISK	99.14	86.74	1.38
中 ・ 東 欧	ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	4.10	3.58	32.08
	チェコ	チェコ・コルナ	CZK	35.15	30.76	3.74
	スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	47.64	41.68	2.77
	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	276.78	242.16	0.47
	ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	32,905.0	28,790.2	0.40 (100ROL当たり)
	ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGL	2.23	1.95	58.98

注：1) ユーロ圏12カ国は、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ

2) 小数点第2位以下で四捨五入（ルーマニアを除く）。

3) アイスランド、スロバキア、ルーマニア、ブルガリアの「1現地通貨当たり円」は下記サイトより計算
出所：フィナンシャル・タイムズ紙のウェブサイト“FT.com”による4月8日時点のレート。

<http://www.marketprices.ft.com/markets/currencies/ab#a>

<http://mwprices.ft.com/custom/ft-com/currency.asp>

JETRO ユーロトレンド

2002年5月号（NO.52） 2002年4月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。